

平成 2 5 年第 2 回定例会

# 滝 川 市 議 会 会 議 録

## 第2回定例会会議録目次

| 第1日目（平成25年6月12日） |                                                | 頁  |
|------------------|------------------------------------------------|----|
| ○開会宣告            |                                                | 3  |
| ○開議宣告            |                                                | 3  |
| ○日程第 1           | 会議録署名議員指名                                      | 3  |
| ○日程第 2           | 会期決定                                           | 3  |
| ○日程第 3           | 議長報告                                           | 3  |
| ○日程第 4           | 行政報告                                           | 3  |
| ○日程第 5           | 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）                      | 6  |
| ○日程第 6           | 報告第 5号 専決処分について（損害賠償額の決定）                      | 6  |
| ○日程第 7           | 報告第 6号 専決処分について（調停の申立て等）                       | 7  |
| ○日程第 8           | 議案第 1号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第2号）                  |    |
|                  | 議案第 3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例                    |    |
|                  | 議案第12号 滝川市土地開発公社の解散について                        |    |
|                  | 議案第13号 債権の放棄について                               |    |
|                  | 議案第14号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について             | 9  |
| ○日程の追加について       |                                                | 32 |
| ○日程第 9           | 議案第 2号 滝川市税条例の一部を改正する条例                        | 32 |
| ○日程第10           | 議案第 4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 | 34 |
| ○日程第11           | 議案第 5号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例                    | 36 |
| ○日程第12           | 議案第 6号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例                      | 37 |
| ○日程第13           | 議案第 7号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築A工事）             |    |
|                  | 議案第 8号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築B工事）             |    |
|                  | 議案第 9号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築電気設備工事）          |    |
|                  | 議案第10号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築機械設備工事）          | 38 |
| ○日程第14           | 議案第11号 不動産の取得について                              | 41 |
| ○日程第15           | 議案第15号 議員の派遣について                               | 43 |
| ○日程第16           | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について                        | 44 |
| ○休会の件について        |                                                | 44 |

|       |     |
|-------|-----|
| ○散会宣告 | 4 5 |
|-------|-----|

第8日目（平成25年6月19日）

|                  |       |
|------------------|-------|
| ○開議宣告            | 4 9   |
| ○日程第 1 会議録署名議員指名 | 4 9   |
| ○日程第 2 一般質問      | 4 9   |
| 9番 三 上 裕 久 君     | 4 9   |
| 17番 大 谷 久美子 君    | 6 1   |
| 1番 渡 辺 精 郎 君     | 6 7   |
| 18番 窪之内 美知代 君    | 8 0   |
| 5番 渡 邊 龍 之 君     | 9 1   |
| ○発言の訂正について       | 1 0 2 |
| ○延会の件について        | 1 0 3 |
| ○延会宣告            | 1 0 3 |

第9日目（平成25年6月20日）

|                  |       |
|------------------|-------|
| ○開議宣告            | 1 0 7 |
| ○日程第 1 会議録署名議員指名 | 1 0 7 |
| ○発言の訂正について       | 1 0 7 |
| ○日程第 2 一般質問      | 1 0 7 |
| 10番 堀 重 雄 君      | 1 0 7 |
| 15番 柴 田 文 男 君    | 1 1 4 |
| 11番 関 藤 龍 也 君    | 1 2 5 |
| 4番 坂 井 英 明 君     | 1 4 0 |
| ○発言の訂正について       | 1 5 7 |
| 7番 木 下 八重子 君     | 1 5 7 |
| ○発言の訂正について       | 1 6 2 |
| ○延会の件について        | 1 6 3 |
| ○延会宣告            | 1 6 3 |

第10日目（平成25年6月21日）

|                  |       |
|------------------|-------|
| ○開議宣告            | 1 6 7 |
| ○日程第 1 会議録署名議員指名 | 1 6 7 |
| ○発言の訂正について       | 1 6 7 |
| ○日程第 2 一般質問      | 1 6 7 |
| 12番 山 口 清 悦 君    | 1 6 7 |

|        |                               |                                   |       |
|--------|-------------------------------|-----------------------------------|-------|
|        | 2 番                           | 清 水 雅 人 君                         | 1 7 4 |
| ○日程第 3 | 議案第 1 6 号                     | 平成 2 5 年度滝川市一般会計補正予算（第 3 号）       |       |
|        | 議案第 1 7 号                     | 平成 2 5 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |       |
|        | 議案第 1 8 号                     | 平成 2 5 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号） |       |
|        | 議案第 1 9 号                     | 平成 2 5 年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）   |       |
|        | 議案第 2 0 号                     | 平成 2 5 年度滝川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）    |       |
|        | 議案第 2 1 号                     | 平成 2 5 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 1 号）     |       |
|        | 議案第 2 2 号                     | 職員の給与の臨時特例に関する条例                  | 1 9 3 |
| ○日程第 4 | 報告第 1 号                       | 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について           | 2 1 1 |
| ○日程第 5 | 報告第 2 号                       | 滝川市土地開発公社の経営状況について                | 2 1 3 |
| ○日程第 6 | 報告第 3 号                       | 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について           | 2 1 5 |
| ○日程第 7 | 報告第 7 号                       | 監査報告について                          |       |
|        | 報告第 8 号                       | 例月現金出納検査報告について                    | 2 1 6 |
| ○日程第 8 | 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について |                                   | 2 1 8 |
| ○市長挨拶  |                               |                                   | 2 1 8 |
| ○閉会宣告  |                               |                                   | 2 1 9 |

## 平成25年第2回滝川市議会定例会（第1日目）

平成25年 6月12日（水）

午前10時00分 開 会

午後 2時46分 散 会

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 4号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 6 報告第 5号 専決処分について（損害賠償額の決定）
- 日程第 7 報告第 6号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第 8 議案第 1号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第2号）
  - 議案第 3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例
  - 議案第12号 滝川市土地開発公社の解散について
  - 議案第13号 債権の放棄について
  - 議案第14号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

### ○追加日程

- 日程第 9 議案第 2号 滝川市税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 5号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 6号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 7号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築A工事）
  - 議案第 8号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築B工事）
  - 議案第 9号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築電気設備工事）
  - 議案第10号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築機械設備工事）
- 日程第14 議案第11号 不動産の取得について
- 日程第15 議案第15号 議員の派遣について
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

### ○出席議員（18名）

|    |           |    |           |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 渡 辺 精 郎 君 | 2番 | 清 水 雅 人 君 |
| 3番 | 水 口 典 一 君 | 4番 | 坂 井 英 明 君 |
| 5番 | 渡 邊 龍 之 君 | 6番 | 小 野 保 之 君 |

7 番 木 下 八重子 君  
 9 番 三 上 裕 久 君  
 1 1 番 関 藤 龍 也 君  
 1 3 番 田 村 勇 君  
 1 5 番 柴 田 文 男 君  
 1 7 番 大 谷 久美子 君

8 番 山 本 正 信 君  
 1 0 番 堀 重 雄 君  
 1 2 番 山 口 清 悦 君  
 1 4 番 井 上 正 雄 君  
 1 6 番 荒 木 文 一 君  
 1 8 番 窪之内 美知代 君

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長 前 田 康 吉 君  
 副 市 長 鈴 木 光 一 君  
 教育委員会委員長 若 松 重 義 君  
 総 務 部 長 山 崎 猛 君  
 市民生活部長 樋 郡 真 澄 君  
 市民生活部参事 石 川 雅 敏 君  
 保健福祉部次長 中 川 啓 一 君  
 経 済 部 次 長 居 林 俊 男 君  
 農 政 部 次 長 中 島 隆 宏 君  
 建 設 部 長 大 平 正 一 君  
 教 育 部 長 舘 敏 弘 君  
 教 育 部 参 事 庄 野 雅 洋 君  
 監 査 事 務 局 長 堀 下 博 正 君  
 市立病院事務部次長 田 湯 宏 昌 君

副 市 長 吉 井 裕 視 君  
 教 育 長 小 田 真 人 君  
 総 括 理 事 高 橋 賢 司 君  
 総 務 部 次 長 五十嵐 千夏雄 君  
 市民生活部参事 伊 藤 克 之 君  
 保健福祉部長 佐々木 哲 君  
 経 済 部 長 千 田 史 朗 君  
 農 政 部 長 若 山 重 樹 君  
 農 政 部 参 事 多 田 幸 秀 君  
 建 設 部 技 監 高 瀬 慎二郎 君  
 教 育 部 参 事 河 野 敏 昭 君  
 教育部指導参事 四十九院 正満 君  
 市立病院事務部長 鈴 木 靖 夫 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 菊 井 弘 志 君  
 書 記 橋 本 洋 衣 君

副 主 幹 和 田 英 昭 君  
 書 記 村 井 理 君

開会 午前１０時００分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成２５年第２回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、１８名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

ここで、去る５月２２日に開催されました全国市議会議長会第８９回定期総会において議員１０年以上の功績で大谷久美子議員、山口清悦議員、三上裕久議員、柴田文男議員が一般表彰を受けましたので、その伝達式を行います。

それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前１０時０１分

再開 午前１０時０４分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

○議 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第２ 会期決定

○議 長 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月２１日までの１０日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は１０日間と決定いたしました。

◎日程第３ 議長報告

○議 長 日程第３、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市長 皆さん、おはようございます。それでは、6月12日から21日までの10日間にわたりまして平成25年第2回滝川市議会定例会が招集され、一般会計補正予算等諸議案と報告案件をご審議いただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につきましてはそれぞれ詳しくご説明、ご報告を申し上げますので、十分ご審議をいただきまして、原案をそれぞれご決定いただきますよう、冒頭心からお願い申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成25年2月26日から6月5日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下2件について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、平成24年度の各会計決算につきまして口頭をもってご報告させていただきます。これは、5月末日をもって一般会計及び特別会計の出納整理期間が終了し、一応の計数がまとまりましたので、後ほど正式に手続を踏みまして、議会の承認を求めることになるわけですが、本日その決算の概要につきまして簡潔にご報告申し上げます。一般会計におきましては4億1,906万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金が主な要因となっております。その他としましては、歳入では市税が予算に対して8,804万円の増、地方交付税が7,849万円の増などとなり、また歳出では生活保護扶助費が予算に対して3,971万円の減、国民健康保険特別会計繰出金2,310万円の減、介護保険特別会計繰出金2,072万円の減などとなった結果であります。なお、繰越明許費繰越額が196万円ありますので、それを差し引いた4億1,710万円が実質収支額となります。次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は579万円の剰余となりましたが、保険給付費の減などによるものであり、このうち290万円を国民健康保険準備基金に積み立てることとしております。公営住宅事業特別会計は1,816万円の剰余となりましたが、これは前年度からの繰越金及び経費節減等によるものです。介護保険特別会計の保険事業勘定では620万円の剰余を生じておりますが、保険給付費の減などによるものでございます。次に、介護サービス事業勘定では9,669万円の剰余ですが、これにつきましても前年度からの繰越金などによるものであります。また、後期高齢者医療特別会計は103万円の剰余となったところですが、前年度からの繰越金などによるものでございます。続きまして、企業会計におきましては、下水道事業会計は収益的収支で3,833万円の純利益となったところであり、また、資本的収支では5億8,361万円の差し引き不足となり、当年度分損益勘定留保資金などで補填したところ、病院事業会計は、収益的収支では当初予算で5億9,473万円の純損失と見込んでいましたが、決算では2億7,779万円の純損失となりました。また、資本的収支では6億4,791万円の差し引き不足となり、過年度分損益勘定留保資金などで補填したところ、以上、一般会計ほか各会計の決算概要につきましてのご報告といたします。

2点目ですが、農作物の生育状況についてご報告いたします。昨年に引き続き降雪量が多く、4月の低温が続いたことも重なり、融雪期は平年より6日おくれの4月16日となりましたが、5月にかけても低温傾向となり、水田耕起の最盛期は5月12日と平年の7日おくれとなりました。以

下、6月1日現在における主な作物の生育状況について申し上げます。水稻は、移植作業は圃場準備のおくれにより平年より6日おくれでしたが、移植後はおおむね順調に生育しています。秋まき小麦は、越冬後の茎数は確保できていますが、低温の影響で生育がおくれ、平年より6日おくれしています。大豆は、水稻の移植作業がおくれたため播種作業がおくれ、平年より9日おくれとなっています。タマネギは、融雪のおくれや降雨により圃場準備がおくれたため、移植終わりは平年の9日おくれとなっており、移植後の生育も平年より7日おくれしています。リンゴは、低温の影響で生育が平年より10日おくれしています。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、続きまして教育委員会から3点ご報告を申し上げます。

最初に、滝川市立図書館が平成25年度子どもの読書活動優良実践図書館として文部科学大臣表彰を受賞したことについて報告させていただきます。当館は、平成23年11月、市役所2階への移転をきっかけとして、特色の一つにこども図書館を掲げ、ボランティアとの協働による読み聞かせや保育所等を対象とするまごころ本箱はこぶっくによる絵本の貸し出しなど、子供たちが多くの本に触れ、積極的に読書活動を進める取り組みが高く評価され、今回の受賞となりました。表彰式は、4月23日の子ども読書の日に東京で行われ、前田市長が出席し、受賞いたしました。当館としては、この受賞を糧にさらなる子供たちの読書活動の推進と市民の皆様にとってより満足度の高い図書館を目指してまいります。

2点目は、5月26日にオープンいたしました滝川市文京台ソフトボール場についてご報告いたします。空知川河川敷ソフトボール場を滝川市教育支援センター横に移設し、ソフトボール場2面が完成いたしました。当日のオープンセレモニーに水口市議会議長様を初め、北海道ソフトボール協会木本会長様初め関係者約100名の皆様にご臨席を賜り、念願の専用ソフトボール場が開設できましたことを心から感謝申し上げる次第であります。この文京台ソフトボール場は、5月27日から10月末日まで教育支援センターの窓口もしくは電話でのお申し込みを受け付けておりますので、ソフトボール以外の少年野球の練習にもご使用いただきたいと思います。今後多くの市民の皆様が健康増進の新たな拠点として活用されますことを期待しております。

3点目は、本年7月28日に開催いたします北海道日本ハムファイターズ対東京ヤクルトスワローズのイースタンリーグ公式戦についてご報告いたします。本年3月に実行委員会が設立され、滝川市議会議員会様を初め、多くの企業、団体及び市民の皆様から協賛のご協力をいただき、目標の100万円を超えることができました。改めてお礼を申し上げます。また、市営球場につきましては、内野のグラウンドの土の入れかえ工事が完了いたしました。当日、多少の雨でも試合が可能となりましたので、3,000人以上の観客で市営球場を埋め尽くしたいと考えております。また、試合当日は市内の小学生の野球部150名を無料で招待し、翌日7月29日には小学生野球教室を開催し、プロの技術を間近に見ながら指導を受ける機会をつくり、子供たちに夢を、さらには多くの野球ファンの皆さんに楽しんでいただきたいと思いますと考えております。

以上3点を申し上げまして、口頭での行政報告といたします。

○議長 長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第4号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第5、報告第4号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。  
説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第4号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項は、車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定であります。事故発生日時は平成25年5月7日午後2時50分ころ、事故発生場所は花月町2丁目2番12号、滝川第三小学校敷地内でございます。相手方につきましては、記載のとおりです。損害賠償額は7万1,991円で、全国市長会の学校災害賠償補償保険が適用され、全額補填となる予定でございます。事故の原因につきましては、校舎北側の壁に立てかけて乾かそうとしていました長さ3メートルほどの冬囲い用の板が強風にあおられまして駐車場に駐車していた2台の教員の車両に当たり、損害を与えたものでございます。また、この後報告をさせていただきます報告第5号の件につきましても同時に損害を与えてしまったものであります。

専決処分年月日は、平成25年5月23日です。

今後につきましては、より一層安全に配慮し、作業を行うよう徹底します。心からおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第5号 専決処分について（損害賠償額の決定）

○議長 長 日程第6、報告第5号 専決処分について（損害賠償額の決定）を議題といたします。  
説明を求めます。教育部長。

○教育部長 報告第5号 専決処分につきまして、報告第4号に続きまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決事項は車両損傷事故に伴う損害賠償額の決定で、事故発生日時は平成25年5月7日午後2時50分ころ、事故発生場所は花月町2丁目2番12号、滝川第三小学校敷地内でございます。相手方につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償額は5万7,342円で、全国市長会の学校災害賠償補償保険が適用され、全額補填となる予定でございます。事故の原因につきましては、報告第4号と同様でございます。

専決処分年月日につきましては、平成25年5月23日です。

以上、専決処分につきましてご報告をさせていただきました。重ねて大変申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第6号 専決処分について（調停の申立て等）

○議長 長 日程第7、報告第6号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました報告第6号 専決処分につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を申し上げます。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

申し立ての趣旨でございますが、相手方が市営住宅の家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行ったところでございますが、履行されなかったために当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払い請求の申し立て等をするものでございます。

追行の方針でございますが、1といたしまして、調停において目的を達することができないときは裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いに関する訴えを提起するものでございます。

2といたしまして、調停において必要があるときは適当と認められる条件で和解に応じますが、和解されてもその内容が実行されないときは裁判所へ訴えを提起することとしております。

専決処分年月日は、平成25年4月12日でございます。

以上をもちまして報告第6号の説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、報告第6号について質疑をしたいと思います。

今回の説明の中で相手方について記載のとおりということで、個人情報が入るという点では、あるいは議事録という点で載らないと、わからないという措置がとられたことについては評価をしております。一方、個人情報が議案に載って、これがいろんなところに保管をされるということになるのですが、これについて求めていたもう一点であるこういう形で議案に個人情報が、住所、氏名が議案に載るということについて相手方に何らかの事前のお知らせあるいは説明等をしているのかど

うかお伺いをいたします。

○議長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 本人とは調停の段階で面談しております。面談の中では専決処分の関係については申し上げておりません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 現在個人情報というのは開示をするに当たって賛否両論があるところです。命にかかわることで、例えば電気、ガス、水道等の事業者が停止をする時点においても個人情報のために行政に伝えることはできないと、こういうことがつい先日大阪市の事例でも報道がされておりました。これほど個人情報というのは、命にかかわるといえるときにも伏せるのだという考え方もまだまだ根強い。そういう中でこれほどの個人情報が相手に説明もないというのは、やはりこちらの市側の進め方に私は不足があると、不十分さがあるというふうに考えますが、これについてはもう数カ月ご検討された上で、まず一部改善がされ、さらなる改善を求めるものですが、お考えを伺いたいと思います。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 住宅という分野の中での個人情報という扱いに対する見解をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、調停の家賃滞納に関するものに関してはこれまでも議論はいろいろされているところでございます。その中で、まず法令に基づくものは基本的に公開できるという原則があります。その中では専決処分というものに対してもそれは当然公表するということは可能だとなっていますけれども、そういったときに守秘義務の部分の未収金を回収するという一つの大きな目的がございます。その中で、市の債権の確実な回収を図るという一つの公益性、これに対して未納者の氏名という私的利益、個人情報という一つの利益を比較衡量した上で、重大な案件としてはどちらが重要かということを前提にしたときには、公営住宅の専決処分というものに関しては今の段階では、今回は名前は公表しないで手元の文書のとおりの表現をさせていただいたところでございますけれども、現段階においては滞納の扱いに関しての専決処分においては、その他の文献等を見たところでは、このような専決処分においては仮の名前を使うとかそういうことではなくて、明らかに当人の名前を表示した上で上程させていただくということできているところでございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご本人の同意という意味での答弁をさせていただきたいと思います。

議案への相手方の住所、氏名の記載については、公益性とプライバシーの保護の比較衡量によって決まるというふうに以前から認識しております。これまで提案している事件につきましては、公益性の観点から公正な審議をいただくために相手方の住所、氏名という私的利益にまさっているという判断のもとで、本人の同意または事前、事後の説明も必要ないというふうに考えているところであります。ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 専決処分の報告で扱われる内容としては、相手方が市に損害を与えているという事例と市が相手方に損害を与えていると、市が相手方に損害を与える場合に保険などに該当させるために議会への報告等が必要だというものについてされる場合もあると。今私的利益にまさっているというふうに言われましたが、例えば5万円や7万円の損害賠償を市から受けることで住所と氏名が公開をされると。現在ストーカー事件ですとか、本当に個人情報については命にかかわるということもあるのです。そういう点で、必ずしもここで開示をすることが私的利益にまさるというふうには私は考えられないわけです。そういう点でさらなる検討が必要だというふうに思いますが、その際のやり方としては例えば閲覧方式にするだとか、要するに公開されないものということで、しかし議員は確認はできるというような、議会で机上配付すると、それが議案の資料ということであれば議案と一緒に残らないということであれば、そういう方法もあるでしょうし、そういったことについて検討をさらにするお考えについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 具体的な検討については現在考えておりませんが、ただ先ほど議員さんがおっしゃったように何が何でも必ずしも全てということではなく、それぞれどちらが優先するかということについては慎重に判断をさせていただいて、議案への記載ということが現実として現在になっているということです。極端な話、命にかかわるものも何も中身に関係なく判断しているかということ、そうではないということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第2号）

議案第3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第12号 滝川市土地開発公社の解散について

議案第13号 債権の放棄について

議案第14号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

○議長 長 日程第8、議案第1号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第2号）、議案第3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例、議案第12号 滝川市土地開発公社の解散について、議案第13号 債権の放棄について、議案第14号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 おはようございます。ただいま上程されました議案第1号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、国の平成24年度補正予算（第1号）に計上された緊急経済対策の一環として創

設された地域の元気臨時交付金を活用して実施する事業の補正と滝川市土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債の借り入れなどの補正が主な内容となっております。

1 ページをごらんください。第 1 条第 1 項で、歳入歳出の総額にそれぞれ 6 億 3, 263 万 7, 000 円を追加し、予算の総額を 208 億 6, 401 万 3, 000 円とするものでございます。

第 2 項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表によるところでございます。

第 2 条、地方債の補正でございますが、地方債の追加は、第 2 表によるところでございます。

2 ページから 3 ページまでは第 1 表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

5 ページをお開き願います。第 2 表、地方債補正でございます。除雪機械整備事業債、限度額 920 万円、第三セクター等改革推進債、限度額 8 億 7, 800 万円を追加したいとするものでございます。除雪機械整備事業債につきましては、除雪用車両を購入する財源として活用したいとするものでございます。また、第三セクター等改革推進債につきましては、後ほど議案第 12 号 滝川市土地開発公社の解散について、議案第 13 号 債権の放棄について及び議案第 14 号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてでご説明申し上げますが、滝川市土地開発公社の解散に伴う必要な財源として第三セクター等改革推進債を活用したいとするものでございます。平成 26 年度より 10 年間で返済するもので、利息の 2 分の 1 が特別交付税で措置されるものでございます。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、12 ページ、13 ページをお開き願います。2 款 1 項 4 目財産管理費、補正額 13 万円の増額につきましては、ストックマネジメントの推進に要する経費の補正でございます。先進的な取り組みといたしまして千葉県流山市が実施をしている横断的な施設の一括管理であるデザインビルド型包括施設管理システムを学ぶため、担当職員を講師として招き、セミナーやワークショップを開催したいとするもので、費用の全額が公益財団法人北海道市町村振興協会から補助されるものでございます。

2 款 1 項 7 目市民生活推進費、補正額 306 万円の増額についてでございますが、消費者行政活性化事業に要する経費 56 万円の増額につきましては、消費生活相談員に国民生活センターなどが開催する研修に参加してもらうことによりレベルアップを図り、消費生活相談をより一層適切かつ迅速な対応がとれるようにしたいとするもので、費用の全額が北海道の消費者行政活性化事業補助金にて措置されるものでございます。まちづくりセンターに要する経費 250 万円の増額につきましては、滝川市町内会連合会連絡協議会が各地域に根づいたイベント事業等を一層充実させ、さらなるコミュニティ活動の推進を図る目的でテントや発電機などの備品を購入するため、財団法人自治総合センターにコミュニティ助成事業の補助申請をしておりましたが、このたび補助金が決定されたのを受けまして、町連協に地域活動備品整備補助金を交付するため補正したいとするものでございます。

2 款 1 項 10 目地域の元気臨時交付金事業費、補正額 5 億 6, 083 万 5, 000 円の増額につきましては、地域の元気臨時交付金事業に要する経費の補正でございます。国の平成 24 年度補正予算（第 1 号）に計上された緊急経済対策に伴い、各地方公共団体の追加公共投資の負担額等に応

じて配分され、地域経済の活性化と雇用の創出を図る地域の元気臨時交付金が創設されたところでございます。この交付金の使途は建設地方債の対象事業となる地方単独事業、または建設公債の対象となる国庫補助事業と決められており、実施事業年度も平成26年度までとされております。当市におきましては、最大限の効果となるように交付限度額以上の事業規模を予算化し、経済効果が早くあらわれるよう25年度事業については迅速な実施に努めるとともに、その効果を26年度にも持続させるため、交付金の一部を施設整備政策基金に積み立て、事業を実施したいとするものでございます。公共施設改修事業1億614万5,000円といたしましては、滝川ふれ愛の里の浴場大型空調機改修等工事ほか6施設の改修工事を予定しております。道路新設改良等事業6,618万円といたしましては、市道朝日町東574号線の道路改良舗装工事のほか7カ所の工事などを予定しております。公園・河川等改修事業6,297万3,000円といたしましては、公園につきましては北電公園遊具等改修工事などを実施をいたします。河川につきましては、銀川護岸改修工事ほか1件の工事を予定しております。学校教育施設改修事業1億653万3,000円といたしましては、滝川第二小学校の屋上防水、外壁改修等工事のほか6校の学校施設改修工事を予定しております。これらに係る財源といたしましては、交付金充当対象額の9割に地域の元気臨時交付金を充て、残りを施設整備政策基金から繰り入れしたいとするものでございます。また、交付金事業の効果も26年度も持続させるため、事業費の平準化も一定考慮し、2億1,900万4,000円を施設整備政策基金に積み立てたいとするものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額900万円の増額につきましては、社会福祉対策に要する経費の補正でございます。本年11月に市内に開設を予定している認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所の開設前6カ月に係る準備経費として、事業者に対し介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金を交付するため、補正したいとするものでございます。介護施設等の整備促進のため創設された制度で、費用の全額が北海道の介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金で措置されるものでございます。

3款3項1目生活保護費、補正額75万6,000円の増額につきましては、セーフティネット支援対策等事業に要する経費の補正でございます。本年8月より施行されます生活扶助基準額の見直しなどの制度改正に伴い、生活保護システムの改修が必要なことから、補正したいとするもので、費用の全額がセーフティネット支援対策等事業費補助金で措置されるものでございます。

4款1項3目保健センター費、補正額27万9,000円の増額につきましては、食育ファーム事業に要する経費の補正でございます。食育ファーム事業につきましては、当初予算で35万円の予算をご承認いただいたところでございますが、このたび消費安全対策交付金の補助決定をいただいたことから、参加人数を当初予算で措置している15名から30名に拡大して事業を実施したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。6款1項2目農業振興費、補正額1,125万円の増額につきましては、担い手育成に要する経費の補正でございます。経営体育成支援事業につきましては、昨年まで滝川市農業再生協議会が事業実施主体となって進めておりましたが、本年度より市が事業実施主体となって事業を行うことになりました。このたび採択された事業の助成金を農業者に交付する

ため、補正したいとするものでございます。この事業は、農業経営の改善や発展のための目標項目を2つ以上設定し、事業を行う経営体に対して農業用機械等の導入費を上限300万円として10分の3以内で助成が受けられるもので、今回4経営体が事業の採択を受けたもので、費用の全額が北海道から強い農業づくり事業費補助金として措置されるものでございます。

6款1項4目農地費、補正額93万円の増額につきましては、環境保全型農業直接支援対策に要する経費の補正でございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、当初予算で全国共通の取り組みとなっていた有機農業などを対象に62万8,000円の予算をご承認いただいたところでございますが、北海道の地域特任の取り組みにカメムシの防除についてフェロモントラップと耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術が追加をされたことを受け、交付金の対象件数がふえたことから交付金の増額補正を行いたいとするものでございます。この事業は、国が支援額の2分の1を直接農家に交付し、残りの2分の1を市が北海道の負担分と合わせて交付するものでございます。

8款2項1目道路維持費、補正額3,077万3,000円の増額につきましては、除雪・排雪対策に要する経費の補正でございます。除雪・排雪事業に使用する除雪トラックについて本年度1台増強する予定としておりましたが、このたび社会資本整備総合交付金の内定をいただいたことに伴い、補正したいとするものでございます。購入費用の3分の2を社会資本整備総合交付金で見込んでおります。

9款1項2目防災費、補正額1,297万7,000円の増額につきましては、防災に要する経費の補正でございます。国の平成24年度第1次補正にて全国瞬時警報システム、Jアラートの整備事業が計上されたのを受け、当市におきましても全国瞬時警報システムの自動起動装置を整備し、自動的に情報をコミュニティ放送局からラジオで放送できるよう対応するため、補正したいとするものでございます。費用の全額が総務省の防災情報通信設備事業交付金で措置されるものでございます。

10款1項3目教育振興費、補正額31万円の増額につきましては、心の教育推進に要する経費の補正でございます。本年度から北海道が各振興局で1校をモデル校として指定し、道徳教育推進校事業を実施することに伴い、空知におきましては江部乙小学校がその指定をいただいたところでございます。指定校は、道徳教育モデルプランの作成、道徳教育にかかわる公開授業、実践発表などの事業を北海道から委託を受け実施することになり、費用の全額が北海道道徳教育推進校事業委託金で措置されるものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額300万円の増額につきましては、文化芸術振興に要する経費の補正でございます。9月に公演予定をしている演劇「兄帰る」滝川公演について財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金が採択されたことから、市に交付される助成金を補助金として「兄帰る」滝川公演実行委員会に交付するため、補正したいとするものでございます。

10款7項3目体育施設費、補正額66万3,000円の減額につきましては、体育施設の運営管理に要する経費の補正でございます。後ほど議案第3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例にてご説明申し上げますが、江部乙市民プールが施設の老朽化などから6月30日をもって

廃止するのに伴い、体育施設運営管理代行負担金を減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開き願います。１２款１項２目貸付金につきましては、歳出予算額の変更はございませんが、短期貸付金の債権放棄、第三セクター等改革推進債を活用して土地開発公社を解散することに伴う歳入予算補正により、短期貸付金の歳出予算に充当する財源を振りかえるものでございます。

以上、歳出合計で６億３，２６３万７，０００円の増額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１５款２項２目民生費補助金７５万６，０００円の増、１５款２項５目土木費交付金２，０５１万５，０００円の増、１５款２項７目教育費交付金９４１万４，０００円の増は、いずれも歳出関連でございます。

１５款２項８目総務費交付金５億１，８１７万９，０００円の増は、国の緊急経済対策に基づく地域の元氣臨時交付金に係る歳入でございます。

１５款２項９目消防費交付金１，２９７万７，０００円の増、１６款２項４目農林業費補助金１，１７１万５，０００円の増、１６款２項７目総務費補助金５６万円の増、１６款２項８目民生費交付金９００万円の増、１６款２項９目衛生費交付金２６万９，０００円の増、１６款３項５目教育費委託金３１万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

１９款２項１目基金繰入金３，３２４万２，０００円の増は、本年度に実施をいたします地域の元氣臨時交付金事業費に対する財源不足額を施設整備政策基金から繰り入れをしたいとするものでございます。

次のページをお開き願います。２０款１項１目繰越金８２万５，０００円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

２１款３項６目公社貸付金収入８億７，８００万円の減は、後ほど議案第１３号 債権の放棄についてでもご説明いたしますが、市が土地開発公社に対して行っている短期貸付金のうち、土地開発公社の解散、清算に当たり、公社が償還できる見込みがない８億７，８００万円について債権の放棄を行う必要がございます。これに伴い、貸付金償還収入について減額補正を行いたいとするものでございます。

２１款５項３目雑入５６７万５，０００円の増、２２款１項４目土木債９２０万円の増は、いずれも歳出関連でございます。

２２款１項７目第三セクター等改革推進債８億７，８００万円の増は、後ほど議案第１４号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてでも説明いたしますが、土地開発公社の解散に伴い、市が債権放棄を行うことにより生じる８億７，８００万円の財政負担を後年度平準化するため、期限つきの特例地方債である第三セクター等改革推進債を発行いたしたく、これに係る歳入予算の増額補正を行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で６億３，２６３万７，０００円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第１号の説明とさせていただきます。ご審議のほどをよろしく願います。

○議長 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 ただいま上程されました議案第3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この改正は、市内3カ所の市民プールのうち江部乙市民プールについて、利用者の減少や設備の老朽化などにより平成25年6月30日をもって廃止したいとするため、滝川市水泳プール条例を改正したいとするものであります。

なお、江部乙市民プールは、その利用者につきましては平成24年度夏休み期間中22日間の開館、全部で71名、1日平均3名の利用でありました。施設につきましては、昭和42年に建てられ、ことしで築45年を経過した建物であります。

提案内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、参考資料をごらんください。別表第1及び別表第2の江部乙市民プールの項を削除するものであります。

なお、附則におきまして、この条例は、平成25年7月1日から施行したいとするものであります。

以上を申し上げ、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私のほうからは、議案第12号、第13号、第14号について説明させていただきます。

まず、議案第12号 滝川市土地開発公社の解散についてでございます。

滝川市土地開発公社は、その定款第25条において解散について規定しており、土地開発公社は理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得た上、滝川市議会の議決を経て北海道知事の認可を受けたときに解散するとしております。これに基づき、平成25年5月14日開催の土地開発公社理事会において、解散についての議案を全理事の賛成のもと可決したところであります。今回の提案は、この公社理事会の議決を受け、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、市議会に公社解散についてお諮りをするものでございます。

以上で議案第12号の提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号 債権の放棄について説明申し上げます。

滝川市土地開発公社の解散、清算に当たり、市が滝川市土地開発公社に対して有する債権の一部を放棄したいとするものでございまして、債権者は滝川市土地開発公社でございます。放棄する債権の内容でございますが、滝川市が公社に対して貸し付けを行っている短期貸付金のうち、公社の財産を整理してもなお償還することができない見込みであるものについて放棄したいとするものでございます。放棄する債権の額でございますが、8億7,800万円でございます。放棄する理由といたしまして、滝川市土地開発公社を解散、清算するに当たり、解消する必要がある債務超過額について滝川市が第三セクター等改革推進債を活用し、これに係る財政負担を後年度平準化するためでございます。

以上で議案第13号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について説明申し上げます。

滝川市土地開発公社の解散、清算に当たり、市が滝川市土地開発公社に対して有する債権の一部を放棄することにより生ずる財政負担について、国が期限つきで制定しております特例地方債であります第三セクター等改革推進債を活用し、財政負担を後年度平準化したいとするものでございます。この第三セクター等改革推進債については、地方財政法第33条の5の7第2項の規定により、発行自治体の財政状況によらず、全て道知事の許可を受けなければならないこととされており、さらに同条第3項により、その許可申請をするに当たりましてはあらかじめ市議会の議決を経なければならないこととされておりますことから、今議会において提案させていただくものでございます。

第三セクター等改革推進債の起債の目的は、滝川市土地開発公社の解散に伴い、滝川市が土地開発公社に対して貸し付けをしている短期貸付金のうち債権を放棄するものの財源に充当するため、発行したいとするものでございます。起債の限度額は、8億7,800万円でございます。起債の方法は、普通貸借でございます。利率は年4パーセント以内といたします。借り入れ先は、民間等資金でございます。償還の方法は、債権者と協定するものとし、償還期間については起債年度から10年以内といたします。ただし、市財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものといたします。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。

失礼いたしました。議案第13号の説明の中で債権者は滝川市土地開発公社と説明させていただきましたが、訂正させていただきます。債務者が滝川市土地開発公社でございます。失礼いたしました。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、1点質疑をさせていただきたいと思っております。

一般会計補正予算の14ページ、消防費の関係であります。JアラートをFMにつないで、即時に警報を出すというご提案というふうにお聞きしておりますが、私はそこまでは何ら問題ないと思っています。しかしながら、難視聴地域の問題が厳然としてあると、要するにFMが聞けない地域の方たちはこの防災計画に乗っていけないというおそれが実はあるわけです。それで、これは実は消防費なわけですよ。今消防の再編も一生懸命各自治体で行っているということですから、特に難視聴地域、滝川市内ももちろんなのですが、例えば芦別、何か美唄のほうまでは随分遠くまでFMが視聴できるというお話であります。山があるということで芦別地域は難視聴地域に当たるのではないかなと思うのです。そうすると、せっかくのこういったシステムが本来の目的を達することができない場合もあり得るということになってしまうわけです。ですから、ぜひともそのことについてちょっとお考えをお聞きしたい。市役所のシステムだけでなく、FMのほうのそういった設備もしっかりと通しておかなければ、せっかくのこの計画が魂が入らないということにもなりかねませんので、現時点での市側のお考えをお尋ねしておきたいと思っております。

○議 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 FMの難聴地区があるということは、具体的というのはちょっとあれですけども、認識はしております。今回の対応につきましては、難聴地区については対応が行き届かないということも事実というふうに思っています。今回の対応につきましては、FM自体は中空知広域での放送となっておりますけれども、今回のJアラートについては滝川地区ということの中での補助金をいただいての通報、さらには滝川地域での音声をさらに加えるということも考えております。そういったことで、滝川地域についての対応がまず今回の目立つところだというふうに思っています。ただ、消防の広域ということを進める中では、FMを通じての情報の展開の仕方というのは、難聴地域の解消から入るのか、あるいは今あるところと同じような機能を持たせるのか、そういったことについては広域の消防の中でさらに検討を進めて、対応の方法についても十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 答弁はそういうことだと思うのです。ただ、FMをツールとして選んだのです。そのツールが不十分な効果しか上げないのだということであってはならないと思うのです。広域行政というものを滝川市がしっかりとこれから引っ張っていくという、そういう決意で今行政運営を行っている以上は、こういった問題を先送りすることなく、適切な対応をまずできなければ、いつまでにやるのだということも含めてきちっと計画策定をしなければいけないと私は思っております。難聴地域がありますけれども、それは消防で何とか考えていきますよというのであれば、ここに消防関係者いないのですが、直接お聞きしたいのですけれども、私は今の総務部長の答弁では、わかりましたということにはならないので、Jアラートが、瞬時警報システムが導入される時点では何らかの方向性が見出せているということをぜひともお願いしたいなと、そのことについて伺いたしたいと思います。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 柴田議員の先を見越したご提言だというふうに受けとめておりますし、Jアラート、エフエムな中そらちの活用は重要なアイテムだというふうに認識をいたします。消防の広域化は、来年4月1日をめどに精力的に、消防の事務レベル、それから財政レベル、副市長レベル、近々首長さんたちの会議もございますし、きちっと問題提起をさせていただきたいなというふうに思っております。今回の広域消防の関係については、まだはっきりはいたしませんけれども、どんな国の支援があるのかも含めまして、情報収集も含めまして、ご指摘の重要なアイテム、それから重要なシステムとしての活用について十分検討し、勉強し、配慮してまいりたいと思います。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、12、13ページの2款1項7目市民生活推進費ですが、その一つ、消費者行政活性化事業に要する経費です。この経費は消費生活相談員のレベルアップの研修事業への助成ということになっていますが、消費生活相談員の配置の基準または待遇等について、何らかのそういうものがある

って滝川の消費者協会にもそういう人的な配置をされているのか、今回は4回の研修で2人分というふうになっていますので、消費生活相談員になるためのそういった研修が義務づけられているのか、そういうことがあるのであれば伺いたい。

次、まちづくりセンターに要する経費ですが、町内会連合会連絡協議会の備品としてそろえるわけですが、実際には連絡協議会そのものの事務局はまちづくりセンターが行っているわけですね。それで、町内会連合会の連絡協議会の備品としてそろえるのではなくて、まちづくりセンターの備品としてそろえ、そして町内会や老人クラブに無料で貸し出すという、そういった方向性について検討されなかったのかどうかをお伺いしたい。

次ですが、3款3項1目生活保護費ですが、8月実施ということで、システム改修へのそういった助成は行われたわけですが、実際の生活保護受給者への対応はどのようになっているのか、またそれらに対する国とかの支援策とかというものがあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

次ですが、4款1項3目の食育ファーム事業に要する経費ですが、2泊3日のうちの1泊は農家の方のところに泊まるということだと思えるのですが、農家の方は大変だと思うのですが、そうした協力農家への謝礼についての考え方をお伺いしたいと思います。

次、14ページ、15ページの6款1項2目農業振興費、担い手育成に要する経費についてなのですが、こうした経費を利用できる人は人・農地プランに位置づけられた中心経営体だけなわけですが、それで全経営体に占める中心経営体というのはどれぐらいの割合を占めているのか、中心経営体に位置づけなければせつかくのこうした助成についても受けられないわけで、それらについての考え方についてお伺いしたいと思います。

次ですが、議案第12号、第13号とも関係してきますが、土地開発公社の解散についてです。1点大きくお伺いしたいのは、解散に当たっての総括、土地開発公社の果たした役割も含めて何らかのことをきちんと市民に説明をしなければならないと思います。それで、土地開発公社解散に当たっての総括についてお伺いしたいというふうに思います。

次ですが、実際には今土地開発公社が持っている土地が今度は市有地となるわけですが、市有地となった場合に土地の活用を図ることになりますけれども、その方向性、大きくは方向性なのですが、せせらぎ団地でいえば販売促進をしていくというふうになると思うのですが、公的使用を考えている土地がどれぐらいあるのか、販売を考えている土地がどれぐらいあるのか、当面公的使用も販売もめどがないといった土地がどれぐらいあるのかお伺いいたします。

この解散に当たっての清算人として吉井副市長と高橋総括理事を選任していますが、清算業務の主な内容についてお伺いしたいと思います。

あと、10年をかけて三セク債の返済を行うわけですが、それに毎年というか、それに見合う土地利用とか売却を進めていかなければならないのですが、そうした土地の利用、売却を進めてもなおかつ三セク債の返済には充当しないというふうに私は考えているのですが、その金額はどの程度になるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長 長 それでは、窪之内議員の9点にわたります質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、まず1点目の消費者行政の関係でございますが、消費者センターに配置する相談員の基準ということでございますが、これは法的に定められているものはございません。それから、特にその相談の資格を持っている者を配置しなければいけないという義務づけも今のところございません。ただ、これらの事業につきましては、平成21年度からいただいて実施していることでございますが、ただいま委託をしております消費者協会には専門相談員さんの資格を持っている方が会長さんただお一人でございます。なので、次に続く方を育てていただきたいというようなこともあり、この事業に手を挙げて、皆さんに受けていただいているのが実態でございます。現在相談員の数は、6名で当たっております。

それと、あとまちづくりセンターの関係でございますが、今回のこの補助金でございますけれども、団体もしくは市ということでの事業でございます。ですが、当初から地域に自主的に管理をしていただいて、より効果的に使っていただくということで、市が直接ということは考えておりませんでしたので、町連協の皆さんに有効に活用していただくということで考えておりました。

以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の生活保護システムの関係でございますが、今後受給者への対応ということでの質疑ですが、改正の内容がちょっと複雑なものですから、どのような方法でわかりやすくこれから周知するか、今まさしく検討中で、世帯ごと個別の対応も考えております。

それと、もう一点、国の支援というご質疑で、これは減額された世帯への支援ということでございますでしょうか。

(「そういう周知に対する支援みたいなもの」と言う声あり)

○保健福祉部長 それは、特にございません。周知に対する国の支援は、特にございません。

それと、もう一点、食育キャンプの件で農家さんへ負担がかかるということですが、今回11軒の農家さんをお願いする予定で、これはほかのファームステイと同じ基準で、1件当たり、農家体験宿泊料ということで1人8,000円を負担する内容となっております。

以上でございます。

○議長 長 ほかに答弁できるところありますか、あと農政部と総務部より答弁があるというふうに思われますが。総務部長。

○総務部長 それでは、土地開発公社の関係について答弁させていただきたいと思います。

最初の総括については、最後にお話しさせていただきたいと思います。

土地の活用の関係です。方向性についてということからまずご説明させていただきたいと思います。プロパー用地の関係で土地開発公社が所有する土地のうち、解散時に残るのは中央工業団地の関係、そしてニュータウンせせらぎの宅地の関係、これは18区画ですけれども、そしてニュータウンせせらぎの未造成地、そして特定土地という内容になってございます。これらについては、解散時に換価不可能な土地として公社解散後は市に分配されるということなのですから、ではど

ういう方向性で整理されるのかということについては、今せせらぎの未造成地についてはメガソーラー等、そういった新たな活用の方法についても検討させていただいております。また、中央工業団地については、これは企業、工場の誘致、あるいは移転のための用地として努力するしかないというふうに思っています。また、せせらぎの分譲地についても、移住、定住施策など市の施策と連動することなどにより処分を促進してまいりたいと、そういう努力をしていきたいというふうに考えております。

それから、清算人の清算業務なのですがけれども、詳しくは私のほうで把握し切れていなくて、申しわけないのですがけれども、債権の整理ということで債権の関係で公告、債権の確定、整理、そういったものが主な業務になろうかというふうに考えております。

あと、10年かけて売却しても埋め切れないのではないかとということなのですがけれども、議員さんのおっしゃるとおり、それぞれ現在の時価評価ということなものですから、今後時価の下落が続くとした場合当然売却価格も低下していくと、そういった中で長引けば長引くほど当然高い価格で売れなくなるということでは議員さんの懸念するとおり埋められる金額が減っていくと。ただ、いつごろどの程度売れるのかというのはまだわからない話です。ただ、そういう努力は一生懸命やっていきたいというふうには思っています。あと、売るだけでない活用の仕方も同時に考えていって、そういった活用方法によって市民のために生かせればというふうなことも検討してまいりたいというふうに思っています。

あと、総括といった部分について、これはなかなか一概に言えない部分もあると思うのですがけれども、ご存じのとおり土地開発公社、これについては国の公営法、以前は全国でいけば土地の価格が約20倍にまで高騰していた時代背景があって、その中で国主導で公営法が制定されて、それに基づいて土地開発公社がつくられたと。公社の役割としては、主に市街化区域内の土地の先買い制度とか、あと土地開発公社の創設、必要な土地の取得、そういった意味では非常に滝川においてもまちづくりの推進のために役立ってくれたというふうには認識しております。ただ、その後21年から時価評価の制度が導入され、そして地価がどんどん下がっていったことにより特別損失が生じるようになってきたと。そういった中で、市としても平成17年から経営健全化計画を策定してさまざま努力してきたわけですがけれども、議員さんから以前にも質疑されていた売買の関係でも、もっと斬新なもっと売れる方策をとるべきというお話もいただいていたのですがけれども、そういった努力の面では一生懸命やったつもりでも、まだまだ至らなかった部分はあるのかなと。まして、今回結果として第三セクター改革推進債を8億円以上借りる。こういう手段があったからまだよかったのですがけれども、そういった金額を借りて市で返していくということになった結果としては、非常に残念な部分があるというふうには思っています。総括という部分では適正な評価にはなっていないかもしれませんが、私段階での総括の説明をさせていただきました。

○議長 農政部長。

○農政部長 経営体育成支援事業助成金の関係でございますけれども、議員さんご存じのように、この補助制度の中身といたしましては人・農地プランに位置づけられた中心経営体という形で、滝川市の場合人・農地プランに位置づけているのは認定農業者ということにしております。それで、

認定農業者の数は、平成25年の3月時点で234件ございます。では、分母に何を持っていけばいいのかということで考えたら、ちょっと時間差はございますけれども、2010年の世界農林業センサスの販売農家数、この中でいくと389でございますので、パーセンテージの割合では60パーセントというところを占めております。また、この補助、国の補助でございますし、中身としては施設、機械という形で多額な経費を要するものという形で、認定農業者自体が地域の中心となって今後地域の農業施策推進、そういう支えとなる、滝川市の農業の支えとなる方々ですので、その方を育成するためにも国の補助を十分に活用しながら、多額の経費を何とか農家さんの負担を少なくするというような中身で考えている事業でございますので、十分に活用しながらやっていきたいということを思っております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。窪之内議員。

○窪之内議員 まず、消費生活相談員の資格、きちんと専門相談員としての資格を持っているのは会長1人だということで、今6名で相談対応しているということで、消費者協会の総会にも出席をさせていただいていますが、かなり相談件数も多くて、相談員の人たちも大変な対応をされているのだなというふうに思っているのですが、例えばこの6名の方たちが資格を取るためにはどういった研修を受ければ資格を取れるということになるのか。今回の4回の研修で2名分は組んでいますが、そうした研修は毎年のように行っているのです。だから、資格を持つためには別な研修制度があるのかどうか、その辺を伺いたいというのと、待遇の面でもちょっと注文というか、いろいろな意見をいただいたことがあったのですが、私が基準を聞いたというのは、これぐらいの人口、中空知の人口であれば何人ぐらいの相談員を置きなさいよという基準があるのかと思ったら、全くないということなので、そういう基準があれば、基準よりも多く置いているのであれば、一人一人の人件費というか、報酬が少なくなるのもやむを得ないのかなというふうに思うのですが、何の基準もなく、それであれば6名とかを置いているという判断は消費者協会として置いているというふうに考えればいいのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

次、地域で有効活用してほしいということで町内会連絡協議会の備品としてということだったのですが、委員会でも質疑があったように、町連協の事務局は独自で持っていないのですよ、役所が持っているのですよ、まちづくりセンターで。だから、借りたいとかというのも全部まちづくりセンターの市の職員が対応するという仕組みになっているのです。一々町連協の役員会を開いて、どここの貸し出しをオーケーするかどうかということはやられていないわけで、そうしてみればまちづくりセンターという方向性をなぜ考えなかったのかなというふうに思うのですが、その辺は実際の貸し出しも含めてまちづくりセンターが担うということでしたので、まちづくりセンターとしてそろえるということでも問題はなかったと、より有効活用をということであれば、そういうほうが私は適していたというふうに思うのですが、なぜ地域で有効に活用するという事で町連協になったのかという経過がちょっと理解できないので、いま一度お伺いしたいというふうに思います。

農家の場合は、不正確ですが、60パーセントぐらいの認定農業者、中心経営体へのこういった施策については私もどんどん行って利用していくべきだというふうに思っているのですが、そこか

ら外れた人たち、約40パーセントの方たちの意欲ある農家への施策については、もし関連ということでご答弁していただけるのであれば、そういった意欲ある農家で認定農業者でない、中心経営体でない農家の人たちへのいろんな助成制度とかについて、あればお伺いしたいというふうに思います。

次、土地開発公社なのですけれども、国の指導で全国的にも設立していったわけです。まちづくりの推進に役立ったというのも事実だと私も思っています。でも、結果として債権放棄をしなければならないという状況になって、どう考えてもと言ったらおかしいのかもしれないのですが、土地の有効活用を進めていってもこの債権に見合う金額が本当に回収できるのかといった疑問があると。ただ、メガソーラーで固定資産税が入ってくるとかということがあればそういういろんな活用も必要にはなってくると思うのですけれども、ただ現時点でまだそういうことが決まっていない時点で債権放棄をせざるを得なくなったということについては、市民にこういう効果があったけれども、こういうことで債権放棄しなければならなくなったということはやっぱり説明し、納得してもらわなければならないのだと思うのです。そういう点で、先ほどの残念な部分もあるとかということだけではちょっと市民も納得できないかなというふうに思うので、そういった市民へ向けた納得してもらおうような総括という意味で改めてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。農政部長。

○農政部長 先ほどの分母の389の中には副業的農家さんも入っているわけです、販売農家の中で。それで、副業的農家さんは、大半が農業以外の中で生活の糧を得ているという方でございますので、それで主業農家と認定農家は大体一致するという形で、まずは農業の主業農家としてやっている方をこういう制度でやっていきたいということでございますし、また議員さんのおっしゃるように意欲のある農家さん、この方たちも認定農業者への誘導を図るというようなことはやっていきたいと思います。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まず初めに、訂正させていただきたいと思います。まちづくりセンターでの事業でございますが、実はこちらのほうを先ほど私は市もしくは団体、どちらでもという説明をさせていただきましたが、このコミュニティ助成事業は自治会だとか団体に限られている事業でございましたので、訂正いたします。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 自治体ではだめな事業だったのです。ですから、団体もしくは例えば町連協だとか自治会だとか、単位の自治会ですね、そういうところでなければだめだったということで訂正いたします。

それから、あと相談員の関係でございますが、ひところの一番多いときから見ると今の相談件数というのは4分の1ぐらいになっているかと思います。ちょっと手持ちの数字をきょう持ってきておりませんが、一番多いときから実際に相談に応じている相談員の人数というのは1日2名体制で行っております。ですから、6名の相談員が日が変わりで交代で当たっているというのがまず現状で

あります。それから、相談員になるための研修ということでございますが、国民センターとかで実施しております消費生活相談員の研修、それからあと消費生活リーダー養成講座というのもございます。それらの講座を受けてはいただくのですけれども、その講座だけで専門相談員の資格が取れるかという、実はなかなか取れるものではなくて、あとはそれぞれ相談員の皆さんがご自分で勉強を重ねて取るという資格の内容でございます。なので、法律も消費者にかかわるものというのはいろいろ広いものですから、幅広くそれぞれが勉強しなければなかなか、合格をするということは難易度の高いものかと思っております。毎年そういう設問とかも公表はされておりますので、それらを使って皆さんに今勉強を重ねていただいているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長 総務部長。

○総務部長 土地開発公社についてでございますけれども、結果としてという部分でいけば、議員さんのおっしゃるとおりだとは思いますが。ただ、先ほどお話ししましたように17年から早い段階で健全化計画をつくって、何とかしようということで進んでまいりました。そういった健全化の部分については、過去にも市民の皆さんにご説明した経過はございます。また、去年の8月にも広報で情報提供させていただいたかとも思っております。今後とも、今も経過についてわかる冊子的な資料についてはホームページで継続して掲載してございますし、ただそれでよしとせず、今後とも、完全に納得いかないかもしれませんけれども、少しでも納得を深めていただくためにさまざまな情報提供させていただきたいというふうに思っています。それは、いろいろな場を通じてやっていきたいというふうに思っていますので、どうかご理解いただければというふうに思います。

○議長 長 答弁が終わりました。窪之内議員。

○窪之内議員 済みません、先ほど1つ再質を忘れていたので。

生活保護の関係なのですけれども、受給者への対応については検討中で、個別の対応もあり得るかもしれないというご答弁だったのですけれども、8月実施ということになると、今6月で、8月実施ということは8月1日付の支給額から改定されるのかなというふうに思うのですけれども、そうやって見たら、検討中であとたったの1カ月間しかない。7月1日が顔合わせたりする重要な機会だというふうに思うのですけれども、その辺の準備は約1カ月ちょっとの中で対応し切れるというふうにお考えなのか、一定のペーパー的な改革の中身みたいなものも含めて受給者には渡すというふうな準備もされているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 周知用の検討中というのではないのですけれども、実施に向けて実施一步手前の検討中ということで、早急に準備を進めております。そういうペーパーも今つくっております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 1点だけお伺いいたします。

議案第1号の教育費の教育振興費についてお伺いいたします。今回の心の教育推進事業、道徳教育ということで限られているようなのですが、これは道からの委託ということで、多分道から委託された道徳教育の内容等について、モデル校を指定されているわけですから、そこで出てきた内容

等のデータを道に上げ、さらに国に行って、今国が進めようとしている道徳の教科化ということにつながるのではないかと思いますのですが、1点お伺いしたいのですが、この道徳教育でモデル校として江部乙小学校ということなのですか、これは北海道から直接江部乙小学校指定なのでしょうか、それとも一回教育委員会に来てから、教育委員会が江部乙小学校を指定しようとしているのか、もし教育委員会においてから江部乙小学校というのを指定したのであれば、江部乙小学校を選定した理由というのはどういうところにあるのかと。また、当然モデル校として指定されてきているわけですから、この道徳教育の期間、また授業日数等々をデータとして報告しなければならないと思うのですが、道にはこういったデータ内容をとって報告するという事になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 長 関藤議員の質疑に対する答弁を求めます。教育部指導参事。

○教育部指導参事 議員の質疑にお答えいたします。

まず、今回の指定につきましては、滝川市が過去6年間にわたりまして道徳教育を推進しているということがございましたので、局のほうから滝川市に対してこの事業について検討していただきたいということがございました。教育委員会で検討しましたところ、管内の道徳教育をさらに進めていくためには滝川市が積極的な役割を果たすことが必要というふうに判断をしておりましたので、滝川市として受けた。ただし、道の規定として中心校というものが必要だということがございましたので、滝川市については滝川市全体の市で行っている道徳教育推進事業を中心として全市で行いますが、その中の代表校を選定してくださいということがございましたので、江部乙小学校にさせていただきます。これにつきましては特別な理由はございませんが、江部乙小学校につきましては大変進んで授業の公開だとかそういうことが行われておりますので、代表校としてはふさわしいものというふうに教育委員会は判断しております。それから、その報告の形態につきましては、詳しいことはまだ示されてはおりませんが、一番求められておりますのが北海道、それから空知管内の道徳教育を推進するためにモデルを示す、それから主体的な発表を行うことで道徳教育を推進する中心校として活躍してほしい、そういう意味合いですので、今のところ詳しいデータは求められておりません。

○議長 長 答弁が終わりました。関藤議員。

○関藤議員 またこの件につきましては一般質問でさせていただこうと思いますので、ありがとうございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、議案第1号にかかわって6点、また議案第12、第13、第14号にかかわりまして9点お伺いをしたいと思います。

まず、議案第1号、補正予算ですが、2款1項7目市民生活推進費で、ただいま窪之内議員から質疑がされておりましたまちづくりセンターに要する経費で、町連協が地域活動備品を整備をする、私はちょっと違う角度なのですが、これが整備をされた場合に、窪之内議員が言われたように町連協の事務局は実質的に稼働しておりませんので、市の職員がこの貸し出し業務、管理業務を行うと。常任委員会でもお聞きをしておりますが、この際、これだけの貴重な備品が入ること

を機に、町連協としても事務局体制を整えていただくと。市内のいろんな団体は、自主的な活動にどんどんシフトしています。そういう中で、頂点とも言える町連協が実質的な事務局を市に委ねているということでは今後の自主的な発展を阻害するというふうに考えます。これで購入をする予定の備品の管理について、町連協が自主的に管理をするということについてのお考えを伺いたいと思います。

2点目、その下ですが、地域の元気臨時交付金事業で公共施設改修事業1億600万円余の中に含まれておりますふれ愛の里改修事業についてお伺いします。今回ポンプ3台、ろ材交換、ろ過装置プログラムコントローラー更新、露天風呂屋上防水部分補修など、総額で約4,800万円をふれ愛の里関係で計上されております。そこで、まず1点目、改修がここまでおくれたことでどのような問題が生じていたのか、例えばろ材の交換がおくれるということであれば、水質が基準内とはいえ若干でも基準を超えるおそれがあったとか、具体的にお伺いしたと思います。その2点目は、これまでも多額の改修工事を行ってきております。そして、今回4,800万円余ということで、ふれ愛の里そのものの必要な改修という点で進捗状況としては今回のもので10年、15年単位に改修しなければならないものはもう終わるのだということなのか、まだ残っているよということなのか、進捗状況について伺います。また、今回上げられているもの全てが本当に市が負担すべきものなのかと。ろ材といっても大きなろ材だというふうに思いますので、かなり金額が張るものだというふうには思います。しかし、一方、ろ材などは消耗品というふうに考えることができなくなっているのではないかと思います。そういう点で、滝川グリーンズと滝川市の設備に関する負担のここを基準にということを示していただく上で、この数年間で滝川グリーンズの費用で行った改修について具体例をお伺いします。

補正予算の大きな3点目は、同じく公共施設改修事業なのですが、更生園、新生園のボイラーを上げられています。ここで更生園については、視察に行ってもクリーニングの大型の機械がたびたび故障して、本当に受注をきちっとこなせるのかどうかかわからないということが言われます。具体的にどの機械ということは申しませんが、こういう点で、今回はボイラーですが、その他急がれている機械設備の改修はどのようなものがあるのか、大きなものを挙げていただきたいと思います。

そして、最後、今回の地域の元気臨時交付金事業は、24年度の最後の補正予算とともに安倍政権のいわゆるデフレを克服するという施策の重要な矢として打たれているということです。そこで、お伺いをしますが、滝川市としては今回このように5億円以上、基金を含めて5億円以上ということですが、建設事業がふえるということですが、今後2年とか3年を通じた場合結局滝川市の財源でやらなければならないものをこれで補填するということに終わるのか、それともこの部分がプラスとして残って行われていくのか、どのような考えでいるのかお伺いをしたいと思います。

次は、滝川市土地開発公社の解散についてですが、これについては通告もしておりますので、順次伺いますが、まず1点目です。通告外ということで、まずことしの6月、解散時点の債務超過額は幾らになるのかという点でお伺いをします。常任委員会で配付をされたその時点における貸借対照表の欠損金合計5億5,195万円、これが債務超過額というふうに押さえてよいのか、まずお伺いします。

そして、通告の順で、債権放棄に伴って市が取得する自主事業完成土地の6月時点の時価は3億2,951万円です。今後の売却における差額はどの程度になると推定をされているのか。先ほどのご答弁で売却だけではなくて活用も、あるいは賃貸もということもありましたが、売却を予定している部分に限っての答弁でもよし、トータルでの答弁でも、それを前提を説明しながらご説明を伺いたいと思います。

次は、先買いしたが、結局事業化されずに市が買い戻し、その後も残っているのが簿価で幾らなのかと。また、売れたけれども、簿価との差損が生じた金額は幾らなのか。これについては、平成17年度の健全化計画後の数字でお伺いをいたしたいと思います。

次に、今後の三セク等改革推進債の利子総額の見込み、これについては特別交付税措置もあるということです、それぞれの金額をお伺いします。

次に、先買いについてなのですが、結局事業化されないで市が買い戻した総額は、先ほど言ったような17年度以降です。総額は何カ所で何円か。そして、その主な事業予定、この箇所についてはこういうものにこういう公共施設を建てる予定だったと、あるいは公園とする予定だったと、しかししなかったのだというようなことで、金額で上位10カ所についてお伺いをしておきたいと思います。

次に、市の反省すべき点は何かということでお伺いをしたいのですが、先ほどの窪之内議員へのご答弁で地価下落の中で特別損失を計上したことや、また8億円余の推進債を借りることは非常に残念な結果だというご答弁をされました。これに対して窪之内議員は、残念ということでは足りないのではないかということで、市民へのさらなる説明、納得できるような説明を求めておりましたが、私はこれまで市が出されてきた総括的な文書の中に市民へのおわびと感じられるような表現がないということに、私はそこが不足しているのではないかなということで、市として反省すべき点については先ほどご答弁されておりましたので、これについてはよろしいです。市民に対するおわびという気持ちをあらわすような説明をすることについてお考えを伺います。

以上です。

○議長 それでは、12時前でございますので、この質疑に対する答弁は午後をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、これで午前は打ち切りまして、午後の再開は1時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

午前中清水議員の質疑を受けて休憩といたしましたので、これより清水議員の質疑に対する答弁を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、町連協の事務についてのご質疑でございますけれども、議員さんがおっしゃるとおり、現在町連協の事務はまちづくりセンターの職員が行っております。過去に1度事

務局を町連協へということを検討した経過もございますが、そのときには人的な課題等もあり、結論には至りませんでした。今後、町連協の皆さんのお考えもあろうかと思いますので、ご相談をしながら事務局のあり方について再度検討を進めたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 長 農政部参事。

○農政部参事 ふれ愛の里に関するご質疑ですけれども、ふれ愛の里の温泉ろ過装置のろ材交換につきましては、少しおくれた交換となったところであります。これにつきましては、ほかの修繕あるいは緊急性のあるもの等の関連で結果的に今の時期となったところであります。おくれたことによる水質の安全性に関する質疑ですけれども、浴室内における水質検査を行い、保健所さんとも十分協議をしながら、適切に安全性の確保に努めているところであります。ふれ愛の里の修繕に関してですけれども、年2回の保守点検を6月と11月に実施をしており、メーカーさんの耐用年数なども踏まえ、必要な修繕等を行ってきております。この必要な修繕の進捗状況についてですけれども、保守点検の中で緊急性のあるもの等の把握をし、実施をしてくれているところでもございます。今後における大規模な修繕につきましては、平成28年度に冷暖房配管の取りかえ、30年度には外壁、屋上防水などが予定をされているところであります。市とグリーンズにおける修繕の負担基準についてですが、10万円を目安としてございます。10万円未満をグリーンズの負担とすることを取り決めを行っているところであります。

以上です。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 更生園のボイラー以外に急がれる機械設備の改修についてというご質疑ですが、まず今回の起債の対象は起債対象となるような大規模修繕が対象となるということで、ボイラーを対象といたしました。したがって、洗濯機等の設備備品の老朽化による更新は対象となっておりません。更生園の機械設備につきましては、その都度修繕や備品交換で対応しております。しかし、耐用年数を過ぎた備品も多いことから、今後計画的な更新の必要性は認識しているところでございます。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 元気臨時交付金の関係でございますが、プラスかマイナスかという部分でございますけれども、今回の事業選定につきましてはプラス、マイナスという視点ではなくて、緊急度、優先度ということ、なおかつ建設事業主体ということで適債事業という中での事業選定になっています。こういったものについては、厳しい建設業界にとっても非常に貴重な財源という言い方もできるかと思うのですけれども、そういった中で緊急度、優先度から前倒ししたもの、あるいは新たに加わったもの、この選定をした時期の段階でそういう視点で事業を選定させていただいたという内容でございます。

それから、土地開発公社の関係でございますが、まず債務超過額5億5,195万円、これにつ

いては議員さんのおっしゃるとおりの考え方でよろしいかと思います。また、2つ目の市が取得する自主事業完成土地の6月時点の時価3億2,951万円、今後の売却時の差額推定はということなのですけれども、こちらは窪之内議員さんの質疑とも関連あるのですけれども、今後における時価の下落が続くとした場合、売却価格も低下していく、それがどの程度低下していくかということも今はまだ不明確と言わざるを得ない状況の中では、何とも申し上げられないということでございます。先ほど申し上げましたように、有効な活用の仕方については今後とも必要に応じて考えていく所存でございますけれども、それについてもどの程度売却によらない活用の仕方をとということでは決まっていますので、残念ながら今の段階では明確には申し上げられないということでございます。それから、買い戻しを行った後全く使われていない土地はということでございますけれども、17年度以降買い戻しを行った土地は取得時の簿価の合計で9億8,800万円程度、約10億円になりますが、そのうち買い戻しを終わった後現在において未使用となっているものは25年4月に取得した土地を含めて2億9,800万円程度となっております。約30パーセントの土地が未利用の状態となっている状況ですけれども、その主な取得目的といいますのは、駅前再開発事業の見直しですとか都市計画道路の見直し、あるいは自衛隊宿舎建設計画の見直しなど、人口動向、経済状況等々の変化に対応して計画を見直した結果、事業実施に至らなかったというものでございます。あと、売却に至ったが、簿価との差損が生じた額はということでございますけれども、こちらは売却に至った土地で北辰団地の拡幅、そして本町2丁目の平面買い物駐車場、こちらの部分では差損額の合計は1億9,200万円程度ということでございます。

それから、三セク債の利子はということでございますが、こちら8億7,800万円、借り入れ利率を1パーセントと想定し、10年間で償還した場合については、支払い利子の総額は4,612万7,000円、このうち2分の1は特別交付税で措置されることになっておりますので、実質の負担額はその2分の1、2,306万4,000円ということになります。

また、公社健全化を目的とした17年度以降の買い戻しの総額、箇所、主な事業予定等々でございますけれども、こちらは18カ所といいますか、18用地、取得時の簿価の合計は9億8,821万9,764円となります。事業化されなかった等々のお話もあったのですけれども、ちょっと急ぎ整理したのですけれども、買い戻した土地の主なものという内容で答弁させていただきたいと思います。市が公社から取得した時点での簿価で、おおむね5カ所が主なものということですので、これも10カ所でなく5カ所で答弁させていただきたいと思いますが、まず1つ目ですが、駅前再開発事業の中の駐車場用地として取得を依頼した栄町古館用地、これは現在JR北海道に賃貸してパークアンドトレインの駐車場用地としてお使いいただいている土地でございます。こちらは、取得時の簿価が約2億7,080万円。次が本町2丁目の平面買い物駐車場で使用していた本町2丁目用地、これは既に民間に売却済みでございますけれども、取得時の簿価が約1億8,870万円でございます。3つ目として、駅前再開発事業用地で鈴蘭通り拡幅用地、現在白木屋の前の土地で歩道用地として使用しているものでございますが、取得時の簿価は約1億1,267万円でございます。4つ目でございますが、駅前再開発事業の中で道路用地として計画していた栄町市道用地、こちらは取得時簿価で約7,777万円でございます。ここは、現在未利用の状況でございます。

5つ目として、泉町自衛隊宿舎用地、こちらは取得時の簿価合計が約6,492万円、こちらも現在未利用というふうになってございます。

それから、あと市民へのおわび部分でございますけれども、この部分については私からではなく別途答弁させていただきたいというふうに思います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 土地開発公社の問題につきましては、当時の国策だったとはいえ、またそのときの流れだったとはいえ、市と公社で一体となって進めてきたということは事実であり、結果としてこのようなことになったということは反省すべきことであるという認識はございます。これらも踏まえまして、私どもとしては今までの経過の中で早い時期に土地開発公社の解散というのは決定をさせていただいたということ、議会の理解もいただきながら平成16年には10年以内に解散をするということを決めさせていただいたということ、それから平成21年には時価会計を導入をして評価損を明確に、よくわかるような、そういう改善もさせてもらったということ、そしてまた国の方針によりまして今回活用させていただきます三セク債が平成22年に創設されたときに、1年土地開発公社の解散を前倒しをして解散を1年早めようと、こういう決定もさせてもらったということ、そしてこれらの流れと並行して販売努力を続けてきたということ、そういった流れの中で平成17年には貸付金が20億円あったものが現在10億円ぐらいにきている。そういった努力も含めてこのような取り組みをしてきたということ、全てこの取り組み等につきましては毎年1回の議会への経営状況報告の中でも申し述べさせていただいたということも含めて、こちら辺については清水議員さん含めてご理解いただきたいと思いますし、市民の皆様についてもこういった説明もきちっとしていきたいというふうに思っております。こういった最終の局面になりまして、今言ったようなことにつきまして市民の皆さんに丁寧に説明していくということが市としての最大の責任だというふうに思っております。議員さんからはおわびも含めてというお話もございましたけれども、そういったことも踏まえましてしっかり対応してまいりたいと思います。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 まず、補正予算では、ふれ愛の里の改修は28年度及び30年度に大幅な大がかりな改修が行われるという答弁がございました。今回の改修に加え、これだけ残っているのだということの内容だけではなく、押さえている金額でお伺いをしたいと思います。

同様に、今回の地域元気交付金が滝川市政にとって二、三年単位で考えると建設事業費のトータルプラスになるのか、マイナスになるのかという点で明快なご答弁がございました。私は、どうしようと考えているのかという、そのスタンスをお伺いしましたので、答弁を伺います。

土地開発公社の関係につきましては、結果として市民負担が幾らになるのかと、今回の起債含め、これから売った場合にどれだけの差損が出るかということを私なりに計算をすると、まず債務超過額が5億5,195万円、これに先買いをしたが、売りましたと、売れて差損が出たのが1億9,200万円、そして今後の利子から特別交付税を引いた2,300万円、さらには5億7,261万円ほどが残っているわけです。これが例えば50パーセントで売れば2億5,000万円ぐらい、こういうふうに足していくと10億円を超える市民負担と結果的になるというふうに見ること

ができるのか、確認の意味でお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 長 農政部参事。

○農政部参事 ふれ愛の里における今後の大規模な改修の関係でございますけれども、平成28年度に予定している冷暖房の配管取りかえの関係では約7,500万円、設計をしてございませんので、今のところの金額の目安として7,500万円、30年度には外壁、屋上の防水で約5,000万円が予定をされているところであります。

以上です。

○議長 長 答弁が残っているのが臨時交付金の関係と土地開発公社の関係ですが、かかりますか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 それでは、答弁に若干時間を要するようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時20分

○議長 長 会議を再開いたします。

総務部長。

○総務部長 まず、元金臨時交付金の関係でございますけれども、スタンスという部分でいけば、結果として市として事業の確保は当然しなければいけないし、していっていると、その中ではプラスの事業も当然入っていますので、マイナスになるというスタンスは市は持っておりません。今後基金事業についてはまた精査を進めていきたいというふうには思っております。

あと、土地開発公社ですけれども、こちらは確かに議員さんの言う計算は計算上成り立つのかなというふうには思います。ただ、市民負担が何円ということについては、当然先ほど来お話ししていますように17年度から健全化計画の中でもいろいろやってきていますし、逆に負担が本来もっと大きかったものがある程度小さくなっている部分もあるのかなという部分もございますし、今後明らかに明確にお話しできるのは、ご存じのとおり起債させていただく8億7,800万円というのは明確な数字であるということとは言えると思います。一つの考え方としては議員さんのおっしゃるとおりと言え部分はあるかと思いますが、なかなか明確に単純に何円ですということは私どものほうからはちょっと申し上げられないということでご理解いただきたいと思います。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員。

○清水議員 2点目でお伺いすればよかったことが1点ありますので、それを最後に行いたいと思います。

吉井副市長のご答弁では、反省というニュアンスは、反省というか、おわびというニュアンスはないというふうに受け取りました。プラス面、マイナス面、さまざまあり、国策の中で行ったという点は、それは事実だと思います。ただし、バブルが崩壊してからかなり先買いをしたというこ

とは、やはり事実だというふうに思うのです。ですから、ある時点までについてはそれはよかったけれども、ある時点からは本当に押さえないければならないということが行政として判断が求められたと。なおかつ、これは公社の判断ですから、議会でも議論されないわけです。そういう点で、バブル以降の先買いについては、あるいは自主事業については反省、おわびという部分があるのではないかというふうに思いますが、伺います。

○議 長 答弁を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 先ほど清水議員さんのおわびということの中で、おわびも含めた中できちっと市民説明をさせていただきたいというふうに申し上げましたので、よろしくお願いします。

それから、いろんな経過の中でその時々判断の中でこのような形できた。そして、10年前に解散ということを決断をして、ここまで処理をしてきたということ、これはご理解いただけたと思いますし、先ほどバブル時の判断の話もございましたけれども、そのときはそのときに最善の情報収集、最善の各上級官庁への相談、もろもろの関係者の皆さんとの打ち合わせ等も含めて判断をしてきたというふうに思っておりますので、今ここでそのときのことがよかった、悪かったということにはならない。ただ、現実として今回こういうふうに提案をさせていただくということにつきましては、本当に申しわけなかった、反省すべきだというふうに思っております。そんなような形の中で市民報告はさせていただきたい。どんな方法かにつきましても検討させていただきたいと思っております。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第1号、第3号、第12号、第13号、第14号を可とする立場で討論を行います。

まず、平成25年度一般会計補正予算(第2号)については、2点意見を述べます。ふれ愛の里は、今後5年間で1億2,500万円の大規模な改修が予定されていることがきょう判明をいたしました。もっと早く5年、10年、最低でも5年単位で先にこういった改修が必要だという経営状況の説明を迅速かつ正確に行うことを求めます。2点目は、更生園の改修の問題ですが、これもクリーニングという事業を請け負っている以上、機械が動かなくなったらお客様に迷惑をかける、こういうことはわかっているわけですから、緊急にこの改修を行うことを求めます。

次に、土地開発公社の解散についてですが、昨年6月1日に出された解散についての総括文書では、地価が高騰する中で建設等に必要となる用地を地価が上昇する前に購入し、確保することを目的とし、公営法に基づき1973年に市100パーセント、全額債務保証の株式会社として設立され、40年間活動してきましたと述べ、具体的な事業として市の先買い事業では公営住宅建設用地、公園用地、その他公共施設、中心市街地駅前再開発用地など、また自主事業では宅地分譲と工業団地分譲を行ってきたと記載をしております。私の討論では、解散の是非を判断する上で設立したことで自体の評価にさかのぼる考えは毛頭ありません。また、公社の歴史的使命を終えたことは周知の

事実であり、債権放棄と有利な起債で清算手続を進めることに異論の余地は全くありません。しかし、公社の個々の事業は、市議会の監視権限が弱まり、歴代市長の責任のもとで運営されてきました。解散に当たり、以下の大きな3点について明確にして市民に説明する必要があると考えます。

大きな1点目は、2005年以降、市の負担、市民負担になる金額は幾らかという問題です。第1は、清算による市民負担額です。2013年6月解散時点の債務超過額は5億5,195万円が該当します。第2は、債権放棄に伴い、市が取得する自主事業完成土地の6月時点の時価3億2,951万円と今後の売却時の差額については、地価の下落、また用途等の不明な中では現段階では言えないという答弁がされました。第3は、先買いしたが、結局事業化されずに市が買い戻し、その後も残っているのが簿価として9億8,800万円、売却したが、簿価との差損が生じた金額として1億9,200万円が答弁されました。第4は、今後の第三セクター等改革推進債の利子総額の見込みから特別交付税見込みを引くと約2,300万円と答弁されました。これらを合わせると10億円を超える市民負担になる可能性があります。大きな2点目は、先買いの行き過ぎにどのようなものがあり、それによる損失は幾らになるのかという問題です。先買いしたが、結局事業化されなかった土地の予定していた事業について、質疑では買い戻し総額は18カ所で9億8,821万円、主な事業予定として5カ所答弁されました。なお、このうち4カ所は売却前であり、売却前の簿価は5億2,616万円、これが簿価の半額で売れたとして2億6,000万円になります。先ほどの市民負担となる10億円強というのは、この2億6,000万円を加えた金額です。大きな3点目は、教訓として何を導き出すかという問題です。公社40年間の評価については、先ほどの総括文書では市内公共施設の建設用地や公園用地、道路、街路用地などの先行取得を中心とした業務を担いながら、あわせて自主事業としての宅地分譲、工業団地の分譲を行うことで滝川市のまちづくり、都市基盤の整備に対して大きな役割を果たしてきていると述べ、全体としてプラス面が大きいと内容になっています。安く土地が入手できた点や東滝川のニュータウンコスモスや中央工業団地などのまちづくりの実績は否定するものではありませんが、土地開発公社でなければ全くできなかったのかという疑問も同時に残ります。今回副市長の答弁で、おわびの言葉がこれまでの総括文書では見られないということに対して、今後市民説明の際にはおわびも含めた説明で市民の納得を得る努力を懸命に行うという答弁がされたことは評価をしたいと思います。

いずれにしても、結果として市民負担となった総額は巨額です。市民に対し、公社の総括をわかりやすく説明するとともに、今後の負担額についてもよく説明し、市民の皆様にご理解いただけるような取り組みを行うことを求め、討論いたします。

○議 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号、第3号、第12号、第13号及び第14号の5件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第3号、第12号、第13号及び第14号の5件はいずれも可決されました。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終了いたしました。過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、配付しております追加日程のとおり、日程番号第9から第16までを本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第9 議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第9、議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 ただいま上程されました議案第2号 滝川市税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本年3月30日に平成25年度税制改正を盛り込んだ地方税法の一部を改正する法律が公布され、この法改正に伴い、滝川市税条例の一部を改正したいとするものでございます。

初めに、改正内容の主なものの項目について申し上げます。通則関係でございますけれども、1つには滝川市行政手続条例の適用除外、2つ目には延滞金の割合等の特例における改正でございます。次に、個人市民税関係でございますが、1つには寄附金税額控除、2つ目には住宅借入金等特別税額控除、3つ目として東日本大震災に係る特例措置における改正でございます。続きまして、固定資産税及び都市計画税関係でございますが、地域決定型地方税制特例措置における改正でございます。最後に、国民健康保険税関係でございますが、東日本大震災に係る特例措置における改正でございます。

以上が主な改正内容ですが、以下改正条例の内容を簡潔にご説明申し上げます。議案第2号参考資料、滝川市税条例の一部を改正する条例改正要旨をごらんいただきたいと思います。第5条は、地方税法上行政手続法の適用除外範囲が変更になったことに伴い、滝川市税条例上も滝川市行政手続条例の適用除外範囲につきまして同様の変更を行うための改正でございます。

第33条の7は、いわゆるふるさと寄附金に対する個人市民税における税額控除範囲について変更が行われたことに伴う改正でございます。

附則第3条は、延滞金の割合等の特例といたしまして、現行の特例基準割合に基づく割合決定方法の考え方をより市場の金利状況を反映したものに改めるとともに、従来納期限の翌日から一月を経過した以降に係る分の延滞金の特例措置はございませんでしたが、このたび新たに特例措置を設

けることとされたことに伴う改正でございます。なお、法改正時点における参考指標として示されております割合につきましては、納期限の翌日から一月を経過する日までの期間につきましては現在特例措置といたしまして年4.3パーセントとなっておりますが、これが年3.0パーセント程度の割合となるものと想定をされております。また、納期限の翌日から一月を経過した以降の期間につきましては現在特例措置がなく、年14.6パーセントとなっておりますが、これが新たに特例措置が設けられ、年9.3パーセント程度の割合となるものと想定をされているところでございますが、この特例基準割合が決定される時期における市場の金利状況により、ただいまの率が決定されることとなっております。

附則第4条でございます。附則第4条は、附則第3条の改正に伴う条文整理でございます。

附則第4条の2につきまして、法改正により条例上参照している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第7条の3の2は、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間を平成25年12月までの居住者が対象となっていたものを平成29年12月までの居住者に対応するよう4年間延長する改正のほか、税額控除の割合及び限度額につきまして引き上げるための改正でございます。なお、個人市民税に係る税額控除の割合につきましては、従前3パーセントであったものを4.2パーセントに引き上げ、限度額につきましては5万8,500円から8万1,900円に引き上げるものでございます。

附則第7条の4は、いわゆるふるさと寄附金に対する個人市民税における税額控除範囲について変更が行われたことに伴う附則部分の改正でございます。

附則第10条の2は、固定資産税におけるいわゆるわがまち特例の部分について追加があったことに伴う改正でございます。各市町村において一定の範囲内の中で特例割合を定めることができることとされた都市再生特別措置法の規定による管理協定を締結した協定倉庫に関する特例措置につきまして、地方税法上条例で特例割合を定めることとされたところでございます。現在当市はこの適用を受ける都市再生特別措置法の規定対象外であるため、直接的な影響が生じるものではございません。しかし、今後の対象拡大も視野に入れ、税法上参酌する割合、いわゆる一般的な割合として地方税法に提示をされてございます3分の2を特例割合として定めるための改正でございます。

2ページのほうに移りますけれども、附則第17条の2は、法改正により条例上参照している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第22条の2は、東日本大震災により被災した居住用家屋の敷地等を譲渡した場合における長期譲渡所得の特例措置の対象について、所有者のみの取り扱いから当該家屋に居住していた相続人についても拡大適用する改正でございます。

附則第23条は、東日本大震災により被災者が住宅の再取得及び増改築の際に住宅ローンを活用した場合の特例措置でございます。被災により住宅を新たに再取得、または増改築を行った場合の住宅ローンの控除につきまして、さきにご説明申し上げました附則第7条の3の2と同様の措置とする改正でございます。

附則第30条は、さきにご説明申し上げました附則第10条の2の固定資産税と同じ特例措置に

ついて都市計画税も同様の措置を講ずるため、条文を追加するものでございます。

附則第34条は、法改正により条例上参照している条項にそごが生じたことに伴う条文整理でございます。

附則第54条は、さきにご説明申し上げました附則第22条の2の個人市民税と同様の措置が国民健康保険税における所得計算にも対象となるよう改正するものでございます。

続きまして、附則でございます。滝川市税条例の一部を改正する条例の3ページをお開きいただきたいと思います。第1条は施行期日で、公布の日からの施行でございますが、第1号の部分につきましては平成26年1月1日からの施行であり、第2号の部分につきましては平成27年1月1日からの施行でございます。

第2条は延滞金、第3条は市民税、4ページのほうに移りますけれども、第4条は固定資産税、第5条は都市計画税、第6条は国民健康保険税に関するそれぞれの経過措置でございます。

以上を申し上げまして議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第10 議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する  
条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第10、議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 ただいま上程されました議案第4号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

平成15年から導入された従量制によるごみ処理手数料の徴収と分別収集区分の細分化は、その

後の滝川市におけるごみ処理の排出抑制と資源化の推進に一定の効果をもたらしたところであります。導入後10年が経過し、ごみ排出量は横ばいあるいは微増の状況であるとともに、処理単価の増大などによりごみ処理経費は増加傾向にあります。こうした状況を受けて、滝川市廃棄物減量等推進審議会から平成24年2月にさらなるごみの減量化及び資源化の推進を図るとともに、ごみ処理コストに対する市民負担の割合について適正な水準へと近づけるべきとの答申が出されたところであります。この条例は、本年4月から中・北空知廃棄物処理広域連合の焼却施設、中・北空知エネクリーンが供用開始したことにより、当面のごみ処理経費が確定したことから、課題の是正に向けた取り組みの一環としてごみ処理手数料の改定を行うため、滝川市廃棄物の資源化、再利用の促進及び適正処理に関する条例を改正したいとするものであります。

改正の内容の説明につきましては、議案第4号参考資料、滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例新旧対照表でご説明申し上げます。1ページをお開きください。別表1、一般廃棄物処理手数料でございますが、表の左が現行、右が改正後であり、表中の文字体、配置の体裁などを含めて改正したいとするものであります。

表中、1、家庭系廃棄物のうち、次に掲げるものの収集、運搬及び処分、(1)、生ごみでございますが、ア、12リットル、80円を100円に、イ、6リットル、40円を50円に、ウ、3リットル、20円を25円とするものでございます。(2)、燃やせるごみでございますが、ア、40リットル、80円を100円に、イ、20リットル、40円を50円とするものです。(3)、燃やせないごみでございますが、ア、40リットル、80円を100円に、イ、20リットル、40円を50円に、ウ、10リットル、20円を25円とするものでございます。なお、次のページにわたりますが、(4)、家庭系資源ごみについては文字体、配置の変更のみで、手数料の額の改正はございません。(5)、粗大ごみでございますが、ア、最大の辺又は径が1メートル以上の物であって、重さが20キログラム以上のもの、400円を500円に、イ、アに掲げる物以外の物、200円を250円とするものです。

2、家庭系廃棄物のうち、市の処理施設に直接搬入されるものの処分、現行、20キログラムにつき200円を10キログラムにつき120円とするものです。これにつきましては、中空知衛生施設組合リサイクルクリーンの計量単位が10キログラム当たりであることから、統一を図りたいとするものであります。

事業系廃棄物の処分、現行、20キログラムにつき200円を10キログラムにつき120円とするものです。これにつきましても、さきに説明いたしましたとおり、リサイクルクリーンの計量単位に合わせたいとするものであります。

附則第1項は施行期日で、この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、第2項、第3項は経過措置で、第2項は、改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される廃棄物について適用し、同日前に収集し、又は搬入された廃棄物については、なお従前の例によるものとするものであります。第3項は、前号の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に交付を受けている指定ごみ袋を使用し、または指定ごみ処理券を貼付した廃棄物に係る手数料の額については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上をもちまして議案第４号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第４号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例は、過日の議会運営委員会におきまして確認したとおり、厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４号 滝川市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例は、厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第１１ 議案第５号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第１１、議案第５号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部次長。

○経済部次長 議案第５号 滝川市商工業振興条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

このたびの改正は、企業誘致及び地場企業の活性化をより積極的に進めるため、制度の効果的な運用を図ることを目的に改正したいとするもので、工場等の立地に対する助成制度に係る対象要件の緩和、助成内容の拡充を内容とするものでございます。制度改正のポイントとしては、使いやすさを考慮し、要件緩和により地場企業も含めた中小企業の小規模な設備投資にも対応が可能になること、また創業時の多様な資金需要にも支援できるよう改正したいとするものでございます。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案第５号参考資料をごらんください。第２条は、用語の定義を規定しておりますが、第９号の次に第９号の２として助成要件となる投資額について定義し、第１０号で雇用者について、第１０号の２で新規雇用者について新たに定義したものでございます。

第６条は、工場等の立地に対する助成について規定をしており、現行の設備投資及び雇用に対する助成金に第１項第２号で用地取得に対する助成金を、第４号で工場等の新設に対する助成金を設けるものでございます。

また、第２項の規定で、現行、市税を滞納している者については助成対象外としておりますが、工場等を借り受けて事業を行う場合は当該工場等の所有者が市税を滞納している場合についても対象外とする規定に改正したいとするものでございます。

第７条につきましては、現行の固定資産税の課税標準額を根拠とする助成を設備投資額に対する助成措置に見直し、各号で設備投資額、新規雇用者数の助成要件を緩和するものでございます。

また、第７条の２として、用地取得に対する助成金を新たに規定し、工場等の新設等をするために取得した土地に付加される固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額を３年度分助成する

ことができる規定を設けるものでございます。

第8条は、雇用に対する助成金の規定であり、現行、新規雇用者1人につき雇用開始日から1年間に支払われた給与額を助成額の根拠としておりますが、新規雇用者1人につき20万円の定額に変更したいとするものでございます。

さらに、第8条の2で、工場等の新設に対する助成金を新たに規定し、事業開始後1年を経過後、賃料、設備リース料など規則に定める額を助成することができるとしたところでございます。

第22条は、補助金等の減額等について規定しておりますが、固定資産税のほか、都市計画税の滞納についても減額等の対象に加えたところでございます。

附則につきましては、第1項でこの条例の施行期日を交付の日から施行したいとするものであり、第2項においては経過措置として今回の改正前に第6条第1項の規定により指定を受けている者の助成については、なお従前の例によるものと規定するものでございます。

また、このたびの改正にあわせ、規則で定める対象業種に植物工場、太陽光、風力を除く新エネルギー関連産業、流通関連産業を追加したいと考えておりますので、申し添えます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決されました。

#### ◎日程第12 議案第6号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第12、議案第6号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました議案第6号 滝川市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

制定の趣旨でございますが、福島復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金の創設、国による公共事業の代行、生活環境整備事業の実施区域の拡充、避難解除区域における税制の優遇措置の対象拡充等を行うことを目的として、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が平成25年5月10日に公布され、同日から施行されました。

条例案の概要でございますが、この福島復興再生特別措置法のこれらの改正により条項が繰り下がることに伴い、滝川市営住宅条例第5条中の所要の文言整理といたしまして、第20条第1項を第29条第1項に変更したいとするものであります。

施行期日は、公布の日を予定しております。

以上をもちまして議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第13 議案第7号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築A工事）

議案第8号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築B工事）

議案第9号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築電気設備工事）

議案第10号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築機械設備工事）

○議長 長 日程第13、議案第7号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築A工事）、議案第8号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築B工事）、議案第9号 工事請負契約の締結について（滝川第三小学校改築電気設備工事）、議案第10号 工事請負契約の

締結について（滝川第三小学校改築機械設備工事）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部技監。

○建設部技監 ただいま上程されました滝川第三小学校改築関連工事につきまして、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号につきまして一括してご説明させていただきます。

まず、議案第7号ですが、工事請負契約の締結についてでございます。工事名は、滝川第三小学校改築A工事であります。契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は6億585万円です。契約の相手方は、株式会社泰進建設滝川本店取締役本店長、加藤研二であります。この工事につきましては、記載の市内5社による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月16日に入札を執行した結果、株式会社泰進建設滝川本店が6億585万円で落札候補者になり、その後の資格審査においてその要件を満たすことから、5月20日に落札者として決定したところであります。なお、このA工事の工事区域は、主に体育館及び職員室の部分になります。

続きまして、議案第8号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。工事名は、滝川第三小学校改築B工事であります。契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は9億8,574万円、契約の相手方は株式会社中山組滝川支社支店長、藤岡里美であります。この工事につきましては、記載の市内5社による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月16日に入札を執行した結果、株式会社中山組滝川支社が9億8,574万円にて落札候補者になり、その後の資格審査におきましてその要件を満たすことから、5月20日に落札者として決定したところでございます。なお、B工事の工事区域は、主に普通教室、メモリアルホール、給食センターの部分となります。

続きまして、議案第9号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。工事名は、滝川第三小学校改築電気設備工事であります。契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は2億2,995万円です。契約の相手方は末廣屋・星野・西保経常建設共同企業体であります。代表者は、末廣屋電気株式会社滝川本店取締役滝川本店長、平澤篤であります。構成員は、有限会社星野電設代表取締役、星野秀人、有限会社西保電気工事、西保強であります。この工事につきましては、市内2企業体による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月16日に入札を執行した結果、末廣屋・星野・西保経常建設共同企業体が2億2,995万円で落札候補者になり、その後の資格審査におきましてその要件を満たすことから、5月20日に落札者として決定したところでございます。

最後になりますが、議案第10号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。工事名は、滝川第三小学校改築機械設備工事であります。契約の目的は工事請負契約のため、契約の方法は地域限定型一般競争入札、契約の金額は3億9,795万円、契約の相手方は道央ハウジング・サンプラント・タスク経常共同企業体であります。代表者は、株式会社道央ハウジング代表取締役、渡辺宏男であります。構成員は、株式会社サンプラント滝川営業所所長、鈴木幹也、株式会社タスク代表取締役干場光雄であります。この工事につきましては、市内4企業体による地域限定型一般競争入札の方法で行われ、5月16日に入札を執行した結果、道央ハウジング・サンプラント・タス

ク経常共同企業体が3億9,795万円で落札候補者になり、その後の資格審査におきましてその要件を満たすことから、5月20日に落札者として決定したところでございます。

以上、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号を一括して説明させていただきました。

(何事か言う声あり)

○建設部技監 失礼しました。若干訂正させていただきます。

まず、第8号ですが、契約の相手方、中山組滝川支社支店長と申しましたが、支社長と訂正させていただきます。

続きまして、もう一つが議案第9号でございますが、構成員の中で有限会社西保電気工事の中で代表取締役、西保強でございます。追加していただきたいと思います。

失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。清水議員。

○清水議員 議案第7号と第8号についてお伺いします。

改築工事をAとBに、この場合分割という言い方をされると思うのですが、滝川市の庁舎も分割発注をしたと、市立病院は一体で発注をされたと、最近分割発注というのはそう多くはない、余りないということだというふうに思いますが、その際に一つの建物を分割して発注するということについては私どもも分離分割発注を進めるべきということを言っていました、今回分割発注された理由、またそれによる課題などがありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。建設部技監。

○建設部技監 今回のこの建設に関しましては、分割することが構造上可能だったということから、これを分割することによって市内業者の受注機会が確保できるということで分割発注に至ったところでございます。デメリットの部分に対してはございません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今後も福祉施設等で10億円を超える20億円ぐらいの工事がまた始まるというふうに思いますが、今回の場合は構造上分割が可能だったと、これってたまたまでなくて、何ゆえに分割が可能だったのかと。要するに設計でも2種類ありますよね、構造設計と意匠設計がある。今回の場合、分割を可能にしたのはどういった設計が原因だったのかということ。

もう一点は、分割が可能ないように設計をするということもまた可能なのかということで、今後の規模の大きな建築事業についてもこういった分割発注が可能な、そういう設計の仕方があるのかということについてお伺いします。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 今回の構造におきましては、体育館部分と周りを囲むように教室部分になっている。そういう構造から、一体でもできるし、分割でもできるという構造になっておりますが、先ほど言ったように受注機会を確保するために分割となった経過がございますが、今後におきましては、ど

ういうものをつくるかということによって当然分割が可能である場合もあれば分割できない部分もございますので、まずは目的物をどういう形でつくっていくのかということによっては可能かなと、分割するのも可能ですし、できない場合もあるかということで、適宜その辺は設計の中で考えていくことになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号、第8号、第9号及び第10号の4件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号、第8号、第9号及び第10号の4件はいずれも可決されました。

#### ◎日程第14 議案第11号 不動産の取得について

○議 長 日程第14、議案第11号 不動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第11号 不動産の取得について説明申し上げます。

滝川市土地開発公社の解散に当たり、市が先行取得を依頼した公有用地については全て買い戻しを行うべく、当初予算において購入に係る予算措置をしたところでございますが、今回提案いたしますいわゆる駅西用地につきましては価格及び面積要件により議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、取得について議決を求めるものでございます。

取得する不動産についてご説明申し上げます。土地の所在は滝川市有明町1丁目、地番は416番3、地目は雑種地、地積は1万7,785平方メートルでございます。所有者は、滝川市土地開発公社でございます。購入価格については4,440万円で、購入時期は平成25年度でございます。購入する目的は、市が先行取得を依頼した用地の取得でございます。

なお、仮契約については締結済みでございまして、仮契約日は平成25年4月3日でございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 まず、この有明町の用地、ちょっと私記憶にないものですから、先行取得の理由について改めて伺いしておきたいと思います。

○議 長 柴田議員の質疑に対する答弁を求めます。

答弁に時間を要するため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時17分

○議 長 会議を再開いたします。

答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 駅西用地でございますが、滝川駅西地区の開発計画用地という利用目的としての取得でございます。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 その計画というのは、どういう計画だったのでしょうか。

○議 長 答弁に時間を要しておりますので、また暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時21分

○議 長 会議を再開をいたします。

先ほど暫時休憩という形をとったのですが、時間をかなり要するようでございますので、休憩とさせていただきます。再開は14時40分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時40分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

柴田議員の再質疑に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 済みません。時間をとっていただいて申しわけなく思っています。14年前の資料ということで、ちょっと時間がかかってしまいました。駅西地区の開発計画ということで、詳しい内容についてはまだ判明していない部分もあるのですが、開発計画の概要ということで記載がございます。それを今申し述べさせていただきますが、1つ目には道路の新設、あと駐車場、駐輪場、広場の新設、そして駅前、駅西地区を連絡する歩行者自転車専用跨線橋の新設、分譲住宅の造成、そういったものが当時の開発計画として将来予定されるというふうになっていたようでございます。これ以上のことはまだ判明していない部分がございますけれども、どうかご理解いただければというふうに思います。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 この後議運もあるようですから、余り時間をかけないでいきたいと思いますが、もう

既に公社の解散の議案は賛成したわけですが、先ほど来副市長も総務部長もしっかりご答弁をさせていただいて、これまでしっかりとやってきたが、残念ながら時代的な趨勢あるいはそれぞれの時期の課題等々あって、こういった結果に終わったと、おわびも含めて今後説明したいということなのですが、今の不動産の取得の経緯を聞くと平成10年、私も議員で在籍していた時期です。しかしながら、具体的な計画も、あるいはまた市民周知も多分なかった。この計画によってこういった大きな先行取得がなされていたということは、ある意味先ほど来からご説明いただいたこととは相反したそういうこともあったということを深く認識していただきたいと思っております。もちろん私は今回のこの不動産の取得については、先ほども公社の解散については賛成いたしましたので、このことについてこれ以上申し上げませんが、こういったこともあったのだということをしっかり認識して、今後市民にしっかりとご説明いただきたいと思います。ご答弁は結構です。

以上です。

○議長 長 柴田議員、答弁をいただける質疑をお願いをしたいのですが。

(「そうしたら、してください」と言う声あり)

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 このご指摘にずっと答弁もできなくて申しわけなかったのですが、しっかりと、15年前の話とはいえ、きちっと認識をしながらこれからまた進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

#### ◎日程第15 議案第15号 議員の派遣について

○議長 長 日程第15、議案第15号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長 長 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 それでは、ただいま上程いたしました諮問第1号についてご説明をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましての提案理由でございます。滝川市に置かれております人権擁護委員、丸山健氏が平成25年9月30日で任期満了となりますため、後任として引き続き丸山健氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件について可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月13日から6月18日までの6日間休会にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、6月13日から6月18日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時46分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成    年    月    日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成25年第2回滝川市議会定例会（第8日目）

平成25年 6月19日（水）

午前10時00分 開 議

午後 3時55分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 辺 精 郎 君 | 2 番  | 清 水 雅 人 君 |
| 3 番  | 水 口 典 一 君 | 4 番  | 坂 井 英 明 君 |
| 5 番  | 渡 邊 龍 之 君 | 6 番  | 小 野 保 之 君 |
| 7 番  | 木 下 八重子 君 | 8 番  | 山 本 正 信 君 |
| 9 番  | 三 上 裕 久 君 | 10 番 | 堀 重 雄 君   |
| 11 番 | 関 藤 龍 也 君 | 12 番 | 山 口 清 悦 君 |
| 13 番 | 田 村 勇 君   | 14 番 | 井 上 正 雄 君 |
| 15 番 | 柴 田 文 男 君 | 16 番 | 荒 木 文 一 君 |
| 17 番 | 大 谷 久美子 君 | 18 番 | 窪之内 美知代 君 |

○欠席議員（0名）

○説 明 員

|           |           |               |           |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 市 長       | 前 田 康 吉 君 | 副 市 長         | 吉 井 裕 視 君 |
| 副 市 長     | 鈴 木 光 一 君 | 教 育 長         | 小 田 真 人 君 |
| 教育委員会委員長  | 若 松 重 義 君 | 総 括 理 事       | 高 橋 賢 司 君 |
| 総 務 部 長   | 山 崎 猛 君   | 総 務 部 次 長     | 五十嵐 千夏雄 君 |
| 市民生活部長    | 樋 郡 真 澄 君 | 市民生活部参事       | 伊 藤 克 之 君 |
| 市民生活部参事   | 石 川 雅 敏 君 | 保 健 福 祉 部 長   | 佐々木 哲 君   |
| 保健福祉部次長   | 中 川 啓 一 君 | 経 済 部 長       | 千 田 史 朗 君 |
| 経 済 部 次 長 | 居 林 俊 男 君 | 農 政 部 長       | 若 山 重 樹 君 |
| 農 政 部 次 長 | 中 島 隆 宏 君 | 農 政 部 参 事     | 多 田 幸 秀 君 |
| 建 設 部 長   | 大 平 正 一 君 | 建 設 部 技 監     | 高 瀬 慎二郎 君 |
| 教 育 部 長   | 舘 敏 弘 君   | 教 育 部 参 事     | 河 野 敏 昭 君 |
| 教 育 部 参 事 | 庄 野 雅 洋 君 | 教 育 部 指 導 参 事 | 四十九院 正満 君 |

監 査 事 務 局 長      堀 下 博 正 君  
市立病院事務部長      鈴 木 靖 夫 君

選挙管理委員会      井 上 傑 博 君  
事 務 局 長  
市立病院事務部次長      田 湯 宏 昌 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長      菊 井 弘 志 君  
書                      橋 本 洋 衣 君

副            主            幹      和 田 英 昭 君  
書                      記      村 井            理 君

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 おはようございます。本日はインターネット中継が入るということで、ちょっと緊張しておりますけれども、緊張感を持ってやりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎1、公共施設のストックマネジメント

1、10年間の改修行程について

それでは、まず初めに、公共施設ストックマネジメントに関して質問したいと思います。滝川市の場合は、高度経済成長期以降にどんどん、どんどんいわゆる公共施設を建ててきたという経緯がございます。箱物行政ということでやゆされた時期もありましたけれども、そういった中で市民ニーズに応えるべきところは応える、そのような形で滝川市は運営されてきたと思います。そういった高度経済成長期以降に建てられてきた公共施設、これがいわゆる耐震化などの理由で更新時期を迎えてきたというので今回の公共施設のストックマネジメントという考え方が出てきたのだと思います。

そこで、伺いたいと思います。まず、この取り組みについては、私は大変評価しております。ただ、タッグプランとかという経緯がずっと滝川市の場合ありまして、その時期と同時並行でやっていたらもっと違ったのかなという思いもあります。そういったことで、まず廃止する施設は今の段階で明確になっているのかどうかを伺いたいと思います。

○議長 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 おはようございます。それでは、トップバッターとしてお答えさせていただきますけれども、昨年策定をいたしました滝川市公共施設マネジメント方針におきまして、今後10年程度を集中取り組み期間として公共施設を可能な限り削減するとしております。この方針を進めるた

めに、本年５月に滝川市公共施設マネジメント計画策定市民会議を設置をいたしまして、滝川市公共施設マネジメント計画の策定に着手したところでございます。この公共施設マネジメント計画におきましては、文化やスポーツなどの分野ごとの公共施設のあり方、コミュニティ関連施設などの地域ごとの公共施設のあり方につきましての方針を定めることとしております。この計画の策定後から、その方針に沿って個別施設のあり方を議論し、維持する施設に必要とされる機能を集約しつつ、削減することとなった施設は売却、賃貸、譲渡を進めていく予定でございます。そのため、現時点では廃止する施設を決めているものではなく、計画策定後に個別に検討していくことになります。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今の段階では、まだ廃止する施設は明確にしていないということであります。ただ、もう既に施設として機能していないところが結構ありますよね。例えばこども科学館の分館、あるいは旧図書館、あるいは百年記念塔、こういった今現在撤去はされておられませんけれども、既に公共施設としては機能していない部分、この部分についてはどのように考えているのでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 ただいまご質問のありましたいわば遊休施設の対応ですけれども、今回の滝川市公共施設マネジメント計画の対象施設でございますけれども、こういった現在使っている施設、あるいは今おっしゃられた３施設等の遊休施設につきましても合計１４２施設を対象にしまして、この計画の中で対応方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 もう既に明確になっているのだと思いますけれども、私は、この１０年間で選択と集中ということでやっていく、確かにこの１０年間は長いようようで短いと思います。もし既にわかっているのであれば早急にやるべきだし、計画自体もそこにもう織り込み済みだというふうに思っております。私はなぜこういうことを言うかということ、市外の方々が滝川市を訪れたときに、いわゆる公共施設でありながら物置き場になっているのではないかと、そういうことをよく聞くわけです。ですから、廃止するものは速やかに廃止する予算措置をとってやっていくべきだと思います。この件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 まず、遊休資産につきましては、基本的に本来の目的から外れて今休んでいる施設といいますか、そういった施設の対応につきましては、取り壊し等の予算的な関係もあるものですから、これにつきましては計画の中でそういったことも決めていきたいと。それと、廃止する施設につきましては、例えば総合福祉センターにつきましては設備等が老朽化して早急に廃止しなければならないという状況があったものですから、このたびの決定をして移転等の対応をしているということでございます。それで、施設の関係で急いで方針を決めて対応するものは計画とは別に、これは別に早急に進めていくべきことだというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今遊休施設については急ぐものは計画とは別に対応していきたいという話なのですが、学校施設とかを除く 142 施設については、例えば個別のデータというか、施設ごとの図面、あるいは修復したときの履歴だとか、利用者数だとかということは明確になっているのでしょうか。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 各施設のそういったデータにつきましては、内部資料で整理をしております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 それでは、次の質問に移ります。廃止の基準は年間利用者数とかその施設の稼働率によって決めると思います。ただ、それだけで決めるのかどうなのかということがあるのです。例えば地域性だとか、地域に全くこういうような施設がないだとかということも考慮されるのだと思います。この辺について伺いたいと思います。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 先進的な取り組みを行っている都市の中では、公共施設の評価基準として大きく 3 つの視点に分けて取り組んでいるものがあります。1 つ目は、必要性という視点でございますが、施設の需要の有無、利用者の満足度、政策目標の実現度、施設の建設から取り壊しまでに必要とされる費用である施設のライフサイクルコストから見た効率性、代替施設の有無から評価を行うもの。2 つ目としましては、物理的性能という視点で、施設の構造や物理的劣化度、施設の耐震性やアスベストの除去などのリスク、施設の高度情報化や環境負荷の低減度、ユニバーサルデザイン化といった高機能化対応度から評価を行うもの。3 つ目の視点としましては、経済的価値でございますが、施設の立地環境やインフラの整備度、周辺の施設集積度や土地利用規制などから評価を行うものでございます。これらの 3 つの視点から施設の評価を行いまして、公共施設の維持、建てかえ、増改築、改修、売却、貸し付け、転用などを決定している事例がございます。滝川市としましても、これらの評価を一定の参考としながら、滝川市の公共施設に関する方向性を定める滝川市公共施設マネジメント計画や滝川市総合計画、滝川市都市計画マスタープランと整合性をとりつつ、施設の利用者や地域の方々と協議を行いまして施設の存廃を決定してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 マネジメント計画策定市民会議というものが 5 月に設置されております。先ほどお話があったいろいろな要件というか、活用するのか、あるいは廃止にするのかというような要件、多分そういう資料を策定市民会議に提出するのだと思うのです。そこでいろいろ検討されて、どのぐらいの回数を設けてやるのか私にはわかりませんが、その中である一定の方向を出して計画づくりが始まるのだと思うのです。この市民会議にはどの程度の答申を予定されているのか伺いたいと思います。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 市民会議につきましては、9 月までに計 11 回の開催を今現在予定しているところでございます。5 月から月 2 回程度開催しているところでありまして、現在 3 回目が終了して、来週 4 回目の開催の予定でございます。それで、一つ一つの個別の施設につきまして議論いただくに

は余りにも時間がないので、先ほどご答弁したとおり、分野別、特に市民の方々が多く利用している文化施設、スポーツ施設につきまして議論をいただいて、分野別の施設のあり方、方針、今後どうしていくかという方針についてまとめていただこうかなというふうに思っております。また、小学校区ごとの地区別の施設につきましてもご協議をいただきまして、コミュニティセンター等の地域に密着した施設の今後のあり方の方針についても議論をいただいて方向性を出していただくというふうに考えております。その方針に基づきまして計画を策定して、その後個別の施設の改廃について詰めていくというような予定でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 市民会議で11回の会議を予定されているということなのですが、廃止になるのか活用されるのかというところまでは答申は求めないということですのでよろしいですね。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。施設の選択と集中を進める上で、今すべきことは何だと考えておりますでしょうか。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 公共施設につきましては、時代背景の変遷や人口構造の変化に伴いまして施設の稼働率低下や老朽化が進み、施設利用の需給バランスが崩れていく中、近い将来の財政的な負担を見据えると施設の選択と集中は喫緊の課題であるというふうに考えております。今後選択と集中を進めるに当たりまして、建物の構造、機能、管理状況等に関するデータや施設利用の現状などを踏まえ、公共施設をマネジメントしていくということが重要だというふうに考えております。昨年策定をいたしました滝川市公共施設マネジメント方針では、将来に残していく施設に機能を集約し、必要な機能は維持しながら床面積を削減することやライフサイクルコストを念頭に置いた施設の長寿命化や官民連携を基本とした維持管理の実施及び広域連携による運営などについての方針を打ち出したところでございます。そして、その方針を踏まえ、持続可能な公共施設のあり方を目指し、今年度より市民会議を設け、市民の皆様からのご意見をもとに分野別、地区別での全市的な公共施設マネジメント計画の策定に着手しているところでございます。公共施設の利用者におかれましては、地理的な面や利用施設の利用時間帯の重複など、さまざまなご不便が生じることがあるかと思いますが、市民の皆様の財産である公共施設の安全性や市民へのさまざまな行政サービスを維持、発展させるため、さらには将来世代に過重な負担を残さないためにも公共施設のマネジメントに積極的に取り組んでまいりますので、今後ともご理解賜りますようお願いしたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は、今すべきことというのは策定市民会議を受けて、住民の方々のご理解を得るための調整です。あと、ストックマネジメント推進課がどれだけ各部課に対して情報を発信して、そして一元管理できるかどうかです。ここにかかっているのではないだろうかと考えております。だから、サッカーでいうと指令塔になって、この10年間選択と集中を推進していかなければならないというふうに私は思っているので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

## ◎2、パークゴルフ場の造成

## 1、市民ニーズと費用対効果について

次は、パークゴルフ場の造成について質問したいと思います。パークゴルフ場の造成、石狩川河川敷に予定されているパークゴルフ場についてなのですが、滝川には今現在パークゴルフ場と言われるものが8カ所あります。その8カ所があるのに、事業費を9, 100万円ちょっとかけてなぜ今つくるのかという市民の皆さんの声があります。それで、伺いたいと思います。必要性について市民のニーズは把握されたのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 おはようございます。三上議員の必要性について、ニーズについてどのような調査をされたかというご質問でございます。新たなパークゴルフ場の整備につきましては、過去、平成15年になりますけれども、滝川パークゴルフ協会、滝川レクリエーション協会など5団体からの要望をいただいた経過がございます。また、ことしの1月にもパークゴルフ協会、老人クラブ連合会など4団体からの要望をいただきました。また、平成20年になりますけれども、たきかわ観光協会がパークゴルフ場コースを企画をした際にも、市内のパークゴルフ場においてアンケートを実施して利用者の声をお聞きしたという経過がございます。さらには、まちづくり懇談会がございますけれども、こちらの場でもパークゴルフ場の整備についてのご要望をいただいたという経緯、また市議会においても整備についてのご意見もいただいたという経緯がございます。現在パークゴルフ団体、さまざまな団体がございますけれども、そのような団体の皆さんにも順次ご説明をしながら懇談をさせていただいているという経過がございます。こうした要望あるいはアンケートから、市民の皆さんのニーズとしては、健康づくりあるいはコミュニケーション、友達づくりの場というニーズ、それとハード的な話になりますけれども、芝のよいパークゴルフ場へのニーズ、それと大会の誘致、大会の開催が可能なパークゴルフ場へのニーズが高いものというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 先ほどの質問で、公共施設のストックマネジメントの関係で集中と選択をするのだという、これから10年間かけてやっていくというときに、市内に8カ所パークゴルフ場を抱えながら、なぜ1億円のお金を投入して新設しなければいけないのだ、ここが市民に理解できないのです。わかります。団体の方は、それはいいコースでやりたいです。だから、要望を出します。けれども、それ以外の大多数の市民の方は、これから選択と集中ということを言われるのですよ、理解を求められるのです。そういった中でこれが理解されると思いますか、8カ所のパークゴルフ場があって、1億円投入して新たなパークゴルフ場をつくる。どう思いますか。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 さまざまな施設についても同じように集中と選択という形で進められると思いますけれども、パークゴルフ場においても今申し上げましたように7カ所のパークゴルフ場、これは市が管理している部分としては7カ所ございますけれども、そのパークゴルフ場については、例えば拡大をするとか整備をしていくとか、管理するというような体制が十分とれなくなってきたパークゴルフ場もございます。そういうことも含めて、それから先ほど申し上げましたように芝のよいゴルフ場を提供していく、あるいは大会の誘致、開催が可能なパークゴルフ場を求める、

そういう声も強いということを踏まえまして、大きな、あるいは設備の整ったパークゴルフ場を整備する声は強いものというふうに考えております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、質問しますけれども、既存のパークゴルフ場の利用率というか稼働率、それぞれのパークゴルフ場の稼働率を言ってみてください。それを押さえて今のこういった案が出てきているのだと思うので、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 稼働率という率では押さえてございませんけれども、利用者数ということでお話をさせていただきたいと思います。24年度の統計でございますけれども、全体で5万6,000という利用者数というふうに押さえております。この中には滝川ふれ愛の里も含まれておりますけれども、滝川ふれ愛の里としては正式な利用者数という把握をしておりませんので、21年までの数値をもとにした推計という形で2万5,000人ほどの数字というふうに押さえております。これら含めまして全体としては5万6,000人の利用者がいるというふうに考えております。ただ、丸加高原のパークゴルフ場あるいは一の坂公園、江部乙小学校というところの数字は、この中には含まれておりません。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私は個別の利用者数、稼働率と言って聞いたのですけれども、それはきっと調べていないのでしょうか。

次の質問に移りたいと思います。これは市長に伺いたいと思います。今でもまち自慢のパークゴルフ場は必要だとお考えでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 私は、市長になる前にいろいろな皆様とお話をしまして、パークゴルフ場期待の要望を大変多くお聞きしました。その中で、公約としてまち自慢のパークゴルフ場というのを加えたわけでございます。その後も各団体の皆様から要望もお聞きしておりますし、市民の声も聞いております。今後さまざまな時代の流れもあるのかと思いますが、健康増進等を含めて、パークゴルフを振興することが市民の皆様の健康にもつながり、スポーツとしてこれからも定着していくという考えのもと、3月の1定に設計予算についてもご承認いただいたわけでございますので、必要という認識のもとにご提案をさせていただいております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 先ほどの公共施設の選択と集中という話ではないですけれども、これだけ滝川が142の施設をこれから検討しなくてはいけないというときに、その中で地域住民の方にそぐわない計画立案が出てくるかもしれません。私は、その施設を再利用するにしても廃止するにしても、これは前田市政の最大の政策課題だと思っております。そういった中で1億円のお金を投じて、全くパークゴルフ場がないのだったらわかります。8カ所もある中で、本当に足かせになるとは思いませんか、市長。

○議長 市長。

○市長 三上議員のおっしゃる選択と集中というのは十分理解しているつもりでございますし、今公共施設マネジメント計画で進めておりますのは使用ができなくなった施設等を含めてのこの中の集中と選択でございます。パークゴルフ場、これも確かに使えないところもございます。市民の皆さんには満足できないコースもあるわけです。それよりも、要望がある中においては、そういう施設を少し集中して大きな施設をつくって、その運動を振興していくというのも一つであり、全てが減らしていく一方ではなくて、期待を持っていただいて夢を持っていただく市民の皆さんのためにも、そういう施設を新たにつくることは私は集中と選択の中にあってもよろしいのではないかなと、そのように考えております。そしてまた、新しい施設とパークゴルフ場についておっしゃいますが、1億円ということでございますけれども、全て市民の皆さんの税金1億円が行くわけではなくて、起債として一般財源から出るのはそんなに多くないわけでございます。もしも今の河川敷を原状復帰という形でハーフのゴルフ場を国にお返しするときには、それなりに原状復帰のための予算がかかります。何千万円もかかります。それと見合った部分を一般予算として提供して、それによって72ホールの市民の皆さん、そしてこの近隣の皆さんに喜んでいただけるパークゴルフ場ができるのならば、私は集中と選択の中でそういう考え方を使ってもよろしいのではないかなと、そういう決断のもとにさせていただいております。ただ、運営に関しては非常に厳しいのは十分認識をしております。皆様方のご心配のないようにしっかりとした経営をマネジメントすることがこれからの私どもの役目である、そのように思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 1億円のうち全てが市民の皆さんの税金ではないという話がありましたけれども、起債と一般財源を合わせて6,000万円ぐらいでしたか、あとは3,000万円が交付税ですよね。それはいいのです。

次の質問に移ります。この新パークゴルフ場、健康増進を第1番目に掲げているのです。それで、私はそういった意味においては既存のパークゴルフ場を再整備して、そして健康に資するという形がいいのだらうと思っております。そういう考えは全くないですね、どうでしょう。

○議長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 議員が施設7カ所という話をされておりましたけれども、國學院大學北海道短期大学部のパークゴルフ場を除いて7カ所あるわけでございますけれども、この7カ所についてさまざまな形で市が管理、あるいは委託管理等を行って管理をお願いしているという施設でございます。至近な場所にパークゴルフ場があるということは望ましいこととは思いますが、既存のパークゴルフ場では新たな整備、拡張が難しい問題、あるいは管理団体の維持管理体制がとれなくなってきて管理経費の増加などの問題も生じているという状況がございます。こうした管理経費の増大、あるいは管理体制の今後の体制も踏まえて、パークゴルフの魅力、パークゴルフ場の機能、役割を市民の皆さんにご理解いただく中で、新たに整備するパークゴルフ場へ集約をして、基本的には集約をしながら管理体制、利用状況も踏まえて管理団体の皆さんともご相談をして存置についても協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 これから啓蒙を図っていくということなのでしょうね。ただ、これまでにパークゴルフという競技が健康増進するために一番効果的なのだよというような啓蒙された経緯というのはあるのですか。過去に例えば保健センターと連携したり、あるいは競技をやる方々にさらに健康増進につながるような形で啓蒙されるとか、講演を開くだとか、まず過去にそういうことをやったことがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 さまざまな要望が以前から市には寄せられたという経緯がございますけれども、パークゴルフ場の整備という形で具体的にこの話が進んでまいりましたのは昨年からでございます。その以後の中ですけれども、今の準備段階の中で、こうした市民の皆さんへパークゴルフ場に対する健康づくりあるいは友達づくりというようなことを具体的に啓発をしてきた経緯は現段階ではございません。ただ、今後の問題になってまいりますけれども、新しいパークゴルフ場をつくるということで今進めておりますので、今後利用者の増に結びつけていくということからも、そうした啓発活動というのはぜひとも進めていきたいというふうに思っています。新しいパークゴルフ場の機能、魅力あるいは効果というものをきちっとお伝えをし、そうした場をつくってまいりたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 今回新しいパークゴルフ場をつくるということで健康増進を1番目に掲げているのです。過去にパークゴルフを通して健康増進を図るための啓蒙推進ということをやってきていないところで、この説得力が全然ないのです。市長公約だからパークゴルフ場をつくるとか、そんなことではないと信じておりますけれども、本当に健康のことを考えるのであれば以前からやっているはずです。

それで、次の質問に移りますけれども、パークゴルフ場を新設することで費用対効果というものはどの程度あり、そして市民の健康増進を図ることで医療費の削減につながると考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 特に医療費の削減の面での費用対効果ということでご答弁をさせていただきたいと思いますが、パークゴルフに取り組むとどれだけの医療費削減につながるかというようなお話かと思いますが、具体的な削減効果ということについての試算は行っておりません。ただ、これは非常に難しい試算の方法になろうかなというふうに思っております。パークゴルフが健康増進に有効なことというのは、楽しんでいる方が一番ご存じなのではないかなというふうにも思います。また、一般的に言われていることとして、外に出ること、適度な運動量であること、あるいは新鮮な空気を吸う、仲間との交流により楽しいひとときを過ごす。こうしたことのほか、最近では病院でもパークゴルフ場を併設してリハビリにも活用されているという事例もあります。パークゴルフ場は、健康増進の場を提供しているというふうな実態があるかというふうに思っています。また、2005年に旭川工業高等専門学校がパークゴルフと心拍数、運動量による研究とい

うものをした報告がございます。その報告によれば、有酸素運動、酸素を取り込む運動としては理想的な運動の強度、強さがあるというようなこと、それからワンラウンド18ホールを回るということとおおよそ、これはコースによっても変わってくると思いますけれども、ワンラウンド18ホールで歩行数としてはおおよそ2,600歩程度になるわけですが、平均消費カロリーとしては58.6、これは15分のウォーキング、歩行と同じだというような研究報告もあります。こうした健康づくりの効用ですとか効果というものも示されているということがございますので、こういうことも含めて啓発、PRに努めてまいりたいというふうに思います。また、滝川市のほうでは第2次健康たきかわ21アクションプランもあります。この中では、気軽に運動できる機会の創出、あるいはさまざまな場を提供して健康な市民をふやしていこうというような取り組みが進んでまいります。このような形の中で、市民の皆さんに気軽に活用していただける施設を目指して、関係機関、関係課とも連携しながら健康づくり活動というものに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 さほど検証されないでスタートするのではないかとこの心配があります。医療費の削減については、どれだけ削減されているかという、やればできないことはないと思うのです。例えばパークゴルフをやっている方とやっていない方、今までやっていない方、それを協力していただいて医療点数というので積算していきますよね、そういうような手法もあると聞いておりますけれども、だからそういう検証を試みてから新しいパークゴルフ場建設に向けて進むというのであればわかるのですが、今の時点では全然納得いかないです。私は、滝川には自慢する素材がたくさんあると思います。そういったところに予算を集中的に投入していく、それが今あるべき姿ではないだろうかと思っております。

### ◎3、丸加高原の将来展望

#### 1、丸加高原の可能性について

次、丸加高原の将来展望について伺いたいと思います。先日札幌から来た方と懇談する機会がありました。その方は、菜の花を見に来たのです。そして、丸加高原に上がって一望するわけなのですけれども、ここは本当にのどかでほっとする、そういうような景観だというふうに言われておりました。今回菜の花まつりも青年会議所などのご協力、あるいは市民の皆さんのご協力を得て、よかった部分もありましたし、一方で残念だった部分もたくさんあったと聞いております。それは、過去ずっと積み重ねてきた地域住民とのきずなというか、情報交換だとか、そういったことが今回は全然発揮されていなかったという話を聞いております。それは冒頭の話なのですが、それだけ丸加高原については魅力的なところであるということを市外から来た方々も言われているということを言いたかったのです。

それで、丸加高原の健康の郷を開発した原点というものがあつたと思うのです。それをまず伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今丸加高原開発の原点というご質問ですけれども、丸加高原開発は、リゾート開発ブームの中、丸加高原の市営牧野など牧歌的な景観を生かして、総合保養地整備法、いわゆるリゾート法の指定を目指して丸加高原のリゾート開発基本構想、基本計画を策定し、整備が進められたものでございます。当初リゾート開発の三種の神器と言われたホテル、ゴルフ場、スキー場が計画されていましたが、いわゆるバブル崩壊によりましてゴルフ場は民間により造成され、今に至っております。スキー場は、整備されることはございませんでした。また、ホテルの建設にかわり、農林水産省の補助事業により農業体験実習館として丸加高原伝習館が平成元年から2年に建設されたところでございます。続きまして、羊の館、健康の広場、グリーンヒル丸加が整備され、平成6年から7年にかけてオートキャンプ場が整備されてございます。これらの施設につきましては、当初直営で運営されていましたが、当時はでっかいどうカボチャ大会やコスモス祭りなど集客イベントが丸加高原で行われたわけですが、平成8年、9年には最大約6万人ぐらいの集客施設でございました。その後財政的な制約もありまして、各種イベントの縮小や廃止、イベント事業がほかに変わったり、丸加高原で実施していた体験事業の縮小、廃止を余儀なくされて、来る方も少なくなったという経過でございます。平成19年度からは指定管理制度を導入しましたが、施設の老朽化、施設構造など、客室ニーズに対応できず、利用者が減少したことから、昨年からは宿泊、食堂などを中止している状況にございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 そのような原点があった。その中でいろいろ策を講じてきたのでしょうけれども、なかなかうまくいかなかった。それで、今はこの施設全体を民間に公募して、やってくれるところを探そうとしている。私は、全てが全て市でやれとは思っていません。ただ、開発した当初のその原点というのは持ち続けなければならないだろうと思います。確かに民間事業者が参入してきて、やってくれるかもしれません。ただ、その原点が市になれば、長期ビジョンというものがなければ、たとえ指定管理者だとしても好きなようにやります。ですから、そういう原点というものを何か最近忘れがちなのかなというふうに思います。

それで、次の質問に移りますけれども、私はその原点があって、地域の皆さんの賛同も得て開発されたものだと思っております。最近のあの地域の皆さんのニーズはどのように把握されているか伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 原点を忘れるなということにつきましては、十分肝に銘じたいと思います。ただ、丸加高原再生に向けて市民懇談会等々、あと5月10日には公募の方針による説明会、または江部乙在住の市民の方、類似施設の経営者の方、伝習館に携わった方などの個人的な意見も受ける中でいろいろな意見を伺っているところでございます。基本として共通しているのは、議員さんもおっしゃっていましたが、丸加高原の自然環境が素晴らしいという点は全て皆共通でございました。あと、その他のニーズとしましては、丸加高原の自然を生かすとともに自然環境を維持してほしいという話が共通でございます。あと別に、江部乙地区には宿泊施設がないので、伝習館を維持して

ほしいというお話もございました。その他、そらぷちキッズキャンプと連携した健康福祉の里としてほしいという考えを持っている方もいらっしゃるということで認識してございます。

以上でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 私が把握している部分と大体似ているのしょうけれども、とにかく一番に望んでいることというふうに私が捉えているのは、何をするにしても地元と連携してその地域の活性化を図りたいのだという思いが強いです。そういう思いを受けて今後進めていただきたいと思います。

この地域、丸加高原なのですが、将来展望と活用についての見解を改めて伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 先ほど原点という話もございましたけれども、丸加高原開発については、先ほどご答弁させていただきましたけれども、丸加高原の本当の原点というのは昭和47年度から事業化した草地造成事業だと考えてございます。丸加山は、丸加山山麓周辺未墾地の開発、共同草地ですとか放牧地を有効的に利用し、畜産所得の増進を図るために国営開拓パイロット事業で実施したものでございます。そのパイロット事業でやったものが現在の丸加山の景観、自然環境の基礎となったものと考えてございます。そこには地域振興ですとか産業振興を目指して開発したものでございますけれども、今私どもが思っている丸加高原の自然というのはそういう経過の中でつくられた景観、すばらしい景観だというふうに考えてございます。昭和61年にそのパイロット事業が終了して、その景観、自然環境を生かして平成元年から観光と都市、農村の交流を深めるための建物、伝習館ですとか羊の館が建てられ、体験型観光産業を進めて地域振興を図ってきてございます。その時代、時代で地域振興に一定の成果はあったと考えてございます。けれども、事実として利用者のニーズについていけなかったというのも事実だと考えてございます。今回の民間公募も、民間活力を生かしてもらうということを基本に考えていますけれども、現在丸加は外から見て何が魅力かというものを探っていかなければならないとも考えていますし、先ほど言った市民目線、市民と協働でやるという部分と外から見た目というものを総合的に判断していかなければならないと思っています。それを踏まえて、丸加の将来をどうしていこうか、江部乙との調和をどうするかということを考えていかなければならないというふうに考えてございます。いずれにしても、公募するといっても丸加高原の自然に合致した事業で地域振興につながることを基本として考えていますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 いずれにしても、民間業者が入ってくるにせよ、民間というのは利益最優先だと思いますので、滝川のビジョンなり方針なりがしっかりしていないとだめなのかなと思っていますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

#### ◎4、市発注の公共工事

##### 1、労務単価について

最後の質問です。市発注の公共工事について伺いたいと思います。国土交通省は、公共工事の積

算に用いる公共工事設計労務単価をこのたび引き上げました。昨年対比で全国平均１５．１パーセントの引き上げです。これを受けて滝川市においても労務単価を上げることになるのだろうと思いますけれども、市内建設業者の労務単価の現状をまず伺いたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 労務単価の現状認識についての質問でございます。平成２３年に発生いたしました東日本大震災の復興に係る工事が東北地方では職人の不足によりまして、労務単価の大幅な上昇がございました。しかしながら、北海道内、市内の建設業者におきましては、地域経済の疲弊や公共工事の減少などにより廃業や将来を悲観しての人員の整理、採用の抑制など、経費節減や経営努力を続けており、非常に厳しい労務単価であることを認識しております。しかしながら、今年度に入り、経済政策による多くの公共事業の発注により、やっと明るい兆しが見えてきたところでございます。この状況が今後も継続し、建設産業において将来を見通せるように経営改善されることを今期待しているところでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、国とか道の公共工事の設計労務単価が大幅に上がったわけですが、滝川市においても道の取り扱いに準じるという形で大丈夫ですね。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 労務単価の取り扱いについてのご質問だと思います。公共工事設計労務単価は、農林水産省及び国土交通省が公共事業に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づき決定をしております。平成２５年度の北海道地区単価につきましては、平均で約１７パーセント上昇しております。市が発注する工事につきましては、国で決定した公共工事設計労務単価を採用し、北海道が作成しております単価歩掛かりを準用し、工事の積算を行っております。道段階につきましては年に何度かの単価改定がございます。積算の際には直近の単価を採用し、工事の積算をしております。工事期間中にまた急激な資材の高騰などがあれば、北海道の取り扱いを参考に進めていく所存でございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 道単価に準ずるということです。それで、伺いたいのですが、前年度の労務単価で積算した工事、積算した見積もりです。これが４月１日以降に契約した場合、滝川においても新単価を適用するのですね、確認します。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 ことし労務単価がかなり大幅に改定がされました。常に毎年、資材につきましても労務につきましても改定がなされております。それを見込みながら予算計上しておりまして、その新しくなった単価をもちまして新年度においては発注をするということでございます。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 それでは、最後の質問なのですが、今回の大幅な労務単価の上昇を踏まえて、技能労働者の適切な賃金水準が確保されているのかどうか、これは受注されている元請や下請の方々の実態としてどうなのかということを確認すべきだと私は思います。実際本当にこういう技能労働者の

方々の賃金が上がっているかどうか、上げるかどうかということを確認すべきだと思います。この点について伺いたいと思います。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 賃金水準の実態ということでございます。まず、国土交通省では、新労務単価につきまして労働者の賃金引き上げ、社会保険加入促進につながるよう建設業界、公共、民間の発注者宛てにいろいろさまざまな要請をまずは行っているところでございます。建設業団体の長宛てにつきましては、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いに対応する特段の配慮、法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入の徹底、若年入職者の積極的な確保、ダンピング受注の排除等々について要請を行っているところでございます。また、我々各都道府県知事宛てには、平成25年度の公共事業労務単価の早期適用、ダンピング受注の排除、法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導等について要請がなされております。さらに、民間発注者団体宛てには、平成25年度公共工事設計労務単価の背景、事情を踏まえた適正な価格による工事の発注、法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入の徹底の要請を行っており、自治体、企業に対し、それぞれ技能労働者への適切な賃金水準の確保になるよう要請を行っているところでございます。市といたしましても、国の要請に応えるとともに、労務単価の上昇の背景、事情等を踏まえ、建設業界に対しPRをしていきたいと考えております。ただ、その実態をつぶさに把握するというのは非常に難しいかもしれませんが、我々としても企業努力を含め、将来の安定した地域経済に貢献する建設業を目指し、継続的な雇用体制の確立、若者の雇用などの魅力ある職場環境を整えていただけるよう、今後とも強く呼びかけていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 それでは、市民クラブ、大谷久美子です。きょうは3件5項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

## ◎1、高齢者福祉行政

### 1、緊急時におけるショートステイについて

まず、1件目ですが、高齢者福祉行政。緊急時におけるショートステイについて質問いたします。高齢者の居宅介護を支援するサービスとしては、居宅介護支援、デイサービス、訪問介護等いろいろありますが、緊急時のショートステイにおいて心配が寄せられております。滝川市においては緑寿園とナイスケアすずかけが対応しておりますが、早くからの予約が必要であり、緊急時には満杯で利用できないことが多いと聞いております。また、それらを利用するに当たっては、当然介護認定を受けていることとふだんから利用していることと、そういったような条件もついていると聞いておりますので、ふだん利用していない本当に緊急の方の場合だとか、急に葬儀が入って困っているとかというときには本当に困ったのだということも聞いておりますが、市としてはどのように把握しているかお伺いいたします。

○議 長 大谷議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの介護保険制度のショートステイということで、要介護認定を受けている方が特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険施設に短い期間入所するサービスでありまして、これは在宅で介護されているご家族の負担軽減を図るなど、要介護認定を受けている方の在宅生活を支える大きな役割を担っております、改めて申しましたら。それで、介護保険において要介護者等から相談を受けまして、居宅サービス計画、ケアプランというものをつくりまして、それで介護サービス事業者との連絡調整を取りまとめます介護支援専門員、ケアマネージャーからショートステイの状況についての情報をいただく中において、今お話あったような希望に応じた利用ができない、緊急時にあきがないなど、利用者の多様なニーズに十分に答えられないこともあることも認識しております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、利用者のニーズに対応できないという認識を持っているということをまず確認いたしました。こういうことを受けて、居宅介護をされている家庭では、こういう緊急時に利用できないということであれば早くにそういった施設入所を希望すると、うちをあけられないという心配があれば、どうしてもそういう方向に流れる方もいるのではないかなと思います。高齢者の方は、調査によると家庭で家族と一緒に暮らしたいという方が多いと聞いておりますが、こういう方々について安心して家族と一緒に暮らせるような方策としては今の認識では私としては不安ではないかなと思うのですが、そういった方に対してどういう方策があるのかお伺いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 在宅生活を支えるさまざまなサービス等があります。ここではショートステイということで、かなり有効性があるということで、要介護者の心身状況が悪化したとか、それから家族が病気とか冠婚葬祭、さらには身体的、精神的に本当にお疲れになったときなど、レスパイトということで効果があるということでちょっとお話しさせてください。それで、ショートステイにおいては、サービスの利用時期や期間、また施設側のあき状況など不確定な要素を多く含んでいることから、緊急時、ゴールデンウィークなど利用希望が重なる時期には希望される施設を利用できないケースもあります。市内では2カ所の施設でショートステイを行っております。その2カ所が困難な場合でも、近隣市町も含めた中で連絡調整等を行うことにより、安定的なサービス、ショートステイのサービスの提供が可能なものと考えております。それからまた、最近通所と訪問と宿泊、3つの要素を組み合わせ利用でき、そして24時間切れ目のないサービスを提供する、それにショートステイの機能もあわせ持った小規模多機能型居宅介護事業所というのが現在市内に栄町に1カ所あります。それで、今年度さらにもう一カ所の整備を今予定しているところであり、これに利用者登録をすることにより急な宿泊利用も可能となる。このような類似施設もあわせて活用することで在宅での介護を支援してまいりたいと思います。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、今栄町にと、あとまたもう一カ所、中島町でしたか、新しいものをつくれるということで、こういった不安については解消できると押さえてよろしいのですね。また、小

規模多機能だとか、近隣の雨竜だとか砂川だとか、そういったショートステイもあわせて使えば今困っている方の対応は完全だとか、そういった心配は今はないと、そういう相談は受けられるということで押さえてよろしいのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 小規模多機能型ができることによって全ての需要が解決できるわけではないですが、選択肢というか、パイが広まったというか、だんだんそういう形で多様な形で受け入れができてきたということは認識しているところです。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 対応できるという認識で安心したと、そういうことで、今後心配が発生しなければいいなと思います。それと、市民の利用したい皆さんについても、ふだんから介護認定を受けるだとか、いろんな相談を包括支援センターにきちんとしておくとか、そういった対応をきちんとしておくのだよという情報の提供もあわせてきちんとしていただければいいなと、そういう心配を持つ方が少しでも少なければいいなと思います。

3つ目に移りますが、他市においてデイサービスの施設がショートステイも受けているということとをちょっと新聞で見たわけですが、滝川としてはそういった考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 まず、現在市内の設置施設でショートステイを実施しているのは2カ所ということで、江部乙にある特別養護老人ホーム緑寿園と老人保健施設ナイスケアすずかけであり、あわせまして、先ほど来もお話ししましたが、官民、法人あわせて近隣市町の事業所や先ほどの小規模多機能型居宅介護事業所などと連絡調整を行うことにより安定的なサービス提供が可能であると考えていることから、今現時点では市設置デイサービス施設ということで、そこでのショートステイ事業の実施の考えには至っておりませんが、今後もショートステイの今言ったいろんな需要が達せられるかという、そういう利用状況等の把握にしっかり努めてまいりたいと思います。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、そういった状況をいろいろ把握して今後に努めていくということですから、ぜひ期待しておりますので、困る市民が出てこないようによろしく願いしたいと思ひまして、2番目に移ります。

## ◎2、市民生活

### 1、空き家等の適正管理について

市民生活ですけれども、空き家の適正管理についてお伺いいたします。昨年4月に空き家等の適正管理に関する条例が施行されましたが、この条例がどのように生かされているのか。1年が経過しておりますけれども、一向に改善が見られない空き家が多く目につきます。長年放置された、そういった危険な状態の空き家もたくさんあるわけですが、市民からはどのような声が上がっているのでしょうか。また、空き家等の適正管理に関する条例の第6条におきましては、市長は規

定による勧告に応じないとき、または空き家などが著しく管理不全の状態であると認めるときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を命ずることができるとなっているわけですが、こういう条例があつて、どのような取り組みをされているのか伺いたします。

○議長 長 石川市民生活部参事。

○石川市民生活部参事 空き家等の適正管理に関する条例のご質問でございます。本条例は、勧告、命令、氏名公表という空き家の措置手順と立入調査についても定めたものでありまして、空き家の所有者に対して適正な管理を行うようにその責務を明らかにしたものでございます。この条例の対象としまして把握している管理不全の空き家は、本年4月1日現在21件となっておりますが、所有者の方々への文書指導のほか、電話や直接訪問での指導により条例の趣旨を理解していただき、徐々にではありますが、前向きな意思表示が得られている状況でございます。先ほどの21件以外にも新たに市民の方から空き家に関する情報が寄せられております。本年4月以降で9件の相談があり、それぞれ指導したほか、危険防止措置を7件については完了、残り2件についても措置をしてもらうということで確認をしております。取り組みとしまして、全体パトロールは原則年に2回ですが、台風などの急激な天候変化が想定される場合にはその都度行っております。また、特に危険と思われる空き家は、随時現場を確認し、必要に応じて民法における事務管理規定において危険回避等応急処置をするほか、ロープ等で危険防止に努めている状況でございます。現在この条例では勧告、命令という、そういう措置ができるということになっておりますが、今現在そこまでは至っておりません。今申しましたとおり、条例によって制定の趣旨を知らしめるというような形で、電話連絡で状況等を把握いたしまして、そういうような理解が得られるという状況にあると、今後はそれをもっと進めてやっていこうというように考えている次第でございます。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 条例に該当すると思われるもの21件と、徐々に解決されてきていると、4月以降にも9件、また7件、2件ということもお伺いいたしました。しかし、見る限りでは傷みが相当激しく、私は当然そこはどうかされるべきかなと思うのですけれども、そこにいたずらに入ったり、放火等、いろんなことが起きる危険がありますので、近所に住んでいる方たちは大きな不安を持っておりますので、それでこちらのほうにもお話がありますから、いろいろパトロールもし、気を配っていただいていることは十分わかりますが、もっと力を入れて取り組んでいただきたいということを申し添えまして、次に移りたいと思います。

### ◎3、教育行政

- 1、総合福祉センターの閉館について
- 2、次なる学校改修計画について
- 3、学校図書館司書の配置について

3件目ですが、教育行政について。総合福祉センターの閉館について伺います。総合福祉センターの閉館が決まり、利用者から、今よりも規模の小さいものでいいので、あの場所に設置してほし

いという声もたくさん聞いております。私もそれなりに廃館になったいきさつをお知らせしながら説明はしているわけですが、市として利用者への説明をどのようにされているのか、また閉館後の受け皿となる施設への移行についてはどのように進められているのかお伺いいたします。

○議 長 大谷議員、今の質問の前の要旨の2については、1点目の中で触れているということで理解をしたということだと思のですが、質問の中でそのことに触れていただきたいのです。

○大谷議員 要旨2において、この条例に該当すると思われるものはどのくらいあるかというのを要旨2にしているわけですが、1つ目の質問の中で件数等をお話しいただきましたので、理解したということで終わらせております。

○議 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 総合福祉センターは、昭和51年の開館以来、市民の生涯学習の拠点として活用され、平成24年度の利用者は7万2,594人と滝川市内の公共施設の中で利用者の多い施設です。このたびの閉館への取り組みは、施設の老朽化等の課題から取り進めているものであり、市民の皆さんの生涯学習活動がこのことによって停滞することなく、これまで同様継続することができるようになっていかなければならないと考えております。サークルや団体など利用者に対する説明につきましては、4月17日13時30分から、翌18日19時からの2回、総合福祉センターにおいて利用者説明会を開催しました。説明会の開催の周知につきましては、広報たきかわや総合福祉センター窓口での利用者への案内配付、登録サークルへの郵送などを行い、2日間の説明会には延べ57人の市民の方が参加されました。説明会では、総合福祉センターの閉館に至る経緯及びストックマネジメント方針の考え方の説明と次の活動場所の参考となる市内公共施設一覧を配付しました。お集まりの皆さんから、ストックマネジメント方針に関することや市内公共施設の備品や利用料金などの利用に関するご質問をお受けいたしました。ご質問とともに、利便性にすぐれ、仲間が集いやすい中心市街地に生涯学習の拠点施設を求めるとのご意見も伺いました。説明会以降につきましても、例えば炉の切ってある和室が必要だったり、市が用意している備品を使って活動していたりするなど、各サークルの活動状況に合わせて個別に移転の相談に対応しているところです。代替施設として、交通の利便性がよい駅前広場「く・る・る」やまちづくりセンター、各地区コミュニティセンターなど、施設の図面や各部屋面積などを掲載した資料をご提示し、説明をしております。コミュニティーセンターにつきましては、平成25年4月1日から公民館から変更し、これまで公民館法によって規制のあった幾つかの利用の条件が緩和されたことにより、さまざまな活動の受け皿として対応できるものと考えております。また、炉を切った和室がある場所として文化センターや教育支援センターを、創作活動には工芸室のある三世代交流センターを紹介するなど、活動に合った施設への移転をしていただいているところです。今後も活動実態に合わせ、平成26年3月31日の閉館予定をめどとした活動場所の移転について真摯に対応していきたいと考えております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 それでは、いろいろ相談を個別的に受けているということで、よかったなと思うわけですが、場所について紹介されるときには役所の係の方がそちらの場所の方にも一緒につき合っ

されているということなのか、こういうところがあるよというだけなのか、その辺もお伺いいたします。

○議 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 総合福祉センターを利用させていただいている各サークル、団体はさまざまな条件、備品等があります。必要であるならば現地に赴いて、ともに備品が何が必要なのかを現場を確認したり、あるいは市役所7階の窓口で話が済むものはそこでご相談に応じたりと、それぞれの状況に合わせて対応しているところであります。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 いろいろなことを紹介したり、直接携わっていただきながら受け皿となる場所を探していくと、そういうことでは利用者の方も安心して移行できるのかなと、そういう形で今後も取り組んでいただきたいなと思います。

次、2つ目ですが、次なる学校改修計画についてお伺いいたします。各市内の学校は、耐震改修もあとわずかで全ての学校が完了いたしますが、どの学校も老朽化が目立っております。次は自分たちの学校をと期待も大きいことと思います。開西中学校、第三小学校に続いて次なる改修をどのように考えられているのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 教育委員会では、滝川市小中学校施設整備方針に基づきまして、開西中学校については改築及び大規模改修を、滝川第三小学校については改築を実施をし、開西中学校は今年度の完成、滝川第三小学校は平成26年度末の完成を見込んでおります。滝川第三小学校、開西中学校以外の耐震性のない他の学校につきましては、平成27年度までに順次耐震改修を行っておりまして、耐震化率100パーセントにすることを最優先に今現在進めております。既にこれまで滝川第一小学校、江部乙小学校、東小学校、明苑中学校、江部乙中学校については耐震改修とトイレ改修を終了し、今年度は滝川第二小学校校舎と西小学校校舎の耐震改修とトイレ改修を前倒しして進めているところであります。学校施設の整備につきましては、先ほど申し上げました平成22年2月に策定をしました整備方針並びに平成23年12月に策定をしました学校給食施設整備方針に基づきまして施設の建築年次や老朽化の進みぐあいを勘案しながら、国の助成制度も最大限に活用し、効果的、効率的な整備を進めてまいります。ご質問のありました滝川第三小学校の改築事業の次の事業ということですが、先ほど申し上げました整備方針におきましては西小学校の大規模改修事業と親子共同調理場の整備を計画しているところでございます。今後の財政状況等も勘案しながら、計画に沿って進めていきたいというふうに考えているところであります。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 続いて、西小学校ということがここで大体はつきりしたという、今までどこかなとみんな期待しておりましたので、西小学校ということは今後私どもももう言ってよろしいのですか、教育長からお聞きしましたので、というつもりで進めているということでお話しいたします。ありがとうございました。

その次、では3つ目ですが、学校図書館司書の配置についてお伺いいたします。文部科学省では、

平成24年度からの学校図書館関係の地方財政措置について発表いたしました。その中で、全国の小中学校に図書館関係職員の配置に要する経費として1年度当たり約150億円の措置を講じるとしております。これは、2校に1名程度の配置と書かれております。1週30時間という形で、司書、専門の職員を置くということで書かれております。しかし、これらの財源は使途を特定しない一般財源としての措置がされておりますために、これらの実現のためには自治体における予算化が必要であるとしておりますが、滝川市においてはどのようになっているのか。今の学校図書館司書の状況と配置についての考えをお伺いいたします。

○議長 教育長。

○教育長 今のご質問にお答えをする前に、先ほどの西小学校の関係で議員さんは改築というふうにもしかしたらおっしゃられたかというふうに思いますが、答弁のほうは大規模改修ということで、ご確認させていただきたいなというふうに思います。

それでは、ご質問のありました学校図書館司書の配置につきましてのご質問でございます。学校司書の配置に係ります経費につきましては、ご質問のとおり平成24年度の普通交付税の算定時より学校図書館担当職員という形で単位費用に積算をされており、2校に1名程度の単位費用の積算となっておりますが、現在のところ市内の小中学校において学校司書の配置は行ってはおりません。これにかわりまして、市立図書館によります学校との連携による子どもの読書活動支援事業を実施をしております、各学級に配置をしております図書館学級文庫の巡回貸し出しを各小中学校ごとに年3回から4回ほど実施をしているほか、学校図書館支援として学校から要望のあった場合には市立図書館の司書が学校を訪問し、学校図書館の書架整理、あるいは特別展示などの支援を随時行っており、平成24年度におきましては延べ17回、10校の小中学校に行き訪問支援を行っております。こうした市立図書館の取り組みによりまして、司書教諭あるいは図書職員で十分対応のできない部分についてはサポートしているところであります。今後の学校司書の配置につきましては、当面市立図書館との連携を継続しつつ、各小中学校の図書館の整備状況、あるいは児童生徒の読書活動の進捗状況を適正に把握をし、学校現場の意見もお伺いをしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 市の図書館と連携して学校にいろいろとご支援いただいているということはよく存じているわけですが、せっかく国において文部科学省でこういった措置をしているということ、2校に1名の配置ができる予算をつけているということから、ぜひともそれを生かされるように、特に滝川市の図書館活動は高く評価されて、今回子どもの読書活動優秀実践図書館の表彰も受けているわけですから、学校における図書館活動にもこの予算を生かして充実を図っていただくように強く要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 長 以上をもちまして大谷議員の質問を終了いたします。

渡辺精郎議員の発言を許します。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 皆さん、こんにちは。市民の声連合の渡辺精郎でございます。初当選以来15年目でございます。56回、この質問でございます。いつもどおり市民の目線で質問いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

◎1、市長の基本姿勢

1、生活保護費不正事件の裁判で「刷新市長」が本当の「被告」になる事情について

それでは、最初は市長の基本姿勢からでございます。今回市長には生活保護費不正事件の裁判で刷新市長として登場した前田市長が本当の被告になる事情、このことについてお尋ねをいたしたいと思います。前田市長は2年前、不祥事の多い滝川市の刷新を掲げて市長に当選いたしました。端的に言えば、生活保護費の不正で2億4,000万円近い市民の浄財をどんな事情があるにしろ元暴力団夫婦に介護タクシー代金として1年半にわたって貢ぎ続けたことはおかしい、こういうことを滝川市の刷新ということで旗印にし、当選されたわけであります。その2年後に今回の札幌地方裁判所の裁判の判決で職員に賠償責任ありの判決が下ったわけですが、刷新市長が控訴によって半旗を翻したことに市民の多くが驚きと疑問を持っている、こういうことで第1点目にまいります。

去る3月27日の札幌地方裁判所の判決を受けて、前田刷新市長が開口一番、記者団に、電話ですが、裁判の結果は残念と語ったことが事の発端であります。次に、正式な記者会見においても職員の弁済額が大きくて遺憾との発言を行い、市民を初め、道民に驚きと違和感を与えたわけであります。そして、4月4日の市議会臨時会におきまして、札幌高等裁判所への控訴の提案になったわけであります。これで刷新市長ががらり本当の被告の身になってしまったとやゆされているわけであります。市長選挙のときの認識と控訴に踏み切って住民側と対立をするという、こういう変身の事情を市民の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。

○議長 渡辺精郎議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 住民訴訟におきましては、私が市長に就任した時点で被告は滝川市長、前田康吉であります。4月4日の市議会臨時会でも答弁いたしました。私はオール市役所という感覚を持とう、一体となった組織力が必要であると訴え、それを刷新という言葉で表明し、市長に就任させていただきました。同じく4月4日の市議会臨時会でもお答えしましたが、控訴は札幌地方裁判所の判決において支給決定の違法性や職員の故意または重大な過失があったとされた内容に一部承服できない部分があったことから、控訴の提起をさせていただきました。これは、現在の市政を預かる市長としての判断でございますが、質問にありましたように市民と対立する変身だとは私は思っておりません。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 そのような基本認識だと思います。住民と対立しているとは思っていない、こういうふうにおっしゃるかもしれませんが、2億4,000万円近くの市民の浄財をこうも簡単に支給してやったのではないかと市民は言っているわけであります。前田市長もこの事実を結果的に容認することになりませんか、ここをしっかりとお答えください。

○議長 市長。

○市長 今回の控訴は、判決に対して一部不服な部分がありまして控訴したためでございます、今までの不祥事全てを容認してそのように判断しているわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議長 長 清水議員、静粛をお願いします。

渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ここでお聞きしたいことは、次の２点目も同じなのですが、刷新市長の基本姿勢がなぜ変化したか、こういうことで、今の答弁を聞きますと、やっぱり刷新は捨てていないのだと、一部不服だからと、こういうことでございます。したがって、次の裁判からも注目をしたいと思います。ここは裁判所でございますので、議会ですから、２点目に参ります。

４月４日の臨時市議会で私が申し上げましたように、みずから渦中に飛び込み、全身に火がついてから、弁護士に従った、立場がこうなったから市民は理解してくれるだろうと思ったでは覆水盆に返らずであります。刷新市長の看板を掲げて市長に当選して３年目でその看板をかなぐり捨てて、田村市政の単なる継続では何のための市長交代だったのかと市民から厳しい批判が広がり、それよりもさらに恐ろしいのは、あの前田市長も不祥事市長の仲間だったという政治不信、そして滝川市政不信が市民の間に広がっていると、この事実をしっかりととらえなければいけないと思います。私は、その後多くの市民と対話をしてまいりました。多くの市民は、テレビを見たが、判決を残念と言う市長はどうなっているのだ、詐欺事件と言うけれども、さまざまな場面で元暴力団の一市民にみすみすくれてやったのではないか、こういうことで言うわけであります。この市民の声に対しまして市長の明確なご見解をお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ４月４日の市議会臨時会でも答弁させていただきましたが、控訴することが不祥事を肯定したということではありません。もちろん顧問弁護士の意見に従っただけなどとの言いわけをするつもりもございません。市政を預かる現職の市長としての判断でございます。過去の不祥事を市長になったから容認するということは、決してそのようなことは一切考えておりません。硬直した市役所組織をそれぞれの求められた立場、職責を果たし得る組織とすることが私の大きな仕事だと認識しております。これは、やはりこの不祥事を起こしたときの体質を変えなければいけないという思いが強いからでございます。これは市長に立起以来一貫して表明していることでございますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 午前中は、この問題につきましてもう一度だけ確認をしたいと思うわけでございます。今もともとの刷新のほうは捨てないということを申しております。しかし、一般市民は、テレビを見たと、先ほど言ったとおりであります。渡辺さん、説明してくれと言いますが、それは前田市長に直接聞いてください、私は説明できませんと、こう言っているわけであります。したがって、今回はそのことをしっかりと捉まえて、刷新は捨てないというわけでありますから、ぜひ立候補の当初の、あるいは当選の原点をもう一度しっかりと捉まえてご答弁をお願いします。不祥事の市長の

仲間ではございません。刷新はしっかりと看板は掲げていくということをもう一回確認をしたいと思います。

○議長 長 渡辺精郎議員、今の質問は先ほどの質問と何も求めているところが変わらないというふうに判断をするのですが、改めて求めるということによろしいですか。

○渡辺議員 確認です。

○議長 長 市長。

○市長 今確認のご質問がございました。まさしくそのとおりでございまして、刷新の姿勢は一切変えるつもりはございません。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 大変核心に迫ってまいりました。第3点目であります。ここら辺が昼食で途中切れるのは、ちょっと残念なところであります。それでは次に、刷新市長として第三者的な立場から控訴の市長という立場になれば、あの事件は知らない、詳細はわからない、こういうようなことで済まされなくなったわけであります。こういう立場の市長にお尋ねをいたします。市側は、裁判ですべて医師の指示に従ったと弁解しているわけであります。滝川市立病院の院長は、重篤で生命の危険があり、札幌への通院を認めず、万一のとき患者側に訴えられたら責任が持てないと証言していたのでありますが、何と裁判で明らかになった札幌の病院のKKR医療センターの医師の証言では、本人の希望により毎日注射している。医学的にいえば毎日の注射は必要ない。病院としては拒むことはできないし、制限はできない。別に当院でなければ治療できないわけではない。生活保護制度上、頻回受診に当たるかといえ、それは頻回になると述べております。また、北大病院第一内科では、肝肺症候群はKKR医療センターで関係しており、北大では行っていない。北大病院第一内科では医療的には何もしていない。食事の注意点や風邪薬を出しているくらい。医学的には通院の必要はなく、大学病院でする治療もない。本人は来るのが生きがいという面があると証言しています。これが平成18年9月12日であります。もうこの証言は動かすことのできないものであり、当時の厚生常任委員会には、市は不利と見て提出されなかったものであります。これで滝川市に責任がないと言えるのでしょうか。もちろんこの北大病院第一内科の証言を副市長や市長に伝えていなかったことにはないと思われませんが、いかがでしょうか。刷新の前田市長ならこのことを質問することはないのでありますが、まともに控訴を選択した市長の見解を求めます。また、前田市長は職員の責任を追及したくないとおっしゃいますが、この北大病院第一内科の証言を当時の田村市長や副市長が知らなかったことにはないと思いますし、知らせなかったならば、この職員の職務怠慢の最たるものではないでしょうか。何となれば、この時点で還流どころか即生活保護打ち切りではないですか。ここが今回の地裁判決での職員と前市長との責任の認定の焦点であります。この病院、医師の判断は極めて重大だと考えますので、前田市長の見解を求めます。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま質問のありました医師の病状把握結果は、札幌地方裁判所における判決理由の中で極めて過剰な頻回受診は容易に認識できたとする、その根拠として提示された内容であ

ります。一方、５月２７日に滝川市が提出しました控訴理由書においては、通院の頻度の認定は同一、一様ではなく、示された内容は医学的必要性の疑義ではなく、不正や還流を疑うべきだとの判断は、これは論理の飛躍であると主張しております。また、最後のほうで当時の市長や副市長に伝わっていないわけではないということですが、過去の議会や委員会でも種々お答えしておりますように、個別の生活保護受給ケースの病状把握結果を一つ一つ市長や副市長に報告するということはしていないというか、ございません。

以上でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 ここが極めて大事なところ、保健福祉部長が答弁されておりますけれども、さまざまところで市長、副市長あるいは職員が責任ないと言っておりますが、先ほど申し上げましたように、これだけのことを平成１８年の９月１２日ですよ、ちょうど議会選出の監査委員がちょっとやばいことになっているのではないかとということでこの事件を市長に耳打ちしたときと時期は同じであります。この時期にこんな北大病院の第一内科の証言があつて、続けていたというのは、これは私はこの職員の職務怠慢あるいは市長、副市長の責任、これを今さら逃れるというのはとんでもないことだと、これはやっぱり現市長が答えてもらわなければいけないことでないでしょうか。これだけのことがあつて、そしてまだまださらに１年近くもずっと支給し続けた。これは、絶対市民は納得できない。私も、これは前田市長を責めているのではないのです。これだけの事実があつて、まだ職員も責任ない、市長、副市長にも責任ない、こうやって北大病院の証言をないがしろにするという滝川市、ここを私は厳しく、絶対に容認できないということです。これは、部長が答えるのか、市長が答えるのか、ここのところは極めて大事なところだから、よろしくお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、その点はただいま控訴審でこれから争われることになっているところでございます。私としてはそれについてコメントする立場でございませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 渡辺精郎議員、要旨の４に行きますか、それともまだ３をされますか。

○渡辺議員 いや、ここで。

○議長 長 ４に行きますか。

○渡辺議員 いや、行きません。

(何事か言う声あり)

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 いろいろなことでこれは裁判に踏み込んでいるという、冗談ではございません。裁判ではありません。この議会というのは何のためにあるのかということです。この議会が不十分だから、裁判になったのではございませんか。何が次の裁判ですか、いろいろ後ろでも聞こえますが、裁判より先に市民に対して議会の中で明確な答弁とか事件解明がなければいけないのです。そこを私は聞いているのであります。北大病院がこれだけの、もともと滝川市は病院の医師の指示に従ったと、滝川市立病院や北大病院に従ったと。従っていないではありませんかということです。全然

従っていない。これは、私は議会の中で絶対納得しない。これは、もともと厚生常任委員会ということが発表されていたのなら、これはわかります。市民とか議会を愚弄しているではございませんか。何にもこんな言わないで、裁判の中でこれが出てきた。これは、とんでもないことではないですか。これを議会でそれは裁判だからとほっておくというような、こういうことはあり得ないと思います。私は声を大にして、絶対このところについては、裁判の問題ではなくて、この議会の中でしっかりと滝川市の不祥事の原点と言えるような医師の証言、これを十分に尊重してもらいたいという、こういう立場で再質問しているのであります。市長、お願いします。

○議長 長 市長。

○市長 渡辺精郎議員の再々質問でございますけれども、確かにその当時の不祥事に対するいろいろな判断、厚生常任委員会、議会でいろいろとお話をされたのは伺っているわけでございます。しかし、先ほどのご質問でございますけれども、現実今裁判で係争中でございます。その事項について市長という立場の私がコメントすることは非常に遺憾であると思っておりますので、コメントを差し控えさせていただくという答弁の繰り返しになることをぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長 長 要旨の3はまだ続けられますか。

○渡辺議員 まだ続きます。

(「議事進行」と言う声あり)

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの第3要旨の渡辺議員の質問は、大きく2つあります。最初は、まともに控訴を選択した市長の見解を求めます、ここで結んでいる質問。2つ目は、最後の行の質問です。先ほどのご答弁は、医師の診断書、医師の証言というふうに書いていますが、診断についてのご答弁はありましたが、それを市長や副市長に知らせなかったことについての職員の職務怠慢の最たるものではないでしょうかというところのご答弁はなかったと、知らせていないというだけで、それに対する評価を答弁ではしていないというふうに思っておりますので、そこは答弁すべきだというふうに思います。

○議長 長 ただいまの清水議員の議事進行でございますが、先ほど保健福祉部長が答弁しておりますが、その部分は答弁を……

(何事か言う声あり)

○議長 長 そこは答弁していないということでもいいのですか、それとももうしていますか。

(何事か言う声あり)

○議長 長 保健福祉部長より答弁をしているという報告でございますが。清水議員。

○清水議員 2点目の質問は、知らせなかったのなら職員の職務怠慢の最たるものではないでしょうか、市長の見解を求めますということです。知らせなかったのならということで聞いているわけです。先ほどの保健福祉部長の答弁は、知らせなかったでとまっているのです。その後にそれであれば職務怠慢かどうかという評価を聞いているわけですから、やはり答弁がなかったというふうに言えるのではないのでしょうか。

○議長 長 その辺のニュアンスのことは、これは質問側と答弁側とそれぞれ立場がありますから、

その辺はそういうところで理解をしていただくということでぜひお願いしたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

○議 長 要旨の３の部分、渡辺精郎議員、続けてください。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 何といても、職務怠慢というのは、伝えていない。これを北大病院の第一内科から聞いてきて、この大事なことを市長や副市長に伝えているか、伝えていないか。個別案件だと、こんな問題ではないですよ、滝川の大事件であります。そこの一番の核心です。これほどの証言をもってもまだ支給を続けていたと、この事実はまだ隠されないのですから、これを裁判の問題ではなくて、ここでは職務怠慢の最たるもの、職員の責任は問わないとかと言っている市長のその矛盾を聞いているわけですから、いかがなのですか、これは午前中に必ず答えてください。

○議 長 市長。

○市 長 お時間をとって申しわけございません。

今のご質問でございますけれども、今回職務怠慢であったかどうかという問題でございますが、私は全ての裁判を聞いているわけでもございませんし、この事件当時皆様方とともにこの議会で議論した人間でもございませんので、まだまだ記憶として薄い部分がございますし、内容について非常にまだ未知な部分もあるわけでございます。そして、そのご議論を聞いていて今思ったのですが、ただ職務怠慢があったかどうかということについては、今まで福祉事務所長がそのような報告をする例がなかったと、かつては市長、副市長に、それで職務怠慢ではないという刑事事件の判断が出たというふうに伺っております。そして、今回の今のご質問でございますけれども、その点についてあるかないか、そしてその責任がどれだけの過失があるのかという問題が民事のほうで控訴されているわけでございますので、私としてはその点についてコメントできないというふうにお答えさせていただくしかないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 要旨の３はまだ続けられますか。

○渡辺議員 いいえ、これで。

○議 長 それでは、続きまして要旨の４に入りますが、既に１２時を回っておりますので、この辺で休憩とさせていただきます。要旨の４は午後からの再開とさせていただきますと思います。

再開は１３時１０分再開いたします。休憩いたします。

休憩 午後 ０時０５分

再開 午後 １時１０分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に渡辺精郎議員の件名１、項目１、要旨３まで終わっておりますので、続いて要旨４よりよろしく願いをいたします。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、午前中に引き続きましてご質問したいと思いますが、午後から傍聴の方がいらっしゃいますので、簡単に午前中の要約をしておきたいと思います。１問、２問のところは、

前田市長は刷新市長を捨てたわけではない、一部判決に不服であったと、こんなようなことでございましたから、後ろの傍聴の方。3問につきましては、北大病院の証言、これを部長が前市長や前副市長に伝えたかというようなことでございますが、現保健福祉部長は伝えないこともあると、こんなことでございましたし、前田市長は裁判になっているのでコメントできないと、簡単に言えばこういうようなことで経過をしているところでございます。

それでは、4点目に参ります。市の年度決算あるいは予算、これを市長が知らないで提案することがあるのかどうか、これを現市長に尋ねたいと思います。それは、平成19年9月の決算審査特別委員会の場面であります。この事件を知らない私は、第1決算審査特別委員会に出された平成18年度の決算書で生活保護費が約1億3,000万円以上も多いのは本当に困って申請している人たちなのかと、こういうふうな質疑をしました。係の答弁は、開始もしくは廃止の人数は事務概要に記されているが、生活保護者の入院費が多かったという、こういうものでした。ひどいなと思いつつも、事件を知らされていない私はそれだけの質疑で終わらせたのですが、これも当時の市長、副市長が知らなかったで済まされることでしょうか、前田市長の見解を求めます。一般論で結構でございます。

もう一つ、事件発覚後の厚生常任委員会において、平成19年度の予算で片倉夫婦に必要な約1億1,000万円の予算を計上したと当時の福祉事務所長が答弁いたしました。職員としての福祉事務所長の答弁は、もう隠し事はできないという判断で正直に答弁されたと思います。つまり市としては正当な支出と主張しているのですから、この額は片倉夫婦のための思いやり19年度当初予算として当然だった可能性があります。これを当時の市長、副市長が知らなかったということでは済まされないのではないのでしょうか。

これは、明確に前田市長の見解を以上2つお願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1点目の予算や決算についての市長への報告ということで、渡辺市議もご存じのように、全てについて詳細な説明があるわけではなく、事務的にも困難な状況であります。市長に対しては、新規や大きな制度改正があった事業、対前年度に対する増減や全体の動向について説明があり、協議に臨んでおります。それらがまとまったものを案として議会に提案させていただいております。

次に、2点目で当時の福祉事務所長の厚生常任委員会での答弁ですが、議事録を確認いたしましたが、事件後の厚生常任委員会において当時の福祉事務所長が詐欺事件主犯夫婦に必要な約1億1,000万円の予算を計上したと答弁した事実はございません。最後のところで、前市長や前副市長が知らなかったで済まされるのかとのことですが、この点も住民訴訟で第1の原告から主張され、今控訴審において争点とされておりますので、答弁でき得る状況ではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 これも保健福祉部長が答弁されているのでありますが、1点目のところのそういううやむやなことで、それはそれで答弁は記録されている。後半のほうについては、こういうことがし

よっちゅうあります。私が本会議でしゃべったことでも記録がない。この委員会ではそういうことはあり得るなと思って質問しているのですが、必ずこれはこういうことをしっかりと述べているわけでありまして。その記録がないだけです。そして、謝罪しなさいなんて、こういうのが時々あるのですが、これは必ずこういうことで言っているわけでありまして。それがなかったら、それでは19年度の片倉夫婦にどうやって支給をするのですか、やっぱり予算があつて、4月からしっかりと支給するのではないですか。これもまた曖昧にしまして、こんなこと言わなかった、あるいはなかったなんて、そんなことがありますか。どうやって片倉夫婦に4月1日からの支給をしたのか、これを、前田市長を抜きにしているようでありますから、保健福祉部長、これを答えてください。どうしてそんな予算を、多額なことを1億1,000万円程度予定しないで、そして支払っているというのはもっともっと問題ではないですか。記録がないのはいい。しかし、4月1日からしっかりと支給しているのですから、その予算は一体どこから支給したのでございますか、それを保健福祉部長、答えてください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1億1,000万円のお話ですが、この夫婦のために1億1,000万円というものを積み、予算を計上したというわけではないという、そういったことはありませんということと、その年度の予算を積み上げる中で結果的には支出されていたという内容でございます。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 時間の関係で、そのように聞いておきたいと思います。これはもう終わったわけではございません。

## ◎2、選挙の執行体制

### 1、第8投票所について

次は、時間の関係がありますので、選挙の執行体制について、第8投票所が適切であったかどうか、この問題点でございます。

1点目であります。緑町にあった空知教育センターの移転によって東地区コミュニティセンターになった第8投票所について、去る12月の衆議院議員の総選挙の緑町の住民と東町の住民の投票率の比較を発表してください。緑町の公営住宅の方々は、とても遠くなった、交通の激しい東2号通りを歩いていけないと言っております。住民の意見を聞かないで投票所の移転がされました。いかがなものか、この見解を求めたいと思います。

2点目も続けます。東地区コミュニティセンターは駐車場が狭く、特に冬は10台ほどしか駐車できないところに投票所の選挙事務の従事者の車がいっぱいあったとのこと、投票に来た市民の車は全て狭い市道に駐車して、付近の方々に迷惑をかけたようですが、このようなところを投票所にしたのはいかがないものか、見解を求めます。

3点目であります。今までの空知教育センターは滝川高校に近く、東町と緑町の間あたりにあったわけでありまして。東地区コミュニティセンターは、緑町の一番奥のおうちからは1.5キロ程度あり、徒歩の方は投票棄権も心配されます。滝川高校もしくは緑地区コミュニティセンターは駐

車場が広く、夏は50台もとめられます。善処方検討されてはいかがでしょうか。

以上、一括ご答弁をお願いします。

○議長 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会に属します第8投票所につきまして渡辺議員からのご質問がございましたので、藤本選挙管理委員会委員長の命を受け、お答えしたいと思います。

まず、1点目の部分で、平成24年12月執行の衆議院総選挙の緑町地区の住民と東町地区の住民の投票率の比較というものについてですが、まず第8投票所全体におきましては有権者が3,186名に対し、投票者は2,018名で、投票率は63.34パーセントとなっております。第8投票所というのは、構成の町については緑町、東町と流通団地の一部が該当してございます。その中で、質問にございました比較になりますが、緑町地区の投票者については849名で、投票率は26.65パーセント、東町地区の投票者は1,162名で、投票率は36.47パーセントとなっております。比較といたしましては、東町地区の方のほうの方が9.82ポイント高くなっております。ただ、ちなみにということでお伝えしたいのですが、その地区の有権者と投票者の割合、これを仮称になりますけれども、投票者率ということでご説明させていただきたいのですが、緑町地区の有権者が1,381名いらっしゃいます。その中で先ほどお伝えした投票者は849名で、投票者率、全体の投票された方の率になりますが、61.46パーセント、同じく東町地区の有権者1,796名に対し、投票者は1,162名で、投票者率は64.70パーセントとなっております。この比較といたしましては、投票率と同様になるかもしれませんが、東町地区のほうの方が3.24ポイント高い状況になっているということになります。

次に、投票所の移設についてですが、公職選挙法第39条におきまして、投票所は市役所、町村役場、または市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっており、滝川市選挙管理委員会といたしましては投票地区内の今後の有権者の増減の動向を見きわめながら、安定的に使用できる利便性の高い公共施設を選定したところでございます。また、この内容につきましては、昨年、平成24年5月になりますけれども、緑町連合町内会さん、また東町連合町内会さんの会長さんのほうへその旨の内容を資料を説明し、お見せしながら説明したところでございます。また、それについて了承をいただいたところでもございます。また、同様に、滝川市で開催してございました第15回総務文教常任委員会におきましてもその内容を説明させていただき、報告済みとさせていただいたところでございます。

2問目の質問、東地区コミュニティセンターに移転した理由ということになりますけれども、先ほどもお伝えしたように、選定に際しては有権者の増加状況を見きわめた上で、安定的な利用ができるかどうかということで施設を選定した上での東地区コミュニティセンターの選定でございまして、また投票区、その区域内の東西のほぼ中央に東地区コミュニティセンターが位置しているということ、また施設前の整備された駐車場におきましても夏については17台、冬については11台のスペースが確保できていることなどが挙げられているところでございます。また、昨年の12月に行いました衆議院議員の総選挙におきましては、冬ということもございまして駐車場ということも考慮した上でのお話になりますが、選挙事務従事者につきましては、駐車スペースにおいては民

間の方のご協力をいただきまして駐車場は別に確保させていただいているところでございます。

3点目の近隣施設への内容ということでの質問がございました。当初選挙管理委員会といたしましても、できることであれば旧空知教育センターの近隣施設にしたいということから、平成24年、昨年の4月になりますが、滝川高校へ状況説明と協力依頼をしたところでございます。ただ、そのときに事務長様のほうからお話がございまして、滝川高校については日曜のクラブ活動もあり、また土日の学校行事、定時制生徒の校舎利用もあるということから、また使用できる部屋については奥まったところにしかなく、投票に来られた方と生徒との動線分離に支障を来すかもしれないということから、学校の管理上難しい状況にあるという説明をいただき、断念した経過がございました。また、投票所までの距離の関係についてでございますけれども、旧空知研修センターにおきましては最長で流通団地2丁目2番までの距離が約1,800メートルございました。また、公共施設としてもう一点、緑地区コミュニティセンターについては最長として流通団地1丁目1番までの距離が約1,800メートルございました。今回選定させていただきました東地区コミュニティセンターについては、緑町1丁目1番までの距離になりますけれども、大体1,600メートルということから、距離については前施設よりも緩和されたものとなっているところでございます。また、選挙の人数等々においての内容といたしまして、過去に行われた直近の国政選挙と緑町地区の投票者の状況というものもちょっと調べさせていただいたのですが、昨年12月に行いました衆議院議員総選挙のほうについて投票者率については2.41ポイント下がっている状況が確認できましたが、不在者投票、また期日前投票を見えますと4.78ポイント上がっていることから、選挙管理委員会といたしましては一概に投票所を変更したことによっての影響はなかったものと考えております。ちなみにということでもことに失礼なのですが、第8投票所の投票率については、旧空知教育センターで行われた直近の国政選挙におきましては投票率62.51パーセントでございまして、昨年行いました平成24年12月の衆議院議員総選挙におきましては63.34パーセントと0.83ポイント上がっている状況にございます。

以上でございます。

○議長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 わかりました。時間の関係で、これは今後にいたしたいと思います。

### ◎3、教育行政

#### 1、教職員の「不適切勤務」による処分問題について

それでは、最後は教育行政、教職員の「不適切勤務」による処分問題であります。1点目です。教職員の不適切勤務と言われて調査してみたら、不適切でなかったというのが滝川市の義務教育学校の実態であるということがわかりました。滝川市で処分がなかったのは幸いでありました。しかし、問題を残したのではないのでしょうか。何となれば、処分の必要のない教職員を被疑者に見立てて調査するという行為がいかげんなものと問われなければなりません。不適切勤務のおそれがあると調査したでは済まされないのではないのでしょうか。つまり不適切勤務のおそれがあると嫌疑をかけ、調査した教職員におわびをするべきでないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 渡辺議員のご質問にお答えしたいと思います。

調査につきましては、平成23年、24年の定例会でもご答弁申し上げましたとおり、教職員給与費の適正執行等に関する調査につきましては、会計検査院が平成22年11月から行った義務教育費国庫負担金に関する検査の過程で明らかとなりました教職員の服務上の不適切な実態について、文部科学省の指導によりまして北海道教育委員会が平成23年11月から行った調査であることはご承知のところと思います。これらの調査につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第53条に基づき行われたものでございまして、勤務実態が適正に執行されているかどうかを確認するための調査でございます。調査結果から、滝川市の教職員は適正に勤務を行っており、学校教育に対する信頼もさらに深まったというふうに考えてございます。今後におきましても、教育委員会として学校長と教職員が一丸となりまして市民に信頼される学校運営に努めるように指導していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それで、1点目、おわびはないということで認識したいと思います。

2点目であります。次に、昨年の第2回定例会で質問いたしましたように、校長会、教育振興会、教育研究会でも早く会議が終了したら一旦学校へ戻りなさいという会計検査院の主張は、理論的にはそれは筋が通っております。しかし、一方で学校現場では、児童生徒というまさに子供たちを育てている職場で、教職員が日常時間にこだわらずサービスに努めていることは当たり前、そして校長も認めていた勤務時間の配慮を会計検査院の指摘で不適切だと処分する道教委は、時間だけ勤めればよいという風潮の押しつけではないでしょうか。これですばらしい滝川市の教育が生まれるかどうか、滝川市教委の見解を求めます。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 お答えします。

渡辺議員さんがおっしゃられた早く会議が終了したら学校へ戻るということは、従前からそのとおりでございまして、早く帰ってもよいということは今でもございませぬ。校長も認めていた勤務時間の配慮ということでございますが、勤務時間につきましては平成24年4月まで勤務時間の変更は認められておらず、校長の勤務時間の配慮というものも存在してございませぬ。しかしながら、平成24年5月から北海道教育委員会で勤務時間の制度改正を行いました。例えば土曜日、日曜日に運動会や学芸会などを行う場合はふだんと異なる時間帯に勤務時間をスライドしたり、それから修学旅行の引率業務などでどうしても長時間勤務となる場合はふやした分は別の日で減らさなければなりません、1日7時間45分を超えて勤務が可能となる変形労働時間制、それから部活などで児童生徒の大会引率業務の場合、原則8週以内の振りかえでございまして、振りかえ期間の特例ということで直近の夏休み、冬休み、春休みに週休日の振りかえを行うことができるようになったところでございます。勤務時間などの服務に関する法令やその他の法令を遵守すること、これはもちろんのことでございます。子供たちに規律を守ることを教えているという教職員の大切な役割だ

と思っております。議員さんの言われる時間だけ勤めればよいということは、北海道教育委員会も滝川市教育委員会も学校現場の教職員も思っておりませんし、子供たちにとってよりよい教育環境、これを提供することが一番大切なことであるということは学校現場も市教委も思いは同じでございます。

以上でございます。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 最後でございます。3点目であります。滝川市では処分がなかったのは大変よかったわけでありましたが、全道的に見ると相当、4,000名近くの処分者が出ているわけでありまして。校長も処分されているということは、今までの学校の慣例、慣習がだめだということでありまして。それなら時間外の勤務には時間外手当、これを支給せよと政府や道教委にしっかりと意見書を上げるなどの施策が地方教育委員会には求められているのではないのでしょうか、ご見解を求めます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 今回の調査で指摘があった事項につきましては、勤務時間中に職員団体のための活動を行っていたもの、校外において行ったとしていた研修に実際は行っていなかったもの、それと長期休業期間等において勤務時間が遵守されていなかったものなどでございます。これらの指摘事項につきましては、慣例、慣習というものではなく、法令に違反していることによる指摘でございます。また、時間外手当につきましては、平成23年の4定で答弁してございますが、教育職員の職務と勤務形態の特殊性に基づきまして、給料月額の4パーセントに相当する教職調整額が支給されているところでございます。さらには、教職員の健康管理の面からも福祉に資する観点からも、北海道教育委員会では教職員の時間外勤務縮減に向けた取り組みも具体的に推進しているところでございます。大切なことは、時間外手当の支給ではなく、教職員が心身ともに健康で子供一人一人と向き合う時間を拡充するなど教育活動に一生懸命従事することでありまして、そのためには学校長のリーダーシップのもと、学校全体で時間外勤務縮減の意識を高めていくことが重要だと考えております。しかしながら、その取り組みについては今も少しずつ進んでいるということでございます。

以上です。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 時間がちょっとありますから、教職の調整額4パーセント、私ももらっておりましたが、それをもって全て時間外のほうを、4パーセントを先生はもらっているからと、そういうようなことではだめなのでございます。しっかりと時間外の手当というものは、ただいま部活などでは相当最近は出るようになったそうですが、その他は一切出ていない、こういうようなことでございますから、部長の答弁の中で、意見書を市教委として上げる、上げないとか、ここだけしっかりと答弁をお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 教職員の時間外の部分につきましては、現在国の中でも、あるいは文部科学省の中でも問題意識としては持っております。一律4パーセントというのが果たして適切なのか、率そのものもそうですし、支給そのものもそうであります。一つの案としては、例えば担任手当だとか部活

動手当だとかと、そういったようなもので補完をすべきではないのかというような議論も進んでいることでありますので、そういう意味では全体の国の動きの中を見きわめていく必要があるのではないのかなというふうに思っております。なお、都市の教育長会議の中では、時間外勤務の削減という観点ではなく、やはり少人数学級を含めた教職員の定数改善、そういうことに対して例年道教委あるいは文部科学省に対して要望を行っているところであります。

○議長 長 以上をもちまして渡辺精郎議員の質問を終了いたします。

窪之内議員の発言を許します。

窪之内議員。

○窪之内議員 市民クラブの窪之内美知代です。12月是一般質問をしないで、3月の1定は代表質問をしないということだったので、しばらくぶりの一般質問ということになりました。今回は、私も団塊の世代の一人として、もう目の前に高齢者という仲間入りをすることが迫ってきています。それで、高齢者対策というのを主に今回の質問として取り上げてきました。実のあるご答弁を期待したいというふうに思います。

#### ◎1、高齢者対策

- 1、孤独死対策について
- 2、デイサービスセンター宿泊事業について
- 3、緑寿園の建て替えについて
- 4、市民後見人について

それでは、1件目、高齢者対策の1項目め、孤独死対策についてお伺いいたします。孤独死というのは、いろいろ言われていて、はっきりとした定義はないということだそうです。ただ、私がここに書いたように、主にひとり暮らしの人が誰にもみとられることなく当人の住居内で生活中的の突発的な疾病等によって死亡することというふうに言われているようです。少子高齢化や核家族化といった生活状況を考えると、こういった孤独死が発生するリスクは大きくなってきているのだというふうに言えます。今回は、こうした孤独死をゼロに近づける、そのための質問です。それで、まず本市において過去5年間にこういった孤独死と判断されるケースの件数及びその要因についてお伺いいたします。

○議長 長 窪之内議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 孤独死ということで、誰にもみとられず、高齢単身者等が自宅で死亡するケースはありますが、その死因と状況を自治体として特定し、孤独死として判断することは難しく、したがって件数の把握にも至っておりません。孤独死について統計もない、またはつかみにくいということから全体の実態はつかんでおりませんが、事例としましては死後かなりたってから発見されたケースを幾つか承知しております。こうした孤独死が発生する背景としましては、ご指摘の少子高齢化や核家族化の進行に加え、平均寿命が延びたこと、身内を含め人とのかかわりを避ける等、いろんな要因があると思われます。いずれにしましても、今後さらなる超高齢社会で絶対数がふえます。いろいろと危惧されるところであると思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 実際には自治体として特定して把握することは難しい。難しいのかもしれませんが。それでは、過去5年間という形でお聞きしますが、実際に私が住んでいる地域で一部白骨化した形で見つかった方がいらっしゃいました。その方の場合はどういった要因で孤独死になり、発見されることがおくれたのかということについてつかんでいると思いますので、その要因についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 私どものつかんでいる孤独死の要因ということで、孤独死というぐらいで、お一人でお住まいで、ここ数例としては男性の方が多いということ、そんなにお年でなくてまだ60代の方で病気で亡くなった、こういうことが特に多いかなということであつかっております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 余り時間がないので、高齢化社会になりますから、孤独死は避けられない。誰にもみとられなくて疾病等で亡くなるというケースは避けられないというふうに私は思っているのです。ただ、それがいろんな見守りサービスとかを受けていて、それで24時間以内、または土日をかけて48時間以内とかで発見されるというケースであればいいのですが、今回のように一定の期間誰にも発見されることがない、こういうケースを減らしていきたいというふうに私は考えているのです。だから、そういったケースが起きたときに、その要因をきちんとつかんでいないとそれを防ぐ対策はできないということなのです。その辺で今後の自治体の孤独死等の把握の仕方について私は改善すべき点があるのではないかというふうに思いますが、お伺いしたい。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 1件1件それぞれのケースの把握というのは先ほどお話ししましたようにかなり難しいのですが、行政としましても少しでも、一人でいてそういう事情になって、そういったときにどう対応するかということで、例えば今いろんな形で進めているのは、若干費用はかかりますけれども、緊急通報システムとか、本当にぐあいが悪くなったときにボタン押せば、その他いろいろと人感センサーとかやっておりますけれども、それだけでは抜本的ではないですけれども、次の質問にも関係ありますけれども、全体の数字と状況をもう少しよく知る仕組み、全部は難しいのですけれども、そういうことを考えていきたいなど、そのことを次の質問で答弁したいと思います。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、次の要旨に移ります。

見晴団地と駅前団地の入居者、ここは安否確認サービスがあるということで、ここを除いて単身高齢者世帯のうち緊急通報サービス、友愛サービス、配食サービス、通信端末による見守りサービスといった安否確認サービスを全く受けていない人数及びその方たちへの安否確認についてどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 それでは、先ほどの続きで孤独死対策と安否確認サービスということで、窪之内議員さんは新しい言葉をお使いいただきました。ありがとうございます。5月末現在、友愛訪問や

配食サービス、緊急通報システム等の市の安否確認サービスを利用している単身世帯は307世帯となっております。この数字はどんな数字かといいましたら、住基上はちょっと調べようがないのですけれども、実際ご自宅のほうへ行って調べた直近の国勢調査では約2,240世帯となっております。まして、単身世帯ですか、病院とかに入っていないくて本当にご自宅におられる方、その差し引きでいきますと約1,900世帯がサービスを利用されていない方の数字となります。もちろんこの中には居宅介護サービスを利用されていたり、あるいはサービスを利用しなくてもお元気で生活されている方もたくさんいると思います。このため、安否確認が必要とされる世帯数を明確に把握することは、先ほどもお話ししましたが、容易ではありません。しかし、滝川市では、完全ではないのですけれども、見守り対策に生かせる調査をこれまで行ってきておりました。1つには、平成22年度から行っております高齢者実態調査ということで、この調査は特にリスクが大きいと思われる75歳以上の高齢者世帯を対象にまず介護予防を目的として行います。介護予防が目的でありますけれども、虚弱高齢者などの見守りを必要とする方の数の把握にもつながるものと考えております。実態調査は単身世帯についても調査し、虚弱の方、そのうち入院、入所、要介護認定者のほか、既に介護予防事業等で把握できている方を除き戸別訪問して、その中で虚弱高齢者の方については温泉教室、体操教室、介護サービス紹介等に結びつけております。それと、もう一つ、これは以前から行っておりますけれども、民生委員児童委員さんによる世帯調査、生活実態調査ということで、例年5月に65歳以上の独居老人及び65歳以上と、それから配偶者が60歳以上の夫婦世帯を対象に調査を行っており、住所、氏名、年齢、性別、健康状態、病気のときの介護者、緊急時通報手段など広範囲にわたっております。それらは、市の介護福祉課の包括支援センターと民生委員児童委員との間においてはそれぞれが保有する情報の共有を図り、相互の活動に生かせるよう連携体制をとっておりますが、今お話ししました実態調査と、それから民生委員児童委員さんによる訪問調査を通じて得られた情報をもっと有機的に活用しまして安否確認サービスなど必要な支援につなげるとともに、今後もっともっと町内会や介護サービス事業所との連携を図って見守り対策の推進につなげていきたいと考えます。そして、こういうサービスにつきましては、いろんな形で普及啓発、PRに努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 次、第3要旨に入ります。孤独死を本当になくしていくためには、いろんなサービスがある安否確認サービスだけでなく、今部長からも言われたようにいろんなこととの連携、情報共有も含めながら、日ごろからの健康維持促進の取り組みというのにも欠かせませんし、そういうことで見れば総合的なことが必要だというふうに思っています。第5期の高齢者保健福祉計画において、地域社会の中で高齢者の生活を支えていくための共助の仕組みの構築と保健、福祉、医療の連携、民生委員児童委員、町内会、老人クラブなどさまざまな組織が高齢者を見守り、支援していきえる環境づくりとネットワークの充実に努めるということで第5期の高齢者保健福祉計画に位置づけてあるわけです。そこで、こういったネットワークを実現するために今どういったところに重点を置いた取り組みを進めているのかお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 住みなれた地域で安心して暮らせることは誰もの願いです。平成24年度からスタートしております第5期の滝川市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画では、特に介護予防と在宅介護、高齢者の見守りに重点を置いて施策を実施しております。中でも高齢者の見守りについては、これまでいろんな形でご報告しておりますが、社会福祉協議会にあります見守り支援センターを開設し、電話による安否確認のほか、今年度から新たに通信端末を利用した安否確認事業などを実施しております。議員さんのご質問にある孤独死の防止には市役所、行政によるさまざまな高齢者福祉サービスの取り組みはもちろん、これに加えて、現状は異常に気づいた地域の方が警察に通報している場合が多いと考えられることから、地域の皆さんによる気づきや見守りが大変重要であると認識しております。今後ともより具体的に民生委員児童委員さんや町内会、企業、団体などのご協力をいただきながら協働による地域ぐるみの見守り体制、今ある高齢者見守り安心ネットワークの輪をもっともっと維持して、さらに拡張してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 本当にいろんな組織を挙げた見守りということが大切だし、そういう点での情報共有ということが大切だと思うのですが、そこでこういったネットワークをつくっていく上で個人情報というのがどこまで明らかにされていくのかということが、一定明らかにしないと見守りできない、ところが個人情報保護でプライバシーの侵害とかがあるということではなかなか難しいことがあると思うのです。それで、ここに書かれているような例えば民生委員児童委員の場合は65歳以上の方を毎年訪問して包括支援センターとつなげていくということですから、民生委員の方たちのところにはそういった情報は行っているのだというふうに思うのですけれども、それであれば町内会や老人クラブにはどういった情報が提供されているのか、いこうとしているのか、どこまで個人情報を共有してこういったネットワークを進めていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今まさに最後の部分で皆さんのネットワークを組みたいということで、個人情報という壁というのか、そういう課題はあります。個人情報は個人情報で民生委員さんも守秘義務があります。それは当然守らなければなりません。いかに地域と守られるべき方が同意なども含めながらうまくやっていくというか、しっかり守れるような体制を一つ一つ地域から広めていきたいということで今取り組み始めたところでございます。よろしく願いします。もうそういうことを先行モデルとしてやっている町内会もたくさんありますけれども、そういう事例をもっとふやしていきたいなということです。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 やめようと思ったのだけれども、最後に先行モデルでやっている町内会があると言ったので、その辺はどこの町内会で、町内会だけなのか、どういったネットワークをしているのか、

今ここで発表できるのであれば、ご答弁願いたいと思います。参考にしたいと思っております。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 あくまでも個人情報というのをまず前提にしながら、ある町内においては古くからいろんな方が一緒にいらっしやいまして、皆さんもそうだと思いますけれども、かなりいろんな情報が、個人情報どうのこうのではなくて本当に地域として守るべき方を守るというか、見守りしたり除雪の手伝いをしたりと、そういうことをやっている町内もあったり、それから町内会長さんが責任を持ちまして、その方が民生委員さんといろいろな形で連携して効果的に見守り対策をやっているところもあります。そういう事例はたくさんあると思うのですが、もう少し調べて、町内会連合会の役員さんと、あと民生委員協議会の役員さんと一緒に話し合いを今後持っていきたいと思っております。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 では、2項目めに移ります。デイサービスセンターの宿泊事業についての質問です。

本来デイサービス事業というのは、事業をやる場合に利用定員によって職員の配置基準が決められています。しかし、デイサービスセンターにおいて宿泊事業をやるということについての基準は今ありません。今全国的にこうした通所施設で宿泊をする高齢者がいて、かなり長期にわたってここで住んでいる方も全国的にはいるというふうに報道されています。そこで、市内に設置されているデイサービスセンター、もちろん市が管理しているところではないというふうに思っているのですけれども、民間でやられているデイサービスでの宿泊事業の実態はどのようになっているのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現在市内においてデイサービスを行う事業所は7カ所ありまして、そのうち今お話ありましたように介護保険対象外のサービスであります宿泊サービスを提供している事業所は1カ所となっております。民間の事業所です。平成24年度の利用状況としましては、実人数でお二人、1泊2日の利用が2回であり、ごく少ない状況でございます。さっきのショートステイということなのですが、短期宿泊サービスのほとんどが介護保険施設のショートステイを利用しているという状況でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 実態はまだ1カ所で、利用者数もそれほどでないということのご答弁でした。ただ、この事業は介護保険対象外でありますから、ショートステイと違って1割負担の利用料でできるというものではないわけで、民間事業者の自主事業であることから、1泊幾らという単価が介護保険を使うよりは高くなる可能性が十分考えられるわけです。それで、北海道では独自基準の設定については消極的なようですが、東京では人員や設備、連泊の上限などの独自の基準を公表しております。他の府県でも独自基準設定の動きが出ています。今特養は満杯。短期入所も、希望しているところではないけれども、周辺を含めればどうにかなっているよということで、希望している地元の滝川市に入りたいということで見たら2カ所の短期入所では今はやっぱり希望どおりにはいかないということがあるというようなことも考えられる状況では、こうした民間事業者の宿泊事業の利用

者がふえるということも予想されます。それで、利用者の安心、安全のためにも、独自基準を出しているところを参考にした滝川市独自の基準をつくり、民間にそういったことを守っていただくというようなことについてのお考えについて伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 独自基準の設定についてということで、東京都においては国において法整備が行われるまでの間独自基準や届け出公表制度を行っております。また、大阪府などにおいても同様に独自基準を定めたことが報道されております。そして、国においては、平成23年度にデイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する調査事業として全国15自治体においてモデル事業を実施し、デイサービス利用者等の緊急短期間の宿泊ニーズへの対応や課題等について検討を行うための調査研究事業を行ったところです。国も動き始めつつあるということで、このような国や他都道府県などの動きについて情報収集を図り、北海道や道内他市の状況とあわせ、制度の動向を踏まえながら滝川市としても対応してまいりたいと考えます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 利用者がまだ少ないということもあるので、ただ今後ふえてくるということもありますので、今国や道の動向を見て適切に対処するということがあったので、そういうような方向でお願いしたいなというふうに思います。

次、3項目めに移ります。緑寿園の建て替えについてです。この問題は、ずっと何度も質問してきているということもありますが、1番目の要旨ですけれども、社会福祉事業団との施設譲渡の協議において緑寿園の建てかえについてはどのような位置づけがまずなされているのかをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 去る5月16日に、厚生常任委員会からの申し入れによりまして事業団指定管理施設の運営状況を視察していただきました。その際施設職員より、特別養護老人ホーム入園者の重度化の進行や認知症の増加とともに、開設後40年近くが経過し、老朽化と居住環境の改善を目的とした費用がふえてきていると説明がありました。このことは、市としても認識しているところであります。こうした課題は、施設譲渡の協議を進める中において、譲渡後の事業団による安定的なサービス提供とともに福祉施策を推進する上で優先すべき事項であると理解しております。なお、昨年暮れから欠員となっておりました社会福祉事業団常務理事が補充されるなど、ようやく事業団組織の足固め、体制が整いつつあります。こういったことから、建てかえに関する位置づけを含めて今後精力的に譲渡協議を進めていきたいと考えております。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 5月に実施した厚生常任委員会での社会福祉事業団視察のときの質疑応答から、緑寿園の建てかえが早急に進む状況にはないというふうに私は実は感触を受けたのです。それで、この建てかえ問題を取り上げようというふうに思ったのですけれども、今部長もおっしゃったように、50年開所の緑寿園の建てかえは施設の面や利用者ニーズからも待ったなしの課題であり、譲渡間

題が出ないのであれば、もうとっくに養護の建てかえ、特養の建てかえが始まっていてもいい時期だったのだろうというふうに私は思っています。それで、譲渡協議を進めるということはそれでいいのですが、譲渡協議を進める上で、先ほど言った緑寿園の建てかえが優先すべき課題なのだという位置づけはいいと思うのですけれども、本当にそれだけでいいのかどうか。だから、もう既に建てかえに向けたいろんな作業を進めていかないと、譲渡問題の協議と同時に建てかえを同時進行で進めていかないと、譲渡が終わったよと、それからまた何年もかかってしまうということになりかねないかと、だからそれであれば今市の責任において緑寿園の建てかえ作業を進めるべきではないかなというふうに考えたわけです。そのことについてと、市が独自で建てかえする場合と事業団が建てかえを行う場合とでは補助金など財源確保にどのような違いができるのか、この2点について伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどもちょっとお話ししましたが、譲渡協議を進めていく上で老朽施設の大規模修繕や建てかえがまず優先事項であるとの認識は答弁させていただいたとおりでございます。今後事業団の新体制としっかり協議していきたいということと、それと全国的にも民間の活力を生かして社会福祉施設の民間法人等への譲渡が進展する中、公費による安定的な経営を見込まれる事業団によって、同じ繰り返しなのですけれども、計画的な建てかえを進めていただけるよう、さらに十分な協議を重ね、合意形成をしていきたいと考えております。なお、施設整備の費用、国の補助金を活用した北海道の補助金のほか、これは公共、民間ともあります。そして、公共であれば地方債、民間であれば独立行政法人福祉医療機構による低利な融資制度があります。民間のほうは補助金導入の際は、若干というか、有利という話も聞いております。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市が独自に単独で進めるのが得策だと私も思っていないのです。だから、本当に譲渡協議の中でお互いの意思統一の中でここが優先課題で、年度の目標も持った中で私は進めるべきだと。例えば5年以内には養護を終わらせ、特養を終わらせるとか、一定の期間的なめども持って協議に当たるべきだというのが1つと、その辺の考えと、もし譲渡して民間事業者になったとしても個室ばかりだと低所得者が入れないのです。だから、社会福祉事業団がもし建てるにしたとしても多床、複数のベッドがあるようなところを確保するとか、そういった基本的なことも含めて向こうと合意をした上で5年以内なら5年以内というめどを持って、期限を持って進めていけるという方向をとれるのかどうかについて伺いたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今後譲渡後施設等改築ということで、双方の計画というか、しっかりした方針、方向性を早いうちにつくって、そして今お話あったように施設整備スケジュールというか、計画というか、あり方も含めて事業団本部と同じテーブルで、検討は別にやっていますけれども、しっかり先を見据えて理事長とも当然話し合って、その経過は議会のほうにも報告しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 1点だけ確認します。譲渡協議も含めた緑寿園の建てかえのスケジュール、青写真等も含めた合意の形成を得れるというふうに考えられる時期、これから協議、常務理事も補充されて、これから新しい理事長のもとで本格的なテーブルに着くのだと思うのですが、役所としては年度内、年内にそういった合意を形成するためにやろうとしているのか、その辺年度を越してもいいとは思っていないと思うのですけれども、精力的にやらないと、総合的な今後の民間でもやっていけるかどうかという財政計画を立てるということでも結構時間がかかると思うのです。その辺のめどについての決意をお伺いしたいと思います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 めどについては結論は言いませんけれども、早く譲渡しなければならない。譲渡するということは、今後の方向性を定めなければならぬ、それは内部的にもしっかり固めなければならないと思ひまして、できるだけ早い時期に方向性をつけるように頑張っていきたいと思ひますので、よろしくお願いします。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは次に、4項目め、市民後見人についてお伺いいたします。現在認知症や知的障がいなどにより判断力が不十分な人にかかわって弁護士や司法書士などの専門職の方たちが成年後見人となって財産管理等の業務を行っています。しかし、これらの専門職の方だけでは担い切れない状況がある。そういうことから、一般市民を養成して家庭裁判所に養成課程修了者を後見人として推薦する、そして市民後見人になってもらうという制度ができていて、道内では小樽市と北後志5町村が協力してセンターを設置して養成に取り組みました。また、釧路市や南富良野町などでも取り組みが始まっていると聞いています。養成だけでなく、その後の支援、監督といった体制づくりの課題もたくさんあるようです。私は、これからの状況を考えるとき、また社会状況、何といってもいろんな、今はおれおれ詐欺から変わったのですね、自分の財産をきちんと管理していけないという方が出てくる、そういう高齢者がふえるということを考えると、こういった市民後見人についても導入に向けて前向きに検討すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市民後見人の育成及び活用に向けた取り組みにつきましては、平成23年に老人福祉法の改正において、市町村は都道府県の指導や助言を受け、後見等にかかわる体制整備の実施を行うこととされました。これは、努力義務なのですが。滝川市においても成年後見制度の相談が年々ふえてきております。そして、今議員さん言われたように市民後見人の担う役割も大きいものと考えております。そこで、市民後見人養成のためには基本カリキュラムとして、これは国から示されていますが、基礎研修21単位1,260分、実施研修29単位1,080分、プラスアルファ実習等の講座が必要になるだろうと。しっかりとした研修が必要となります。また、養成講座修了者が市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるには、弁護士、司法書士等による選考委員会等を設置するなど、適任者を決定し、家庭裁判所に推薦することとなります。こういったようにハードルがありますけれども、議員さんご指摘のように市民後見人が適正、円滑に後見業務

を実施できるよう、専門職で組織する後見実施支援機関、いわゆる成年後見センター等を整備する必要があります。これらを踏まえ、北海道や成年後見業務にかかわる関係機関と十分情報交換や連携を図りながら体制づくりや準備を進めつつ、その養成講座実施に向けて鋭意検討してまいりたいと考えております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 養成講座実施に向けていろんな機関と検討を進めていくということでしたので、ぜひそのような形で、元気な60代のお年寄りもたくさんいて、そういった担い手も、きっと養成講座を受けて一定期間担える方たちもいるのだというふうに思って、私も実は興味があるというところもあるので、そういったことで進めていっていただきたいと思います。

## ◎2、市民の健康維持

### 1、肝臓がん検診について

それでは、大きな2件目の市民の健康維持、肝がん検診についてお伺いいたします。

肝臓病の患者でつくる中空知コスモス肝友会と肝がん検診団が本年3月、市に対して肝臓がんの検診受診者の費用負担の助成及び市民周知を求める要望を行い、私もこの患者の会の一員として同席させていただきました。ご存じのように、B型、C型の肝炎感染は、汚染された血液や予防接種による感染など、多くが国の責任によるものです。感染すると肝がん発生の危険因子となることから、積極的に検査を受け、適切な治療を行うことで肝がんへの進行を防ぐことができます。ところが、肝臓の場合、沈黙の臓器と言われているように感染しても初期では症状がないことから、気づいたときには肝硬変や肝がんになっている方も少なくありません。定期的な肝がん検診による早期発見が重要ですが、制度的な肝がん検診というのは実施されていないため、全額自己負担で受診しています。16日、滝川でも検診団が来ていただいて、私も検診を受けました。今遠軽町やえりも町では助成制度が設けられました。本市においても自己負担への助成制度の検討を求めるものです。今肝がん検診団のお医者さんたちは、日ごろ病院で勤務されている方なので、土日ほとんどボランティアで来ていただいているわけです。一応今6,000円の実費でやっていただけるのですが、これが人数がふえることで金額を少なくしたり、お医者さんへの一定の人件費的なことを払えるということがあるのかもしれませんが、今実際には滝川で受けている中の滝川の市民というのはそれほど多くはありません。本来はもっともっと受診していただきたいのですけれども、そこで滝川市が仮に今半額の3,000円助成したとしても、わずか10万円程度もあれば助成は可能なのです。ただ、滝川市ですることによって周辺に広まったり、もっと検診を受けようという人たちの意欲につながるということもあって、何とか検討の土台にのせていただきたいというふうに思っているのですが、多分一緒の要請行動も受けていただいた保健福祉部長が答弁されるのかなと思うのですけれども、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市では、肝臓がん検診というのは実施しておりませんが、肝臓がんの早期発見のため、国の健康増進事業に基づき、肝炎ウイルス検査を平成14年度から5年間、肝炎

対策のモデル事業として実施してきました。また、23年度からは40歳から60歳までの5歳刻みの年齢に達する市民の方々に対して無料検診を実施してきております。肝炎ウイルス検査ということで、血液検査でキャリアか否かを判定する検査でございます。そして、平成14年度からの肝炎ウイルス検査の受診者累積数は2,403人になります。受診者のデータ管理がシステム化されていないことから、未受診者の把握やキャリアの方の追跡が困難な状況にあります。今ご質問ありましたB型、C型肝炎感染は肝がんの発生危険因子になり、初期では自覚症状がないと言われております。一方、肝がん検診は国の定める健康増進事業には含まれていないことから、滝川市では今議員さんがお話ありましたように、民間団体であります肝がん検診団が中空知地域を対象にことも総合福祉センターを会場として実施されました。そこには42名の方が来られたということで、滝川市としてはこのことを市の広報を通じて市民へ周知に努めさせていただいているところでございます。現在がん検診ということで胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、この5検診を助成対象として実施しております。これらのがん検診は、症状のない方に対して検査方法が安全、簡便で、体への負担が少なく、精度がある程度高く有効性があることから、国が定めているものであり、がん対策基本法と健康増進法に基づく健康増進事業として行っているものでございます。一方、肝がん検診団による肝がん検診、法律には定めておりませんが、肝臓専門医等から成る民間団体が長年にわたり実施しており、検査精度は高いものと考えられます。血液のほかにエコー検査等です。肝がん検診への自己負担の助成制度というところですが、まずは国で定められているがん検診事業を基本にこれまでどおり実施を考えております。そこで、これにつきましても国の動向も勘案しながら、今後必要に応じ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 国の動向を見ていたら、肝がん検診がここ何年もずっと入ってこないのです。だから、こういった質問もしているわけですが、多分役所の職員の中にもキャリアの方たちもいらっしゃるでしょうし、もしかしたら治療を受けている方もいらっしゃるのかもしれない。ウイルス検査は無料で実施が行われましたけれども、先ほども言ったようにウイルスがあったからといってすぐ症状が出るわけではないのです。昔はC型は進行するのが遅いと言われていましたけれども、今はC型ウイルスも進行していくのだということがわかりました。そこで、動向を見ていだけでは進まないのです。先ほども言ったように、今のところは大きな予算が必要なわけではない。だから、今やっている人たちのことをすることによって、自治体がそういうふう動くことによって国も動くかもしれない。だから、私は来年の予算編成に向けてもう一度検討していただきたいというふうに思いますが、部長の考えを伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 基本スタンスというか、基本的考え方は、先ほど申しましたように国ががん対策法、健康増進法に定めたものを基本に考えるスタンスは持っていきたいという考えです。それで、肝がん対策ということで本当に大事な取り組みであると思います。今の段階としましては、行政としましてはまず肝炎ウイルス検診の周知と検診率の向上ということで、先ほどの無料のキャリアで

すか、それをもうちょっと伸ばしていきたいということがまず第一だと考えております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 考えはわかりました。今の段階ではそうだとということがわかりましたので、要請された患者の会、また検診団の方たちにはそういった答弁だったということをお伝えしたいというふうに思います。

### ◎3、男女共同参画

#### 1、男女共同参画計画について

次、3件目、男女共同参画。男女共同参画計画についてお伺いいたします。世界経済フォーラムレポートというのがあって、それによると2012年の世界男女平等ランキングで日本は135カ国中101位で、前年より3位下がったということになっていました。135カ国中の101位ですから、世界的なレベルで見れば最低レベルだというふうに評価されたということだというふうに思っています。本市においては、昨年度前田市長の決断があって、平成25年度から10年間の滝川市男女共同参画計画が策定されました。また、部長職を初め庁内での女性幹部職の登用も、男女共同参画を実践でそういった形で示しているということについては大変評価をしたいと思います。質問は、せっかくつくった参画計画、それに沿った今後の取り組みについて伺うものですが、参画計画は目標、基本理念と施策として大きく4点を掲げています。そこで、第1に、その中でも当面は何を重点に取り組んでいくのか、第2に、総合的な推進体制の整備というふうにあります、整備に向けたスケジュール及び庁内組織と全体の組織構成についての考えをお伺いいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、ただいまの男女共同参画計画に関するご質問でございます。

ことしの3月に計画をでき上がらせたとところでございますけれども、この計画をつくるに当たって、昨年の夏ごろにアンケート調査を実施しております。実は、内容等が少々異なりはするのですが、平成15年にもアンケートを実施した経過がございます。これまでその間10年近くほどたっているわけでございますけれども、同様の設問を比較したときの内容の中で意識の変化が見られる部分がありましたので、ここで紹介させていただきたいと思います。男女共同参画の認知度、男女共同参画という言葉を知っているかという設問では、前回では56.7パーセントの方が知っているとお答えでした。ですが、このたびの結果では64.4パーセントになっておりまして、7.7パーセント上がっております。また、男女の地位の平等感に関する設問で、男性の方が優遇されているとの回答が前は28.9パーセントでありましたが、今回は17.7パーセントということで、優遇されていると思われる方が11.2パーセントほど下がった結果となっております。このような結果で男女共同参画に関する意識が高まっている傾向が見られる結果とはなっておりますけれども、これまで行政や滝川市男女共同参画推進協議会、そしてそれをバックアップしていただいていた議員の皆様初め、市民や団体の皆様の取り組みの成果と受けとめております。

ご質問のありました計画に沿った今後の取り組みということでございますが、まず第1に取り組もうとしておりますのは、今回計画は策定いたしましたけれども、具体的な取り組み内容やそれを

担う所属など、計画の進行管理を行っていく上で必要な事項が必ずしも明確にされているということではありません。ですから、この計画の推進をしていくに当たって必要な事項を定めた推進計画を今年度中に作成してまいります。しかし、この推進計画の策定とあわせまして、並行しながら今年度については男女共同参画の啓発活動の推進と社会における男女共同の推進に重点を置き、具体的には滝川市男女共同参画推進協議会のご協力もいただきながら、私どもが中心となって男女共同参画週間などにおける啓発活動や女性への暴力等の根絶についての認識を浸透させるための講演会、研修会などを実施し、効果的に進めてまいりたいと考えております。その上で、今後しっかりとした推進計画に基づき進行管理を取り進め、男女共同参画社会の実現に向けて実効性のある施策を推進していきたいと考えておりますので、今後ともご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 大きな進め方はわかりました。それで、男女共同参画計画の策定の際にはいろんな方や役所の部署、いろいろな担当部署がたくさん入って決めたわけですが、今回の推進計画の策定はどういった体制で進めていくのかということがなかったのが1点と、それと審議会委員等の平成25年度までの女性の比率の目標があったのだけれども、それは達成する見通しがあるのかどうかについて、2点お伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 推進体制でございますけれども、とりあえずは私どもが中心になりまして庁内の組織等を活用しながら進めてまいりたいと思っております。それから、審議会の目標数値でございますが、25年度中に30パーセント以上というようなことで目標を持っております。25年の4月1日現在では27.2パーセントだったかと思います。ですから、今年度中はもしかしたら達成がちょっと難しいのかなとは思いますが、今後女性の登用を意識した中で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 以上をもちまして窪之内議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩をとりたいというふうに思います。再開は14時55分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時55分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

渡邊龍之議員の発言を許します。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 新政会の渡邊龍之です。本日最後の質問者となります。議長の配慮でリフレッシュ時間をいただいて、若干頭のほうも切りかわったのではないかと思いますけれども、よろしくお付き合いのほどお願いしたいと思います。

## ◎ 1、市長の基本姿勢

### 1、市政運営の基本的な考え方について

まず最初に、1 件目、市長の基本姿勢としまして市政運営の基本的な考え方についてお伺いします。平成 25 年度市政執行方針の中で、前田市長は滝川市の抱える全ての課題には先送りすることなく取り組む決意をしております。第 1 回定例会において市の課題を問われると、市長は優先課題を数点答弁されておりました。そこで、喫緊な課題とは何かについてお伺いいたします。

まず、1 点目、各部の重点項目、予算措置以外での取り組まなければならない行政課題の認識はどのようにお持ちか。

2 点目は、市民目線からのニーズの把握は十分に行われているか、行政の一方的なという部分を含めてです。

3 点目に、行政と市民との乖離はないと考えているか。これは、マンネリ化しているのではないかという部分。

これらを含めて、市長という立場からの決意的な表明と受け取っておりますが、在任中における市長のプランニングならば、いろんな課題を抽出し、道順をつけ、できることから取り組む手法で全ての課題にチャレンジすべきと考えます。そこで、市長のご見解をお伺いいたします。

○議 長 渡邊龍之議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、渡邊龍之議員のご質問にお答えさせていただきます。

平成 25 年第 1 回定例会、荒木議員の通告質問への答弁では、当面の優先課題としまして老朽化する公共施設のあり方の検討、あるいは社会福祉事業団への施設譲渡などを例示し、着実に進めたい課題であると申し上げました。取り組むべき行政課題については、市政執行方針や各部の運営方針と目標で主要な項目を取り上げ、取り組みの方向性を明示しながら進めているところですが、突発的な対応を含むあらゆる行政課題について庁議や事業部長調整会議、政策予算協議、案件別のプロジェクト会議などを通じて適宜情報共有を図り、課題解決に当たっています。市民目線によるニーズの把握については、直接的な市民対話の場面に積極的に出向くほか、各種団体との懇談、陳情、要望への対応、提言メールなどを通じてその把握に努めており、さらには各所管においても市民会議、住民説明会、ワークショップ、アンケート、パブリックコメントなど、案件や場面に応じ適した方法で市民の声に耳を傾ける努力を行っています。多様なニーズがある市民意見と一切の乖離がないとは申しませんが、可能な限り市民ニーズをくみ上げつつ、事業効果や財源などトータルな判断に基づき行政運営に当たっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、全ての課題にチャレンジする姿勢は就任当初から変わっておりませんし、道筋をつけるべく今なお取り組んでいるところです。課題によっては調整に時間を要するものもありますが、議員の皆様にもご意見をいただきながら積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 渡邊龍之議員。

## ◎ 2、財政運営

### 1、財政の基本的な考え方について

○渡邊議員 続いて、2件目に行きたいと思います。財政運営についてであります、項目としては財政への基本的な考え方についてであります。まず、1点目、職員給与の改定についてであります、先日総務文教常任委員会のほうに、本定例会最終日に職員の給与の臨時特例に関する条例についてが議案として上程されます。通告では職員組合との交渉が残されているというふうな文面となっておりますが、これについても労使の協議が終わり、妥結したとの報告を受けました。そこで、この給与改定について交渉に時間がかかった経緯がもし説明がつけば、ここでご答弁いただければと思います。

次に、この削減率についても、議案の報告の中で平均で5.42パーセントという数字も示されております。そういう中で、このような給与減額になると地域経済に及ぼす影響というものをどのように捉えているのか、またそのような対策として何か考えているのかお伺いしたいと。また、全会計合計で総額で1億7,600万円という数字が地方交付税の減額と合致するのか、またプラスマイナスがあるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 地方公務員の給与につきましては、東日本大震災等を契機とした国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請があったところであり、本年4月1日には減額に向けた改正地方交付税法が施行されたところであり、本市としては、地方交付税を手段とした今回の措置はあつてはならないこととしながらも、一方で国の要請に基づく東日本大震災を受けた例外的、時限的な措置にどう対応すべきかについて、大変苦しく重い決断ではありますが、取り組むことが重要だと判断をし、市職員、労働組合と精力的に協議を重ねた結果、先日一部の継続協議事項を除き合意に至ったところであり、一部手当部分等について継続協議となったところであり、そういったものを残しながら妥結に至ったということで、それが時間がかかった経緯の説明にもなっているかというふうに思います。職員の給与減額の中身については、継続協議分を除いて平均で5.42パーセント、金額にして1人当たり22万円程度になりますことから、この部分で地域経済に及ぼす影響も少なからずあるというふうに考えておりますが、何より将来的な市財政に及ぼす影響やさらには住民サービスへの影響等を考慮しての判断でありましたことをご理解いただきたいと思います。なお、地方交付税への影響については、当初予算の段階で純粋に給与減額分としては試算しておりましたが、このたびの職員の給与減額により、おおむね同程度の金額は効果額として出る見込みとなっております。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 今回政府というか、国の要請というのは給料月額、期末、勤勉手当などのそれぞれの削減率を国家公務員に合わせる、または給与削減後の国家公務員を100とした場合の地方公務員の基本給与水準をラスパイレス指数100以下にする、いずれかを求めているというふうに出てくるのですけれども、ラスパイレスでいくと市の場合資料によると101.2だということは、最初に言った給料月額、期末、勤勉手当等の削減率を国家公務員に合わせたという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 今ラスパイレス１００以下というお話ございましたけれども、国は全て１００以下にということではないわけですので、それぞれパターンに応じて国と同等のということで要請が来てございます。そういった中で、うちの手法としては国と同等のやり方に準じているということが言えます。国は勤勉手当については９．７７パーセントということで要請していますけれども、その部分についてはまだ継続協議中ということで、まだ決着がついていないと、今後の結果を見てということになろうかと思います。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 もう一点、ラスパイレスで、きょうの道新に、恵庭市役所でしたか、交付税が六百数十万円落とされた、というのはラスパイレスの数字の算出が誤っていたというのが判明したというのが報道されていたのですけれども、滝川市の場合は大丈夫なのかどうか、１点だけ確認させてください。

○議長 総務部長。

○総務部長 給与削減とは全く別ではございますけれども、交付税を計算するときに使った数字が恵庭の場合は残念ながら間違っていたと。うちは間違っていないと思っておりますので、安心していただきたいと思います。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 同じく財政の基本的な考え方についての２点目になります。理事者のほうにも配付済みの資料について若干説明を加えながら、質問をさせていただきたいなと思います。まず、平成１５年、平成２０年については、ここに書いている全会計、地方交付税プラス臨時財政対策債と建設事業、公債費、起債残高、これが財政の目安というか、一つの指針になるグラフかなと私なりに考えたところで、１０年前、５年前については決算値、平成２５年度については予算の決定値でございます。５年後、１０年後、確かに早いようでその先全くわからない中でこのようなシミュレーションをした数字でございますが、これについては滝川市の総合計画における財政状況と見通し、また第２次健康たきかわ２１アクションプランの人口と年齢構成を参照してシミュレーションをしたところであります。これの数字等については、あくまでも私なりに算出したものであるということをご承知していただきたいと、決してこれが公の数字でこのようになるというものではありません。この仮定のもとに質問に入りたいと思います。

まず、１０年前の全会計予算については、これには当時入っていない水道会計１７億円が入ったりとか、１０年前の工事費については水道会計から２億円余り入っているというようなことがあります。そういう中で、ずっと全会計を推移していきますと、５年後、１０年後については４００億円という予算規模になるかなと思います。そういう中で、当然公債費の割合、５年前の公債費については若干突出している数字については借換債をやった際の反動が出ているということになっております。この数字等については、そういうようないろんな含み、要素、要因等がある中で、５年後、１０年後については若干の減少という中で立てた数字であります。また、人口、高齢化率、出生数等についてもそういうような傾向にあると、こういうのは総合計画の中でもうたわれておりますが、常に財政当局は厳しい財政の中でもある程度の予想を立てながら当然予算を組み立てていくわけで、

私以上のいろんなシミュレーションはしているのかなと思います。一言で言うならば、大変厳しいという財政状況がわかるのではないかと。そういう中で行政運営を行う中で、前田市長については任期の折り返しに入ったということで、ずっと財政を把握されているわけで、この厳しいシミュレーションに対して立ち向かうには、やはり市長のリーダーシップ、また各種事業展開を含め財政のコンパクト化と行政運営の見通しを誤らないことが重要と私なりに考えたところです。そこで、市長の見解をお伺いします。この資料が云々という部分ではなくて、今までの数字のみでやりとりをやるよりは、こういうふうに私なりのグラフにしたという部分を見ながら、市長の見解はどのようなかをお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 まずは、渡邊龍之議員の財政健全化に対する強い思いと、このように貴重な分析をいただいたということに心より敬意と、そして感謝を申し上げたいと思います。

私どもとしましては、予算編成に当たりまして今後10年間の中期財政フレームを作成しております。渡邊龍之議員の分析とこれも同様でございますけれども、人口減などから市税、地方交付税などの歳入は減少していき、一層の経常経費の縮減に努めても直近5カ年の平均収支不足額の見込みは約4億円になるという大変厳しいものでございます。事業の見直しを進めなければ、健全な財政運営ができない可能性があるわけであります。このような状況をしっかりと認識し、常に財政の健全化を意識しながら予算編成や行政運営をとり行ってきたところであります。現在公共施設のストックマネジメントを進めるとともに、さらなる広域連携の推進も検討しておりまして、より一層効率的な行政運営となるよう努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 エールを送るとすれば、強いリーダーシップを発揮して行政運営をやっていただきたいなと思います。

### ◎3、広域行政

#### 1、負担金の考え方について

続いて、3件目の広域行政、この負担金の考え方についてお伺いいたします。広域行政そのものは、私としては生活圏域としての役割と重要性というのを理解しているところでございます。生活圏域内の共通課題の処理を含め、機能的に業務を当然推進されてきております。市民生活に欠かせない事業として、それぞれの団体に対する支出は、今年度を見ると下水道のMICS事業もありましたけれども、16億円ほど負担金として予算を計上されておりました。そこで、中空知衛生施設組合、中空知広域水道企業団、下水道事業特別会計、また石狩川流域下水道組合、中・北空知廃棄物処理広域連合等において滝川市が全て主というか、あるじ的な部分でやっているのですけれども、その中において滝川市としての考え方はどのようなのか示していただきたいなと思います。

それで、3点ほど挙げておりますが、この負担金の算出に関しての見直し等が広域圏組合でいえbaum 40年近くなる中でそういう経緯があったのかどうか、見直しの経緯があったか。

また、基礎的な算出根拠があると思いますが、そういう数値についても見直しの検討がされたのかどうか。

また、最後に、今後他市町とのこういう負担金に関する協議というのは行う考えがとおりかどうか伺います。

○議長 総務部長。

○総務部長 一部事務組合や広域連合の構成市町の負担金についてのご質問でございますが、渡邊龍之議員のご承知のとおり、一部事務組合などの設立に当たっては地方自治法で手続が規定されております。経費の支弁の方法、いわゆる負担金算出のルール等を含む規約について構成市町の各議会で議決した後、北海道知事の許可を受けることとなっております。滝川市が参加している各一部事務組合や広域連合で定められている負担金の算出方法は、均等割や人口割のほか、共同事務の目的や性格を踏まえた計算方法が取り入れられておりまして、構成市町による十分な協議のもと定められたものと認識しております。組合や事業別で構成市町の変更がある場合には、負担金の算出方法を含め協議する必要がありますが、現状においては効率的な運営により構成市町の負担金総額の縮減を図ることを念頭に置きつつ、新たな市町の参加により各構成市町の負担が軽減される場合もありますので、さらなる広域行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

3点、市としての具体的なというよりも、現状こういうことになっているというご報告とさせていただきます。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 広域行政、自立圏等の絡み等もあるので、いろいろ大変かなとは思いますが、ぜひ、こういう新しいところが参加するだけではなくて、健全な運営を図る上で負担を幾分かでも軽減できるような、そういう部分もちょっと考えてもらえればと思います。

#### ◎4、市民生活行政

##### 1、暴力団排除条例の制定について

##### 2、滝川警察署の建て替えについて

次に行きたいと思います。4件目の市民生活行政であります。まず、1項目めに暴力団排除条例の制定についてでございますが、まず最初に、この暴排条例は全道的な流れとして各警察署管内で条例が制定されております。それで、滝川市に対して滝川警察署からの要請はいつごろからあったのかについて伺います。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまの暴力団排除条例につきましてですが、これは平成20年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が改正されまして、地方公共団体に対して自治体入札への参加の制限、それから自治体事務事業への影響の排除について責務として規定が追加されたところでございます。これを受けまして、北海道においては平成23年4月1日、北海道暴力団の排除の推進に関する条例が制定され、基本理念として市町村との相互の連携が規定されたほか、道、道民、事業者等の責務、道、事業者が講ずべき措置等が定められたところです。ご質問のありました警察

からの要請ですが、公式に最初にございましたのは道の条例が施行された平成23年11月初めで、これは警察からではなく、北海道環境生活部くらし安全局くらし安全安心推進局長から、市町村における暴力団排除条例等制定のための検討会の実施ということで検討会への出席要請がございました。これには、滝川市からは担当者2名が参加いたしまして、道の条例の内容、最近の暴力団情勢、市町村における条例制定に係るアドバイス等をいただいたところでございます。その後、昨年8月の末には中空知広域市町村圏組合の主催で暴力団排除条例勉強会が実施されまして、その際には講師として道警本部刑事課の方が2名来られて、講師を務めていただく中で道内市町村の暴力団排除条例の制定状況、条例を制定するとした場合に留意すべき事項等のアドバイスをしていただいたところであります。この会議には、くらし支援課の職員だけではなく財政課の職員も含め5名で参加したところでございます。

以上でございます。

○議長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変詳細な答弁をいただきました。それで、2番目の暴力団排除条例の趣旨、先ほど若干述べておりましたが、滝川市がいかなる暴力団に対しても毅然たる態度を示すことが市民生活を守る上で重要と考えるところです。市の職員が検討会、勉強会等でいろんなところで研修されたということを見ると、そういう重要性というのは認識しているのかなと思いますので、その辺の考えの見解を求めます。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 暴力団排除条例の趣旨ということでございますが、先ほど申し上げました北海道の条例では基本理念として、暴力団が道民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であることの認識のもとに、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことを基本として暴力団の排除を行うこととされております。滝川市におきましても、平成21年4月に滝川市安全・安心地域づくり条例を制定し、市民が安全に安心して暮らし、滞在することができる地域社会を実現するため、市と市民、事業者等地域活動団体の適切な役割分担による協働のもとに地域の安全は地域で守るという意識の人と人のつながりを大切に、ともに支え合うという意識で推進すること、そのために推進体制を整備して取り進めていくことを定め、具体的には安全・安心ネットワーク会議を組織し、安全・安心市民の集いを開催するなど取り組んでいるところです。このように条例に基づいて滝川市が現在進めている市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを実現していくに当たっては、北海道が暴力団排除例の中で基本理念としております暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないという3つの柱を基本として暴力団の排除を行っていくことは重要と考えております。

以上でございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 市民生活を守る、そういう意識の醸成が必要だというのは十分理解するところです。

そこで、3点目、滝川署管内の管轄でいえば滝川市と新十津川町になるわけですが、新十津川町が本年4月1日にこの条例を施行されたということは確認していますが、同じ署管内における行政

の考え方がちょっとずれているのかなということについて滝川市としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいま渡邊議員がおっしゃられましたとおり、新十津川町におきましては昨年12月議会におきまして暴力団排除条例が議決され、本年4月から施行されておりますことは承知しております。また、北海道内でも3分の1を超える市が既に条例を制定しているという状況でございます。先ほどお話ししましたとおり、一昨年から昨年にかけて条例の検討会、勉強会が開催されておきまして、この中でもさまざまな情報をいただいているところであります。今後これらの参加した検討会、勉強会の内容を踏まえまして、先行して条例を制定されている各自治体を取り巻く状況、各自治体ならではの規定内容等についてただいま勉強を進めているところでございます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 大変積極的なご答弁をいただいておりますので、4番目のこの条例の制定に向けて鋭意勉強、検討されているということは十分わかりました。

それでは、時期を含めて、いつやるのかお伺いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 条例制定の時期というご質問でございますが、暴力団が市民生活や事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識は、北海道同様に持っておりますし、暴力団を排除するためのさまざまな啓蒙活動等については安全で安心なまちづくりを進めていく上でも重要であると考えております。北海道が制定した条例と同じ内容だとしますと、暴力団排除条例を制定しますと1つ目には市と事業者が結ぶ入札、契約等からの暴力団の排除、2つ目には公共団体の利用許可の際における暴力団の排除という2つの制限を行っていくことになってまいります。この制限を行っていくことが市民の皆様、そして市とさまざまな形で契約を結んで履行していただいている事業者の皆様にどのような影響が出るのかということもございます。現在こういったさまざまな外部的要因等をしっかり見きわめる中で、よりよい対策を模索しつつ内部的な検討作業を行っているところでありますが、来年の4月から条例が施行できるような形で取り進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(何事か言う声あり)

○市民生活部長 訂正させていただきます。

先ほど道が制定した条例と同じ内容だとしますという点の2つ目で公共団体のと説明させていただきましたが、公共施設の利用許可の誤りでしたので、訂正させていただきます。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 制定までには若干時間がかかるようで、まだそういう懸念事項があるということで、それらを払拭して制定という段取りになっていくかなと思います。大変でしょうが、そういう方向で頑張ってくださいと思います。

次、市民生活行政の2項目めになりますが、滝川警察署の建て替えについてでございます。ご案内のとおり、滝川警察署庁舎というのはもう築50年余り経過しております。これについては、北

海道予算でもあり、北海道警察の所管施設として年次計画に沿って建てかえが進められると思います。建てかえに向けては、まだ数年先と聞いております。そこで、滝川市が市民挙げて取り組んできたＪＲ滝川駅のエレベーター設置運動が功を奏し、構内にエレベーターが設置されたという経過、実績があります。それで、いま一度北海道、北海道議会、または北海道警察本部に対して、滝川警察署の早期建てかえに向けて滝川市全体で行動というか、要請を起こすべきと考えます。この点について市長の見解をお伺いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 現在の滝川警察署庁舎については、おっしゃるとおり昭和３６年建設で、既に築５０年を超えております。道内有数の老朽庁舎ということでございます。現在の状況を滝川警察署にお聞きしましたところ、建てかえ計画はあるものの、北海道の財政事情が厳しいことから、具体的な建てかえ時期は示せない状況にあるということでございました。また、近隣の岩見沢、美唄、赤歌、芦別、富良野の庁舎が建てかえされている中で中空知の中心である滝川がおくれていることから、滝川警察署としてもできるだけ早い時期の建てかえを望んでおりますが、平成１０年に耐震化工事を終えているため、安全性には問題ないという状況にあります。滝川警察署からは、市、市議会、関係機関を初めとする地域の要望、後押しは実現化の推進の一助になるとの助言をいただいたことから、行動の形態やタイミングなどについては今後滝川警察署や関係機関と相談を重ねていきたいと考えております。官庁通りでは検察庁や裁判所など新庁舎への建てかえが進んできておりまして、滝川警察署の早期建てかえを期待する渡邊龍之議員と市の思いは同じでありますので、行動の折にはぜひご協力をよろしくお願いいたします。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 そういう思いが通れば早期実現も可能かなと、ぜひ理事者の皆さんも頑張っていただきたいなと、いささかでも力になればと思います。

## ◎５、農業行政

### １、農業施策の基本的な考え方について

次に行きます。５件目になります。農業行政、農業施策の基本的な考え方についてであります。農業の問題を私ごときが質問するのは甚だという部分がありますが、共通的な部分を含めて質問をしたいと思います。前田市長は、ＴＰＰ交渉への参加に対しては反対であるというのは第１回定例会で述べられております。また、新聞報道等によると、世論調査でもＴＰＰへの参加に対しては賛成、反対が拮抗している現状であります。こういう現状の中で、いずれにしましても農業、農家に携わる人は大変厳しい局面になると考えるところであります。地方においては、国の農業政策に沿った形で事業を展開しておりますが、いろんな問題があると思います。後継者問題、法人化対策、６次産業化、大型水田化等々、そういう課題が山積していることは十分理解されると思います。これらをクリアするためには、現在行っている農業政策をさらに深化させなければと考えるところであります。深化というのはいろいろな解釈ができると思いますが、個々の問題以上にアグレッシブな考え方を持つことが必要かなということでもあります。そこで、滝川市としてこの取り組みという

部分、深化するためにそういう取り組みを鮮明にした施策を講じるべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。国の補助金の有効活用を含め、滝川市として危機感を持った施策をということでご答弁いただければと思います。

○議 長 農政部長。

○農政部長 現在滝川市の農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少、高齢化の進展、後継者不足などさまざまな課題を抱えて大変厳しい状況にあると認識しているところでございます。これまでも経営所得安定対策や経営体育成支援事業など国の施策を積極的に活用しながら農業経営の安定化に努めてきたところではあります。特に将来の滝川農業、これを考えるときに滝川の農業を担う人材の育成、確保、これが喫緊の課題であるということを思っております。昨年度から後継者の資質向上を図るための滝川農業塾、また農業者個々の課題に対応するための元気な農業づくり補助金を滝川市独自に行ってきたところでございます。さらに、今年度から新規就農につきまして国の補助制度を活用する中、市の助成制度の拡充、関係機関と連携した受け入れ態勢の整備を図り、新規就農希望者の育成確保に取り組んでおりますとともに、農業生産法人につきましては農地の受け皿としても期待される法人化の設立に向けた取り組みに対し、相談窓口を設置しているほか、法人経営の体質強化などに支援しております。滝川市農業を推進していく中で、今後これら農業後継者、新規就農者、農業生産法人の育成、確保、これを3本柱として取り組んでまいりたいと思っております。また、農作業の効率、生産性の効率を図るための農業基盤整備事業につきましても道営土地改良事業により実施しておりますが、今後もその予算確保に努め、事業を加速させるとともに、道営土地改良事業実施対象地域外につきましても元気な農業づくり補助金の市単独事業によります農地排水整備を支援してまいりたいと思っております。国においては、今月14日、閣議で成長戦略の閣議決定がされ、具体的な内容については年内にも取りまとめる予定と聞いておりますので、今後施策の情報収集に努め、その活用について関係機関とも十分協議しながら進めてまいりたいと思っております。

○議 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 市の農業施策としては、部長が述べられたとおり推進しているのは十分わかります。実は先日道新の社説で農業白書が載っておりました。この社説、国の白書ですからあれなのですけれども、これを読む限り危機感がないと、ここが全て、私前段危機感を持った施策をというふうに申し上げたのですけれども、農業白書においても道新の社説で危機感があまりにも薄いのだと、農業政策、農林水産省が立てる政策、これについて述べられていますが、そういう中で市の平成25年度滝川市農業政策の概要を読ませていただいて、これで十分網羅はしているなと思います。それだけ努力もされていると認識するところなのですけれども、地域農業としての将来像、また農地集約等の道筋をビジョンとして描くということはお考えかどうか、この1点だけ再質させてください。

○議 長 農政部長。

○農政部長 渡邊議員のおっしゃってました農林水産省の農業白書、危機感云々という形で、東日本の復興含めて、新たな施策としても地域資源を活用したとか、農業の持続的発展だとか、いろいろ載っておりますけれども、滝川市といたしましても農業振興ビジョンというものを持ってお

ります。その中でそれをクリアしていく。また、年々そのところで変わってきている。例えば成長戦略の中でも10年後には農業所得を倍増に持っていくですとか、いろんな形が書かれておりますので、それを農業振興ビジョンと照らし合わせながら、やっぱりきちっとした政策をつくっていかねばいけないと思っております。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 滝川市の1次産業、農業、ぜひこれを確実に推進していただきたいと思います。

## ◎6、教育行政

### 1、社会体育施設整備について

最後、6件目の教育行政であります。まず項目としては社会体育施設整備について、要旨については、小田教育長は教育行政執行方針において、社会体育施設の整備については今後の人口、利用状況を踏まえ、新設、継続、廃止などの施設のあり方について検討を進めると述べております。

そこで、検討というそもそものプランが今進めているストックマネジメントの考え方に沿ったものなのかどうか。

2点目は、滝の川運動公園内の体育施設を念頭に対象としているのか。

3点目に、他の河川敷の施設、北電公園野球場等の施設のあり方も含めてどのように考えているのか。

4点目は、現行の体育施設等の管理体制を含め、スポーツ施設として十分ベストと考えているかどうか。

この4点をご答弁願います。

○議長 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 スポーツ施設は、子供から高齢者までの誰もが運動を行ったり健康づくりを行うための必要な施設でありますし、また子供の体力、運動能力低下や中高年齢層を対象とした生活習慣病の改善などを図るためにも大切な役割があると考えております。

ご質問の1点目、教育行政執行方針で述べている社会体育施設の整備検討については、ストックマネジメントの考え方に基づいて、人口、利用状況を含めて今後の施設のあり方を検討していきたいと考えております。

2点目、滝の川運動公園内には青年体育センターや滝川スポーツセンターのほか、市営球場、陸上競技場、弓道場、テニスコート、滝の川市民プール、すぱーく滝川等の体育施設があります。ご質問の社会体育施設整備については、早急に結論を出さなければならない施設として耐震診断結果が出ている昭和45年建設の青年体育センター及び昭和54年建設の滝川スポーツセンターを対象と考えており、年内には今後耐震改修を実施し、長寿命化大規模改修をするかどうかについて方向性を出したいと考えております。

3点目、河川敷施設や北電公園の社会体育施設としては、石狩川野球場、空知川サッカー場及び北電公園野球場等の施設があります。その施設については、現時点では継続して管理運営を行うことと考えております。

4点目、現在市の体育施設につきましては、昨年度オープンした教育支援センター及びことし5月にオープンした文京台ソフトボール場以外、すべて指定管理及び委託をしております。専門のノウハウを持った滝川市体育協会が管理運営を行っています。また、これまででも各体育施設の修繕等整備についても指定管理者及び各スポーツ団体と連携して行っていることから、市としては専門知識を持つ団体に管理運営を任せるといった現在の管理体制がベストと考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員。

○渡邊議員 1点、ストックマネジメントの考えに沿ったということで、きょうの一番最初の三上議員もストックマネジメントの質問をされていたと思います。その中で計画が10年、きょうの新聞をごらんになった方もいるかなと思いますけれども、道新の4面か5面ぐらいに公共施設の解体に対する助成というか、補助金、起債対象というか、そういうのが14年、15年かな、そんな感じで出ていたと、その辺をもし財政のほうで把握しているのであれば、そういう計画の見直しというの也被されていくのかどうか、この点をストックマネジメントに関連づけて質問したいと思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 新聞記事の内容でございますけれども、まず第一歩、新聞に出ただけですので、我々も詳細は把握しておりません。ただ、午前中も三上議員さんにご答弁したとおり、市の142施設の中に百年記念塔とか遊休施設の部分も対象にするというお話をしましたけれども、そういった建物の解体が起債対象になるということですので、ストックマネジメントを進める上では追い風になるかなというふうに考えております。

○議長 長 以上をもちまして渡邊龍之議員の質問を終了いたします。

#### ◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、先ほどの渡辺精郎議員の一般質問で答弁の訂正が市長よりありましたので、発言を許します。市長。

○市長 それでは、お許しをいただきまして訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど渡辺精郎議員の職務怠慢に係る質問がございました。その答弁の中で、今までは福祉事務所長がそのような判こを押したことがなかった、これについては職務怠慢でないことが刑事事件の判断が出たという表現でお答えをさせていただきました。これは私の勘違いでございまして、職務怠慢について刑事事件での判断は出ておりませんので、刑事事件の判断が出たという部分を削除させていただきます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。

(異議なしの声あり)

(「議長」と言う声あり)

○議長 長 何ですか。

(「議事進行です」と言う声あり)

○議 長 清水議員。

○清水議員 ただいまの訂正についてですが、刑事事件の判断は出ておりませんというふうに訂正をするということですが、その前からの文脈との関係でいうと、出ておりませんからどうなのだという話になるのです。先ほどは出たということで、あることについての根拠にしたわけですから、今度出ておりませんといったら何の根拠にもならないわけで、もう少し文脈が通るように訂正をいただく必要があるのではないかと思います。

○議 長 先ほど午前中にも議事進行の発言がありまして、これをどう取り扱うかというところは休憩中にいろいろと議員の皆さんの中からも議論がございました。いずれにしましても、渡辺精郎議員の質問の時間の中で質問、そして答弁がされているということを考えた場合に、この議事進行がどのように成立しているのかというところはいろいろと議論をしなければいけない、そういうものだというふうに私自身も感じております。ですから、本日はこの部分に関しましてはこの程度にとどめさせていただき、後日今後開催されます議会運営委員会の中でこの取り扱いについてどのように図っていくのか協議をさせていただきたいと考えますので、きょうの場合はこれで終了とさせていただきます。

#### ◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

#### ◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時55分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成25年第2回滝川市議会定例会（第9日目）

平成25年 6月20日（木）

午前10時00分 開 議

午後 3時51分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員 （18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 辺 精 郎 君 | 2 番  | 清 水 雅 人 君 |
| 3 番  | 水 口 典 一 君 | 4 番  | 坂 井 英 明 君 |
| 5 番  | 渡 邊 龍 之 君 | 6 番  | 小 野 保 之 君 |
| 7 番  | 木 下 八重子 君 | 8 番  | 山 本 正 信 君 |
| 9 番  | 三 上 裕 久 君 | 10 番 | 堀 重 雄 君   |
| 11 番 | 関 藤 龍 也 君 | 12 番 | 山 口 清 悦 君 |
| 13 番 | 田 村 勇 君   | 14 番 | 井 上 正 雄 君 |
| 15 番 | 柴 田 文 男 君 | 16 番 | 荒 木 文 一 君 |
| 17 番 | 大 谷 久美子 君 | 18 番 | 窪之内 美知代 君 |

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

|             |           |             |           |
|-------------|-----------|-------------|-----------|
| 市 長         | 前 田 康 吉 君 | 副 市 長       | 吉 井 裕 視 君 |
| 副 市 長       | 鈴 木 光 一 君 | 教 育 長       | 小 田 真 人 君 |
| 教育委員会委員長    | 若 松 重 義 君 | 総 括 理 事     | 高 橋 賢 司 君 |
| 総 務 部 長     | 山 崎 猛 君   | 総 務 部 次 長   | 五十嵐 千夏雄 君 |
| 市民生活部長      | 樋 郡 真 澄 君 | 市民生活部参事     | 伊 藤 克 之 君 |
| 市民生活部参事     | 石 川 雅 敏 君 | 保 健 福 祉 部 長 | 佐々木 哲 君   |
| 保健福祉部次長     | 中 川 啓 一 君 | 経 済 部 長     | 千 田 史 朗 君 |
| 経 済 部 次 長   | 居 林 俊 男 君 | 農 政 部 長     | 若 山 重 樹 君 |
| 農 政 部 次 長   | 中 島 隆 宏 君 | 農 政 部 参 事   | 多 田 幸 秀 君 |
| 建 設 部 長     | 大 平 正 一 君 | 建 設 部 技 監   | 高 瀬 慎二郎 君 |
| 教 育 部 長     | 舘 敏 弘 君   | 教 育 部 参 事   | 河 野 敏 昭 君 |
| 教 育 部 参 事   | 庄 野 雅 洋 君 | 教育部指導参事     | 四十九院 正満 君 |
| 監 査 事 務 局 長 | 堀 下 博 正 君 | 市立病院事務部長    | 鈴 木 靖 夫 君 |

市立病院事務部次長      田   湯   宏   昌   君

○本会議事務従事者

|               |                   |       |                       |
|---------------|-------------------|-------|-----------------------|
| 事   務   局   長 | 菊   井   弘   志   君 | 副   主 | 幹   和   田   英   昭   君 |
| 書   記         | 橋   本   洋   衣   君 | 書     | 記   村   井   理   君     |

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、昨日行われました一般質問における発言について渡邊龍之議員から訂正の申し出がございましたので、これを許したいというふうに思います。渡邊龍之議員。

○渡邊議員 おはようございます。発言の訂正でございますが、昨日行いました一般質問における発言について訂正をお願いいたします。

件名は広域行政、項目1、負担金の考え方について、要旨1の中で説明いたしましたが、中空知衛生施設組合、中空知広域水道企業団、下水道事業特別会計、また石狩川流域下水道組合、中・北中空知廃棄物処理広域連合等において滝川市が全て主というか、あるじ的な部分でやっているのだけれどもと発言いたしましたが、「主というか、あるじ的」という部分を「中心的」へと訂正願います。

以上です。

○議長 長 渡邊龍之議員の一般質問における発言については、ただいまの説明のとおりといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方からの質問に入ります。

昨日も申し上げておりますが、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 おはようございます。公明党の堀重雄です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

◎1、行財政改革

1、道州制について

最初に、行財政改革、道州制についてお尋ねをいたします。国と中間自治体、基礎自治体の事務

内容を明確に分ける取り組みとして道州制が検討されてまいりました。中央集権的な日本の統治機構を改め、地域の活性化や行政サービスの充実につながるとされるこの道州制に対し、市長の見解を伺います。

○議長 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、ただいまの堀議員のご質問にお答えをさせていただきます。

道州制につきましては、自民党が道州制推進基本法案の今国会提出を目指しております。この法案では、外交や防衛など国の基本政策を除き、内政に関する事務は道州に移譲した上で、市町村にかわる新たな基礎自治体が住民に身近な行政を担うことを柱としております。中央集権型の行政システムを分権型に移行する道州制の基本的な理念に一定の理解は示すところでございます。現段階では具体的な国と道州、基礎自治体の役割分担や税財政制度など具体的な制度設計は示されておらず、内閣府に設置する道州国民会議で3年をかけて議論するとされています。したがって、現段階で道州制の賛否を述べることは適切ではないと考えておりますが、懸念される事項といたしまして、基礎自治体のあるべき姿がどう描かれるのか、税財源が十分に地方に移管されるかなど、国や国民会議での議論の動向を十分に注視しながら見きわめなければならない問題だと考えております。

以上です。

○議長 長 堀議員。

○堀議員 そうだと思いますけれども、今まで議論をされてきました道州制に対して市長も十分いろいろ判断されていると思いますが、行革をしていかなければ恐らく行政の無駄というのは結局改められないという、こういう時に来ているのだというふうに認識をしています。市長も同じだと思いますが、地方分権をとにかく進めていって行政の無駄をなくするという動きは、これは日本の再建のためにはどうしても僕は必要だというふうに考えています。そういう意味で道州制というのは大いに議論をしていかなければならないと思うのですが、今回質問に取り入れた唯一の理由は、市民も道州制ということに対してほとんど認識がされていないというふうに思います。そういう意味では、議会を通じて議論をすることによって市民も道州制の意味なり、地方自治体のあり方なり国のあり方を考えていただきたいという思いで取り上げました。そこで、市長が今考えられている道州制のメリットとデメリット、思いつく段階で構いませんので、そのお話をしていただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 道州制につきましては議論の段階で、先ほど答弁しましたとおり制度設計もまだまだ見えないところでございます。確かに行財政改革、いろいろな改革は必要であります。行政の無駄をなくすというのは、それは堀議員と私も同じ考えでございます。その中において、ではこの道州制には何のメリットがあるかという、メリットとしては、地方に税財源等を移譲していただければ、地方がみずからの頭で考え、足で行動していくということが出来るのが道州制の大きなメリットだと、そのように思っております。しかしながら、今の組織、国の組織をほとんど変えないまま道州制を行うことは、北海道で例えば開発局が道と一体となることは道にとってメリットが

あるのかというと、どちらかというとデメリットのほうを感じることもあります。そういう部分も含めて、まだまだ制度設計が明らかでないところがあると思いますので、今ほど堀議員がおっしゃったとおり市民の皆さんとともにこの行く末をもう少し見ながら、私ももう少し勉強させていただきながら考えてまいりたいと思っているところでございます。特に公務員制度改革等のまだまだ進めなければいけないところは多々あるかと思えます。国において十分検討していただける問題だと思っておりますので、その辺がメリット、デメリットかは私もまだよくわからないところがございます。そういう意味では、幾つか例を挙げてお答えしただけですが、ぜひともそれでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 堀議員。

○堀議員 全国的に見て、例えば保育所だとか幼稚園とかというのは大都会では本当に足りなくて大変に困っていると、だけれども我々滝川だと近隣の市町村で幼稚園だとか保育所がなくて困っているという苦情、ニーズはありません。そういうふうに地方によって、地域によって捉まえる課題なりニーズなりが大きく違うわけです。そういう意味で、地方分権をやっていく意味においては首長さんが力のある、統率力のある動きをしないと回らないというふうに思いますので、そういう意味を含めて、道州制を注視しながら検討していくことが大事だというふうに思います。

## ◎2、生活基盤のまちづくり

### 1、街路灯補助事業について

続きまして、2番目ですが、生活基盤のまちづくりでございます。街路灯補助事業についてお尋ねいたします。昨年街路灯の補助にLEDが対象になりました。今年度は1,133万7,000円の予算が組まれましたが、今年度の各町内会からのLEDに転換する申請はどれぐらいあったのか、また実施される件数はどうだったのかをお尋ねいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、今年度のLED灯への切りかえに係る申請状況についてお答えいたします。

今年度の街路灯の設置等の計画につきましては、昨年8月に調査をさせていただいておりますが、そのときの要望数は52の町内会から531灯ございました。これらにつきましては、今年度に入りましてから担当職員により全件について現地の確認を行い、ワット数の高いもの、それから隣の街路灯との間隔、それから老朽度などを判断基準として、優先度の高い箇所から選定させていただき、予算もありますことから最終的に353灯選定させていただいております。また、選定対象とらなかった町内会につきましては、説明を行い、ご理解をいただいているところでございます。現在決定いたしました各町内会からは申請をいただいておりますが、353灯のうち300灯につきましては既に補助金の交付決定を行ったところでございます。まだ申請をいただいていない町内会につきましても、電気料金の値上げが予定されているともお聞きしておりますことから、なるべく早く申請をいただき、早期に工事着手していただけるようにただいま周知に努めているところで

ございます。

以上でございます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 昨年も予算の段階の前に、ＬＥＤについては費用対効果からいっても市も十分よくなる、単位町内会も電気料が安くなることから、大いに進めていただきたいということで、市長も頑張って予算をつけるというふうに答弁をいただいたと思いますが、今の答弁では５３１本の申請があったけれども、予算の関係で３５３本になったという答弁をいただきましたけれども、市もいろいろな意味で予算をつけるのに大変だと思いますけれども、借り入れして銀行から短期で借りたってＬＥＤに切りかえたほうがはるかにいいように私は思っていますけれども、その辺はいかなものなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまの借り入れ等の関係につきましてでございますけれども、まだ詳細まで詰めてはおりませんけれども、ちょっと検討にかかったことは実はございます。ただ、今町内会も高齢化しているということと、それから会員数が減少しているというような実情も実は伺っているところです。ですから、お借りはしても返していかなければいけないということで、長期的に見たときにどうなのかなという思いもありますので、それにつきましては引き続き検討させていただくことでご了解いただきたいと思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 市もよくなる、町内もよくなるということですから、少なくとも申請をされたものは１００パーセント受けてあげる。そして、当然町内会も予算を組んで、これぐらいの費用がかかるのだからと計画的にやっているはずなのです。そういう意味では、私どもの東町町内会も１０灯の申請をいたしましたけれども、受理されたのは７灯ですから、この割合からいくといいのかもしれませんが、これはちょっと心外なのです。早く切りかえるものは切りかえて、市もよくなる、町内もよくなるというふうに考えたほうがいいのではないのでしょうか、市長、どうですか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員さんのご質問は本当にそのようなことだと思いますが、市も予算の全体の総枠が決められているということで、今年度はこのぐらいの予算しか組めなかったのはまことに申しわけなく思っています。早期にすべきことだとは理解はしております。今のお話でございますので、町連協の皆様とよく相談しながら、今後この問題を解決するべく、また先ほどの借り入れの件もあわせてご相談させていただきたいと、そのように思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしくをお願いします。

次に、街路灯のポールの件でお伺いをいたします。ポールの老朽化に伴い、撤去が必要になってきているポールがございます。このポールの撤去に係る補助率と今現在ポールはどれぐらい立って

いるのかの現状などをちょっとお聞きをして、その取り組みについて伺いたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ポール式の街路灯につきましては、市が設置をして町内会に管理をいただいているものも含め、維持費であります電気料金、それから電球代等はもちろんのこと、更新、撤去につきましても町内会の皆様にご負担をいただき、管理をいただいているところでございます。これらのポール式の街路灯につきましては、それぞれ差はあるものの、老朽化しているものも少なくなく、管理いただいている町内会がご苦労されていることも承知をしております。ご質問のありました街路灯の撤去に関する市の取り組みということですが、堀議員さんもよくご存じのとおり、滝川市街路灯補助金交付規則による補助制度を設けておりまして、撤去につきましては補助基本額を5万円、補助率を50パーセントと設定しているところでございます。街路灯補助制度は、昭和52年に維持費と設置費の2本立てで補助率30パーセントからスタートした制度でございます。平成15年度に街路灯補助制度のあり方について町内会長の代表から成る街路灯合同検討会議において検討が行われ、その中で補助率を見直す形ではなく、従量制を定額制に変え、ポールを撤去し、北電柱へ切りかえることにより維持費を縮減していくということでこれまで進めてきております。昨年には、ご承知のとおりLED灯についても補助の対象とするための改正を行ったところです。平成16年度から始まったこの制度によるポールの撤去本数は、当初は設置を優先したこともあり年30本程度だったものですが、平成19年ころからは年200から300本程度となり、ことしの6月までで1,815本の撤去を行ってまいりました。これにより、残りのポール数はおよそ1,300本余りと考えております。ポール撤去に係る町内会のご負担が大きいとお話は伺っておりますが、今後も限られた予算の中で効果的な施策を進めていくという観点からも、これまで同様に年次的に切りかえを進めることを最優先として、該当町内会とも相談しながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただくようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 ポールは、私どもも38号線の国道沿いに東新会という組織がございまして、その管理をさせていただいております。町内会の中にも13本ほどポール灯があるのですが、これが非常に電気代が高い。ナトリウム灯にかえているのですけれども、これは本当に負担が町内では大きい。ところが、これは昨年腐っては困るというので、さびどめをして塗装しました。恐らく10年ぐらいいはもつと思うのですが、将来これを撤去するときに町内会の負担というのは結構大きいものなのです。町内で頼んだわけでないポールが撤去の段階では町内も負担しなさいというのはちょっとおかしいのではないかなという声がございます。これは、市が当然見て撤去なり電柱灯にかえるなりすべき課題でないかと、こういう声がありますので、お伝えをして、市長の見解を伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまのご質問でございますけれども、確かにご町内の皆さんには負担になっているというのは十分理解しているところでございます。大きな課題と受けとめて、担当部署としっかりと話していきたいと思いますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願い

します。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 よろしく願いいたします。

### ◎ 3、保健行政

#### 1、ワクチン接種について

続きまして、3番目、保健行政であります。ワクチンの接種についてお伺いをいたします。さまざまなワクチンがございますが、ワクチンの特に副作用についてお尋ねをしたいと思いますが、個々のワクチンの状況を話すと多分長くなるのだらうと思いますが、今法的に認められているワクチンに対してどのような状況なのかを伺います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ワクチンの状況ということで、法的ということでは予防接種法に定められている予防接種が定期予防接種ということでありまして、平成24年度までは7種類、そしてことし4月からは3種類が追加されまして計10種類となっております。内訳につきましては、乳幼児期に接種するワクチンは7種類で、BCG、三種混合、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、ポリオ、そして麻疹風疹混合ワクチンの7種類でございます。接種率は、おおむね90から95パーセントでございます。次に、学童期に接種するワクチンは3種類で、二種混合、子宮頸がん、麻疹風疹混合ワクチンがあり、接種率は78パーセントから86パーセントです。また、高齢者のインフルエンザワクチンがありまして、その接種率は42パーセントとなっております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 そこで、お尋ねをしたいのですが、一般的にワクチンの接種に伴う副作用というのはどのワクチンにもあると思うのですが、テレビで報道された子宮頸がんワクチンなののですが、けいれんが起きたというような報道されましたけれども、これは厚生常任委員会でも質疑をさせていただきましたが、市民の中でも非常に不安がっている方も現実にはいらっしゃいます。そこで、この副作用の現状と、それからなぜ起きるのか等を含めた答弁がございましたら、お示しをしていただきたいと思います。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子宮頸がんワクチンの副作用についてということで、子宮頸がん以外のワクチン、先ほどお話ししましたワクチンに伴う副作用につきましては、発熱とか注射部位の腫れや痛み等の報告であり、数日間で回復していることが多く、重篤な症例の発生率は少ない状況にあります。一方子宮頸がんワクチンの副作用としましては、今お話ししました副作用のほかに、失神、けいれん、関節痛などの報告があります。厚生労働省の平成25年3月末の子宮頸がんの副作用報告件数につきましては、接種件数が全国で864万回のうち副作用件数が1,968件ということで、かなり少ない率、0.02パーセントぐらい。うち重篤なものは106件となっております。その重篤な副作用が起きた割合は、人口にしたら10万人に1人前後というまれな結果となっております。報

道等による市民の不安の声につきましては、電話による相談及び問い合わせはきのうまでに現在11件受けております。予防接種の有効性と注意事項について、対象者及び保護者の方々の不安を解消すべく対応を図っているところでございます。また、先日6月14日に厚生労働省から子宮頸がん予防ワクチン接種を積極的な勧奨とならないようにするという勧告が出されました。この勧告は、定期接種を中止とするものではなく、積極的な接種の勧奨とならないように留意をする、心にとどめておきたいという、そういう内容でございます。つきましては、国の指導により、接種を希望する方には有効性を説明するとともに注意事項についても説明し、十分な理解のもとに接種してもらうこととし、説明やら通知やらPRを行いました。それで、いずれにしても子宮頸がんワクチンは子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス16型、18型に効果があるワクチンであり、子宮頸がんの約7割はこのウイルスによるものです。子宮頸がんで亡くなる方が全国で年間約3,000人もいるという中で、このワクチン接種は予防効果を高める有効な手段であることから、対象市民の方々には適切な情報提供を行うとともに、保健センターに相談窓口を設けまして、心配ないように皆さんにしっかり対応してまいりたいと思います。そういう形でやっております。それと、副作用につきましては今厚生労働省のほうでいろいろと調べておりまして、そういう情報をしっかり得ながら、市民の方に心配ないような説明、情報提供をやっていきたいと思います。

○議長 堀議員。

○堀議員 この報道等の質問を受けた自治医科大学附属さいたま医療センターの今野教授という方がいらっしゃいますが、この方は子宮頸がん制圧を目指す専門家会議実行委員長でもある方ですけれども、その人のコメントを少々紹介したいと思います。子宮頸がんワクチンの安全性に不安の声が上がっていますがという質問に対してですが、今野教授は、発端となった杉並区の事例は複合性局所疼痛症候群と言われるもので、手足や肩の痛み、しびれなどが見られます。しかし、これらは通常の注射や採血による痛みなどでも起こります。今回の件も子宮頸がんワクチンの成分によるものではありませんと、こう言い切っています。それから、もう一点は、重篤の定義とは何ですかという質問に対しての答弁ですが、副作用の報告事例として失神が多く見られますが、多感な女子中学生では注射を打つことによる痛みに加え、敏感な子の場合は精神的な不安などから血管や神経が反応し、一時的に血圧が下がることがあります。また、失神はどんなワクチンでも起こり得ることで、10万人に1人くらいの割合で発生しています。子宮頸がんワクチン特有の副反応ではないし、その成分が原因でもありません。このようにおっしゃっています。そういう意味では、子宮頸がんというのはワクチンを打つこと、定期検診を受けることで100パーセント絶滅できるのでないか、そう言われているワクチンなのですが、報道の力というのは大きなもので、やっぱり恐ろしがる、不安がる、こういうような状況ですけれども、こういう先生方の話や今部長からの答弁もありました資料等で、本当にこのワクチンを受けていただいていくべきでないかと私個人的には思っていますので、あえて質問させていただきました。

#### ◎4、教育行政

##### 1、がん教育について

最後になりますが、教育行政のがん教育について、関連がありますので、お尋ねをいたします。国民の２人に１人ががんになる時代が来ています。小中高生の時代に、そのときから教育が重要だというふうに思っておりますが、本市の取り組みを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ご質問にございましたがんに対しての取り組みでございますけれども、学習指導要領においては小学校の５、６年生、中学校３年生、さらには高校１、２年生の保健の指導事項に、健康な生活と病気の予防という観点から、望ましい生活習慣のあり方や喫煙、飲酒による肺がん等の発症の危険性について学習に取り組むことになっております。さらに、滝川市では、より効果的な指導として保健師による喫煙防止の授業を平成２３年度から市内全小中学校で実施をしております。小学校においては５、６年生、中学校では１年生を対象に行っているところであります。しかしながら、国の第２次がん対策推進基本計画におきましても現在実施をされております健康教育の観点からのがん教育だけでは不十分とされておりますことから、本市においても今後国や道の動向を見ながら、がんという病気への向かい合い方とともに、がん患者に対する理解を深める教育を推進していくことが必要であるというふうに考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 先ほど申しましたが、がんで亡くなる方が２人に１人という割合ですので、がんの検診率なども非常に注意をして推移を見ていましたが、なかなか上がらないというのが日本の現状だと思います。全国的にも受診率は２０パーセントから３０パーセントと言われております。滝川市、本市においても同じ割合であるというふうに思いますが、がんに対する認識というのは、我々高齢化してきたり大人の世界では受けると何か言われるかもしれないから恐ろしいとか、そういう気持ちもあるかもしれませんが、先進諸国から比べると非常に日本はがんの検診率が低いというのが実情でございます。そういう意味では、子供の時代からがんに対する認識、命を大事にするという教育が本当に必要だというふうに考えるのです。若いときからがんに対する意識、命を大切にする気持ち、こういうようなのが本当に必要だと思います。文部科学省もそういうような動きがあるように思いますので、滝川においては独自の先行的な事例としてがん教育を受け入れていただきたいというふうに要望しますけれども、どうでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 がん教育に対しましては、一部の先進的な自治体での取り組みがあるということについては承知をしております。ただ、授業の中でということになりますと、例えば教材の開発あるいは授業時数の確保、それから親や、あるいは自分自身ががん患者であった場合への配慮等々のこともまた必要な検討事項だというふうに思っておりますので、その辺十分に研究してまいりたいというふうに思います。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

柴田議員の発言を許します。柴田議員。

○柴田議員 市民クラブの柴田でございます。議長のお許しをいただきましたので、以下通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

前田市長の1期目も折り返しを過ぎて、これからはさらに前田カラーを刷新という旗のもとでしっかりと打ち出していかなければいけない、そのような現況にあると思います。そんな中で、これまで内部で議論してきた課題、これから先解決していかなければならない課題が数多くあると思いますので、きょうはそこから幾つか質問をさせていただきたいと思います。

## ◎1、市長の基本姿勢

### 1、再任用制度と退職後の就労について

まず最初に、年金問題を端緒とした公務員の退職後のあり方について、これまで国でさまざまな議論がなされてきました。中でも再任用制度の問題については、定数内とするのか、しないのか、あるいはまたその年限をどうするのか、さまざまな議論の中で一定の方向が出されてまいりました。さて、そこで、これはこれからの行政のあり方に極めて大きく影響するであろう再任用の制度について現時点でどのようなお考えを持っているのか、まずお聞きしておきたいと思います。

○議長 長 柴田議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 再任用の関係でございますが、平成25年度以降公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、当面定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するよう国から通知を受けているところであります。当市における再任用制度につきましては、平成13年に滝川市職員の再任用に関する条例を施行しており、当面は国の通知に基づき、現行の制度を基本にしながら、再任用職員の意欲と能力、培ってきた多様な知識と経験を十分活用できるよう、また職員全体のモチベーションの維持向上が図られるよう、再任用職員の処遇や配置、具体的な組織づくりについて他市の事例も参考にしながら現在検討を進めているところでございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 平成13年に再任用ができるということが決められたということで、現実的には再任用制度が実施されている状況にはないとは思っているのですが、現時点で今検討しているということではありますが、方向的にはやはり導入の方向での検討だと思うのですが、導入するとした場合に一番問題になるのは定員管理の問題となると思います。新規採用を見送る、そういった問題も実は出てくるわけでありまして。大きく滝川市の雇用の状況ですとかに将来にわたって影響を与えるものと思いますが、現時点で導入するとした場合に定員管理における基本的な考え方について伺いをいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員さんのおっしゃるとおり、導入の方向で検討させていただいております。定員管理の関係でございますが、現行の再任用制度においては要綱の中でフルタイム勤務の再任用職員は定数管理の対象ということにしております。また、短時間勤務の再任用職員については、その導入により軽減された常勤の職員の業務量に見合う員数を定員から減ずるものとしています。こうした要綱の規定に基づき対応していきたいというふうに考えております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 定数内とすると、特にフルタイムの場合はということであります。そういうことになるのであろうと、無尽蔵に職員の数をどんどん、どんどんふやしていく、それはすなわち財政的な影響も及ぼすということでもありますから、現行の定数内でそういった再任用制度を導入するということであろうと思います。しかしながら、もう一つ確認しておかなければいけないことは、では退職を予定する職員、これは部長職もいるでしょうし、課長職もいるでしょうし、その他の役職の方々もいらっしゃる。そういった場合に、再雇用した後の役職の取り扱い等についてやはり現時点で考えておかなければいけないと思っておりますが、そこら辺についてのお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 基本的には現条例ということで先ほどお話しさせていただきましたが、また内容についてはまだ検討中と。そこで、去る5月7日、広域圏主催で、近隣の自治体も非常に内容について勉強したいということもありまして、札幌市は既に導入されておりますので、そちらのほうから講師を招いて研修会を実施しました。札幌市の場合は、現在の役職からワンランクダウンという方法をとっています。これは、やっているところの中でも少ないほうの方法、手法をとっているわけですが、そういったものを参考にしながら、私どもはどういう役職とするかというものについてはまだ最終的な決定は見ておりませんし、方向性についてもまだ検討中ということでございます。先ほど言いましたように、職員の能力等を活用できるような中でどういった役職の取り扱いが好ましいのか、望ましいのか、そういったことも真剣に考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 結論は先にあるということでしょうが、再任用制度についてはやはり市民の関心も高くなると思います。現時点では何だろうなと思っているでしょうけれども、基本的な考え方をしっかり最低限議会に逐次報告していく、あるいは意見を聞いていくということが私は必要だと思いますので、そういった意味で退職後の再任用制度の適切な運営が図られるようにしっかりとやっていただきたいなど。

それで、3番目の導入しないとした場合における定年後の就労機会の確保策というのは、今導入するという前提でお話ししておりますので、削除したいと思います。

それでは、要旨の4点目なのですが、民間会社に再就職する場合も再任用の一方ではあると思います。当然民間会社あるいは団体から市側に対して、滝川市に対して、こういった人材を求めているので、ぜひ紹介していただきたい。それに応じて、これまでも民間会社あるいは各種団体に定年後の再就職をされている方もいらっしゃいます。ここで私が質問したいのは、再任用制度を導入した時点において、その前の取り扱いと再任用制度を導入した後の取り扱いは全く異なってくるのではないということなのです。例えば再任用制度があるにもかかわらず民間会社に再就職した。再任用制度は5年間雇用しますよということではありますが、それが民間に再就職したときには年限に限度がない。そうすると、再任用制度は導入した意味が余りないというのか、退職する職員に民間に行けば年限がないのにとという考えも生まれるはずなのです。それで、市民の間から、70歳を超えてもなおまだ在籍している、民間の会社で働いている、あるいは団体に働いているという退職職

員に対するご批判も実は私の耳に届いております。そういった意味では、再任用制度を導入した時点において年限を取り決めるというのは私は困難だと思います。これまではです。しかし、再任用制度を導入した時点においては、民間会社あるいは団体に対して65歳までの年限について依頼をする、65歳までですよということをしっかり伝える必要がある。そのことについて今現時点で市側の考え方をお聞きしたいと思っております。全く私としては民間会社に何年勤めてもこれは問題ないではないかということなのですが、再任用制度を導入した時点で私は市民の見方が変わってくるのだと思うのです。それで、その取り扱いについてできる、できないという問題も含めてしっかり方針を固めておかなければいけない時期にあると思いますので、ぜひともそのお考えについてお示しいただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 民間会社等への再就職に関しましては、さまざまなご意見もあろうかと思いますが、基本的には退職者と雇用側の問題と考えておりますので、ご質問いただいた対応については現在のところは考えておりません。しかしながら、議員さんのおっしゃることはわかります。今後におきましては、民間会社、団体等から市側に人材を求めるなどの要請があった場合には、市職員あるいは元市職員という立場では市民の皆様からさまざまな見られ方をすることがあると思しますので、市民の皆さんには誤解を招くことにならないよう適切に対応していきたいというふうに考えております。残念ながら方針そのものは現在のところ明確にはなっておりませんが、適切に対応していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 今の総務部長のお答えで十分だと思います。そういった市民の目を、あるいは市民の意見をしっかりと耳にしておく、そのことが必然的に適切な対応が生まれてくる素地になりますので、ぜひともそういったことでお願いしたいと思います。

## ◎2、防災対策

### 1、公共施設の耐震化について

### 2、直下型地震の発生予想について

続いて、防災対策であります。公共施設の耐震化についてであります。率直に公共施設、学校の耐震化については、先日来報告もありますが、現在のところの公共施設の耐震化の進捗状況についてお伺いしておきます。

○議長 長 建設部技監。

○建設部技監 公共施設の耐震化の進捗状況のご質問ですが、ご答弁させていただきます。

公共建築物の耐震化につきましては、平成19年度に策定しました滝川市耐震改修促進計画に基づきまして、平成27年度までに耐震化率90パーセントを目標として進捗しているところでございます。昭和56年以前に建設された耐震化すべき建物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律で定められている中で学校、体育館、病院、集会所等の多数の方が利用する施設で面積、階数等が定められているところでございます。旧耐震建築物と新耐震建築物とを合わせた対象となる市有建

建築物は58施設あり、計画策定時の平成20年度末で耐震性を満たした建物は39施設で、耐震化率は67パーセントでありました。平成24年度末では、廃止、統廃合を含め耐震改修を終えたのは8施設であり、耐震化率は81パーセントとなったところでございます。平成25年度は、開西中学校建てかえ工事の竣工、用途廃止を予定しています総合福祉センター等を含めると平成25年度末では耐震化率は84パーセントとなる予定であります。市有建築物の耐震化につきましては、学校の耐震化を優先的に進め、学校以外の建物につきましては耐震改修促進計画に定めた建築物の耐震化を進めてまいりたいとするところでございます。

以上です。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 公共施設全体に及ぶことですから、これはストックマネジメントの問題とも絡んできまして、耐震化の率については年度ごとに大きく変化があるのかなと思っておりますが、この後の質問にも絡むのですけれども、耐震化という観点から実は非常に薄いのです、この滝川は。本州ですとか太平洋沿岸の自治体は非常に意識が高いということもありまして、今回この質問をさせていただきました。

続いて、学校グラウンドの問題であります。何か災害が起きると、まず最初に広い場所を求めて市民の皆さんは逃避をするということだと思います。特に学校施設については、これは何らかの災害が起きたときに退避をする場所であると。最初に行くのは、いきなり玄関に入らないのです。やはりグラウンドに安心を求めるといことなのでありますが、現在の学校のグラウンドがきちっと整備されているのかどうなのかということをお伺いしたいのであります。建物のほうは耐震化が進むのですが、問題はグラウンド、雨が降って3日も4日もグラウンドがぬかるんでいて、そんなところにシートをもって座ることも寝ることもできないのです。ですから、お伺いしたいのですが、退避場所となるであろう学校グラウンドの整備について、その現状をお伺いしておきたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 学校グラウンドの関係でございまして。私どもも教育委員の方と一緒に可能な限り運動会に顔を出すようにしてございまして、ことしは3日間とも非常に好天に恵まれてグラウンドの状況もよかったのですけれども、これまではズボンの裾が泥だらけになるというようなくらいグラウンド状況が悪いのはどの学校も同じでして、学校側からも強い要望が上がっているというのも事実であります。そんなようなこともあってということになると申しわけない思いもあるのですけれども、雪解け後のグラウンドの整地は毎年各企業さんのご協力によりまして整地等が行われているところであります。水はけのいいグラウンドにするためには、土の入れかえあるいは排水設備を整備する等の大規模な整備が必要となってきます。そんな中、今年度から校舎の改築を行います滝川第三小学校については、現在のグラウンドに校舎の改築を、建てる場所にグラウンドがあるということもありましてグラウンドの位置の変更が必要になってまいりますので、全面的な改修を行うことにしております。水はけをよくするためにトラックに新素材のクレー舗装用の土質改良材を混合するという工法を採用することで降雨後のぬかるみをなくし、暗渠工事を行わなくても水はけのいい

グラウンドになるというふうに思っております。また、トラックの周囲は極力芝生化をすることで、避難時には直接座ったりすることができるようにということも考えております。また、災害時にはかまどとして使用することができるベンチの設置や、屋内体育館の軒下部分にあります空間のピロティーと呼ばれる部分につきましては例えば負傷した方の応急処置等を行う場所としても使用できるというようなことも考えておりますし、またマンホールトイレと、マンホールを設置をして、その上に直接トイレを設置をして下水に流すことができるというようなことも想定をしております。教育委員会としては、前段申し上げましたグラウンドについての整備についても大きな課題があるというふうには理解しておりますけれども、財政状況を勘案しながら、今後先ほど申し上げました第三小学校での利用を予定しております土質改良材を使用した土の入れかえ等で緊急防災時に活用できるグラウンドの整備は進めていきたいというふうに思っております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 いざとなったときに対応ができないということにならないようにしなければいけないと思っております。今教育長のほうから非常に重要な点が示されたのですが、暗渠方式となるとグラウンドを修繕すると、改修するとなると大がかりな土木工事となっていくということで、第三小学校では土を要するに明渠方式にしてしまっただけで、水はけをよくしてグラウンドの外にその水を流していく、そのような発想でやられているということなのです。そうすると、防災という観点から考えれば、全面的にグラウンド全てをそういったもので覆い尽くすのではなくて、今言ったような体育館の幅30メートル、40メートルのこの部分については、例えば災害が起きたときにテントを立てる場所として確保するためにそういった素材を用いたグラウンド整備をすれば、無理くり全部が全部100点満点ではなくても、当面そういった防災対策もできるのではないかなと思うのですが、例えば1つのグラウンドを覆い尽くすのに3,000万円必要だと、しかしながらそういった箇所を設ければ1カ所当たり五、六百万円で済むのだということも私は考えられると思うのですが、そういった可能性については教育長、どうお考えになりますか。

○議長 長 教育長。

○教育長 グラウンドの一部をそういう形にするということも考えられないことはないのかなというふうには思いますが、実際に授業で使う場合にその部分がどういう影響が出てくるのかというようなことも十分検討しなければならないなというふうには思っておりますので、今第三小学校でやった部分につきましても成果を見ながら、どういう形の整備が必要なのか検討していきたいというふうに思います。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 いずれにしても財政的な面がありますので、私から向かって右側の教育長も真剣に考えていらっしゃるものですから、左側の財政当局も、決してこの問題について避けて通れぬ問題でありますので、ぜひとも教育現場の意見もいろいろ聞きながら整備に努めていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。直下型地震の発生予想について。突拍子もないことを柴田は言うなということだとも思うのですが、実は2004年の12月、空知北部、さらには留萌南部とも言われ

ているのですが、震度５強の直下型の地震があったということなのです。皆さんもご存じだと思います。冬なのですが、大きな揺れを滝川でも感じたのです。たしか統一地方選挙の前の年で、私もまちに出て、車をおりたときにいきなりどかんときたのですが、よくよく考えると、先ほども申し上げましたが、太平洋の沿岸あるいは太平洋、そこが北海道の大きな地震の震源地なのです。その次にどこが地震が多いかというと、留萌南部、北部なのです、震源地として多いのが。それで、滝川は沼田、砂川の断層帯にも含まれるということで、それで今の質問に入るのですが、増毛山地東縁断層帯ってありますね、これの直下型地震の発生確率についてまずお伺いをしておきたいと思っています。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 質問にお答えいたします。

滝川市に隣接する断層帯は、お話が出ましたけれども、増毛山地の東縁部に分布する西側隆起の活断層帯の増毛山地東縁断層帯と石狩平野の北部とその東側丘陵の境界に位置する東側隆起の活断層の沼田―砂川付近の断層帯があります。文部科学省の特別機関である地震調査委員会では、増毛山地東縁断層帯、沼田―砂川付近の断層帯については平成１５年７月１４日に長期評価を公表しております。増毛山地東縁断層帯では、全体が一つの区間として活動する場合マグニチュード７．８程度の地震が発生する可能性があります、過去の活動が十分に明らかではなく、最新活動時期が特定できていないことから、信頼度は低いながら、将来このような地震が発生する長期確率は今後３０年以内で０．６パーセント以下と公表されました。沼田―砂川付近の断層帯については、平成１８年度に文部科学省からの委託で産業技術総合研究所による補完調査が実施されましたが、活断層の存在が確実なのは北部の沼田地域だけであるとし、妹背牛地域、江部乙地域には断層変異は認められず、秩父別地域、滝川地域以南においても活断層の存在を支持する資料は得られなかったという審議の結果が出されております。その評価ですけれども、ほかの地域の巨大地震の発生する確率が東海地震が８７パーセント、東南海地震が６０パーセント、南海地震が５０パーセントという数字が出ており、それらと比べると低い数字であります、１９９５年の阪神・淡路大震災を当時の確率で計算すると０．０２から８パーセントで、２００４年の新潟中越地震はそれ以下の確率であったにもかかわらず、想定外の地震が起こっております。増毛山地東縁断層帯の地震発生確率については、３０年以内で０．６パーセント以下とはなっておりますが、確率が低くても巨大地震は突然起きることを念頭に、災害に対応できるよう関係機関との連携を密にしながら防災対策をしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 確率が高いのか、低いのかということはもちろんあるのですが、私先ほども申し上げましたが、この地域の地震に対する認識度が非常に低いと思うのです。石狩の断層帯も実は非常に大きな地震を招くということで指摘を受けているわけです。札幌市などは、その断層が動くということについて極めて厳しい見方をして、その発生確率は低いのですけれども、それに対応したしっかりとした退避体制等々の防災対策を講じているということなのです。ですから、あえて私がここでこの発生確率を出させていただいたのは、滝川において大きな地震が起こるのだという認識が余

りにも足りないものですから、ぜひこの機会に。沼田のあの被害状況、空知北部で起こった2004年の被害状況は、道道を翌春に見ましたが、全く復旧されていなかったです。大きな地割れが起こっていて、大変な被害状況だったようです。あれで直下型でマグニチュード5程度でありますから、これがもし起こり得るとすれば、今からしっかりと防災意識を市民の皆さんに植えつけておかなければいけないのだらうなと思いますので、今総務部長のほうから大変前向きなご答弁がございましたので、このことについては終わりますが、ぜひともこのことを念頭に適切な防災体制をとっていただきたいと思います。

### ◎3、中心市街地の活性化

#### 1、駅前再開発ビルの現状について

#### 2、総合福祉センターの機能確保について

それでは、次に移ります。中心市街地の活性化についてであります、特に駅前再開発ビルの現状について伺いしておきたいと思います。株式譲渡が行われたわけですが、つい最近耳にしましたところ、まだ法人の登記が変更になっていないということもわかりました。株式譲渡先の現在の動きについて市側で現況がわかるのであれば、ご報告をいただきたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 駅前再開発ビルの株式譲渡の現在の動きということでございますけれども、株式譲渡はなされてございます。役員変更にかかわる法人登記の手続の完了についても確認しているところでございます。その中で、新たな経営者から今後の駅前再開発ビルの事業展開について現段階では正式なお話は聞いてございません。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 何か動きが遅いのです。それで、現時点でもまだ市側と何ら話し合いも行われていないということについては、ちょっと私は懸念しております。ただ、そういう状況にあるわけですから、これ以上突っ込んでもしようがありませんので、次に移ります。

再開発ビルの今後の見通し、まだ何にも話されていないという段階でその見通しについて伺うのも何かと思うのですが、区分所有しているたきかわホールの問題もありますから、これからあのビルがどういうふう運営されていくのかということは、滝川市にとってもたきかわホールの持ち分が今後どういう問題をはらんでくるのか等々、私は非常に興味があります。興味というのか、実は懸念もあるのですが、そのことについて現時点でその見通しについてお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今柴田議員の今後の心配ということでございますけれども、駅前再開発ビルの今後の見通しについては、先ほどお答えしたとおり新たな経営者から正式なお話はまだいただいていないという中で今後の見通しを軽々しく語ることはできませんけれども、おっしゃっていたとおりたきかわホールの所有者と所有する区分所有者の立場、また駅前再開発ビルと今までの経過、経緯を含

めて、駅ビルは駅前の顔でもあり、現在も商業テナントビルとして機能を維持されていることから、今後も新たな経営者が事業展開をしていただけたらと思うのですが、既存ビルの機能と新たな事業機能が融合してビルの経営が安定化することについて期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 安定的な経営を期待しているのは私も同じなのですが、経営者がかわって、あのビルの経営環境が格段と向上するということはなかなか難しいのかなと思いますし、それを経済部長にお尋ねしても今の答弁以上のことは出てこないと思います。ただ、経営環境が変わっていかないということになってくれば、区分所有者として滝川市であのホールを持っている以上、今後懸念材料が必ず出てくるはずなのです。そういったときに、慌てることなくしっかりとした対応をしていかなければいけないと思っています。そういった意味で、今のこの質問は中心市街地の問題として私は質問をさせていただいておりますので、今までは2核1軸というような文言も経済政策として語られていたわけでありますが、そういったことも含めて今後さまざまにある課題について経済部としてどう考えているのか再度お尋ねしたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今後ビルだけでなくあの地域をどうするかというご質問でございますけれども、例えばビルについて今現状たきかわホールを区分所有してございます。経営者がかわって、例えば共益費の値上げですとか家賃の値上げとか、いろんな話が出てくると思います。そういう部分につきましては、区分所有者として管理規約もございますし、区分所有法もございますので、そういう中で対応していきたいと思っていますし、後々ご質問もありますけれども、あの地区を今後どうしていきたいということは3-3地区も含めて2核1軸ということで進めてございますので、新たな経営者の方がいろんないい提案をしていただけたらということであれば、全体的なまちの面として考えて今後対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 これ以上申し上げません。適切な対応を心がけていただくようお願いしたいと思います。

それでは、最後の総合福祉センターの機能確保についてお伺いしておきます。廃止後の機能分散、きのうも大谷議員の質問の中で説明されたので、細かくは説明は不要であります。やはりその後の影響というのが非常に心配されると思います。それと、課題が当然出てくると思うのです。受け皿としていろいろな施設があるということはわかるのですが、一ところにあったものが分散されていくということは、これはやっぱり弊害も指摘される場所なのです。そういった意味で、機能分散の影響と課題についてお伺いしたいと思います。

○議長 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 総合福祉センターは、市民の生涯学習活動の拠点としての役割を果たしてきました。今回総合福祉センターの廃止に伴う活動場所の移転につきましては、利用されている市民の

皆様には大変ご苦勞をおかけしていると思います。廃止に伴い、他の公共施設へ移転し、活動を行っているサークルや団体もある一方で、活動場所まで遠くて集まることができない、活動に適した場所が見つからないなどの理由から活動をとめることを検討しているサークル、団体もあると伺っていますし、今後閉館までの間にさまざまなご相談があるものと考えております。市民の生涯学習成果の発表の場として実施してきた市民文化祭は今年度より文化ゾーンへ、文化センター、美術自然史館、中央児童センターなどの施設を活用して開催する予定であり、他の発表活動等についても継続して実施できるよう他の施設と調整していきたいと考えております。ただ、移転先となる各地区コミュニティセンターを初めとする公共施設は、総合福祉センター同様昭和50年代から60年代にかけて建てられたものも多くあり、同じく老朽化の問題を抱えているという課題があります。こうした課題があるとはいえ、生涯学習活動は市民の皆さんにとって必要不可欠な機能と考えています。この機能と街なかの機能が重なることも大事なことでと認識しております。総合福祉センター廃止後の生涯学習活動の拠点をどうするかといった課題につきましては、さらに真剣に検討していく必要があると考えております。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 最後の質問ですから少し時間をかけていきたいのですが、生涯学習機能の必要性についてさらに検討していくと。実は、ここにことしの2月19日の総務文教常任委員会に提出された資料があるのです。滝川市における公共施設の今後の考え方として、総合福祉センターのあり方についてという文書が総務文教常任委員会に資料として提出されています。総合福祉センターの考え方として、将来的には中心市街地活性化の動きにあわせて生涯学習センターの設置、それまでの間、総合福祉センターを利用している市民団体についてはまちづくりセンターや駅前広場「く・る・る」を初め、他の地区公民館等を活用してもらうよう理解を求める。これが実は総務文教常任委員会に提出された資料なのです。今の答弁というのは、この時点よりも後退した表現になっている。これはこの後の質問にも関連するのですけれども、何かストックマネジメントがこういった、総務文教常任委員会でこの報告で私は納得したのです。そのとおりだよと、生涯学習機能をしっかり街なかに確保していく。ただ、総合福祉センター全体をえんやこらとそこにまた建て直すのではなくて、どういう機能を集積して、そして市民の利便性、文化の向上を図っていくのか。生涯学習のまちとしてさらにこの滝川を発展させていくのだということで、決して床面積ではないわけです。ストックマネジメントでは15パーセントの公共施設の削減を計画しているようですが、この表現でいけば、これが資料ですけれども、この資料でいけば、これは間違いなく生涯学習機能をしっかり市民に提供していくという教育委員会の強い覚悟があったはずなのです。ところが、今の答弁はそれからさらに後退してきている。こうあってはならないと私は思いますので、再度ご答弁を教育長にお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 生涯学習機能の必要性につきましては、先ほど河野参事のほうから答弁しました総合福祉センターの閉館に伴う説明会の中でも多くの声が寄せられたところであり、教育委員会としては市民に提示をする形の中で、総務文教常任委員会にご説明をするときに2月に出させたい

だいた資料で、将来的には総合福祉センターイコールというものではないにしても、議員さんがおっしゃるとおり同じ面積、同じ場所ということに限らず、市民の方が集まる場所という機能はやっぱりどうしても必要だというふうに思っておりますし、その機能は当然集まりやすい場所になければならないということから、その資料を教育委員会としては出させていただきましたし、先ほどの河野参事の答弁も気持ちとしては同じ気持ちで、街なかにそういう機能というのが必要だということになります。ただ、議員さんおっしゃられたどういう形が必要になるのかという部分につきましては、街なかの動き、総合福祉センターを仮に解体をして、そこに建てるだとか、さまざまないろんな要素がありまして、それに伴う財源の問題も当然出てきますから、そういうことを十分考慮しながら進めていく必要があるというふうに思っておりますし、将来的な機能が必要だという部分については教育委員会の考えを強くお示ししたつもりであります。

○議長 柴田議員。

○柴田議員 総務文教常任委員会の資料にも、本来は平成25年度策定のストックマネジメント計画において分野別構想を描き、検討していくところであるがとしながらも、教育委員会としてはちょうど裏面に箱から機能へという一文を記載して、これまで貸し館が主であった総合福祉センターの役割に生涯学習に関する情報提供や仲間づくりの機能を持たせた生涯学習センターをと、ぜひとも街なかにこういった機能を持っていきたいという表現があるのです。私は、こういう発想は非常にいい発想であるので、ぜひとも強く進めていっていただきたい。これは、私が求めているのではなくて、教育委員会として生涯学習というものをしっかりとこれから滝川市の基礎としてもっともっと育てていくという強い意思表示をなされたのだと思うのです。ぜひともそのことについては、今後とも折れずに、曲げずにやっていただかなければいけないと思っております。

そこで、市長にお尋ねしたい。今生涯学習センターというような表現もありましたけれども、ストックマネジメントの計画も実は財政的な面よりも投資計画の面が重要だと思うのです。そういった上では、コンパクトシティを追求していき、そして街なか中心部に機能集積をしていくという、この滝川市の理念、これに沿ったあり方が必要だと思うのです。そういった今の教育長のご答弁を聞いて、市長として今後の考え方についてお尋ねしておきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますけれども、先ほど教育長の答弁したように、生涯学習を推進している教育部門としては確かに必要だということは考えていらっしゃると思います。ただ、教育部門としても全体の予算の中でなかなかそれが言えずにいるという、非常にジレンマがあるのではないかと、そのように私も思っております。しかしながら、今回の総合福祉センター廃止に当たりまして、本当に民間の皆様方に、また文化活動を続けられている皆様方にご迷惑かけているというのは強く認識しているところでございます。そんな中におきまして、投資計画がしっかりとなされていなかったところは反省あることだと思いますので、今回の公共施設マネジメント計画が推進するのが全て廃止ではなくて、新しいことも考えなければいけないと思っている次第でございます。しかし、それには予算が大きくかかることでございますので、今後将来の滝川市にとってどのような生涯学習の拠点が必要かというのをしっかりと認識しながら前向きに検討を重ねていきたいな

と思います。ただ、本当に財政状況が厳しいのはきのう渡邊龍之議員のご質問にもあったとおりでございますので、その中でできることを考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 何でもかんでもやれと言っているわけではありませんので、しかしながら教育委員会、教育をつかさどる部門が思いを込めてやっている事業というものをしっかり市長部局としても、議会も両輪と言われますが、教育長と市長も、これも両輪でありますので、ぜひともよく連絡調整して、よりよき教育行政、生涯学習機能を強化する方向でぜひ未来志向で頑張っていただきたいなど、そのことを申し上げて私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして柴田議員の質問を終了いたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 新政会の関藤でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

## ◎1、都市づくり

### 1、人口減と高齢化について

まず、1点目は、都市づくり、これは滝川市のまちづくりという観点でお伺いしたいと思います。まちを形成し、まちが繁栄していくということを考えると、そこに人というのがいなければまちづくりというのはできないわけでございます。そこで、1期目のときから申し上げておりますが、滝川市の人口、昨日の渡邊龍之議員の資料によりまして平成30年度には4万人を割り込んで3万8,000人になっていく、さらに減少を続けていくのではないかと。また、日本の人口も同様に、1億2,000人から1億人を割り、8,000万人、また学者によっては6,000万人まで落ち込むのではないと言われてもおります。また、それに反比例して、世界の人口を見ますと我々が小学校、中学校のときは35億人でございました。今は68億、69億人、また世界の人口推移を研究している機関によりまして将来的に88億人、ここまでいって少し頭打ちになるのではないかというような発表もされております。そういった中で、日本の国の生産者人口、世界に頼らざるを得ない時期が来るのではないかと、そういった観点から滝川市の人口減に対する施策と高齢化社会に向けての対応ということについてお伺いしたいと思います。

1点目と2点目は内容が同じでございますので、1点目、2点目を続けて質問させていただきます。滝川市では今後人口減少と超高齢化社会が進行していくと予測されますが、社会基盤が十分に整備されていない地域では新たな道路整備や除排雪等が必要になると思われます。その一方で、生産者人口の減少により歳入の減少が続く、都市財政の縮小が進むと予測されますが、人口減少への対応と高齢者が暮らしやすい都市づくりをどのように進められようとしているのか、市長の見解をお伺いいたします。また、人口減への対応施策としまして、私は1期目のときから申し上げておりますが、外国人の就労者を積極的に受け入れる特区自治体ということができないのか、定住自立圏

構想とあわせて進められていくお考えについて見解をお伺いいたします。

○議長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、関藤議員のご質問にお答えさせていただきますけれども、滝川市総合計画での人口の見通しは平成37年で約3万4,000人、高齢化率が37パーセント台となる推計であります。人口減少や少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少につながることであり、こうした状況の中では購買力や生産力、労働力の構成、地域コミュニティ、福祉、行政運営などについてはこれまでと同じ規模、レベルで維持することは困難であるということは確かに予想されます。人口減少や少子高齢化の変化に対応しながら、まちの活力を維持し、将来にわたって発展することができるようなまちづくりを進めるために、総合計画や都市マスタープランに基づきましてコンパクトシティの実現を目指すほか、力強い産業の育成や地域資源の有効活用、子育てしやすい環境づくり、高齢者が安心して暮らせる施策等を講じております。例を挙げますと、新規就農者、農業後継者、農業生産法人の育成や6次産業化、地場企業の強化、企業立地支援策の見直し、外国人の観光ツアー誘致、特別保育の実施、高齢者、子育て世代の住みかえ支援策であります。決してこのまま地域の衰退を招かないように、少しでも人口減少に歯どめをかけて、広域的な連携も図りながら魅力あるまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように施策を進めてまいりたいと思います。

そしてまた、2点目といたしまして、特区等、外国人の受け入れという問題でございます。これは、平成24年の第4回定例会におきまして関藤議員のほうからの外国人労働者の積極的受け入れについての質問にも答弁させていただきました。滝川市では、農業分野など外国人労働者の導入は今後視野に入れるべき検討課題であると、そして観光サービス業の立地など企業や産業立地の各種支援制度を活用して海外からの企業進出を支援することも考えられると、そのように考えております。自民党政権では、人口減少下の労働力人口の確保策について、現役世代の育成のほか、女性、高齢者のさらなる労働力化、高度専門能力を有する外国人労働者の受け入れ増大等を視野に入れているようでございます。こうした国の動向や全体の雇用情勢を注視しつつ、外国人の労働者といってもどのような雇用ができて得るのか、そしてまたその教育等はどうなるのか、さまざまな問題があると思います。それらの課題への対応等を考えながら、特区制度というご提案もございました。それについての活用方法なども勉強してまいりたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁では積極的に取り組んでいただけるということで、人口減少に歯どめをかけ、魅力あるまちづくりへの取り組みとして今市長のほうから企業や産業立地の支援等、また海外企業の進出等の支援ということが挙げられましたが、具体的に滝川市としても人口減に対応するために、外国人の就労者を受け入れる施策というのをそろそろ検討に入る時期が来ているのではないのかなと。というのは、今自民党政権下のことでお話いただきましたが、国の施策の一つとして総合特区制度というのがございます。この総合特区制度というのは2つに分かれておりまして、国際戦略総合特区という制度と地域活性化総合特区というのに分かれてございます。地域活性化総合特区というものを申請し、認定されている自治体は、京都市が今年の12月にこの地域活性化総合

特区というのを申請して、認可を受けております。ここでは就労支援ということなのです。日本の伝統食文化を世界に発信するということを目的とした就労支援になっています。それに対して、今度は北海道にも北海道観光インバウンド特区という特区制度を北海道でも申請を上げております。これは観光に特化しておりまして、例えば中国人観光客が北海道に来た場合に観光地をめぐるのに運転免許は自国の免許でいい、国際免許を取る必要はないというような特区制度もございます。滝川市としてそろそろ何か、魅力ある就労支援でもいいですし、観光でもいいので、何か特区というものを検討されるお考えはないか、再度お伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 関藤議員のただいまのご質問でございますけれども、滝川市は確かに国際的な分野ではかなり先進的に先駆的に進んでいる地域だというふうに自負もしております。農業研修生、随分大勢の方を国際交流協会等で受け入れていただいております、国際化というものに対するアレルギーというものは市民の皆様にはないと、そのように思っております。しかしながら、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、現在の技能研修制度は国の法律がなかなか変わってこない中において、いろいろな特区制度ができてきておりますが、まだまだの段階でなかろうかと思えます。そして、先ほどお話ししましたとおり、観光がいいのか、またはほかのものがいいのか、いろんな産業があるかと思えますし、特に農業分野で必要なものは何か、また農業法人化がなかなか進まないところで雇用としてしっかりしたものができるとかという問題もまだまだあるわけございまして、そういうのをしっかり見据えながら、今後の検討課題としてもう少し勉強させていただきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。今市長にご答弁いただきましたように外国人の就労者がこの滝川の中に入ってくるということに関して、私の1期目のときに滝川のまちに外国人就労者が入ってくることに對してどうですかというアンケート調査を私独自でしたことがございます。特に問題ないという回答がほとんどでございましたので、ぜひ市長のリーダーシップで進めていただきたいと思います。

## ◎2、経済対策

### 1、中心市街地活性化について

### 2、観光行政について

それでは、2点目に経済対策についてお伺いいたします。まず、1点目、中心市街地の活性化についてでございます。商店街に人を歩かせ、引き込む事業として商店街等賑わいづくり事業補助金というのに今年度100万円という事業計画の費用が計上されておりますが、この具体的な事業計画というものが商店街のほうから示されているのか、お伺いいたします。

○議長 経済部長。

○経済部長 関藤議員の商店街等賑わいづくり事業の補助金についてでございますけれども、この制度につきましては年度当初から企画提案募集を見込んでいたところなのですけれども、各商店街

振興組合やNPO法人の定期総会に重なったこともあり、また市民や消費者が商店街に集い、にぎわう環境づくりを目的に商業者みずからが企画する事業を実施していただくことを目的としているために制度設計の段階から振興組合やNPO法人との意見交換に時間をかけたことから、今月の17日から来月の19日までに企画提案を募集しているところでございます。今回の制度の特徴といたしましては3つございます。1つ目としては補助対象者を2店以上の個店単位まで拡大したこと、対象事業を景観事業や単なる販促事業から商店街がみずから汗をかいていただく中で商店街に人を歩かせ、引き込む事業を実施してもらい、自分たちの店に立ち寄ってもらう環境づくりに着目したこと、3つ目として市民参加型の審査機能を導入したことが挙げられます。これまでも商店街のにぎわい創出のためにイルミネーション事業などの景観事業や日ハムフェア、歳末宝くじ、プレミアム商品券事業など市民、消費者の感謝セールなどを中心に事業が実施されておりますが、今回は商業者みずからが人を歩かせるイベント等の企画、市内で開催されるイベントとの連携、あとさらには公共施設との連携事業といったものが企画立案され、実施していただくことで市民、消費者が商店街を買い物だけでなく訪れる機会を少しでもふやしてもらいたい、そして商店街に愛着を持っていたきたいということを期待しているところでございます。現在企画提案募集を開始して間もないのですけれども、既に事前に数件相談を受けている状況にございます。いずれにしても、来年4月に消費税の引き上げも予想されていることから、市民、消費者が商店街に足を運んでもらえるようなイベントや仕組みづくりが提案されることを、また市民参加型の審査が行われ、より事業が進められることを積極的に支援してまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 行政としての取り組みについては承知いたしました。その中で、商店街の活性化について、今ご答弁の中で補助金の使途が拡大されて、商業者みずから人を歩かせ、引き込む努力もしてもらいたいということですが、今の商店街にそういった期待をどの程度寄せられているのか、またこの中心市街地の活性化を進めるに当たって、今ご答弁の中にあった商業者みずから歩かせるイベント等の企画、イルミネーションや宝くじ等々のいろいろなイベントというのに行政がかかわっていくという方法と、また中心市街地をこういう町並みにするのだという大きなビジョンを出して、行政が主導となってそれに対して人を歩かせるというところまでを行政が導いて、引き込むというのは、これは当然商店主みずからが努力しなければならない分野だとは思いますが、そういった補助金等について小出しにこういうイベント等を打つための補助金を出していくのか、それとも大きなビジョンを持ってこういう町並みにするから、商店街の皆さん、努力してくださいとかという方法をとるのか、行政としてはどういう考えでおられるのかお考えをお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今関藤議員さんの滝川市が大きなビジョンを持って進めて、商店街がその事業を実施するというような考えはないかということなのですから、過去から滝川市は大きな計画というのをたくさん立てて進めてまいりました。その中では、うまくいったこともありますし、この時代

でなかなかうまくいかなかったこともあったと。私は、今回中心市街地活性化基本計画が平成25年3月に終わりましたが、皆さんでつくった計画だと考えてございます。その中で、行政が幾らいい計画をつくっても、今市民の方、商店街の方はそれについて、何ばいい計画をつくっても絵に描いた餅というものもあるものですから、商店街、経済界、いろんな方から、小さな芽でもいいですから、そういうものが出てきて、それに対して大きく育てていくために行政としては黒子として徹して底上げをしていくことが大事だと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員、次に行きますか。

○関藤議員 もう一点だけ再質問して終わります。

○議長 長 では、お願いします。

○関藤議員 今のご答弁の中では、いろいろな商店街から出てきた芽を育てていきたいということでございましたので、例えば今年度100万円の補助金というのが組まれているわけですが、商店街のほうからさらにこういった事業をやりたいという積極的な芽がこれからはたくさん出てきたとしたならば、この補助金というのは事業費として増額は検討していただけるのでしょうか。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今100万円で足りなかったらどうだということですが、本当に商店街からいい提案がございましたら、経済部としては、財政的なものもあるとは思いますが、積極的に支援をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 それでは、件名、経済対策、項目1の中心市街地活性化についてまでを終わりましたので、本日はこの後議会運営委員会の開催を予定しておりますので、この辺で休憩に入らせていただきます。再開は13時といたします。それでは、休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

関藤議員の一般質問を続行いたします。関藤議員。

○関藤議員 それでは、引き続き質問に入らせていただきます。

それでは、経済対策の2点目、観光行政についてお尋ねいたします。ことしも菜の花まつりにはたくさんの観光客も訪れ、イベントの運営や、また来訪者への対応で観光協会の役員、スタッフ、また市職員におかれましては大変ご苦労されたかと思います。しかしながら、これまでの観光事業はイベント等が主流で、日帰り客が多くて、入り込みの割にはその費用対効果というのは乏しいように思われるわけです。そこで、滝川市における観光行政の課題というのはどういったところにあるのかお尋ねいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今のご質問のとおり、滝川市の観光入り込み数、平成24年度の実績なのですが、75万人のうち宿泊客は1万8,000人程度で、2.8パーセント程度となっております。市内の宿泊客のうち、観光目的の宿泊客が占める割合は27パーセントとなっております。ことしの菜の花まつりにも宿泊客はいらっしゃいましたけれども、市内の宿泊施設の受けとめ方としては、他の目的で宿泊したが、菜の花まつりをやっているのだから寄ってみるという声があったようですが、最初から菜の花まつりを目的で宿泊された方はほとんど把握できていないという状況でございます。菜の花まつりは一つの特徴的な事例ですけれども、滝川の観光施策の課題は日帰り客中心の通過型観光の現状から、宿泊客をふやして着地型観光への転換が必要だと考えてございます。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○経済部長 ちょっと答弁調整させていただきます。

入り込み数75万人のうち宿泊客が1万8,000人と、私先ほど2.8と言ったと思うのですが、2.4パーセントというふうに訂正させていただきます。申しわけございません。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 いろいろご苦労されているのだなということはわかるのですが、今後広域観光について、一部の国際観光、またはサイクリングツアーなどが実施されておりますが、より拡大してたくさんのお客に訪れていただくために、市役所や観光協会のスタッフだけの取り組みでは限界等も出てくるのではないかなと思うのですが、今後より広く市民や関係団体を取り込んで進めていくということについてのお考えについて伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 宿泊客を誘致するために、観光スケジュールの中で幾つかの見どころを設定し、1日では回れないような仕組みづくりですとか、朝でなければ見られないもの、夜でなければ体験できないものなど観光資源を見出し、観光スケジュールのストーリーとしていくことが必要だと考えてございます。そのため、昨年来たきかわ観光塾などによる滝川市内の新たな観光資源の掘り起こしやモデルツアーの作成を行ってきたとともに、サイクリングツアーの誘致など広域的な連携によるツアーの誘致も行ってきました。ポイントは、滝川市内の観光資源だけでなく他市町村の観光資源との組み合わせ、ツアー全体の滞在時間を延ばすことにより1泊、2泊としたいと考えており、その際には宿泊の地の利がある滝川市へという形のものをづくり上げていきたいと考えてございます。観光協会、市商業観光課、関係事業者、観光協会の役員、出店事業者、青年会議所、観光ボランティアつう・フレンドなど多くの皆さんに力強くイベントを牽引していただいておりますけれども、今まで以上に多くの観光客を呼び込み、地域経済の波及効果を求めるためには、より多くの市民、関係団体の皆さんが参加できる仕組みが必要だと考えています。このようなことから、7月から交通関連事業者、飲食店、宿泊施設、観光関連施設、旅行代理店などで構成される観光戦略会議を観光協会で立ち上げることにしていますので、滝川市の観光振興のため、戦略を練り、随時実施していくこととなり、市内宿泊客誘致などにより地域経済の波及効果を拡大していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 観光ということに関しては、北海道の各自治体がいろいろなご苦勞をされながら誘致に力を入れていっているわけですが、今のご答弁の中でこういったことの対応に対して7月から観光戦略会議というのを立ち上げるということなのですが、観光戦略会議のメンバーといいますか、構成を聞くと関係の交通関連業者、飲食店、宿泊、こういった、多分滝川市内の業者ではないかと思うのですが、観光ということに関すると地元の人たちが気がつかない目というのが実はございます。というのは、例えば北海道というのは観光ということでは内地の人たちから見ると非常に魅力的な地域でございます。そういった意味で、戦略会議ですか、そういったところに地元ではないほかのほうからの外の目というのですか、そういった方々をメンバーに取り込むというようなことはお考えなのでしょうか。

○議長 経済部長。

○経済部長 議員さんご質問のとおり、最初は足元を十分固めていかなければならないということがまず第一だと思いますけれども、昨年から観光協会に委託した国際観光業務委託というのがございまして、その中では道内のマスコミの方、旅行代理店の方を巻き込んで報告書づくりや観光ルートづくりを行ってまいりました。そこで、外部目線というところで、観光資源の評価や観光サービス等に対する価値観について大きな示唆をされたところでございます。今後も観光戦略会議を開催するに当たっては、外部目線の巻き込み方について観光協会と調整しながら、そのような視点を入れながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ魅力ある観光行政を進めていただきたいと思います。

### ◎3、市民活動

#### 1、市民税1%事業、市民報告会のあり方について

続きまして、3点目、市民活動についてお尋ねいたします。今年度で終わる事業、内容は変わらず、名称が変わることなのですが、市民税1%事業について市民報告会というのが先般開かれたわけですが、この市民報告会のあり方についてお尋ねいたします。市民活動推進のため市民税1%事業が行われてきましたが、これを活用し、さまざまな事業が平成24年度にも実施されてきました。その市民報告会が6月1日に行われたわけですが、市民に対する報告会というよりも、各実施団体の発表会というような意味合いになっていたような気がするわけですが、貴重な市民の税金を活用しての活動でありますから、市民に周知するための方法をもう少し検討すべきではないかと思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問でございますが、未来へつなぐ市民税1%事業は、事業完了後に報告会を開催し、その補助事業の成果を市民に報告することとなっておりますことから、先ほど

議員さんがおっしゃってありましたとおり、6月1日土曜日にまちづくりセンターみんくるにおいて、昨年度24年度に実施されました16団体の代表者の皆様によりそれぞれの事業の成果を発表いただいたところでございます。報告会に参加いただいた市民は60名でございました。うち、一般参加者は28名ということでございます。また、この報告会はことしで3回目となりましたが、市民への周知につきましては広報たきかわ、町内会班回覧を初め、報道関係、市内各種団体にご案内文書を送らせていただくとともに、市内商業施設や公共施設へのポスター掲示等を行い、周知に努めたところでございます。ご質問にありますとおり、貴重な市民の税金を活用した事業でございます。今後は、事業の成果報告書を滝川市の公式ホームページに掲載するとともに、市役所、図書館、地区コミュニティセンター等公共施設に配架をし、多くの市民の皆様にごらんいただけるように配慮してまいります。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 報告等のあり方について今後もう少し検討されるということで、今回の参加人数、今ご答弁にありました60名、一般参加28名ということは、この事業を実施した32名がほとんど団体の方だったということになるわけですから、もう少し市民にこの団体が市民税を使っているという意味で当然感謝をする意味を含めて報告会をしなければならないと思いますので、工夫をされて進めていただきたいと思います。

#### ◎4、教育行政

- 1、道徳教育について
- 2、英語教育について
- 3、パークゴルフ場について
- 4、総合福祉センターについて

続きまして、大きな4点目、教育行政についてお尋ねいたします。教育行政につきましては、1番目の道徳教育、1番から4番までが関連事項でございますので、通して質問させていただきたいと思えます。

まず、道徳教育について、自民党政権の中で教科化ということが進められようとしておりますが、道徳教育の教科化については教育長はどのようにお考えを持たれているのか、その見解をお尋ねいたします。

また、もしこれが教科化された場合、ほとんどの自治体が利用している心のノートというのを改正して検定教科書とするというような見解も聞いておりますが、滝川市の現状と画一的教科書を利用することについての教育長の見解をお尋ねいたします。

3点目として、教科化されることによって評価という問題が出てまいります。評価の方法としては、一般的な数値化の評価、または記述的な評価というのが検討されているようですが、どのような評価の仕方においても先生が目に見えない非常に難しい心の評価ということを行うことは大変危険なことだと私は考えるわけですが、教育長の見解をお尋ねいたします。

そして、最後に指導者の問題が出てまいります。以前一般質問でも取り上げましたが、教科化するということはまず教科の教員免許というのを有しなければならないというのが原則でございます。ところが、先般下村文部科学大臣のほうから、免許創設ということに関しては否定的な見解が出されております。研修を受けることで指導できるようにするというような見解が出されております。研修で指導できるようにするということになれば、教員の負担がさらに増すということが考えられます。心の教育という非常に難しい指導を学校だけに任せるのではなく、地域の人材から適任者を活用するという私が以前に申し上げた提案について再度見解をお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

道徳教育の教科化につきましては、政府の教育再生実行会議の第1次提言において、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによる教科化をすることが提言されたものです。この提言を踏まえ、道徳教育の具体的な成果や課題を検証しつつ、心のノートの全面改訂や教員の指導力向上など、道徳教育の充実策についての検討を行うとともに、道徳の教科化の具体的なあり方についての検討を行うことになっており、道徳の教科化の論議の緒についたものと考えられます。現在の学習指導要領には、道徳教育を道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものとしております。例えば理科での昆虫の飼育や植物の栽培では、教科の内容の理解とともに生命への畏敬の念や生き物に対する優しい心を育てるなど、道徳的内容も重要な要素となっております。その中で、週に1回程度行われる道徳の時間は、かなめという表現を用いて教育活動全体で行われている道徳教育の整理統合を図る中核的な役割となる性格を持っております。したがって、道徳の時間の教科化については、議員のご指摘のとおり、道徳教育の学校の教育活動全体での位置づけの検討や道徳の評価に関する考え方、指導者の免許や研修の充実など、多くの課題があるものと考えられます。

次に、心のノートにつきましては、主に学校の道徳の時間の目標に合わせ、児童生徒の道徳性を高めるため補強的、補助的に使用されており、滝川市においては各学校の指導課程の中に位置づけられ、道徳的な価値に合わせて適宜使用されております。滝川市では、全小中学校の研究員から成る道徳教育推進事業をこれまで6年間継続させ、外部人材の活用、副読本や独自に開発した資料、心のノートの活用などで授業公開や研究発表を行ってまいりました。さらに、本年度は江部乙小学校を中心校とした管内唯一の北海道道徳教育推進校事業に指定され、過日第1回研究会議を終えたところです。児童生徒の道徳性の育成には、より大きな効果の期待できる、そのようなさまざまな教材を積極的に活用する必要がありますので、現在の心のノートそのもの自体だけでは教科書としての要件は満たしていないものと考えております。また、教科書ができたとしても、指導者の私意により不用意な変更や修正は行われるべきではありませんが、児童生徒の道徳性の育成という観点から考えて、より大きな効果が期待できるという判断を前提とすれば、いじめ事件や社会的な関心事など、その時々々の事象に合わせて行うことも必要であると考えられます。教科書をそのまま教えるということではなく、目標に合わせ、適切に行うことが大切だと考えております。

次に、評価についてですが、道徳教育における評価は、教師が児童生徒の人としての成長を見守り、児童生徒自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気づける働きを持つものです。ですから、評価は客観的な理解の対象とされるものではなく、教師と児童生徒の温かな人間的な触れ合いや共感的な理解から行われることが大切であると考えております。評価についての課題としては、評価観点の設定や評価者による評価の違い、評価結果の通知や低く評価された児童生徒への対応など、検討事項は少なくないものと考えております。現行の学習指導要領では、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとなっております。道徳性の評価につきましては、人格の全体にかかわる大変重要な点でありますので、今後の動向に注視していく必要があるものと考えております。

最後に、指導者の問題ですが、道徳の教科化に伴う指導者の問題については、道徳教育という学校の教育活動全体にかかわるという特質から、専科性ということではなく、基本的に道徳の時間は学級担任が行い、学校全体がサポートする体制となるものと考えられます。したがって、教科化に伴っては全ての教員に関する研修が必要となり、その研修の内容や時間の確保、また道徳の免許創設では教員養成のあり方など多くの課題があるものと考えております。また、議員のご指摘のとおり、心を育てることを目的とした道徳教育は、学校だけで行うものではなく、保護者や地域が一丸となっていくことが大切です。滝川市においては、昨年度も、学校によりますが、キッズキャンプの指導員、それからコンサドーレの元サッカー選手、それからカンボジアで活躍されている田中千草先生などにもご協力をいただいております。これからは時と場に合わせ、広く地域から人材を活用し、指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきました。非常に難しい問題を抱えた指導の一つになるのだろうなと私は思っております。

そこで、1点だけ確認させていただきたいと思います。道徳教育の指導者ということについて、文部科学省のほうでは第1次提言の中で、人間性に深く迫る教育を行うということで提言されております。となると、人間性に深く迫る教育という言葉が用いられているということは、その内容の充実と教師の指導力が重要であるということになるかと思うのです。その中で、今ご答弁にありました地域の人材、またコンサドーレの誰かしらが指導に来たということではありますが、もし文部科学省のほうで指導者は研修を受けた者が指導できるというようなことの枠組みが出てきた場合、そういった方々を単発的に呼んで指導できるという解釈でもよろしいのでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

外部からの指導者が授業を行うということは、直接的にはできません。ですけれども、担任がその場においてTTという形で行うことについては可能だというふうに考えております。ただし、道徳の内容につきましてはかなり、児童生徒の実態や、それからそのときの状況などに合わせて行われなければならないものというふうに思っておりますので、それにつきましては十分な話し合いを

行われた上で行われるというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。今後文部科学省のいろいろな決定事項を注視しながら、ご苦労かと思いますが、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の英語教育についてお尋ねいたします。これも大きく1番目から3番目まで関連しておりますので、続けて質問させていただきます。

小学校の英語指導についても、やはり道德教育と同じように教科化ということが示されようとしておりますが、これについても教科化について教育長の見解をお尋ねいたします。

また、教科化されることで同じように能力目標というのが明確化され、数値評価を受けることとなりますが、そのことによって英語が嫌いだというような子供たちが増すということも懸念されます。国際社会に対応するには、発達段階に応じた内容のカリキュラムをつくる必要があります。現状の小学校5年生、6年生の指導はどのように行われているのかお伺いいたします。

また、3番目に、同じように小学校においては特に指導者についての対応というのが難しい問題となっておりますが、その点についてどのように対応されていくのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

小学校の英語の教科化につきましては、ことし5月、政府の教育再生実行会議で提言され、了承されたものです。その内容は、現在週1回の外国語活動として実施されている授業を正式な教科に格上げし、授業時間の増加、英語専門教員の配置、4年生以上とすることを求めています。今後、中央教育審議会で英語教育を始める学年や学習指導要領改訂の前倒しを検討することとなっております。小学校における外国語活動は、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現になれ親しませながらコミュニケーション能力の素地を養うことを目標として行われております。主に話すこと、聞くことを中心にコミュニケーションの楽しさを味わうことを大切としておりますので、教科化された場合には道德教育と同様に学習指導要領の改訂を初め、評価の考え方、指導者の養成など、多くの課題があるものと考えております。

2点目、次に評価ですが、小学校の外国語活動ではコミュニケーション能力の素地を養うことを目標としておりますが、一方中学校の外国語活動ではコミュニケーション能力の基礎を養うこととされております。小学校の聞くこと、話すことに加え、読むこと、書くことを明示することで小学校における外国語活動で育まれた素地の上にこれら4つの技能をバランスよく育成することが必要とされております。議員ご指摘のとおり、国際化社会に対応するには児童の発達段階に応じて言語や文化についてALT、外国語指導助手の発音を聞いたり繰り返したり、ゲーム的な活動から外国語を身近に感じるなど体験的に理解を深め、外国語が好きになるようなカリキュラムをつくる必要と考えております。教育委員会としても、今年度ICTを活用した楽しい英語として学ぶ教材をフラッシュ教材として配置しておりますが、各学校においてはALTの協力のもと、担任を中心として、特に音声面を中心として子供たちが外国語で行うコミュニケーションの楽しさを味わう

ことができるように取り組んでおります。

3点目、指導者につきましては、論議が始まったばかりですので具体的な情報はありますが、児童のコミュニケーション能力を育成するには教師の力量が大きく影響する可能性があることから、政府の教育再生実行会議の提言の素案は中学校と同様に外国語活動を専科の教師によって行うことが求められております。また、担任が行う場合についても考えられますが、その場合については、滝川市が既に実施していますように全ての時間においてA L Tの協力はもとより担任に対しての十分な研修が必要になるものと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 英語教育については、長い長い歴史の中で日本という国が英語指導について、中学校から学び、高校に入って学び、大学を出ても話せないという、この日本の現状がございます。そういった中で、文部科学省はいろいろな施策を打ってくるのであらうと思いますが、以前からも申し上げていますように滝川は国際交流もあり、国際的にいろいろな事業も行われているわけです。そういった中で、滝川市独自として英語教育に特化した授業展開ができないのか。例えば私が1期目のときに視察させていただいた愛知県のほうでは、小学校1年生から英語指導が入っております。そして、段階的なカリキュラムが既に組まれていて、1年生、2年生はここまで、3年生以降はここまでというカリキュラムが組まれて、やっている学校もございました。そういった意味において、今文部科学省のほうでは4年生以上という、また縛りが出てきているわけですが、滝川市独自としてもうそろそろ国際化に向けて小学校低学年からカリキュラムを組んでみる、またA L Tの活用についても積極的に取り組んでいくということについてもう一度見解をお尋ねしたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

次のご質問の内容とも絡んでおりますが、滝川市においてはA L Tが5名配置になりましたので、5、6年生につきましては外国語活動の全時間にA L Tが配置されております。それから、1年生から4年生につきましても、年9回程度になりますが、各学校で積極的に行われております。また、その内容につきましては、これからもかなり検討を加えて、より効果の高いあり方を求めていきたいなというふうに考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。次の質問に関連するということで、A L T、すなわちJ E Tプログラムということで、その活用実態をお尋ねしますが、あわせてJ E TプログラムのA L Tの配置について、多分全て交付税措置がされて配置されているのかなと、1人当たり490万円ぐらいの措置がされているのではないかと思います。今5名配置されていると、これは人数の制限というのは各自治体、また学校の数、生徒数、児童数等によって、その自治体は何名まで配置していいという縛りはあるのでしょうか。例えば滝川のまちは小学校が幾つで中学校が幾つ、だからA L Tの交付税措置は何名までですよという縛りがあるのか、それとも何名でも要望すれば配置ができるのか、そこら辺についてもJ E Tの活用実態としてお尋ねいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

自治体国際化協会のJET事業を活用して外国語指導助手、ALTの派遣を受け、小中学校の英語教育や国際理解活動等を現在行っております。平成24年8月から小中学校ではALT3名体制を5名体制に増員して、中学校の英語の週時間数の増加に対応し、指導の充実と小学校の国際理解活動への興味関心の向上を図っているところです。ご質問の5名のALTの活用につきましては、中学校では年間の英語総授業数のうち約50パーセントの授業に入ることを目指しております。週4時間の英語の授業のうち、ほぼ2時間、英語教師とALTが連携して進めていくことを目指して現在取り組んでおります。小学校では、5、6年生の外国語活動の年間総時数35時間全てにALTを配置しておりますし、また1年から4年生につきましては国際理解活動を年9回ほど行っております。小学校1年生から4年生における活用を広げるため増員することにつきましては、ALTの効果的な活用について各小中学校の担当者と組織するALT活用運営会議で意見や要望など現場の声を聞いて、英語教育の充実と人員配置について検討してまいります。

制度的なことについては、教育長のほうでお答えいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ALTの交付税措置の関係であります。単位費用の中では1人当たり472万円が見られております。これに関しまして学校数あるいは学級数、児童生徒数に応じた制限というのはございません。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。今教育長のほうからのご答弁で、制限がないということであれば、ぜひ英語教育に関してもう少しネイティブを導入して、できれば小学校の低学年から積極的な語学指導というのを検討していただきたいなということを要望しまして、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、3点目、パークゴルフ場についてお尋ねいたします。市民の健康増進、そして世代間の交流を図るため、石狩川河川敷に8コース、72ホールのパークゴルフ場増設に向けて714万円の実施設計委託料が計上されております。その目的というのは理解するわけでございますが、利用者数とランニングコスト、委員会のほうで提出された資料等も若干見させていただきましたが、そのバランスについてはどのように試算されたのか、また人口が減少していく中で今後の施設運営に当たって、これが負の遺産となつてこないのか、そういった点についてお伺いいたします。

○議 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 利用者とランニングコストにつきましては、まち自慢のパークゴルフ場基本運営計画案として5月の時点で経済建設常任委員会あるいは総務文教常任委員会にもご報告をさせていただいたところでございます。試算に当たって、指定管理による管理運営というものを前提として、振興公社さんから簡単な形ですけれども、見積もりをいただきまして、それをもとに運営費の試算をさせていただいております。まず、利用者数でございますけれども、現在市民ゴルフ場が使われているわけですが、ここの過去4年のオープン日数、開場日をもとに、210日ほどございます。これを参考にさせていただいておりますけれども、ゴルフの場合は多少の雨が降っても

プレーをするということがよくあることでございますけれども、パークゴルフの場合はおよそ3ミリ、体がぬれる程度の雨であればプレーはしないだろうということで、その日数が過去数年間の日数でいえば4月から10月ぐらいまでの間で大体30日ぐらい、3ミリ以上の雨が降る日がございますので、その30日を差し引いて180日というものをオープンの日にとというふうに設定をさせていただいております。1日当たりの利用者数ということでございますけれども、近隣のパークゴルフ場、それからホール数を参考にさせていただきながら、72ホールを予定をしておりますけれども、芝生の養生のため平日は大体54ホール、ほかのホールは順番に休ませていくという考え方でありますので、平日5日間は54ホール、土曜、日曜は全てのホール、72ホールを運営をするということで設定をし、近隣のパークゴルフ場の利用者数を72ホールに置きかえて試算したところ、1年当たりおよそ180人という数字としたところでございます。また、大会の開催による利用者数ということもこの中に、利用者数に含めてございますけれども、大会の規模ごとに参加者数を設定をし、その大会開催数に合わせて大会参加者数というふうにしてございます。例えば全道大会であれば1つの大会で今回の試算の中では300人、あるいは道央の大会であれば250人、空知の大会であれば200人、市内団体の大会であれば100人というようなことを設定をし、大会参加者数というものを試算をいたしました。その結果、利用者数としては、初年度、細かい数字までというふうに出していますけれども、およそ3万4,810人というような数字を利用者人数を想定をしたところでございます。運営費につきましては、フロントの人件費、受付ということになります。それから、営業活動ということになりますが、それと管理人件費、事務所の管理費、コース管理費、大会誘致、広告費という項目でおよそ1,954万円を試算したところでございます。また、収入につきましては、運営費を利用料金で賄うということを前提に試算をさせていただきました。これに物販等の売り上げも見込んで、収入としては2,173万円という形の試算をしております。この試算の収入でございますけれども、利用料金のみで試算をしております。今後健康増進のための取り組みというものについては別途検討するということにしているところでございます。

それから、利用者数につきましては、人口が減少するという反面、年齢ごとの増減を見ますと65歳以上の人口が増加する時代に入っています。そういう面ではパークゴルフを楽しむ世代が増加するということも1つ言えるのではないかなと、そういうことから団塊の世代への働きかけ、あるいはシルバー世代を対象とした初心者教室の開催など利用者の拡大に取り組むとともに、何よりもよい状態のコースというものを維持し、利用者の確保、リピーターの確保に努め、安定的な運営に努めたいというふうに考えております。今申し上げましたように高齢化社会に入っています。そういう意味では、高齢化社会に対応する生活環境の整備の一つという見方もまたさせていただいているところでございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、何点か質問させていただきます。1日の利用者数が180人と、そしてまた稼働日数が約180日で見ていると。そうすると、言われましたように3万2,000から3万4,000人ぐらいを見込んでいるというお話でございますが、先日のご答弁の中で現状8カ所稼働しているゴルフ場があると、その利用者数が24年度で約5万6,000人ぐらいいると、そ

うなると新しいゴルフ場をつくることによって3万4,000人を見込んでいくと他の8カ所のパークゴルフ場、これは閉鎖をしていくというぐあいに捉えてよろしいのでしょうか。

そしてまた、1日の利用者数を180人に見込んでいる理由なのですが、近隣市町村のパークゴルフ場等々も参考にされているようなのですが、この計画の中では10年間、1日当たりの見込み数を180人とするを書いてあるのですけれども、10年間という根拠というのはどこから10年間180人入ることが想定されたのか、見解をお伺いいたします。

また、大会等々を開催するためのコース認定というのが必要かと思うのですが、このコース認定に係る費用や認定の更新等々についてはどのようなになっているのか。

また、5年先の見込み数を考えたとき、非常にこの経営というのが難しくなるのだろうと思うのですが、2コース18ホール、これらの現在の利用の数を考えて、これをふれ愛の里のパークゴルフ場のほうを充実させるためにその経費を使っていったほうがいいのではないかという考えがいろいろなところから聞かれてくるわけですが、そういった点についての考え方についてお尋ねいたします。

○議長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 順不同になるかもしれませんが、現在試算した中で10年間180人、毎年1日当たり180人という形で数値が出されているということでございますけれども、これは最低限維持していくためにはこの人数を最低限維持していかなければならないというふうに思っています。これにいかにしてプラスにしていくかというのが今後取り組んでいかないとしない施策、そういうものになっていくかなというふうに思っていますので、この数字をいかに維持していくかということが大事なことではないかなというふうに考えております。その上で、数字を試算をするに当たって、どれぐらいの人数が利用できればこのパークゴルフ場の維持が進んでいくかということを含めてこの数字を10年間という形で出させていただいております。

それから、現在5万6,000人の方が利用しているということで、このパークゴルフ場ができて3万4,000人ということになっておりますけれども、全ての方が有料のこのパークゴルフ場を使うというようなこともまた想定はしていない部分がございますので、およそ半分の方が有料のこのパークゴルフ場を使うだろうという想定のもとにこの試算もさせていただいております。有料の部分としては、そういう数字というふうに考えております。ただ、昨日もご答弁させていただいた中に、基本的にはこのパークゴルフ場へ集約をしていくという基本的な考え方のもとにさまざまなパークゴルフ場の現状管理体制、そういうものを見ながら調整をさせていただかなくてはならないというふうに思っております。

それから、パークゴルフ場の認定の問題でございますけれども、私今ちょっと詳細な資料を持ち合わせておりませんが、認定にはたしか3万円がかかるというふうに思っております。毎年更新費用というのが1万円だったかなというふうに思いますけれども、更新費用もかかっていくということがございます。

それから、5年先の見込み数ということも、先ほど申し上げましたようにこの数字をとにかく維持をして、いかにして普及拡大をしていくかということが必要なことかなというふうに思っており

ます。

それから、ふれ愛の里のパークゴルフ場と無料の18ホールのお話をいただきましたけれども、ふれ愛の里は別途また、設置された目的というものもふれ愛の里の利用者増ということにもつながるというようなことから出発して整備されたという経過もございますので、その辺は農政部さんともグリーンズさんとも十分協議をしながら今後のあり方ということについては調整をさせていただければというふうに思っております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 わかりました。一つの大きな事業となるわけですから、ぜひ綿密なシミュレーションと経営方針をしっかりと打ち立ててから実行に移っていただきたいなと思います。

続きまして、最後の質問になります。4番目として、総合福祉センターについてでございます。この案件につきましては、先日、きょうと大谷議員、柴田議員等々からも質問がございましたので、利用者数と入居団体ということにおいて質問させていただきます。総合福祉センターの閉館に伴って、現在入居している9団体、資料では9団体となっておりますが、実質7団体なのかなと思いますが、代替の施設へ移転しなければならないこととなりますが、これらの団体の中には滝川市民の安全、安心を守る重要な役割を持っている団体もございます。これらの団体の移転支援について市としてどのようなお考えをお持ちなのかお尋ねいたします。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 総合福祉センターの廃止を判断した時点から、総合福祉センターに入居している団体とは入居施設の移転に関しまして各団体の所管課を中心として協議を重ねながら、大きな混乱が生じないように移転先を検討しているところでございます。各団体が移転先に必要とする機能及び地理的要件などはさまざまでありまして、課題の生じるものもありますが、それらの課題を一つ一つ解決すべく市としてもできる限り支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この施設の中に入っている団体は非常に重要な団体もございます。大きな支援をしていただけることを要望しまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

坂井議員の発言を許します。坂井議員。

○坂井議員 新政会の坂井でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ◎1、市政運営の基本的な考え方

### 1、少子高齢化への対応について

### 2、北海道日本ハムファイターズの滝川市応援大使の活用について

まず、最初の質問でございます。市政運営の基本的な考え方でございます。1番、少子高齢化への対応についてでございますが、今後の滝川市における少子化対策の考え方についてお伺いいたし

ます。

○議長 長 坂井議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 坂井議員の少子化対策に関するご質問ですが、厚生労働省から発表されました平成24年における合計特殊出生率は1.41ということで前年の1.39よりわずかに上昇しましたが、生まれた子の数でございますが、平成24年には103万7,101人ということで前の年より1万3,707人ほど減っております。ということで、過去最低を記録したということでございます。この結果を受けまして、政府の少子化社会対策会議は6月7日に、少子化危機突破のための緊急対策として、これまでの子育て支援、長時間労働の抑制を図る働き方改革に加えまして、多くの若者が望んでおります結婚と子育てを実現するため、結婚、妊娠、出産支援を対策の柱に加えまして、3本の矢として対策を発表したところです。少子化の原因としましては、仕事と子育ての両立が困難であるとか、結婚、出産に対する価値観の変化、子育てへの負担感、また若者の失業率の増加や非正規雇用化といった経済的な問題など多岐にわたっておりまして、国、道、市がそれぞれの役割を持って一体となって施策を推進しなければなりません、短期間に成果を発揮するというのがなかなか難しいというふうになっているのが現状でございます。滝川市では、平成22年度に滝川市こどもプランを策定して、子育て・子育て環境の整備と支援について延長保育、一時保育、病後児保育などの保育サービスの充実、ファミリーサポートセンター事業や地域子育てセンター事業による子育て支援、それと放課後児童クラブや放課後子ども教室による児童の健全育成など、保健福祉部を中心に子供に関する施策を総合的に推進してまいりました。今後もこどもプランに基づき、母親が子供を安心して産み育て、また子を持つ親が安心して働ける環境づくりに向け努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 そうはいいまでも、滝川市における最近の出生数でございますが、平成22年度、329人、23年度、302人、24年度、262人と出生数の減少に全くと言っていいほど歯どめがかかっていない状況、現実があります。そういった中で、今後5年後、10年後を鑑みると、学校の改築、改装なども予定されていると思います。そういったところにも少なからず影響が出てくるのかなというふうに思うわけでございますが、滝川市のそういった現状を踏まえて、こういった少子化傾向が続いている要因と行政の課題について伺いたいします。

○議長 長 保健福祉部次長。

○保健福祉部次長 少子化の要因につきましては、先ほど後段のほうで申し上げたところなのですが、今後少子化対策でこういった有効な手段が考えられるかということでご答弁させていただこうと思うのですが、まず1つは、先ほどの要因ともかかわりますけれども、若年者の失業率が高いということですか、あと非正規雇用の改善ということが大事ではないかというふうに、そういった子育て世帯への経済的な支援策が重要というふうに考えております。2つ目としましては、企業における長時間労働ですとか、育児休業がとりやすい環境づくり、育児休業法については平成22年に一部改正されてはいるのですけれども、いずれにしても企業のほうでの環境づくりという

のが大事だと思っておりますので、そういった働き方の見直しということが2点目として大事だと思っております。3つ目としましては、結婚観とか子育て観、子供を産み育てることの大切さとか喜びとか、価値観の問題になってしまいますが、そういったものを少しでも変えていただくということが3つ目として必要なことだと思っております。4つ目は、保育サービスなどの子育て・子育て環境の整備と支援ということです。この4つ目の子育て・子育て支援については、先ほど申し上げましたとおり市のほうのこどもプランの中で平成22年度から26年度までということで取り組んでまいっておりますし、今後もしっかりとやっていかなければいけない施策だというふうに思っております。ただ、ほかの3つにつきましては、市が単独で取り組むという中身ではないのかなと、というよりも国、道の役割が大きいというふうに考えておりますので、これは腰を据えた取り組みがいずれにしても必要になってくる、これが若干時間がかかる課題にはなりますが、そういった4つで整理をして考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 おっしゃるとおり、確かに子供を滝川市内で育てる、そういった政策というのはある程度やられているのかなと私も感じてはいます。前田市長のこし恒例の漢字1字の育むと、育てるという言葉に代表されますように、確かにそういったことに関しては私もある程度評価しているところなのですが、子供を育てるというよりは子供を産ませる政策、そういったものが滝川市には不足といいますか、もっと思い切った政策というものをとってもらいたいのではないかなというふうに思うのですが、今後の滝川を持続的に発展させるためにも前田市長のお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまの坂井議員のご質問でございますけれども、結婚観の違いとかいろんな価値観の変化というのが非常に大きなところもあるでしょうし、今ほど次長のほうからお答えしましたとおり経済環境、さまざまな問題がございます。その中において、国、道、そして市も一体となって進めなければいけないものもあるわけですし、市としてもやらなければいけないものがあると思います。そのうち市がやるべきものは、少しずつ進めているつもりではございますが、まだまだ不足と言われるならば今後検討してまいりたいと思います。ぜひとも若い方々が結婚というものに憧れを持って、そして子供を産んで育てていくという環境をつくれるような、そのような明るい環境をつくれるような環境づくりを頑張っていきたいと思っている次第でございます。それは男性、女性問わずそのように考えていただけるように、特に皆様方とともに、これは行政だけが進めるのではなくて、社会全般が意識をしなければいけない大きな課題だと思っておりますので、ぜひともご理解、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 まず、発言の訂正をお願いいたします。先ほどの私の質問で子供を産ませる政策というふうに申し上げましたけれども、子供を安心して産める政策に訂正させていただきます。大変申しわけございません。

そうはいつでも、私も独身でございまして、余り人のことは言えないのでございますが、私も木下議員とともにども前向きに頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、北海道日本ハムファイターズの滝川市応援大使の活用についてでございます。北海道日本ハムファイターズの乾真大投手と斎藤佑樹投手が滝川市応援大使になり、6カ月が経過しました。ホームページで応援してもらいたい事業や行事を募集しておりますが、活動が実際にあった件数と活用実績、滝川市として残り6カ月弱で両選手を活用していく計画について伺います。

○議長 経済部長。

○経済部長 これまでの応募件数は9件です。ふるさと納税のPRチラシへの写真掲載、応援大使名刺の作成、紙袋ランターンへのサイン、健康づくりスタートアップ事業でのインタビューのDVD作成、コミュニティFMへの出演、國學院大學北海道短期大学部総合教養講座などを球団に提示しているところでございます。その実現については、同時に選ばれた他市町村とのバランスを考慮し、最終的には球団の判断で決められることになるのですが、サイン色紙やボールの景品などの提供の要望を除き、いずれもできないという回答ではございません。あと、コミュニティFMへの出演や短大の事業は、仮にシーズンオフに滝川に来られるようになったときに具体的に検討することとなっております。その他の提案事業についても全て実現する予定でございます。応援大使の名刺の作成は、道内でもいち早く実施し、市長がキャンプ地を訪問して子供たちのメッセージとともに直接手渡したということが全国ニュースでも取り上げられ、PR効果があったと考えてございます。また、紙袋ランターンへのサイン、健康づくりスタートアップ事業でのDVDは、滝川市の特徴ある取り組みと連動した提案だと考えてございます。そのほか、球団側からの企画で成人式でのビデオレター、市内小中高等学校への卒業、入学祝電メッセージが送られたほか、札幌ドームで行われる試合で球団作成の各市町村のオリジナルCMが放映されてございます。また、ドームの勝利ヒーローショーと通じた物産のPRやファイターズプレスへ市町村紹介の記事なども掲載しているところでございます。さらに、7月13日には50組100名をご招待いただける応援大使ファイターズ応援観戦ツアーも行われ、まだ詳しい連絡は来てございませんけれども、その日は札幌ドームに滝川市PRブースを設置させていただくことになってございます。残り半年を切りましたけれども、まちのPRにつながるような提案を働きかけていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今後の滝川市にとって有効な活用を期待して、次の質問に移ります。

## ◎2、元気な産業と活力あるまちづくり

### 1、再生可能エネルギーの活用・導入について

続きまして、元気な産業と活力あるまちづくりでございます。震災以降、原子力発電にかわるエネルギー政策が国の大きな課題であるとともに、今後の日本及び地域における新たなビジネスチャンスでもあると思います。そういった中で、再生可能エネルギー発電は原発のような廃棄物もなく、また二酸化炭素の排出もない。現状では温暖化とエネルギーの両方を解決できる重要な発電である

と考えます。それを踏まえて、滝川市における再生可能エネルギーの活用・導入について質問させていただきます。最近北海道電力がソフトバンクの受電申請を認めず、メガソーラーの計画の見直しを決めたと新聞の報道でありました。そういった中で、滝川市は中島町にメガソーラー誘致のため地区計画の変更を行いました。実際にそういったメガソーラーを誘致した場合に北海道電力との系統接続は可能かどうかについて伺います。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 北海道電力の発表によりますと、既に接続可能枠を超える申請があり、計画の見直しを迫られている地域もあるようですが、中島町地区におきましては用地の大きさから想定される発電規模は1,200キロワット前後であり、2,000キロワット未満の太陽光発電事業に関しては北海道全体で見ますと、わずかではありますが、接続の余力があると認識をしているところでございます。系統接続に関しましては、各種発表、報道がなされる前より情報収集及び接続に向けた折衝を北電と続けており、先般北海道電力より中島町における太陽光発電の可能性について技術担当者から直接説明を受けましたが、当該地区においては現段階では接続可能との回答を得ているところでございます。ただし、上限枠を超えた接続申請がある2,000キロワット以上の計画も計画規模を縮小すれば事業参入の可能性があり、残りの極めて限られた接続可能枠に事業者が殺到することも予想されます。こうしたことから、事業者がいち早く接続申請を進めるためにも、公募の手続を急ぎたいと考えているところでございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。今後の再生可能エネルギーの誘致や事業化の考え方、あわせて地元の業者を含めた滝川市の経済波及効果について伺います。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 再生可能エネルギーの導入につきましては、現在進めておりますメガソーラーの誘致に加え、市内北部における風力発電の可能性やバイオマスを活用した発電や熱エネルギーの利用、あるいは積雪寒冷地であることを生かした雪氷エネルギーの活用など、幅広く調査研究を進めております。とりわけ、市遊休地における植物工場の誘致なども視野に入れている中で、ハウス内の温度管理のための熱源として冬期間における温泉熱や地中熱の活用なども検討を進めているところでございます。また、このたび内閣府の支援を受け、藻類バイオ燃料、藻のバイオ燃料ですね、の可能性など先進的なテーマにも着眼をしているほか、バイオマスや熱エネルギーについて賦存量の把握や事業化の可能性について調査を進めている状況です。調査事業の中では、再生可能エネルギーをテーマとしたシンポジウムの開催を予定しているほか、市内企業みずからが事業参入できるようなきっかけづくりを進め、地元経済に波及効果のある再生可能エネルギーの導入を促進したいと考えているところでございます。今後も長期的な展望を持って地域産業の振興や地域経済の活性化につながることを意識しながら再生可能エネルギーの導入について引き続き調査研究を進めてまいります。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今の答弁で居林次長のほうから風力というお言葉があったのですが、先月5月でございしますが、新政会と公明党で鈴木副市長にご同行いただいて茨城県の常陸太田市というところに風

力発電の視察に行っていました。少なくとも私がイメージする風力発電というのは海岸沿いに立っているものが主なものであろうというイメージだったのですが、そこは内陸地で、風が当時そんなに吹いていないにもかかわらず、風車がずっと回っていた。音もそんなにうるさくはなかったということで、先ほど風力の可能性を模索中だということがありましたので、そういったことから滝川においても今後風力というものを積極的に誘致すべきというふうに考えますし、先日のメガソーラーの豪雪地帯における誘致も滝川市は先進的に導入をしたという実績もございますので、風力においてもそういった可能性について今後の見解を鈴木副市長、お願いいたします。

○議長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 今風力につきましてのご質問をいただきました。風力発電は、北海道では皆さんオホーツク海のほうが大変なじみがありますけれども、今坂井議員がおっしゃいましたように北海道はまだ海岸沿いのみでございます。実は内陸の山間部というのは北海道ではまだないのですが、本州では随分数がありまして、さきに見学いたしました茨城県の風力発電所もまさに内陸に立地した一つでございます。風力発電の可能性につきましては、市では産業振興課を中心に昨年の秋口から積極的に動いておりまして、その動機は、1つは本州では内陸でも行われている、北海道でもできるのではないかとということと、もう一つは、まさにこのまちが風がみつけた街というテーマがございますけれども、石狩川を上ってくる風があると、これが資源になるのではないかと、このように思った次第であります。ちなみに、内陸で山形県で、最上川を抜けてくる風を利用しまして風力発電所が庄内平野にできております。これも一つの参考になりまして、昨年の秋口から可能性を探っていました。そして現在に至りまして、ここまでに大手の風力発電業者4社が現地の視察に来ております。この現地といいますのは、丸加山から赤平に抜ける尾根筋であります。ここに相当規模の風力発電を立てられるという可能性があるということで大手4社が視察に参りまして、風力発電はまず風を最低1年間、風況調査と言いますけれども、ポールを立てまして調べなければいけません。これはかなりの費用がかかります。ここから有力な業者さんに入ってもらったところが出発点になります。今後短い間に、この年内に風況ポールが立てられるように、視察に来ていただいた業者の中から有力なところ、一番可能性を高く見出してくれているところ1社を選びまして、風況調査に入ってもらおうということで現在折衝中でございます。

風力発電は、メガソーラーと違いましてかなり時間がかかります。風況調査に1年かかりまして、その結果に基づいてさらなる費用を投じて開発する価値があるということになりましてから、環境省のアセスメント、環境アセスメントの対象となっておりますので、そこに2年から3年かかりまして、また保安林の解除とか、そうした幾つかの関連する規制の解除、利用方法の変更ということもやらなければいけませんので、一般には風況調査が始まったところから4年から5年かかるというふうに言われておりまして、現実には8年たって初めて建設に着手したという例も幾つかございます。そのような長い時間のかかる開発ではございますけれども、風という資源を市として何とか生かしたい。また、丸加山から赤平へ抜ける尾根筋でありますので、これが江部乙地区の新しい可能性の一つにもなればというふうに考えて、産業振興課としては今鋭意動いているところでございます。

また、先ほど再生可能エネルギー開発のご質問の出発点でありました北電の受け入れ容量の余地、あるいは接続の問題と言われていますけれども、現在のところ風力発電につきましては、非常に1基1基の規模が大きいものですので、送電線網が追いついていきません。したがって、総枠管理がされておりまして、今枠は残っておりません。ただ、これは北本線の増強というような計画が向こう5年ぐらいの間に起こるということが言われていることもありまして、いずれは北海道内で解決されるものだという前提に立って各有力業者とも先行投資に動いておりますので、この辺は有力業者、これから私たちのパートナーとなってもらえる業者も十分承知の上でこの視察から始まって風況調査というところに入ってまいりますので、私たちもいいパートナーが出てきてくれましたら二人三脚で、長い時間かかるかもしれませんが、この可能性を追求したいと、このように考えております。

ありがとうございます。

(何事か言う声あり)

○鈴木副市長 失礼しました。まだ北海道の地理が頭に入っていないせいか、オホーツクと申しましたが、これは日本海沿岸でございます。失礼しました。まだ地理が完全に頭に入っておりません。済みません。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 ぜひ今後滝川がそういったところの先進的な土地となるように、新政会、また公明党とも全力で応援していきたいと思っておりますので、経過をよろしく願いいたします。

### ◎3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

#### 1、外客の受け入れについて

続きまして、次の質問に移ります。豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりでございます。外客の受け入れについて。1番、広域観光では香港、台湾からのサイクリングツアーの誘致で一つのきっかけとなったと評価するところでございます。今後、そのサイクリングを深く推し進めていくものなのか、それともほかのさまざまな誘致の方法を模索していくものなのか、今後の滝川市における広域観光行政、外客誘致の考え方についてお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 外国人受け入れについてのご質問ですが、第1回定例会でご答弁させていただいたとおり、今年度は3回、香港からサイクリングツアーが予定されてございます。1回目は7月11日で、昨年度設定させていただいた8つのモデルのうちの1つを活用させていただき、夕張、富良野を通過した後滝川で1泊していただき、その後当別、小樽、札幌へと向かう予定でございます。2回目は8月下旬、3回目は9月下旬の予定で、8月下旬のツアーでは空知管内のサイクリングコースのPR、上川管内の市町村を含め他市町村との交流の場も設けられる予定と伺っております。台湾につきましては、今年度から開始になり、2回実施の予定でございます。ニセコと連携し、サイクリングツーリズム空知連絡協議会が設立され、ニセコのサイクリングイベントとあわせて1回目は8月1日から4日まで、滝川、岩見沢、美唄で1泊ずつするツアーが行われます。滝川

では8月1日に宿泊予定となっております。2回目は9月下旬となっております。

今回菜の花まつりでも多くの外国人の観光客がいらっしゃいました。香港からの40人規模のツアーが3回あり、そのときに滝川をコースに入れた理由を伺ったところ、昨年度のサイクリングで来ていただいたツアー客の方がフェイスブックで発信して、情報を旅行会社で見てもコースに組み入れたと。また、たきかわ観光協会がPRしたものですけれども、香港ウォーカーという雑誌で、結婚されるカップルが北海道に来て記念写真を丸加で撮ったと滝川の菜の花が紹介されて、ツアーの客にその雑誌を見て参加したという方もいらっしゃいました。このような昨年度の取り組みが滝川を訪れるきっかけとなっており、外国人観光客にいい印象を与えられるおもてなしということとターゲットを絞ったPRの工夫を行い、滝川に来ていただく機会を拡大したいと考えてございます。また、広域観光では、昨年度広域観光ルート広域連携体制づくりの取り組みが生かされ、菜の花まつりの期間中、滝川、湧別、滝上と花の見どころをめぐる花めぐりツアーが2回実施されてございます。このほか、ことし3月に滝川で行われた北海道運輸局主催のセミナーをきっかけに、実際にツアー企画が立てられて7月と9月に2回ずつ、美唄、砂川、岩見沢めぐり、滝川でランチをしていただける女性向けの広域ツアーの募集も今行っているところでございます。また、今年度、たきかわ観光協会に広域観光推進事業を委託しておりますけれども、菜の花まつりも終わりましたので、今後広域観光モデルルートを活用した国内客、国外客の広域観光ツアーの誘致、広域総合案内窓口の機能の構築に向けた調査に本格的に取り組まれることとなっております。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 広域観光におきまして、例えば今サイクリングというお話がありました。サイクリングでございますが、実際に香港、台湾から来られている方々は自転車を自国から持ってこられて走られているという方が多いというふうに聞いたのですが、サイクリングというところできくと滝川は近隣の市町を含めて多くの魅力的な観光資源があると私は思います。そういったことから、これを広域で連携して自転車の貸し出し、返却を各市町の拠点につくり、それを広域モデルルートに載せて、周遊してもらうといったような考えはどうかと、もし深くサイクリングに突っ込むのであれば、そういったことの可能性、もしくは考え方についてお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 議員さんご指摘のとおり、サイクリングというのは広域に欠かせないものだと、自転車もそうですけれども、考えてございます。そこで、今ご指摘ありましたので、サイクリングツアーは広域的な連携が不可欠ですので、自転車だけでなく、広域的な自転車の貸し出しは、観光戦略会議というのもこれから開かれますので、そういうところで協議もしてみたいと思いますし、他市町村との協議の中で提案もさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今後の成果に期待します。

次の質問でございます。2番、公共施設などの多言語表示やユニバーサルデザイン化についてで

ございます。言語と施設などはどの範囲で考えているのか、また実施予定時期について伺います。また、飲食店やホテルなどでの案内表示やメニューの翻訳について考えている方法について伺います。

○議長 総務部次長。

○総務部次長 第1回定例会での関藤議員さんの代表質問でも回答させていただきましたが、公共施設などの多言語表記やユニバーサルデザイン化につきましては、一般社団法人滝川国際交流協会などと協働して進めているところでございます。平成24年度につきましては、緊急雇用創出事業を活用いたしまして市役所庁舎など公共施設のフロアマップやトイレの使用方法などの多言語化を進めてまいりましたが、平成25年度におきましては宿泊施設や飲食店等の受け入れ環境整備を進めているところでございます。商業観光課が主体となって、国際課並びにたきかわ観光協会と連携をいたしまして、本年2月に外国人観光客の受け入れに関する意見交換会を開催いたしました。その際外国人観光客受け入れに向けて関心の高い事業者と連携をいたしまして、施設やメニューなどの外国語表記を進めていますが、現在は英語と中国語での翻訳を進めているところでございます。また、市内への誘客を目指しまして、たきかわ観光協会が主体となって色彩街道滝川というガイドマップ、ガイドブックを3カ国4言語、4言語と申しますのは英語、韓国語、中国語が2つありまして、今の日本語の漢字に近いような繁体字と中国語のちょっと略したような簡体字、2つのタイプ、合わせまして4言語に翻訳しまして、写真なども外国人向けに構成を変えまして3月下旬に発行したところであります。さらに、各事業所におきましては、翻訳のみならず、さまざまな工夫によりまして外国人観光客が少しでも快適に過ごせる環境整備を進めていただいているところでございまして、今後ともより多くの外国人観光客の皆様にご来滝いただけるよう、官民連携して受け入れ環境の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。先ほど千田部長のご答弁の中で、実際に香港や台湾のサイクリングツアーが来滝されたときに、そのままフェイスブックにアップしてお友達関係に流したというようなお話がございました。まさにフェイスブックに載せるに当たって、公衆無線LAN、俗にいうWi-Fi、これの整備が滝川に関してはほとんど整備されていないと言っているのではないかというふうに私は思います。実際に私も外国へ行くことがあるのですが、ホテルを選ぶ基準としてはWi-Fiがあるところを前提にホテルをとったりということが私の実感としてはあります。外国のお客様が実際に来られたときにもそういった整備があるのとないのとでは滝川に対するイメージが大きく変わってくるものと私は考えますが、滝川市におけるWi-Fiの整備の考え方について伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 無線LANの整備のご質問ですけれども、議員さんご指摘のとおり、昨年度のサイクリングツアーの誘致、国際交流事業研修員の受け入れでも同様なのですけれども、外国人宿泊客のニーズとしてホテルの室内で無線LANを使いたいという声があったことから、先ほど五十嵐次長もお話ししましたが、2月に開催した外国人観光客受け入れに関する意見交換会というもの

で議題の一つとして取り上げられてございます。市内宿泊施設の中で既にロビーでのW i — F i 利用が可能な施設が2社、また今後各フロアへの拡大に取り組む意向があるホテルが1社ありました。また、市内の施設でまちづくりセンターでW i — F i が利用可能なほか、今後全ての市内避難所34施設に設置をする方向で今検討してございます。観光客、特に外国人など、撮影された写真をすぐにパソコンとかスマートフォンでアップロードしたい方に対応していくことにより滝川市の観光資源を世界中にアピールすることができますことから、市としてもW i — F i などの普及は必要だと考えてございます。観光協会とともに通信事業者、市内宿泊施設、飲食店、公共的な施設への働きかけをしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 そういったお考えの中で民間への投資、民間がみずから行ってする投資に対して滝川市としての補助や助成などについてお考えを伺います。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 民間投資したときの補助の考え方ということですが、実は私は余り詳しくはございません。ただ、ホテルの方にお聞きすると、そんなに大きな投資ではないということで、2つのホテルの方からお聞きした中では、各部屋に置く分にはお金はかかるけれども、そんなに大きな投資ではないということでお聞きしてございます。それで、現在のところ民間投資に対する補助の考えはございません。

○議長 長 坂井議員。

#### ◎4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

##### 1、中心市街地活性化基本計画について

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてでございます。中心市街地活性化基本計画について、中心市街地活性化基本計画ですが、平成24年度で認定期間を終えた現状を踏まえ、今後の商業機能のあり方について具体的にどのようにまちづくりを行っていくかについてお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 中心市街地活性化基本計画が終了して、今後どうするかということですが、ことしの3月で5年1カ月の認定期間を終了した中心市街地活性化基本計画につきましては、現在事業評価作業を進めてございます。計画では24事業を実施している中で、中心市街地への機能集積、街なか居住の推進、市民活動の活性化、にぎわいの創出を目指したものであり、計画の目標指標としては街なか居住人口の増加、コミュニティ施設等の利用者数の増加、歩行者、自転車通行量の増加、空き店舗数の減少を掲げ事業を実施したところでございます。最終的には、おおむね計画どおり事業の推進を図ることができましたけれども、目標指数に若干届かなかった指標もございます。総合的には、見た目効果はまだ道半ばといった状況にあると考えてございます。このような状況を踏まえて、ご質問にあった今後の商業機能のあり方については、計画の事後評価をする過程の中で

市民の皆さんや関係団体の皆さんからご意見を伺うことで滝川市として新たな計画の策定を目指したいと考えており、コンパクトなまちづくりを進める上で中心部における既存商店街の機能の維持というものは重要な課題であることは変わりございません。しかし、インターネットの普及や公共交通の発達に伴い、市内需要が市外に流出していることも買い物環境が大きく変化したことも事実である中で、市民、住民が日々の買い回り品を含め容易に調達できる買い物環境を維持することはまちの機能として大切なことであり、そういう意味ではバイパス沿いのいわゆる郊外大型店の役割とか既存商店街の役割など機能分担が図られる中で、ある意味郊外店と市内店舗の共存共栄といったことがこれから重要なことだと考えてございます。いずれにしても、買い物弱者にならない環境づくりやこれからまち全体として商業機能をどうしていくかということについては、街なかにおけるほかの機能、例えば公共公益的機能ですとか銀行などのサービス機能、オフィスなどの業務機能、そして住機能などを含めて市民、住民が何を求められるかという点について、消費者を初め商業者の方の声をお聞きする中で市独自の計画の策定を目指したいと考えておりますので、坂井議員さんにおかれましても今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 ただいまの答弁で中心市街地と郊外店の共存共栄という言葉がございました。ただ、同じ答弁にもありましたように、まだまだ中心市街地は道半ばというところだと私も思います。そういった中で、昨年11月ですか、商工会議所から3—3地区の再開発についての要望も出されました。そういった再開発も含めて行政としてもまだまだバックアップを含めお手伝いをしていかなければならないところが多々あるかと思えますし、またそうしていただきたいとも思います。私も今後中心市街地の活性化に向けて一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ前田市長にもともに中心市街地活性化に向けてご努力をいただきたいというふうに思います。その辺の決意を市長、もう一度といいますか、ぜひお願いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 今決意のほどということでございますが、私としても就任当初から中心市街地の問題は大きな問題と捉まえておりまして、事あるたびにそのことについていろいろ皆様と意見交換をしているわけでございまして、これからもそれを念頭に中心市街地の活性化というのにしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひとも一緒によろしく願います。

以上です。

○議長 長 坂井議員。

## ◎5、市民が活躍するまちづくり

### 1、まち自慢のパークゴルフ場の運営について

○坂井議員 続きまして、市民が活躍するまちづくりでございます。まず、質問に入る前に、3月の第1予算審査特別委員会の新政会の討論でございます。パークゴルフの部分に関しての討論でございますが、まち自慢のパークゴルフ場について、市民サービスか受益者負担か方向性を示した上

で来場者予測、入場料の設定を慎重に検討していただきたい。その上で、ふれ愛の里との相乗効果で外客誘致に取り組むべく設計を図られたい。また、無料18コースの場所、必要性の再考を願いたい。こういったパークゴルフ場に対する討論を新政会でさせていただきます。それを踏まえて質問させていただきます。まち自慢のパークゴルフ場の運営についてでございます。最初の来場者予測数についての積算根拠ですが、これは先ほど関藤議員の質問にもありましたので、この次のところから質問させていただきます。どの団体にも属していないパークゴルフの潜在人口の把握について伺います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 市内の潜在のパークゴルフ人口を把握しているかということでのご質問でございますけれども、詳細な調査に基づく潜在人口というものは把握してございません。平成23年度に日本パークゴルフ協会が各地区のパークゴルフ協会等を通じて調査をした推計がございます。その23年度の時点では、国内では124万人のパークゴルフ人口があると、それから道内では72万人というふうに推計をされております。これをもとに滝川市の潜在パークゴルフ人口、人口比ということになりますけれども、人口比で推計をしますと少なくとも4,000人程度のパークゴルフの潜在的な人口はいるのではないかというふうに推計をしております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 その積算根拠について関連した今の私の質問だったわけですが、滝川西公園のパークゴルフ場の平成24年度の来場者数がパークゴルフ協会の方からの聞き取りによりますと約1万数百人ということをお聞かせております。これは、前年度の約1万5,000人と比べて大きく減少し、また減少傾向にあるというお話も聞いております。その減少傾向を当てはめると、お金を払っての現在設計しているパークゴルフ場への3万4,810人の来場者予測、これに関しては過大とは思わないのでしょうか、その辺について伺いたいします。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 先ほど関藤議員の質問にもご回答させていただいておりますけれども、近隣のパークゴルフ場あるいはそれらのコースのホール数、それらに基づいて推計をさせていただいたということがございます。ちなみに、近隣でいいますと芦別の市民パークゴルフ場、24年度でございますけれども、1日当たり110人でございます。利用者は年間で1万7,000人ということでございます。岩見沢のローズパーク、ここは54ホールでございますけれども、パークゴルフ協会の会員277人ぐらいでしょうか、あそこは2つの協会がございますけれども、24年度で1日当たり234人、54ホールで234人でございます。三笠のパークゴルフ場、サン・パークがございます。ここは36ホールでございます。ここで1日当たり135人ということでございます。また、新十津川、雨竜、それぞれ1日当たり新十津川は85人、雨竜町は63人ということで数字をお聞きしてございます。それぞれのまちの人口と比較をしてということになりますけれども、1日当たり180人というのが多い数字とは思っておりません。そういう形での推計をさせていただいております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 近隣のパークゴルフ場とデータとして比較されているパターンが多いというふうに見受けました。そこで、受益者負担の原則で運営経費は赤字にならないというようなことがまち自慢のパークゴルフ場基本運営計画案では出ておりますけれども、それでは近隣のパークゴルフ場は受益者で運営が賄われているのでしょうか、その辺について伺いいたします。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 私が調査をさせていただいた中では、例えば新十津川町さん、雨竜町さんにつきましては指定管理という中で経費の一部を見ているというふうにお聞きをしております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、2番、協会ほか任意団体との連携について伺います。また、体育協会を通して入っているパークゴルフ協会ほか任意団体への管理代行負担金についても伺います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 市内には、滝川パークゴルフ協会のほかに江部乙にはコスモスパークゴルフ協会があります。その施設ごとに愛好者組織、あるいは地域ごとに、団体ごとに愛好者団体があるかというふうに思っております。公式大会を開催するには日本パークゴルフ協会が公認している団体の推薦が必要ということでございますけれども、基本的には1自治体1協会が認定をされておまして、滝川市では滝川パークゴルフ協会が公認を受けている協会でございます。パークゴルフ協会との連携ということでございますけれども、現在はパークゴルフ場の管理、初心者指導で活動されているところでございますけれども、今後においては、公認の指導員もいらっしゃるということでございますので、初心者への指導を初め、大会誘致、近隣パークゴルフ協会を通じた地域間交流、大会開催時の支援などさまざまな連携が考えられることから、そうした活動への支援、連携というものを期待をしているところでございます。

既存パークゴルフ場の管理代行負担金についてのご質問でございますけれども、市内のパークゴルフ場のうち西公園パークゴルフ場、空知川河川敷パークゴルフ場につきましては体育協会を指定管理者としており、西公園パークゴルフ場は体育協会に加盟しております滝川パークゴルフ協会が管理をしております。空知川河川敷については、体育協会が直接管理をしているというところでございます。また、江部乙のコスモスパークゴルフ場につきましては、体育協会へ管理委託をし、体育協会の加盟団体でありますコスモスパークゴルフ協会が管理をしております。ふれ愛の里パークゴルフ場につきましては、農政課より滝川グリーンズにふれ愛の里全体の指定管理を行う中で管理をいただいているところでございます。それぞれの指定管理料、管理委託料につきましては、業務全体あるいは施設全体の指定管理、委託管理の中に含まれておりますので、業務の案分が必要な施設もでございます。4つのパークゴルフ場全体では約230万円ほどの額というふうに承知をしております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 今230万円というお話がございました。予算委員会では、あくまでもパークゴルフ場の運営に関しては受益者負担で賄っていくというようなお考えがあるということだったと思いますが、この約230万円はそうなると今後パークゴルフ場が集約されていった場合には市の財政と

して浮いてくるというような考えでよろしいのでしょうか。また、別な方向にそれを流用といいいますか、新たな滝川市の別な部分にお金を使えるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 現在試算をさせていただいております中には、先ほどの説明の中でも触れさせていただいておりますけれども、健康増進という形での支援策というものはまだ入れ込んでいないということがございます。受益者負担というものとは別に、健康増進施策という物の考え方については十分協議をし、検討してまいりたいというふうに思っております。それから、今ご質問のありました幾つかのパークゴルフ場を集約したときに、その管理費はどうなるのかというお話でございますけれども、そのことを基本に何か新しいところに移すというような考え方では整理はしておりません。今申し上げましたように全く別途、健康管理という物の考え方の施策の中で新しいパークゴルフ場の運営費については十分検討してまいりたいというふうに思っております。健康増進施策として打ち出したいという形でございます。

以上でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 済みません。私もよくわからないのですが、新しい健康増進施策と今おっしゃいましたけれども、それはパークゴルフでの新しい健康増進施策なものなのか、全くそれとは別の健康増進施策を今後検討してまいりたいということだったのかについてお伺いいたします。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 新しいパークゴルフ場における運営費の中での検討内容でございます。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 パークゴルフ場を今回造成するに当たり、健康増進策の一環としてこういったパークゴルフ場を整備したいのだというお話は聞いているのですが、片や実際にそういった恩恵を受けない一般のそれをやらない市民の方々、そこの議論といいますか、健康増進策というのが、おざなりというわけではないでしょうが、余り話に上がってきておりません。私は、こういった230万円が今後浮いてくるというようなことを答弁受けましたので、これでパークゴルフをやらない一般市民の方に広く健康増進を図っていくための新たな施策というものを検討してもいいのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか、伺います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 パークゴルフ場の運営費の試算に当たって、先ほども申し上げましたように管理経費の中に既存のパークゴルフ場の管理費を充てるということで試算はしておりません。これは先ほど申し上げた内容でございます。新たにパークゴルフ場ができますけれども、その運営に当たっては別途健康増進策としてパークゴルフ場の運営として打ち出したいということでございます。既存のパークゴルフ場の経費がどうなるかということについては、これは市全体の健康増進策の中で十分検討されるものかなというふうには思っております。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問でございます。他の市町村のパークゴルフ場との連携の考え方に

ついて伺います。また、ふれ愛の里との連携についても伺います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 近隣市町村のパークゴルフ場については、滝川市よりも随分早くパークゴルフ場が整備されてきております。パークゴルフの普及と地域住民の健康増進、あるいは大会の開催を通じた交流というものが行われてきたというふうに考えております。こうした近隣を初めとして、道内外にたくさんのパークゴルフ場ができております。名護市にも18ホールのパークゴルフ場がございますけれども、そうしたパークゴルフ場とも連携しながら、相互のパークゴルフ振興、地域間交流を図る必要があらうかなというふうに考えております。例えば連携した近隣のパークゴルフ場であれば、大会の開催、あるいは共通利用券、共通割引券の発行、パークゴルフ教室の指導者相互派遣、大きな大会の共同開催というようなこともあらうかと思えます。さまざまな連携のあり方というものを提案してまいりたいというふうに思っております。

それから、ふれ愛の里との連携につきましては、例えばパークゴルフ大会における表彰ですとか交流会場としての利用、入浴券等々のセット料金の設定、日帰り利用者のコテージへの宿泊、昼食時のお弁当の販売等、パークゴルフ場として提案できるものもあらうかなというふうに思いますけれども、ふれ愛の里を含めて市内事業者の皆さんにもパークゴルフ場利用者の市内への誘導を図っていただきたいと思えますし、お互いの付加価値を高めると、そんな取り組みに期待をしたいというふうに思っております。連携にはいろんな形があらうかと思えますけれども、パークゴルフ場の利用拡大、ふれ愛の里等のパークゴルフ場利用者の誘導を図る上でも、ご提案があればぜひとも議員からもお寄せいただければ幸いかなというふうに思っております。

以上、よろしくお願いします。

○議長 長 坂井議員。

○坂井議員 それでは、次の質問に移ります。私も私なりにいろいろパークゴルフについて調べさせていただきました。そういった中で、当初のパークゴルフの発端となった経緯と伺いますか、健康志向者ということで、散歩の延長でもともとパークゴルフは始まったのだというような歴史があるというふうに調べたわけですが、そうした中で今回の設計ではそういった健康志向者にも、競技志向者、いわゆるテクニカルなちょっと難し目の速いグリーンのパークゴルフ場、こういった方にも満足を提供するコースのイメージというのが私はちょっと湧かないのですが、こういったコースを想定してそういった文章になったのか。例えば健康志向者がパークゴルフをされる場合に、散歩の延長なわけですから、テクニカルなコースは必要ない、必要ないというか、望んではないわけですね。そういった方々を設計予定のパークゴルフ場に誘導した場合に、難しいコースも行きながら簡単なコースも行ってもらおうというようなイメージでいいものなのかどうか、その辺について伺います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 パークゴルフ場の基本的な考え方の中にもお示しをさせていただいておりますけれども、河川敷の既存の芝を生かしつつ、広さですとか景観などを活用しながら、楽しく、無理なく気持ちよくプレーしていただける、そういう形での健康志向者向けのコースというものはつく

っていけるだろうというふうに思いますし、競技志向の方には、市民ゴルフ場の形状が残っておりますので、例えばロングコースですとかツツジコース時代のグリーンを活用させていただいて、2段、3段グリーンですとか、一部をゴルフ場のグリーンと同様のベントグリーンというような形で高速グリーンにするというようなこともあろうかと思えます。そうした形で難コース、名物コースというものをつくることは可能だろうというふうに思っておりますし、大会の際にカップの位置を難しい位置に変えていくというようなことも可能かなというふうに思っておりますので、平常時、大会時、それぞれグリーンを生かしながら、カップの位置を生かしながら、健康志向者にも楽しく使ってもらえるコース、あるいは難コース、名物コースをつくっていくことは可能というふうに考えております。今申し上げましたように、旧ツツジコースが全体で9ホールございましたので、ホール数も緑の形状も9つですけれども、今回72ホールのパークゴルフ場をつくる際にはそのうちの幾つかしか緑の形状は使いませんので、イメージ的には幾つかのコースの中にそういう緑を加えながら、1つのコースの中に難しく設定できるコースが二つ三つあるというようなイメージ、通常の中にそういう難しいコースが散りばめられているというイメージかなというふうに思っております。いずれにしても、来週になりますけれども、設計業者が決まっております。その業者の皆さんともまた協議を進める中で、72ホールを十分に活用して、飽きさせない管理の行き届いた可能な限り安価でプレーできるようなコースというものを整備をしたいというふうに思っております。その中で健康志向者あるいは競技志向者、誰にでも楽しんでいただけるようなパークゴルフ場の設計を進めるよう対応してまいりたいというふうに思っております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 実際に私今回こういった質問を出させていただくに当たって、西公園でパークゴルフをされている方々にアンケートを行ってまいりました。調査を行ってまいりました。実際に聞き取った方々は、新しいパークゴルフ場ができたら行くよという方々が大半でした、やっていたらいい方は。ただ、毎日行くかと、毎回今と同じ頻度で新しい造成予定のパークゴルフ場に行くかという質問に関しては、いや、行かないというような意見が多かったのは事実です。そういった中で、やはり西公園のパークゴルフ場がなくなるのではないかなというような声もありまして、そういった健康志向者を切り捨てるのではないかなというような声を聞いたのも事実です。そういった方々が言っていたのは、お金を払って新しいパークゴルフ場に行くか行かないかということでは、最初に私が申し上げたとおり、何回かは行くかもしれないけれども、今と同じ頻度では行かない。では、今まで私たち、その方々が行っているパークゴルフ場はどうするのだといったように逆に僕が質問されて、答弁に困ったというようなこともございまして、その辺についての健康志向者、今ので十分ですよというような方々の声というのはどういったふうに今後考えていくのかについてお伺いいたします。

○議 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 市内には國學院も含めて8カ所、市で何らかの形で管理しているパークゴルフ場というのは7カ所ございます。このパークゴルフ場の計画を進める際にも全体を見渡してみますと、大きな大会が開催できない、あるいは管理上の問題があるというようなことで、どちらかというと中途半端なパークゴルフ場になっているということは事実かなというふうに思います。そうし

たパークゴルフ場を集約し、誰もが楽しんでもいただける、あるいは質の高い、その先には市外からの利用者ということも見込めるということもございます。そういう形で集約をし、やはり質の高いパークゴルフ場を提供していければということがございます。また、さまざまな状況の中で管理体制というものも今問われているところでございます。管理体制も含めて、それぞれの団体の皆様ともご相談をする中で、最終的には既存のパークゴルフ場のあり方ということは協議をさせていただくことになろうかなというふうに思っております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 今のご答弁で既存のパークゴルフ場は中途半端と、もっと質の高いゴルフ場が必要だというニーズが高いというご答弁だったと思うのですが、繰り返しになりますが、私が聞いた少なくとも数十人の市民の方々は今の施設で十分だと、決して質の高いコースを望んでいない、そういった声があるということをもう一度申し伝えさせていただいて、もう一度答弁をお願いいたします。

○議 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 きノウ三上議員の質問の中にもございましたけれども、さまざまな団体からの意見はいただいております。また、今後もいろんな団体との協議も懇談もさせていただきます。また、新しい案ができる際にはご意見をいただくというようなことも含めて考えております。議員おっしゃられるような意見もあるということも踏まえて今後の計画、設計に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議 長 坂井議員。

○坂井議員 冒頭といいますか、パークゴルフ場に関する質問の最初でもパークゴルフの潜在人口の把握という言葉を使わせていただきましたが、団体、その他の聞き取りというのは確かに行ってのだろうとは思いますが。ただ、今後設計段階から実際に建築段階といいますか、つくる段階に入る前にいま一度、私たち議員も含め、市民の方々にもっともっと意見を広く、深く聞いていただきたい。その上で、パークゴルフ場全体の計画がこれでいいのかどうかということも含めて検討していただきたい、そのように思いますが、質問です。お願いいたします。

○議 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 先ほども申し上げましたように、来週設計業者が決まってまいります。現在プロポーザルという形で業者選定を進めておりますけれども、その提案内容ということになりますけれども、早い時期に議会の皆様あるいは市民の皆様にその内容をお伝えし、設計の中に反映していけるように、あるいは運営の中に反映していけるようにご意見は伺いたいというふうに思っております。

○議 長 以上をもちまして坂井議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩をいたします。再開は15時25分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時25分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、先ほどの関藤議員のパークゴルフ場についての質問の中で答弁の訂正の申し出がございましたので、これを許したいと思います。庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 先ほどの関藤議員の認定料の費用の質問がございました。正式な日本パークゴルフ協会の規約の中から整理いたしましたので、申し上げます。

認定料につきましては、新規で認定料は1件につき2万5,000円、審査料が5,000円でございます。ただ、審査料5,000円は18ホールが基準となっておりますので、18ホールを超える分、54ホールになりますけれども、9ホール単位で2,500円が必要になってまいりますので、滝川市が今用意をしております72ホールで換算しますと認定料2万5,000円、審査料5,000円、超過分、54ホール分1万5,000円ということで、新規では4万5,000円ほどの認定料が必要になってまいります。また、同様に、更新の場合は認定料が1万円、審査料が5,000円、6コース分、54ホール分が超過分として1万5,000円かかりますので、3万円が毎年更新費用としてかかるということでございます。

以上でございます。

○議長 長 それでは、木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 それでは、市民クラブの木下八重子です。通告に基づいて質問させていただきます。私は江部乙出身で江部乙育ちで、もう120年ぐらい江部乙に住んでいますので、江部乙を基本にして……

(何事か言う声あり)

○木下議員 いやいや、違います。家がです。

それで、江部乙を基本にして質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、江部乙支所機能の充実について

それでは、1番目に市長の基本姿勢。江部乙支所機能の充実について、滝川市と江部乙町が合併してから42年が経過いたしました。合併後の江部乙支所の体制は、部長職の支所長と職員15名でスタートしました。江部乙地区の住民の行政サービスも充実していて、本庁まで行かなくても支所でサービスが受けられましたが、平成13年からは支所長も課長職になり、平成19年からは支所長と主査2名体制で現在に至っております。江部乙地区の振興と活性化を推進するため、江部乙支所機能の充実が必要と考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

ご質問にあるとおり、昭和46年の合併当時、江部乙支所の職員体制は15人でしたが、現在は正職員2人、嘱託職員、臨時職員各1人の4人体制で事務を行っております。業務内容については、

市税を初め各種料金等の収納事務、住民票や戸籍の発行事務など窓口業務に特化する中で、合併当初から地域住民の利便性が低下しないよう配慮しながら現在に至っております。江部乙地区の人口減に伴い、支所窓口での事務取扱件数が減少してきたことに加え、事務のＯＡ化、さらには農村環境改善センターの指定管理者制度導入など、その時々の中で職員削減を行いながらも支所機能を維持するために必要な体制をとってきたところでございます。今後においても来所される皆様にご不便をおかけしないよう、議員のご意見も踏まえながら支所の体制については検討してまいりたいと存じます。

○議 長 木下議員。

○木下議員 ５月の中ごろだと思うのですが、道新の紙面で総合支所、合併後の支所だと思うのですが、その関係で交付税が交付されるという記事が載っておりました。そういうことも考えながら、支所長と主査２名というのは、年間の中には体ぐあい悪くして２人とも休む場合もあると思うのです。それで、ぜひとも１名ほどは増員の方向で検討していただきたいと思います。

次に移ります。２番目、当市の基幹産業である農業の振興をより推進するため、車の両輪である農政部と農業委員会を江部乙支所に移転し、支所の機能充実を図る考えはないのか伺いたいします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 答弁させていただきます。

滝川市の基幹産業である農業の振興をより一層推進するために、農政部の一部機能について農業の盛んな江部乙地区に移転することも一つの手法ではないかとの思いを持っております。市役所の機能を分解移転する場合には、市民のメリット、デメリット、組織としてのメリット、デメリットを勘案しながら判断しなければなりません。これまでの議会でも何度か答弁させていただいておりますが、農政部の移転を想定する場合、特に農業者を初め農業関係機関のご意見を伺いながら判断しなければならないと考えておりますので、現時点では移転時期等を具体的にお示しできる段階には至っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。なお、農業委員会に関しましては、独立した行政委員会ですので、組織の考え方が尊重されるべきと考えておりますが、個別の議論ではなく、農政部の移転と一体的に議論されることが農業振興を考える上で必要ではないかと考えております。

○議 長 木下議員。

○木下議員 このことについて市長の思いを一言聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 今総務部長から答えさせていただいたとおりでございまして、個別の議論ではなくて、農業委員会さんは行政委員会でございますので、それらを含めて考えなければいけません。また、確かに江部乙の振興という観点もございまして、農業振興というのは、でも江部乙だけではございませんので、それらを含めて考えなければいけないと思っていますので、少しお時間をいただきながら検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議 長 木下議員。

◎ 2、江部乙地域振興

- 1、丸加高原健康の郷の位置付けについて
- 2、国際田園都市実現に向けて
- 3、人口増加のための環境整備について
- 4、公営住宅の建て替えについて

○木下議員 それでは、次のところに移ります。2番目、江部乙地域振興。丸加高原健康の郷の位置付けについて、1番、丸加高原伝習館とグリーンヒル丸加、羊の館については、7月から民間活用事業者を公募することになっていると聞いています。公募ではどのような事業者の活用の可能性があるのかを伺います。また、当市は健康都市宣言を行っています。丸加高原にはそらぷちキッズキャンプも設置されています。丸加高原の景観のよさや自然環境を生かした福祉や医療関係での活用の切り口として、例えば末期がん患者の終末医療施設、ホスピスなどの活用は考えられないのかお伺いいたします。

○議長 長 経済部長。

○経済部長 今回の公募により民間事業者による活用を図りたいという根本は、市としては現在の施設を使って従来のような事業の継続は難しいというふうに考えてございます。民間事業者の選択に当たっては、きのうもちょっとお話しさせていただきましたけれども、事業の継続性、持続性を重視するということがまず第一です。それと、今議員さんがおっしゃっていた丸加高原の自然環境に合致したというのがまず第一だと考えてございます。それと、できれば地域振興につながる生産性のある事業、または利用方法が望ましいと考えていますし、施設を適正に維持管理していただくとともに、その施設を有効に活用してもらう方を幅広く公募したいと考えてございます。今年度緊急雇用創出事業で丸加高原の自然環境や地域の畜産物資源を活用した健康、福祉、医療についてのメニュー開発を行う業務を委託していることから、ご提案のありました丸加高原の健康の郷を医療や福祉に活用することも不可能ではないと考えてございます。ただ、事業を行うのが民間事業者さんということなので、地理的な関係もございまして、医療施設等の場合必要なスタッフが確保されるかという問題もございましてけれども、議員さんにも、もしそういう意向の方、いろんな意向の方がいらっしゃいましたら、経済部のほうに情報をいただいたら私ども積極的に公募の内容についてご説明に伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 このことにつきましても鈴木副市長の意見をちょっと拝借したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 ただいま木下議員からご示唆がありました。ホスピスという具体例もございましたけれども、公募による再利用について基本的な考え方としまして、丸加高原の自然環境にマッチする限り、どのような可能性も排除することなく検討して誘致に努めていきたいというふうに考えております。この機会に、この公募に至るまでのことについてちょっと触れさせていただけたらと思

います。1つは、丸加高原の再利用の話になりますと常に自然環境の素晴らしさというのが出てきておりまして、これは全く同感でございまして、公募に至る経緯の中でも私たちは丸加高原の自然環境の価値が減じたなどということは一切思っておりません。私たちの視点というのは、地域開発型のリゾート事業というビジネスモデルが1サイクル終わったと、したがって従来の事業の形の継続では再開発、再利用ができないというのが我々の視点でございまして。わかりやすい比較事例になるかどうかわかりませんが、いろんなところでスキー場が閉まっているのは皆さんご存じだと思いますけれども、これは80年代の後半から90年代の初めにかけて盛んに投資されたのがスキー場、地域の開発とあわせたスキー場というビジネスモデルですけれども、これは現在、一時期北海道で142カ所あったのが今100カ所を切っているという状況で、皆老朽化に困っていると言われております。全国のスキー人口は、何と1,860万人から600万人に現在まで減少しております。スキー場と一緒にいうふうな類似の例として捉えていただけたらよろしいかと思うのですけれども、丸加高原に見るような地域開発型のリゾート事業というのも、これが失敗だったというよりは、一つのビジネスのサイクルとしてのワンサイクルが終わったというふうに私は考えております。

伝習館ほかの施設の公募に当たりまして、現実には公募を開始する前から経済部は幾つかの可能性で業者とも当たって話し合ってきた経緯もございまして。いずれも具体的なビジネス、商談というところまではいかなかったのですけれども、例えば1つはハム、ソーセージの製造工場として伝習館が使えないか、それからもう一つは、羊の館をウサギの飼育に使えないか、こういうことで業者さんと話し合いをした経緯がございまして。また、乳牛を移したいという話がございまして、その乳牛の受け入れ先として羊の館、またあの周辺の施設を使えないかというのも事業者と話した経緯がございまして。いずれもそれぞれの理由がございまして、残念ながら具体的なものと突っ込んだ話し合いまでいかなかったという経緯がございまして。このように幾つか当たってきておりましたので、またこの公募をきっかけに具体的な誘致にもっと積極的に動きたいというふうに考えております。

それから、もう一点、先ほど坂井議員からの質問がございました中で触れましたけれども、風力発電の開発というの、今ご質問いただいた伝習館を初めとした施設の再利用というところに、また丸加高原の牧野の景観をどのように利用するかということに直接は結びつかないとは思いますが、江部乙地区、また丸加高原の施設の再利用にも江部乙地区の活性化とともにつながっている案件だと捉えております。ちなみに、茨城県の内陸に立地しました風力発電所、我々が見学したところはほとんど丸加高原と類似した経緯を持った場所でもございました。あれも農業開発資金によって牧野を開発しまして、そこにレストランをつくって、宿泊施設をつくって、農産物の加工場をつくったというのが、それが老朽化しまして、その中で再利用として何をするかということで風力発電の導入を考えたという場所でもございまして。例えばレストランが風力発電業者の事務所として使われているというような場所でもございました。そういうふうなことから、最初のご質問のお答えに戻るのですけれども、どのような可能性も排除することなく検討して誘致に努めていきたいと、このように考えております。

○議長 木下議員。

○木下議員 7月から公募するに当たり、いい関係の方が来られることを期待しまして、次の質問に移ります。

2番目、国際田園都市実現に向けて、1、江部乙地区には基幹産業とも言える農業や丸加高原、菜の花畑、桜並木など豊かな自然と農村景観があり、岩橋英遠氏や一木万寿三氏を輩出しているほか、著名な文化人もいます。市長が目指す世界に誇れる国際田園都市を実現できるステージは江部乙地区においてほかにないと言えるのではないのでしょうか、市長の考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ご質問のとおり、江部乙地区には基幹産業でございます農業、豊かな自然や農村景観、丸加高原、菜の花、そらふちキッズキャンプ、岩橋英遠先生や一木先生など、世界に誇れる数多くの地域資源、人物、取り組みがあります。日本国内のみならず、世界に向けて発信できる資源を多数持ち合わせたポテンシャルは非常に高い地域だと、そのように認識しております。これまで培ってきました地域資源や特性をまちの魅力として磨き育て、市民、団体、企業、行政が一体となって、誰もが行ってみたい、住んでみたいと思うまちにしていくことこそが滝川市が目指します都市像であります世界に誇れる国際田園都市に近づくことであると考えています。市の施策におきましては、基幹産業である農業の振興に向け、何度もお答えしておりますが、新規就農や農業法人化、6次産業化などの支援策を講じているほか、産学官によります江部乙まちづくり研究会に市からも参加させていただき、地域の方々とも活性化に向けた取り組みについて検討を重ねているところであります。菜の花まつりやKAYAGINIまつりは地域の皆様の下支えのもと、市を代表するイベントに育っています。農産加工やフットパス、桜並木づくりなど、市民活動が盛んな江部乙地区の強みを生かして、交流人口の増加など今後の特色ある地域づくりに向けて官民一体となって知恵を絞ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご協力のほどをよろしくお願いします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 何とか江部乙のほうに力を入れていただけるように。

次の質問に移ります。3番目、人口増加のための環境整備について、1、住民が生活する上で必要な上下水道ですが、江部乙地区農村部には水道給水区域外がまだまだ多くあります。田園都市としての人口や交流人口をふやしていくためには、住民が生活する上で水道は不可欠です。今後中空知広域水道企業団ともいろいろ調整し、水道の給水エリアを広げる考えはないのかお伺いいたします。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 上水道の給水区域拡大についてのご質問でございます。ご承知のとおり、滝川市の水道事業につきましては浄水から末端給水に至るまで中空知広域水道企業団が行っておりますので、給水区域の変更につきましても水道企業団の判断になるところでございますが、給水区域の拡大には課題も大きいのかと思われます。滝川市といたしましては、地域の皆様からより具体的な要望などがございましたら、水道企業団に対しそれを伝え、協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 私も水道企業団の議員でもありますけれども、議員の会議の中においてもいろんな意味で、江部乙の東15丁目の関係から丸加山の関係はまだ区域外なのです。それで、話していきたいと思っております。

次の質問に移ります。4番目、公営住宅の建て替えについて、1、当市の道路、公園などの都市機能の整備水準は評価しています。一方、居住環境については、公営住宅の建てかえなどが進まないなどの課題があると思います。江部乙地域を根本的に活性化させる手段として、老朽化している江南団地、たしかお聞きしたところによりますと昭和42年に建てて、一番古い公営住宅ですがけれども、10年の計画の中には入っていないのです。それで、江部乙の江南団地の建てかえを前倒しして居住者をふやす考えはないのかお伺いいたします。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 江南団地の早期の建てかえということでご質問でございますが、公営住宅の建てかえにつきましては建設年度の古い団地から順次建てかえを行っているところでございます。ご指摘の江南団地も建設後四十数年を経過し、当時は標準とした住戸も今では狭小であり、浴室のない住戸もあることから、我々といたしましても建てかえが必要と認識しているところでございます。現行の建てかえ計画である公営住宅ストック総合活用計画においては、経過年数が古い団地から順次建てかえを先行しており、江南団地建てかえは平成37年からの着手を予定しているところでございます。家賃設定は法のルールにより定められた中、建てかえ事業費がかさむことは公営住宅事業特別会計に厳しい経営状況にあります。建設ペースをおくらせるわけにはいかないと考えているところでございます。この中で、早期建てかえを図るために住戸の戸当たり単価を下げるなどの検討や団地の統廃合を含め、現在計画の見直しを行っているところでございます。江部乙地区の市営住宅建てかえ計画におきましては、住宅施策の面から都市計画マスタープランに基づきましてコンパクトなまちづくりにおける地域の都市形成に寄与するように、ストック総合活用計画の見直しを進めてまいりたいとするところでございます。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 江部乙地区について根本的に質問させていただきましたけれども、余り前進的な答弁をいただかなかったのは非常に残念ですが、諦めていませんので、ぜひとも今後ともよろしく願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

#### ◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、また答弁の訂正でございますが、先ほどの坂井議員の一般質問のパークゴルフ場の運営についての答弁で発言の訂正の申し出がございますので、これを許したいと思います。

庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 先ほど坂井議員の答弁の中で、既存のパークゴルフ場の表現で中途半端なコースというような表現をさせていただきました。昨日三上議員の答弁の中でも表現しておりますが、

新たな整備や拡張が難しいコースというような言葉に訂正をさせていただきたいと思います。  
申しわけございませんでした。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時51分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

## 平成25年第2回滝川市議会定例会（第10日目）

平成25年 6月21日（金）

午前10時00分 開 議

午後 3時35分 閉 会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第16号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第17号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第18号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第19号 平成25年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 平成25年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第21号 平成25年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第22号 職員の給与の臨時特例に関する条例

日程第 4 報告第 1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

日程第 5 報告第 2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

日程第 6 報告第 3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

日程第 7 報告第 7号 監査報告について

報告第 8号 例月現金出納検査報告について

日程第 8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

### ○出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 渡 辺 精 郎 君 | 2 番  | 清 水 雅 人 君 |
| 3 番  | 水 口 典 一 君 | 4 番  | 坂 井 英 明 君 |
| 5 番  | 渡 邊 龍 之 君 | 6 番  | 小 野 保 之 君 |
| 7 番  | 木 下 八重子 君 | 8 番  | 山 本 正 信 君 |
| 9 番  | 三 上 裕 久 君 | 10 番 | 堀 重 雄 君   |
| 11 番 | 関 藤 龍 也 君 | 12 番 | 山 口 清 悦 君 |
| 13 番 | 田 村 勇 君   | 14 番 | 井 上 正 雄 君 |
| 15 番 | 柴 田 文 男 君 | 16 番 | 荒 木 文 一 君 |
| 17 番 | 大 谷 久美子 君 | 18 番 | 窪之内 美知代 君 |

### ○欠席議員（0名）

### ○説 明 員



開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。  
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、議長において三上議員、堀議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

○議長 長 ここで、本会議初日に行われました議案第1号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第2号）、議案第3号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例、議案第12号 滝川市土地開発公社の解散について、議案第13号 債権の放棄について、議案第14号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてにおける討論について清水議員から発言の訂正の申し出がありましたので、これを許したいと思います。清水議員。

○清水議員 おはようございます。訂正部分は、まずさきに討論したところを読みます。第3は、先買いしたが、結局事業化されずに市が買い戻し、その後も残っているのが簿価として9億8,800万円といたしましたが、この9億8,800万円を2億9,800万円に訂正をいたします。理由は、私の聞き間違いです。

大変申しわけありませんでした。

○議長 長 議案第1号、議案第3号、議案第12号、議案第13号及び議案第14号に係る討論は、ただいまの説明のとおりといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は10名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位11番目の方の質問に入ります。

質問、答弁ともに要点を簡潔にするよう、改めてお願いを申し上げます。さらに、議場の中での声が非常に聞き取りづらい、そして声が小さいという意見がございますので、その点にご留意をいただいてご発言をお願いをしたいというふうに思います。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらぬようご留意願います。

山口議員の発言を許します。山口議員。

○山口議員 おはようございます。インターネットをごらんの皆さん、おはようございます。新政会の山口清悦です。声が少し小さいというお話がございましたので、私と関藤さんのように背が高いとマイクが低いので、できれば善処していただきたいというふうに思います。

## ◎ 1、広域行政

### 1、定住自立圏構想について

それでは、広域行政、1 番目、定住自立圏構想について質問を始めます。2010年の9月議会で私が定住自立圏構想についてお話をしてから、もう3年近くたってしまいました。行政のスピードのなさにじくじたる思いがあります。あれからすぐに取りかかっていたら、違った形の滝川市になっていたのではないかと思います。

要旨に入りますが、定住自立圏構想における現在の国の変更点について、それから北海道内の現状について、次に中空知管内の滝川を中心とする進捗状況について、また今後の方向性とタイムリミットについて、最後に市長の判断についてをお伺いいたします。

○議長 山口議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 定住自立圏構想についてでございますが、最後の市長の判断以外の部分について私のほうから答弁させていただきます。

まず、1つ目の国の変更点でございますが、平成25年度より、中心市の要件として多自然居住拠点都市が加わる形で要件緩和が行われました。多自然居住拠点都市とは、国立公園、国定公園に属するか林野率80パーセント以上の多自然地域にある人口4万人未満の市町村、そういう市町村であって昼夜間人口比率が1以上、居住拠点都市からの通勤、通学者の占める割合が10パーセント以上、あるいは昼夜間人口比率が0.9以上で居住拠点都市から通勤、通学者の占める割合が20パーセント以上のいずれかに該当する市町村など、道内では富良野市、伊達市、北見市が対象となります。

2つ目の道内の状況でございますが、道内で中心市要件を満たす市は多自然居住拠点都市の3市を含めて合計18市でありまして、そのうち中心市宣言及び定住自立圏共生ビジョン策定済みの中心市は9市となっております。また、道内179市町村のうち中心市、構成市町村を含め72市町村が定住自立圏を形成しており、これは全体の約4割に当たります。

3つ目の中空知管内の進捗状況でございますが、中空知における定住自立圏の調査検討状況ですが、昨年5月の広域圏理事会において定住自立圏の調査研究を行う勉強会の立ち上げについて了承されまして、5月下旬から7月にかけて先進地視察を行ったほか、8月以降は企画担当課長による企画調整会議において既存事業を基本に連携項目の洗い出し作業を進めてまいりました。また、10月から11月にかけては、副市町長会議において北海道の担当者を招聘した勉強会を行い、制度理解と共通認識を図ってきたところでございます。その後副市町長会議において市町長の共通理解と政治判断が必要との意見が出されたことから、昨年12月に総務省の定住自立圏担当課長を理事会に招聘して講演会が開催され、これまで行ってきた調査検討の結果を踏まえて協議を重ねてきたところでございます。本年2月には7つの行政部門による検討部会を設置して、連携項目及び財政需要額の精査を行いました。また、5月に開催された副市町長会議、理事会、それぞれにおいて定住自立圏構想制度の共通理解を確認するとともに、5市5町を基本に引き続き一歩前に進めるために検討していくことが確認されたところでございます。

4つ目、今後の方向性とタイムリミットでございますが、今後議会、そして地域住民の皆さんに

定住自立圏を実施することによって中空知のどのような共通課題が解決するのか、どのような将来展望を描いているのかなど、一步掘り下げた議論について副市町長会議を中心に検討していくこととなっております。また、時期を見て開催になると思いますが、制度理解と機運醸成を図るため、広域圏主催による中空知の議員さんを対象としたセミナー等の開催も検討されていると伺っております。タイムリミットという点では、滝川市は昼夜間人口比率1以上とされる中心市要件の一つを平成17年国勢調査結果ではクリアしているものの、平成22年国勢調査結果では1を下回ったことから、次期国勢調査となる平成27年国勢調査結果で1以上を仮に満たさない場合、中心市要件から外れることとなり、現時点ではそのころが一つのタイムリミットと言えるのではないかと考えております。

以上です。

○議長 市長。

○市長 定住自立圏に対する私の決意というご質問についてのお答えでございますが、5月の広域圏の理事会、これは市町長の会議でございますけれども、5市5町で引き続き検討を進めることの確認がなされましたので、共通理解が深まり、一日も早く定住自立圏の形成が図られるように努力していきたいと考えております。また、平成26年度から特別交付税が交付税総額の6パーセントから5パーセントになること、平成27年度からさらに4パーセントになることが決定しており、3月に発表された2040年までの将来人口推計を見ますと、本市を含め中空知地域においても人口減少が一層進むことが示されております。財源確保に加え、さらなる広域連携を進めていかなければならないと考えております。一方、国においては、これからは積極的に広域連携を進めている自治体や定住自立圏の取り組みを進めている自治体に財政支援を行っていくことを検討していると伺っております。要件を満たしているのに制度を活用しない場合は、その地域は余裕があるとみなされてしまいます。先ほどの答弁どおり、一定のタイムリミットがあることなどを考えますと、関係市町の共通理解を得る中で、中空知地域の住民サービスの向上のためにもできるだけ早期に成就するように最大限努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 山口議員。

○山口議員 まず、中心市宣言を今5市5町で進めている中身なのですけれども、砂川との複眼の形というふうにお伺いしておりますけれども、複眼にする、そういう判断をした要因をお聞かせ願いたいと思います。

それと、財政措置も当初に比べるといろいろ変わってきて、複眼になると多分違う計算方式だと思うのです。それと、各省庁の支援策も事細かくはつきりしてきましたので、今市長が言われたように中心市宣言をしない場合のデメリットというのはかなりこれから出ていくと思います。5市5町で今いろいろ打ち合わせをしているということなのですけれども、全国的に見るとまず中心市宣言をしてからいろんな話し合いを進めていっても十分いいというような状況にありますので、できるだけ早くやったほうがいいというふうに私は思います。あくまでも5市5町という言い方を従来からずっと滝川市はしておりますけれども、そういうものをいつまでも考えとして持っているべきではない時代ではないかというふうに思います。例えばどこかの市町が了解をしない場合は、それ

を外して宣言をするべきだというふうに思います。なかなか5市5町それぞれの財政状況も違いますし、首長の考え方も違いますし、まとめるのは大変難しいかと思いますが、タイムリミットが大体見えてきているので、今のように話し合いを先に進めているということはぎりぎりでも間に合うというような判断をしているかと思いますが、そうでない場合はもうやらないと話し合いをして計画をつくっていく余裕はないというふうに思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長 総括理事。

○総括理事 ただいまのご質問にご答弁をさせていただきます。

まず、複眼の理由ということでございますけれども、5市5町で協議を始めたという経過から、既に80圏域ほど全国的に定住自立圏が進んでございますけれども、定住自立圏の先進事例からして医療関係、それと公共交通、産業振興と、この3つの要素が必須条件ということになってございます。そこで、中空知の状況を見ますと、医療というのは砂川市に市立病院がセンター病院としてあるという状況からして、5市5町で進めるという条件の中においてはやはり砂川市との複眼型の形成が必要と基本的には判断してございます。それと、中空知圏そのものの状況でございますけれども、滝川市は国勢調査の状況を見ても通勤、通学割合が10パーセント以上の市町が3市町ございます。一方、砂川市も近隣の市町を含めて3市町ございます。そういう面で砂川圏、滝川圏も含めてそれぞれ生活圏、経済圏というのが一定程度まとまった地域だということもございます。そういう面で、定住自立圏構想を進めるに当たりまして、砂川市との医療連携だけでなく、ただいま申し上げた砂川市の地域特性あるいは生活利便施設、生活環境の面、さらにまた地域公共交通の拠点という点も踏まえて、5市5町で進めるには複眼型がベストだという判断をしたところでございます。

さらに、財政措置でございますけれども、中心市となる自治体においては4,000万円の基準額の財政措置がございます。周辺市町においては1,000万円ということでございます。この4,000万円の中心市における財政措置でございますけれども、これは参加する市町の数、さらにまた参加する市町の面積等によって上限額が上乗せになるというふうにも伺っております。先進事例であります十勝圏、帯広を中心として19町村で形成してございますけれども、帯広市の場合はこの4,000万円が1億円を突破する上限額になっているという状況も伺っております。中空知におきましてはそのような状況までは、1億円までいくことにはならないと思いますけれども、一定程度、5市5町という状況の中においては4,000万円の上積みもあるということでございます。さらに、定住自立圏を進めることによって省庁等の支援措置ということでございますけれども、総務省におきますただいまの特別交付税の措置以外に、例えば若手経済人、3大都市圏に本社機能等がある大企業の若い社員を派遣をしていただくと、まちの活性化に寄与していただく、さらにまた40歳から60歳のシニアのベテランの方の制度も25年度から創設をしたということでございます。さらに、農林水産省でございますけれども、都市農村・共生対流総合対策交付金、さらにまた農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、また経済産業省でございますけれども、成長産業・企業立地促進等事業費助成金、さらに国土交通省でございますけれども、地域公共交通確保維持改善事業等、さらに文部科学省においては学校施設環境改善交付金等々、優先採択あるいはまた採択にお

ける一定の考慮というのがなされるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長 市長。

○市長 今の最後のほうの質問に対するお答えでございますが、まとまらない場合はまとまるものだけだというご意見、その考え方もあろうかと思えます。制度上は1対1で定住自立圏協定を結ばば可能と、当然議会の議決を得た上でございますけれども、なっております。ただ、先ほどもお答えしましたとおり、5市5町でこれまで議論してきた経過、またこれまで培ってまいりました広域行政の歴史、また今後の広域連携のあり方などを総合的に考慮いたしまして、現時点では共通理解を得る中で最大限努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 山口議員。

○山口議員 今ほどいろいろ答弁をいただいたのですけれども、権利があるのに宣言をしないというところのデメリット、それから宣言をした場合のいろんな支援策をよく考えて、なおかつ5市5町という枠組み、現在はその枠組みでということですが、滝川の市長としてよく考えて決断をしていただきたいというふうに思います。

## ◎2、病院経営

### 1、市立病院経営について

次、2番目、病院経営です。市立病院の経営について、改築以来現在までの病院の経営状況について伺います。

○議長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 病院の経営状況についてのご質問ですが、決算議会前ということで24年度の決算の具体的な数字は申し上げることはできませんが、市立病院については市民病院として平成23年3月16日に開院をいたしました。2年3カ月が経過いたしました。平成23年12月に見直しをいたしました収支計画よりも経営は順調に推移しております。患者数の動向では、入院が1日平均240名前後、外来が1日平均890人前後で推移しており、医師の確保につきましても今年度から整形外科、内科がそれぞれ1名医師が増となるなど、医師の体制も充実をしたところ。また、看護師や薬剤師のメディカル職員のにつきましても計画的な採用に努めるなど、診療体制の充実を図っているところです。今後も地域の基幹病院として市民の皆様に安心、安全な医療を提供するために努力してまいります。

○議長 山口議員。

○山口議員 次、2番目、医師、看護師の住宅状況について、住宅更新における民間活力の利用についてですが、今ほど病院経営が順調にしているということなのですが、まず大事なことは医師、看護師等の雇用の安定化ということだと思います。雇用の安定化を図るための要因の一つとして医師、看護師の住宅状況もかなり重たいものがあるというふうに思っておりますが、都市部の病院ではそういう点もかなり力を入れているというふうにお伺いしております。そういう問題に対して市立病院ではどのように把握をしているのか、医師、看護師といっても単身向けとか

家族向けも必要になるかと思いますが、ただし滝川の医師、看護師住宅等はかなり古い建築年数なので、もうそろそろ建てかえをしなくては難しい状況にあると思われますが、何分財政問題もありますので、ここはやはり民間にマンション等を建てていただいて、そこに入っていただくというような方向性をきちっと出すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 医師、看護師の住宅の状況についてのご質問ですが、医師住宅につきましては、大町3丁目にA、Bマンション、大町4丁目にCマンション、大町1丁目にDマンションの4棟24戸があります。また、一戸建ては、大町1丁目に1棟、大町4丁目に2棟の3棟。合計27戸の医師住宅を所有しております。現在は20名の医師が医師住宅を利用しておりますが、特にA、Bマンションは建設年度も昭和56年で32年が経過しており、入居率も低い状況にあります。医師確保の面からも環境の整った医師住宅の整備が必要であるというふうに考えており、今年度は現在所有する医師住宅で特に老朽化が進んでいるA、Bマンションの建てかえについて検討を進めたいというふうに考えております。検討に当たりましては、医師住宅の建設に民間活力を利用している公立病院もあることから、民間業者に建設をしていただき、賃貸借契約を結ぶ方法など民間活力を利用した先事例を参考にしながら、病院側の費用負担の少ない建設方法を検討したいというふうに考えております。また、看護師宿舎につきましては、昭和57年に建設をいたしました。建設当初は40戸、昭和62年に22戸に改修して入居促進を図ってまいりましたが、看護師のライフスタイル、またニーズの変化により近年は入居者が減少し、今年度は入居希望者がいない状況となりました。看護師宿舎につきましても建築後31年が経過して老朽化も進んでいることから、今後はカルテや書類などの保管庫としての利用を含め建物の利活用について検討していきたいと考えております。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 答弁を聞きますと大体考えは同じだというふうに思いますので、できるだけ早く方向性をきちっと確立をして公表していただきたいというふうに思います。

### ◎3、滝川グリーンズ

#### 1、滝川グリーンズ（ふれ愛の里の温泉）について

次に、3番目、滝川グリーンズ（ふれ愛の里の温泉）についてであります。現在北電のほうの電気料の値上げということでいろんな業種、家庭用、業務用等も含めて通知がされております。確定している部分もあるかと思いますが、ふれ愛の里の年間の電気料の値上げはどの程度のものになるのかお示しをいただきたいというふうに思います。それから、電気代がある程度上がると施設の管理料というのを今まで上げていた経緯もありますが、その辺途中で増額をするのかどうか、また今後の来年以降の施設管理代行負担金の見通し、その対応についてお伺いをしたいと思います。また、電気代を含めて、そういう固定コストの増額していく施設に対して市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 長 農政部参事。

○農政部参事 ふれ愛の里に関するご質問ですけれども、今回の北電の電気料金の値上げによる影響額の試算、北電のほうから通知が来ている部分ですけれども、業務用については20パーセント値上げをするということで、今年度につきましては約390万円、次年度以降、年間ベースで約670万円にも及び、株式会社滝川グリーンの経営にとって甚大な影響を及ぼすものというふうに考えてございます。

現在グリーンズは、みずからの経営努力などにより経営改善プランに取り組んでいるところですが、グリーンズが自助努力によりこの多額な電気料値上げ分を捻出することは事実上不可能であるというふうに考え、また今回の電気料値上げにつきましては外的な要因であることも鑑みますと、所管としましては今年度から電気料の値上げ相当分を管理代行負担金に上乗せをしていくことはやむを得ないというふうに考えてございます。

施設に対する市の考え方ですけれども、現在ふれ愛の里の入浴者は延べ25万人いることを考えますと、健康増進や保健福祉的な市民サービスとして必要な修繕も含め、継続に引き続き努力すべき施設であるというふうに考えてございます。しかし、今後急速に入浴者が減少する、あるいはさらなる電気料の高騰により市の財政負担が大幅に増大するといった状況に至った場合は、民間譲渡を含め、市としての施設運営からの撤退、あるいは関与の縮小を検討せざるを得ないものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 年間670万円の電気代の値上げということなので、どう考えてもそれを利益で埋め合わせるとするのは難しいというふうに私は思います。できるだけ早い段階で種々検討して、結論を出していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 ふれ愛の里の施設に対する市としての対応をできるだけ早い段階で結論を出すようにという趣旨のご質問をいただいたと思います。今担当がお答えしましたように、ふれ愛の里はまだ入浴者のみでも25万人の利用者がございます。そういう意味では、一人頭の市の利用者に対する税負担も他の施設と比べましても一番小さいという、少額になっているという状況の中で、余り早計にこれを民間譲渡を前提に考えるということについては、慎重に対応していきたいというふうに考えております。もう一つの面は、現在この管理料につきましては内部で検討、さらに詳細を詰めますと、実はグリーンズから入湯税等の収入がございます。これは市への歳入になっています。これが約1,200万円を超える歳入になっておりまして、実質今までの委託管理料と差し引きしますとほとんど、委託管理料はその差し引き分でいきますと200万円を切るというような状況でございます。そうしたことも含めますと、いまだに25万人の入浴の利用者がいるということと、委託管理料も実質的にはそれほど高くないという状況の中で、入浴者が減らない限り、何とか市としては継続に努力していきたいと、このように考えております。

(何事か言う声あり)

○鈴木副市長 グリーンズからの市への歳入は入湯税などというふうに申し上げましたが、これは

入湯税と、それから入湯税に係る交付税措置、それから地方消費税、法人市民税の合計でございます。

○議長 長 山口議員。

○山口議員 ただいまの答弁で、25万人の入浴客があるので何とか続けていきたいということなのですが、25万人いるので、何とか社会福祉関係に少し姿を変えながらでも続けたいというふうに賜ったのですけれども、25万人いるから今のうちに民間に譲渡することが可能なのだという考えにもなりますので、両方、みずから運営をしていく方法を探るとともに25万人がいる間に民間に譲渡する方法も並行して進めるべきではないかというふうに思いますので、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 私の先ほどの答弁につきまして、全く民間の参入によって形を変えていく、または運営方式を変えていくという選択肢を捨てているということではございません。申し上げたところは、まだ25万人台の利用者がいるということですので、民間譲渡というような形の方向性を選択肢としては検討の中に入れていきますけれども、方向性を決めるというのに関しては慎重でありたいと、こういうことでございますので、あわせて検討していくということは当然でございます。

○議長 長 以上をもちまして山口議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。まず最初に、通告書の訂正について述べたいと思います。

34ページをお開きください。第3件目、第1項目、第1要旨、まず3行目の「北電が負担」、これを「原因者である発電事業者が負担」というふうに変更してください。同じく3行目の末尾から4行目にかけて、「（北電滝川営業所）」、これを削除してください。また、同じ4行目で道内で「40万キロワット」、これを「70万キロワット」に変更してください。

また、36ページをお開きください。上から2段目です。第1要旨で2行目、「契約時期が3月であれば」を「今年度の契約では」と変更してください。

3カ所目は、37ページをお開きください。上から2行目、「既存主要3施設」を「既存施設」に変更してください。

それでは、通告順に従いまして、質問を始めたいと思います。

#### ◎1、市長の基本姿勢

- 1、記者会見、記者発表のインターネット中継について
- 2、滝川駐屯地の市中パレードについて
- 3、消費税増税の延期について
- 4、電気料金値上げの影響について
- 5、市として質疑・意見し、見解を求めることについて

まず、市長の基本姿勢について伺います。記者会見、記者発表のインターネット中継ですが、自治体首長の住民、地域への発信方法として記者会見、記者発表が有効に使われております。当市で

もインターネットで画像を配信したり、発言記録を当日あるいは翌日には公開できるようにすべきと考えますが、お考えを伺います。

○議 長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 現在毎月1回、原則第4月曜日なのですが、滝川記者会5社と滝川地方記者クラブ1社の記者を対象に定例記者懇談会を開催しております。懇談の内容につきましては、市の新たな施策や市や団体が主催するイベントについて関係各課や団体の担当者がその内容の説明を行い、それに対する質疑応答を行うことが主な内容となっております。全ての案件の説明が終了した後、市長と記者が懇談し、情報交換を行っております。現在北海道内では、北海道を初め、都市では札幌市、函館市、岩見沢市など13の自治体が公式ホームページで記者会見の議事録などを掲載しています。そのうち、札幌市が定例市長記者会見の模様を動画で配信しております。当市の記者懇談会で提供した施策やイベントなどの情報につきましては、広報たきかわ及び市公式ホームページで情報提供していることから、改めて懇談会の内容について公表することは考えておりませんが、市長のトップセールスあるいは旬なイベント情報などをリアルタイムで積極的に全国、もしくは世界へと情報発信することによって滝川の知名度アップあるいは交流人口の増加につながるという手段の一つでありますので、市長が行う記者会見など、必要と判断されるものについてはこれから検討させていただきたいというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これまでも記者会見で市長が発言をされたことが報道はされる。しかし、数十分にわたることがわずかに数行で表現をされて、市長は何を意図して発言をされたのかということがなかなかわかりづらいと、そういうことがございました。しかし、前向きなご答弁でしたので、次に移りたいと思います。

次に、滝川駐屯地の市中パレードについてですが、滝川駐屯地は災害や紛争、テロが起きた場合に一番に駆けつけるという即応集団的な部隊の特徴があります。そのため、米国海兵隊との共同訓練も行われてきました。今後集団的自衛権行使に踏み切れば、最も武力行使につながる可能性が高い部隊でもあります。武装での市中パレードは、その武力を紹介することです。日本共産党は、29日に協賛会に武装と子供への啓蒙行事の中止を申し入れました。この件で北海道新聞6日付は、駐屯地広報も協賛会から求められない限り予定どおりやると報じ、6月8日、実行されました。今後は、滝川自衛隊協力会会長で協賛会のメンバーである市長として武装要請をやめるべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの清水議員のご質問でございますが、陸上自衛隊が滝川に移駐してから58年を迎えたわけであります。この間、国の防衛、安全を守る日々の訓練の中に農家の営農支援から各市町の行催事への参加、災害支援、人命救助出動など地域住民と非常に深いかかわりを重ねております。未曾有の地震災害となりました東日本大震災においては、民間ではなし得ない物資輸送、瓦れきの除去、炊き出しの手助けなどの災害派遣、そして国際貢献のための海外派遣と、真に地域、国内外での貢献に身を挺しての活動が続けられております。今回のパレードにつきましては、駐屯

地創立記念行事の一環として、民間主導により陸上自衛隊滝川駐屯地創立記念行事市中パレード協賛会の主催で市中観閲パレードが実施されましたが、武装での市中パレードにつきましては、武装と考えるよりも多くの市民を守るべき姿、さらには東日本大震災など災害派遣で活躍する滝川駐屯地のありのままの姿を市民の皆様知ってほしいという趣旨で開催されたものと理解をしております。パレード当日は、晴天の中約2,500名の本当に大勢の市民の参加でにぎわいました。無事に終了し、当初の目的は達成されたのではないかと考えております。さまざまなご意見があるということ踏まえながら、今後の自衛隊に対する支援活動を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 1点お伺いをいたします。武装した姿が市民を守るべき姿と、先ほど申し上げましたように、紛争が起きたときに、これは集団的自衛権を日本が行使をした場合ですから、今はそれはもうあり得ないです。そういったときに例えば小銃で攻撃を受けると、そのときにそれに対する対応能力というのは第10普通科連隊は高いレベルで身につけているために、それに対する反撃というのがすごくできるわけです。そういう姿が国民を守るということではなくて、逆に紛争を拡大すると。現在紛争解決する最大の手段は、話し合いであり、外交です。そういう点で武装が市民を守る姿ではないというふうに私は考えますが、市長のお考えを伺います。

○議長 市長。

○市長 先ほど言いましたとおり、市民を守る姿、ありのままの姿を見せていただいたというふうにご説明を申し上げました。

今の集団的自衛権等、仮定的な質問に対して答える立場ではございませんので、それに対するお答えは控えさせていただきます。

以上です。

○議長 清水議員。

○清水議員 今後も冷静な市民の意見を総合して対応していただきたいと思います。

次に、消費税増税の延期についてお伺いをいたしたいと思います。アベノミクスと言われている経済施策が目標としている市民の収入増、市内企業の売り上げ増効果についてどのように把握されているでしょうか。また、市長として消費税の値上げ延期の声を発すべきではないでしょうか。

○議長 市長。

○市長 日本経済再生に向けました緊急経済対策、いわゆるアベノミクスにつきましては、総合的な経済対策として現在進行中の政策であり、6月5日の国と地方の協議の場においても地方側からまだまだ浸透していないところも見られるとの発言もあり、地域の効果についてはこれからと考えております。消費税につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の附則第18条に消費税率の引き上げに当たっての措置、いわゆる景気条項が規定されております。これにより、消費税率の引き上げにつきましては国において適切に判断されるものであり、滝川市といたしましてはその動向に注視してまいりたいと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 地域の経済の実態を伝えるのが首長の役割です。その点で、消費税法附則第18条は経済激変をさせるという可能性があるときは柔軟な対応をして消費税増税の停止も含めた措置をとるというふうに書いているのです。そういう点で今の滝川市で私が収入増等についてどのように把握しているのかというふうに伺いましたら、浸透はこれからだというだけで、いい話は、増加しているという話は私はつかんでいないのだというふうに思うのです。将来的に収入が伸びるかもしれないということについて、多くの市民は懐疑的です。そういう点で、再度そういうことを踏まえてお考えを伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 確かに今現在よくなっているかという、皆さん方がそのように感じるかはさまざまな捉え方があると思います。私としては、これからよくなるということに期待を申し上げたいと思っております。そしてまた、しかしながらそのように国と地方の協議の場もございますことから、今後意見を求められた際には現状においての判断をし、意見を述べさせていただくような立場であると、そのように思っております。

以上であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 日本共産党は、消費税増税中止を党としては求めています。しかし、少なくとも法令に書いてある景気条項、これについては私は一致できるのではないかとということで延期を提案をさせていただきました。深く滝川の実態を見て、これを政府に反映をしていただきたいというふうに思います。

次に、電気料金の値上げに移ります。北電の電気料が申請どおり値上げされた場合の市の予算への影響について伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 値上げの影響についてでございますが、北海道電力株式会社は本年9月1日より、いわゆる家庭向けとされる低圧受電の規制部門で10.2パーセント、市役所庁舎や学校などが対象となる高圧受電の自由化部門で13.46パーセントの値上げを経済産業省に申請しているところでございます。予算への影響でございますが、25年度当初予算に計上しました電気料のほか、電気料の値上げが管理代行負担金に影響してくる施設及び街路灯維持費補助金などを勘案いたしまして、一般会計への影響額は1年間ベースで2,000万円程度となるというふうに見込んでおります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 これを踏まえて次に移りますが、市として北電に対して質疑、意見をし、見解を求める。つまり北電と話し合って、市長としてなぜ値上げをしなければならないのか、それは妥当なのかということを考え、それを発信するということについてですが、値上げ申請の中では、原発3基の運転を含め、利子返済額の減額あるいは長期化がないことや赤字のときも含め毎年100億円以上の株の配当、再生可能エネルギー増加のための送配電網計画が不十分など問題点が多いと考えま

す。市長として北電と懇談等をして、北電あるいは経済産業省に意見を述べるべきではないでしょうか。

○議長 市長。

○市長 電気料の値上げ申請に対する問題点等を滝川市として国に対し意見を述べるべきではないかという趣旨のご質問でございますが、まず電気料の値上げについては議員もご承知のことと思いますが、事業者から値上げ申請があった場合、経済産業大臣による申請内容の審査や広く一般の利用者の意見を聞く公聴会や関係閣僚会議を経る手続が必要と聞いております。また、これまでの事例では、これに加えて電気料金審査専門委員会による審議や消費者委員会によるヒアリングなども行われているようであります。新聞報道を見ますと、5月17日に開催された経済産業省の電気料金審査専門委員会に高橋知事が出席し、国に対して、厳正な審査と中長期的なエネルギー施策を早期に示す。また、電力会社に対しては、経営の効率化による最大限の企業努力を求めるとともに、道民に丁寧でわかりやすい説明を行い、理解を得るよう求めたと伝えられております。また、北海道市長会におきましても、国に対しまして、中長期的なエネルギー施策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講ずること、再生可能エネルギーの普及促進については発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地に送電する発電事業者においては費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるよう仕組みを構築すること、新たに設置された原子力防災に関する連絡会議の充実強化を図るなどにより、泊原子力発電所の安全対策や北海道原子力防災計画の見直しの状況についてなお一層その情報を道内各地に発信し、わかりやすく説明するとともに、各市の意見を聞く機会を設けること、以上3点について要請しているところであります。議員のご質問にありました問題点につきましては、滝川市のみならず全道的な問題であると思われるので、ただいま申し上げました関係機関での議論、審査を見守ることとし、滝川市独自で国に対し声を上げる考えは持っておりません。今後の市民生活に影響を及ぼすことが生じる場合には、空知地方総合開発期成会や北海道市長会、全国市長会などを通じて国や北海道に対し声を上げていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 日本共産党滝川市議会は、北電滝川営業所に説明会を求めました。滝川営業所は、本当に真摯に、また詳しく、時間をとって対応していただいております。その中でいろんなことが解明され、疑問は疑問として、これは上に伝えるということで対応していただいております。現在首長が4万3,000市民の声を代表するというのは、これは絶対にやらなければならないことです。前田市長、やはり前田市長の発言というのが非常に大きな影響を持つのだということをお考えになって、こういう重要なときには声を発するというを今後やっていくということについてのお考えを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ただいまのご質問でございますが、私は何もしていないということではないと思っております。先ほどお話ししたとおり、いろいろな推移を見守っております。そして、最後にお答えしたように、市民生活に影響が生じる場合は空知地方総合開発期成会、また市長会等を通じて声を

上げていきたいということでございまして、行動しないとは申し上げておりません。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

## ◎ 2、生活困窮者対策

### 1、生活保護行政の改善について

### 2、ライフライン事業者との連携について

○清水議員 それでは、次に移ります。生活困窮者対策です。生活保護行政の改善についてですが、生活保護利用者が就職するためには、面接、また移転後の部屋探しなど何回も何回も札幌などに行かなければなりません。交通費の支給が不十分ではないのか、また技能や資格習得費用の給付が一定していないのではないのかということについてお伺いをいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 生活保護法による保護の実施要領では、生活保護受給者に対して、福祉事務所の指示または指導を受けて求職のため熱心に、かつ誠実に努力した場合に、またさらにほかに経費を支出する方法がないときには必要最小限の交通費を支給するとされております。しかし、就職後の転居先を探す場合の交通費については支給対象となっておりません。次に、技能習得費の支給については、生活保護受給者の稼働能力を引き出し、それを助長することによってその者の自立を図ることを目的としており、単に将来の就職に有利であるとの理由から資格取得をする場合にはその支給は認められておりません。これら交通費や技能習得費の支給については、生活保護の実施要領の規定に従い、適切に対応しているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 まず、1点目、移転後の部屋探しについては交通費は支給されていないという現状は報告されました。これについて不十分ではないかと聞いているのです。

また、2点目は、フォークリフトの資格を取るとその際には支給しますということで、資格を取った。そして、半年たってもその費用、5万円以上なのですが、全然言ってこないですというふうには私は利用者から相談を受けまして、これについて報告をしたら、支給するというような経緯がありました。まだ支給はされていませんけれども、そういったことを踏まえて私は聞いておりますので、もう一度きちんと答弁をお願いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど述べましたように、生活保護の事務につきましては国の法定受託事務ということで、あくまでも国の生活保護の要領に基づき一つ一つのケースを、判断で時間のおくれ等があると思うのですけれども、適正な事務を行うことが基本スタンスということで、そういうことで先ほどお話ししましたように一つ一つ適正に対処しておりますし、これからもしていきます。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 適正にやるということですから、具体的に厚生常任委員会でやりたいと思います。

次、ライフライン事業者との連携についてですが、大阪市北区のマンションで、食べさせられずにごめんねのメモを残し、母子が孤立死しました。同様の悲劇が繰り返されています。市内では電気、ガス、水道などのライフラインの停止の際の事業者との連携はどのようなになっているのでしょうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 高齢者の安否確認、孤独死については、一昨日窪之内議員からも詳しくご質問がありました。きょうはライフラインということで、滝川市においては身近な地域、町内会に加え、電気、ガス、水道事業者による検針、郵便局や新聞販売所等による配達など、日々の事業活動を通じて異変を感じ取った際に市の地域包括支援センターへ発見通報、連絡を行ってもらい、地域で緩やかに高齢者などを支えていくための高齢者等見守りネットワークを平成23年11月に発足したところです。また、民生委員児童委員や福祉サービス事業者、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の多様な主体と福祉事務所が連携し、ケース会議などによる情報の共有を適宜行い、見守り案件情報の共有に努めております。それで、今述べましたように事業者を含めて地域で緩やかに見守りネットワークづくりは行っておりますが、ご質問のライフライン停止の際の事業者との個人情報を含めた連絡については具体的にはまだ行われておりません。しかし、昨年、北海道においてライフライン事業者と市町村が情報を共有できる仕組みづくりに向けての検討が進められてきております。そして、昨年12月には要援護者を地域で支える関係機関連携マニュアルが作成されたところでございます。ライフラインの停止理由が一律に生活困窮と判断できない側面や個人情報保護の関係も大いに課題であります。北海道作成の連携マニュアルを参考としつつ、大事な課題であります効果的な見守りの方法を前提として、慎重かつしっかりした考えを持って対応すべき課題と認識しております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 厚生労働省がライフライン停止、つまり滞納等で停止をせざるを得ないといったときに個人情報保護の適用外になるということを通達をしていることはご存じですか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成24年5月11日に厚生労働省社会援護局地域福祉課より、各省庁から個別に出された通知を含めて改めて孤立死の防止対策を総合的にまとめた通知の中にそのようなことも書いております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それがわかっているならば、話は非常に深刻なのです。電気、ガスが滞納等で停止されるというのは、恐らく年間1,000件に近い、数百件は間違いなくあります。こういったときにライフライン事業者が市と連携できるかどうか、本当に孤立死のまさに中心点だということですから、余り遠回りするのではなくて、やるべきことはきちんとやるということについて伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほど高齢者等見守り安心ネットワークの今進めている取り組みについてお話し

しました。これにつきましては緩やかとお話ししたのですが、使用量の急激な変化とか、検針で地域を循環する際に把握した異変情報の提供とか、新聞とかがたまっている場合の安否確認等々、異変を感じた際に通報していただくよう協力をお願いしているところでございます。今清水議員さん、そういうお話ありました。私どもも先ほどお話ししましたようにライフラインについて、個人情報の関係、それから生活困窮者以外の方、いろいろ課題はありますけれども、今までの取り組みを一歩進めて、ネットワークの中でライフライン事業者とのより効果的な連携の可能性ですか、道のマニュアルもあります。そういったものも参考にしながらしっかり探っていきたいと考えております。

○議長 長 清水議員。

### ◎3、再生可能エネルギー

#### 1、2施設完成後のメガソーラーの可能性と変電施設について

#### 2、地元業者の参入や雇用効果について

○清水議員 それでは、大きな3件目、再生可能エネルギーについて伺います。まず、2施設完成後のメガソーラーの可能性と変電施設についてということでお聞きをしておりますが、昨日の坂井議員の一般質問で、2,000キロワット以上の方が500キロワットから2,000キロワット未満の枠に殺到する可能性があるということで大変枠が狭まっているというご答弁がございましたので、それを受けて以下について伺いたいと思います。そのような駆け込みも予想される答弁ですが、ではこれが時間的に一、二年でいくのか、あるいはもう数カ月なのかというようなことで、どのようにそのあたりを把握をされているのかを伺います。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 昨年の7月に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートし、全国で太陽光を初めとする小水力ですとかバイオマス、そういった発電に関して再生可能エネルギーの設備の計画が発表され、その中でも特に太陽光発電が取り組みやすさから全国各地で整備をされてきております。特に北海道は、土地の広さ、土地の安さから全国の3割弱の太陽光発電の計画が集中をしたところでございます。ただ、北海道はもともと系統規模が小さいこともありまして、現在の接続条件を前提としますと、国の予算で送電網の増設や大型蓄電池の設置などが今回予算化をされてございますけれども、実際接続量の増大策が実施されない限り、現状においては残された接続可能枠に事業者が殺到することを考えますと早い段階で限界に達するものと考えております。清水議員さんから一、二年か数カ月かというようなお話がございましたけれども、私どもとしてこの数値的なものについては予測が立ちませんけれども、早急に手続を進めるべきだというふうな認識のもと、今回の中島町の計画に至ったところでございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 全道ということもありますが、この地域ということではまだ数カ所は2,000キロワット未満であればやれるという感触を私は持っています。それを踏まえてお聞きをしますけれども、地元業者の参入や雇用効果についてということで、今後の事業発展を考えると地元業者が事業

として行い、ソーラー事業へ進出する基礎をつくることが切望されております。今後は、市有地以外での計画も出てくると思われます。今回の中島町での事業を市の事業として行うことや建設費補助制度の創設などで、何としても地元業者が入札に参加できる、そういった対応を求めますが、いかがでしょうか。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 メガソーラー事業に関しましては、先ほども申し上げました固定価格の買い取り制度が施行されて以降、滝川市みずからが発電事業を行うことも視野に入れて調査研究を進めてまいりましたが、電気事業の専門性や資金調達面での課題もあって、結果として誘致に至ったところですが、清水議員ご指摘のとおり、産業振興や地域活性化の観点からも地元企業への波及効果を意識して進めたいと考えております。これまでも地元企業への直接的な事業への参加についての働きかけを行ってまいりましたし、特に滝の川で現在工事を行ってございますメガソーラーにつきましては道外の企業が直接的な事業者になったものの、土木、電気工事などについては地元企業へ発注していただいているところでございます。現在進めております中島町地区の計画におきましても、地元企業の事業参入への働きかけは行っているところでありまして、地元から参入いただければ一層地域への波及効果は高いものと考えてございます。なお、ご提案のあります建設費補助等の創設につきましては、固定価格買い取り制度自体が事業参入しやすく、買い取り価格を高く設定された支援制度であることから、滝川市単独による支援制度の創設は考えておりません。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 固定価格買い取り制度があり、また市もいろんな便宜を図ると、こういう中で働きかけても地元の事業者さんがなかなか元請としては参入していただけないという、その要因はどのようにお考えでしょうか。

○議長 長 経済部次長。

○経済部次長 これは、一概にはなかなか言えないことではございますけれども、この固定価格買い取り制度は20年という長いスパンで事業を行わなければなりません。そういった意味から、特に滝川の場合は製造業が脆弱な状態で、さらに建設業も多いのですけれども、そういった意味で長期の資金計画ですとか、そういったものをなかなかつくりづらいのではないかなというような判断をしてございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、市内の企業が直接事業に事業者として参入されることは私どもとしても歓迎するところでございまして、今回の中島町の計画につきましても地元企業にぜひ参画をしていただきたいということで呼びかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 元北大助教授の大友詔雄さん、有名な方ですが、自然エネルギーで地域は自立できるというふうに語っています。今のやり方というのは地域がそれで自立するという方向には少し距離があるのかなと。それで、今スマートグリッドが進んでいきますから、恐らく5年ないし10年の

中では北海道の電力というのが、今はソーラーでいくと70万キロですね、これが本当に数倍あるいは10倍とかという形になっていく、その5年前に何をやっているかということが事業者としては大事な時期だというふうに思います。そういう点で、余り将来を固定的に見ないで、大きく開かれるという予想もたくさんされているわけですから、今の市内の事業者がどういう姿勢で取り組んでいくべきなのか、いつていただきたいのか、その辺できれば副市長にお考えを伺いたいと思います。

○議長 長 鈴木副市長。

○鈴木副市長 地元の事業者さんの取り組み姿勢に対する市の考え方というふうに質問いただきました。実際に地元の業者さんとはメガソーラーにかかわりましていろいろな話をしてきましたけれども、正直申し上げまして非常にやる気が少ないと、こう思っております。これは、やはり今まで官に頼った仕事ばかりをやってきたところが多いからだと私は感じております。したがって、まずその姿勢を変えていただくためには、時間がかかりますけれども、まずは道外から有力な企業が来てやってみせるというところが出発点だというふうに考えております。その事業が成功してくれば、地元の企業さんも新たな投資意欲を再生エネルギーに向けてくるものだと思います。そういう観点で積極的に、地元企業さんももちろんそうですけれども、あわせて道外の企業にも我々は働きかけておりますし、また長期的には昨日ご質問いただきました風力発電にも市として積極的に取り組んでいくと、こういうことで進めさせていただいております。

○議長 長 清水議員。

#### ◎4、市民生活

##### 1、買い物対策について

○清水議員 それでは、次に移りたいと思います。市民生活の件で買い物対策について伺います。滝の川、扇町、泉町に続く要請として空知町、中島町方面の9町内会から陳情が出ました。どの地区も高齢化と交通利便性で歩いていける店舗を求めています。

そこで、まず1点目として、2011年4月以降、前田市政となった後の市の取り組み経過を伺います。

2点目として、出店に際しての優遇措置の検討状況について伺います。

3点目として、森のかがく活動センター跡地を売却する場合に総合評価方式などで地域が必要としている用途を優先すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 1つ目でございますが、ご質問にありましたとおり滝の川、扇町地域にあったスーパーが閉店となり、近隣地域の皆さんから誘致とあわせてバス路線の充実確保の要請をいただきました。その後地域の強い要望を受けとめたスーパーの協力によって、ご質問の中にありました地域を対象に週2回買い物バスが運行され、地域の皆さん方の買い物の足として多くの方々に利用されていると聞いています。また、一方で、買い物はもちろん、通学、通院、通勤など市民生活に必要な生活バス路線の維持確保を図るため、各路線の運行収支が悪化する中、平成25年度から滝

川市内線の運行経費の一部を市が負担するなど、路線維持に努めているところです。ご質問のとおり、居住地域の近くに買い物ができる店舗があるのがベストですが、滝川市の場合ある程度店舗面積が充足されている状況にあります。市としてこれまでもさまざまな機会を通じて誘致の努力を行ってきたところではありますが、残念ながら実現に至っていない状況でございます。ことし2月、幾つかの大型食料品店の店長さんや代表の方と市長との懇談会を開催し、消費者ニーズや高齢者等の買い物需要、公共交通機関の利用などについて意見交換を行いました。商品の宅配事業を今後の主力と位置づけるなど、消費者動向を捉えた企業戦略も見受けられたところでございます。市としても地域に根差した買い物の場が確保されることを期待しておりますし、そのためには地域の皆さんが地域の店舗を守るといった協力が不可欠だと考えております。当面公共交通の確保、住民の足の確保についてバス事業者と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

2つ目ですが、出店に対する優遇措置や行政支援については現時点では考えておりませんが、昨年12月に市内線バスが新たにダイエー滝川店前を経由する経路変更があり、その路線延長に伴う経費負担を店舗みずから行ったり、地域協力のもと、アクロスプラザがみずから買い物バスを運行するなど、企業独自で顧客確保や収益向上策を講じている場面も見受けられます。

3つ目の森のかがく活動センター跡地については、敷地面積が約9,000平方メートルと広大な土地であり、売却等となった場合には周辺地域の住環境にも大きな影響があると考えております。よって、売却する際にはまちづくりの観点からも一定程度の政策としての誘導が必要と考えており、議員からもご提案いただきましたが、公平性、透明性を確保した上で利用条件を付したり利用計画を審査するといった要素を含んだ売却方式が適していると考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 今市内では移動バス、移動店舗も含めて本当に我慢をしているという状況です。しかし、10年後あるいは15年後を見据えて今滝川市が何をすべきなのか、このまま10年、15年過ぎていくというのは私はまちづくりとしては非常に不十分かなと。そういう点で、中小スーパーでなくても商店、こういう規模でもいろんな補助事業を考えるということについてお考えを伺いたいと思います。

○議長 経済部長。

○経済部長 今清水議員さんの皆さん我慢をしていると、滝川は何もやっていないのではないかというお話でしたけれども、私どもとしては近所に買い物するところがあるのが望ましいということで先ほどご答弁させていただきましたけれども、都市計画の見直しで郊外含めて幹線にはスーパー等が誘致できるような緩和も行っておりますし、先ほどのいろんな企業さんが努力してバスを動かしているというものがまず第一にありますし、基本は市内線が通っていることによって、例えば先ほど答弁させていただいた市内線が基本となってダイエーさんがバス路線の延長をしたと、これは基本的にはバス路線を維持しているから、市民の足を維持しているから延長ができたものとも考えていますし、先ほどの中小企業の大きなスーパーでなくてもいいのだと、店舗でもいいのだという話については検討はさせていただきますけれども、いろんなところで、滝の川でもそういう店舗をつくりました。結果的には、できても品数が少ないとかといって、先ほど言った自分の地域や自

分の店舗を守らなければならないというところが品数が少ない、買うものがないということで撤退していったという現実もあるものですから、そのあたりはもうちょっと勉強して、地域の皆さんと話していかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この点では市と思いは同じだと思いますので、引き続き私も努力をしていきたいと思えます。

#### ◎5、契約

- 1、国土交通省などの労務単価引き上げについて
- 2、委託事業での労務単価について
- 3、指定管理での労務単価について

次に移りたいと思います。5件目、契約です。国土交通省などの労務単価引き上げについてですが、1と2、また3をまとめてお伺いをしたいと思います。安倍政権は、3月末に公共工事等の労務単価を前年度と比べ全国平均で約15パーセント上げることを発表し、4月1日以降の契約で実施されています。最大の目的は若年入職者をふやすことでの長期的なインフラ整備の人材確保であり、そのために給与の水準を上げ、社会保険等への加入促進を企業に求めています。これは、賃金を上げ、デフレから脱却する政策の一環でもあります。しかし、実現には自治体と企業の真剣な取り組みが不可欠ではないでしょうか。

また、2点目として、滝川市発注工事の労務単価の上げ幅は何パーセントから何パーセントか。また、一般会計と公営住宅特別会計、下水道事業会計を合わせた積算価格増の見込み額と財源手当てについて伺います。

3点目は、受注者への周知と効果見込み、特に若年者雇用、賃金増、社会保険加入についてです。この質問につきましては、昨日の三上議員へのご答弁がありますので、重複しないで答弁をいただきたいと思えます。

○議長 長 建設部長。

○建設部長 まず、1点目の自治体と企業の取り組みについてご答弁申し上げます。一部さきの三上議員さんの労務単価についてのご質問に答弁させていただいておりますが、国土交通省では設計労務単価が建設労働者の賃上げ、社会保険加入促進につながるように建設業団体、公共、民間の発注者宛てに要請を行っております。まずは、要請を受けた各団体においてはそれぞれの立場で要請に答えていただきたいと思いますと思っておりますが、それは既に各団体において建築増がなされるなど広がりを見せているとのことでございます。市といたしましても、国の要請に応えるとともに、労務単価上昇の背景を踏まえ、建設業団体に対し、さまざまな機会を捉えてPRに努めてまいりたいと考えております。企業努力も含め、将来安定して地域経済に貢献する建設業を目指し、継続的な雇用体制の確立、若年層の雇用など魅力ある職場環境を整えていただけるよう呼びかけてまいります。また、こういったものにつきましては、自治体のみの取り扱いでは解決しないところであり、業界

団体とも情報を共有しながら建設業界全体で取り組んでいくべき課題だと考えているところでございます。

続きまして、労務単価の上昇率、積算への影響についてでございますが、市が発注する公共事業につきましては、国で決定した公共工事設計労務単価を採用しております。平成25年度の北海道地区労務単価は、現行の14.48パーセントを下限、サッシ工の22.06パーセントを上限として全工種で上昇をしております。上昇率の平均は、約17パーセントとなっております。労務単価の上昇による工事積算額への影響額につきましては、労務費だけを引き抜いて試算することは困難でございますが、工事工種及び工事内容等により差異はあるものの、おおむね3から4パーセント程度と想定をしております。予算に見合うように仕様の見直し、経済設計、入札差金の活用、他工事との調整を図ることにより現行予算での対応が可能と考えているところでございます。

続きまして、受注者への周知と効果見込みについてでございます。先ほどの質問で若干述べておりますけれども、国土交通省より我々公共工事発注者に対しても新設計労務単価の早期適用、ダンピング受注の排除、法定福利費の適切な支払いと社会保障への加入徹底に関する指導について要請がなされております。市といたしましても、その要請に対し、新労務単価を採用し、また社会保険等への加入徹底に関する指導については保険未加入業者に対する経営事項審査の厳格化及び施工体制台帳への保険加入状況の記載を求めることにより保険加入の促進につなげていきたいと考えております。技能労働者への適切な水準の賃金支払いが翌年度の公共工事設計労務単価の改定に反映することをPRし、繰り返しになりますが、企業努力を含め、継続的な雇用体制の確立、若年層の雇用など将来に魅力ある職場環境となるよう呼びかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長 清水議員。

○清水議員 これを業界に浸透させていくというのは、市の役割は大きいというふうに思うのです。これは北海道建設新聞の3月30日付ですが、このような記載があります。48職種中、最低賃金に低迷していた警備業は、Aの項目、警備員Aが9,100円、Bが8,300円に乗せた。関係者は、悲願の1,000円増、警備業の窮状に建設業界も理解を示してくれたところでの増額は大変うれしいと声を弾ませるといふように書いているのですが、本当に声を弾ませる状況にするためには、警備業というのはほとんど下請で入っているはずですから、こういうところでどうですかと声かけるだけで、部長に本当のことを言うかどうかわかりませんが、恐らく真実を伝えてくれると思うのです。そういう実態のつかみ方を柔軟にやっていくということについてのお考えを伺います。

○議長 建設部長。

○建設部長 日ごろから我々は、建設協会もございますし、いろんな業者との付き合いは懇談、雑談なども含めて情報共有はしているつもりでございます。そういった業界全体での取り組みが非常に大事ということでございますけれども、一昨日ですか、北海道知事から来ました要請におきまして、一部そういった生の声を聞くといいますか、そういったホットラインが開設されているということでございます。それらのリーフレットも今般届くということになっておりますので、そういったものも周知をしていきたいというふうに考えておりまして、そういったところでは賃金の実態だ

とか雇用の実態などについて聞き取りをして、差し支えない範囲内で公表するとも書いてございます。地域の安全のため、ちなみにその電話番号が０５７０—００４９７６ということです。「丸々よくなろう」ということのようにでございます。業界全体が丸々よくなることを期待しているところでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 実際に進んでいるという感触を受けました。

次に移ります。では、委託事業での労務単価についてはどうなっているのか。維持管理委託における清掃や設備管理、施設管理事務などの積算労務単価については今年度の契約では単価増になっていない可能性があります。北海道や札幌市では、清掃業務の時給を７５円から１００円上げております。当市の状況はどうでしょうか。また、受注企業に対してどのような要請をしていますか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 役務提供型委託業務、清掃業務とかですけれども、については統一単価をもって積算を行っております。最低賃金、社会保険料、労災保険、雇用保険等でございますが、滝川市では役務提供型委託業務については最低賃金法等により労務者の賃金を設定しているところであり、これらの設定単価と北海道や札幌市が使用している国土交通省官庁営繕部が作成した平成２５年度建築保全業務労務単価と大きな乖離は発生していないというふうに認識しております。したがって、労務単価については労働保険料を含めて積算していることもあり、受注者に対して特段要請をしている状況はございません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 大きな乖離はしていないということですから、では清掃員Ａ、Ｂ、Ｃで伺います。市が幾らに対して建築保全業務労務単価が幾らと、この比較で伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ２５年度でＡ、Ｂ、Ｃそれぞれではなく平均なのですが、１日７，８３３円、そして滝川市の単価でいいますと１日７，７７７円という単価になってございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ほぼ一致しているということは、これまで滝川は高かったということなののでしょうか。もう少し詳しくは別の機会にしたいと思います。

次に、指定管理での労務単価について伺います。指定管理における清掃や設備管理、施設管理事務などの積算労務単価については、契約年数や時期もさまざまですが、同様に伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 指定管理者へ支払う管理代行負担金につきましては、各該当業務において年度当初に単年度もしくは複数年度にわたる協定書を取り交わしており、本年度の業務についてはここで決められた負担金の範囲で業務を遂行していただくこととなっておりますことから、期間途中において市としてこうした単価をアップするといった措置は行っておりません。また、管理代行負担金の基準額の算定に当たっては、適正な水準での設定に努めているところではありますが、委託業務と同様、現状賃金等の支払いについて指定管理者に対する要請等は行っておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 道が行っているように、委託先あるいは指定管理先の職員がかけられるような先ほどのようなホットラインを市として設ける考えはございませんか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 私勉強不足で、その効果等についてこれからいろいろ勉強させていただきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、安倍政権の政策で唯一これは評価できるというぐらいなところですよ。ですから、建設事業は単価アップしたけれども、委託や指定管理では相変わらずだということではいい政策が泣きます。今勉強されるということですから、しっかりと進めていただきたいと思います。

## ◎6、教育行政

### 1、パークゴルフ場について

### 2、図書館機能の拡大について

最後、教育行政に移ります。まず、パークゴルフ場についてですが、料金も示さない、実施設計のデザイン公開は11月など、市民も雲をつかむような状況です。具体的な計画を示し、誰でも参加できて意見を聞く場をいつ持つのでしょうか。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 利用料金につきましては、昨日の関藤議員の答弁の中でも申し上げましたけれども、経費を試算をいたしております。それを利用者で割った額という形で、今試算として584円というものを示させていただいております。これについては、これからさまざまな要素を加えながら検討すべきものというふうに思っておりますし、その案の中でも示しておりますけれども、市民にどう還元をしていくものにしていくかというようなことも含めて、これから詳細を検討していくということにしております。まずは、試算という形で数字だということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、まだ設計が進んでおりません。来週になりますけれども、プロポーザルによる設計委託業者の選定が行われるということになっております。その業者が決定した段階の早い時期に、提案された内容というものを市議会議員の皆様、それから市民の皆様にお示しをし、設計に当たってのご意見を伺いたいというふうに思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 前段ちょっと言い忘れました。私は、3月市議会で実施設計については市民への説明が不十分であり、延期すべきというふうに討論をしております。しかし、市民自慢のパークゴルフ場建設そのものには賛成の立場での質問になります。なお、昨日4名の議員から大変長い質問がありましたので、それを踏まえて行いますが、意見を聞くということは、そこで出た要望は取り入れるような、そういう余裕がスケジュールや、あるいは市の姿勢の中にちゃんとあるのかということをお伺いします。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 現在進めている作業というのは、まずは設計委託業者のほうに提案をしていただくと、河川敷を使ってどのようなパークゴルフ場をつくるのが可能なのか、あるいは形状を生かしてどのような提案をしていただけるのかと、そういうことがまず出てまいります。当然まだ設計の段階に入る前段でございますので、市民の皆様はその提案内容ということをお示しをしながら、取り入れられるものについては業者にきちっとつないでいながら、意見交換をしながら設計の中に加えていただくということの取り入れ方、意見をいただくということについては十分検討していきたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今度は、最低100人は入るような会場でやるということによろしいでしょうか。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 まだ一回も開いておりませんので、次はということではないのですけれども、多くの市民の皆様が参加いただけるような会場というようなことは考えていきたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 そこで、次に移りますが、既存パークゴルフ場を残さなければ私はパークゴルフ難民が生まれることを危惧します。既存施設への支出は、昨日のご答弁で230万円ほどと答弁がされました。また、既存コース管理の多くをボランティアに依存していることを踏まえて、予算を少しこれに加えて市が管理して残すべきというふうに考えますが、お考えを伺います。また、その際、初心者コースとしては旧ツツジコースで実施設計を始めておりますが、18ホールの維持管理費予定額を既存施設の予算に加えて移すべきという小野議員らが提案をしているふれ愛の里コースを活用することについて、昨日のご答弁では農政部と協議するということでした。私は、農政部との協議でこの一般質問を終わりたいのです。ふれ愛の里にとってもよい、平成橋ゴルフ場にとってもよいということであれば、今市が200万円かけている委託中央バス路線とも言えるふれ愛の里線、これを増便をする、あるいはシャトルバス化をすると、そういった両方が栄えるような、また市民が行きやすい、そういう初心者コースについてお考えを伺います。

○議長 長 庄野教育部参事。

○庄野教育部参事 既存のパークゴルフ場の管理というものの経費と、それから新しく整備するパークゴルフ場の経費ということにかかわってくるわけですが、今考えている内容としては総体を一括管理できるような形での運営管理をしたいというふうにも考えてございますので、78ホールプラス無料のコースの18ホールがございまして、そういうものは一体として考えていきたいというふうに思っています。ただ、ほかの今あるパークゴルフ場について、これから検討していく話でございますので、その部分をどうするというようなことはこれからの話でございます。やめる、やめないとか、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。今進めているのは新しいパークゴルフ場の管理を中心に考えてございますので、既存のパークゴルフ場の管理についてのやりとりということは、きのうもちょっとお話をさせていただきましたけれども、そういう形

での考え方をしております。今申し上げましたように、現時点で新たに整備する無料18ホールというものと有料の72ホールでございますけれども、一体管理ということを基本に縮減を図ればというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、ふれ愛の里のパークゴルフのコースについては、これは今ふれ愛の里が指定管理の中に含めてグリーンズさんが管理をしているところでございますけれども、多くの利用者の方も現在いらっしゃるというパークゴルフ場でございますので、今後のあり方については十分所管をしている農政部、ふれ愛の里とも協議をしてまいりたいというふうに思っております。その延長線上にということになりますけれども、議員おっしゃられましたパークゴルフ場までの路線延長、あるいは便数の増という話でございます。ご提言をいただいたというふうに受けとめさせていただきたいと思いますが、市民生活路線として今運行されているということでもございます。新たなパークゴルフ場の利用者の動向、利用実態を見ながら路線延長あるいは便数の増について十分検討課題としていきたいというふうに考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 既存のパークゴルフ場についてどうするのかということについて、これからの問題と言うから、ちょっと考え方が3議員が質問したらこんなにも変わるのかと思ったら、やっぱりまた集約という言葉が出てきたのです。集約するということは、やはり既存の施設を大幅に減らすという考えに変わらないということですか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 これまでの答弁でも申し上げてまいりましたとおり、それぞれの既存のパークゴルフ場をご利用いただいている団体とまだ全部の協議が終わったわけではございませんので、そういう協議を経ながら最終的に判断をしていく必要があるというふうに思っております。新しいパークゴルフ場と、議員さんは平成橋ゴルフ場というふうに仮称でおっしゃったようですが、その問題と別個だという問題ではなくて、当然同時に考えなければならないということですが、先ほど申し上げました設計のほうは進んでおりますけれども、既存のところは先ほど申し上げましたようにまだ利用者の方とも協議が終わっておりませんので、そういう協議を経ながら判断をしていくべきだというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 平成橋のところの市民自慢のゴルフ場は、既存施設を利用されている方の半分の方が利用すると言っているのです。ということは、既存施設をなくしたら半分の方は利用できなくなるのです。そういうことは絶対に防ぐという考えについて教育長のお考えを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 その件につきましてもきのうお答えしておりますとおり、今平成橋のゴルフ場で予定をしております人数はあくまでも有料の利用者数の見込みでございまして、現行の5万6,000人引く3万人何がし、残り2万人の方がイコール難民になるという考えではありませんので、そういう意味では無料のパークゴルフ場も整備をするということで、そういう対応をしていきたいという考え方に変わりはございません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 残念ながら時間がございませんので、最後の図書館機能の拡大についてに移ります。

まず、市役所への移転で若者や子育て世代が利用する市内でも有数の施設になりました。高校卒業後も地元で幸せに生きられるよう、文化、スポーツなどの社会教育施設を充実させることが市政の重要な役割です。子供、青年、子育て世代からどのような評価を受けているか、また主な要望とそれに対する対応について伺います。

○議長 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 図書館移転に伴い、新図書館は基本方針として出会いと命の森図書館を掲げました。子供から大人まで幅広く命の大切さを発信し、その特色づくりとしてこども図書館、情報図書館、市民協働の事業や機能の充実を目指して取り組んでいるところです。現在移転前と比べて多くの市民の方々にご利用いただいているのは、立ち寄り型の可能な立地のよさを含めて、移転時の方針に基づいたこうした新たな取り組みの成果が少しずつですが、実を結んでいると考えています。さて、ご質問の件ですが、図書館の市庁舎移転に伴い、移転後の利用に係るニーズを把握し、図書館の利用向上に役立てることを目的として、平成24年度に利用状況、満足度等に関するアンケートを実施しました。移転前の平成22年度に実施した同様のアンケート結果と比較して、市民の利用度や満足度にどのような変化があったのか、効果を検証しております。このアンケートは、市民全般に対する調査と図書館来館者に対する調査で、市内在住の12歳以上の市民を対象に1,500人を無作為抽出したものと図書館に来館した中学生以上の利用者390人に協力をお願いしたものです。それによると、今の図書館に満足しているかという問いに対しては63.3パーセントの方から満足、やや満足という評価をいただき、移転前の調査16.7パーセントから大幅に向上いたしました。移転前調査では、遠くて行きにくいのが図書館に行かない理由として最も多く、約3割を占めていましたが、移転後は6.3パーセントと大幅に減っています。また、図書館への交通手段は何ですかとの問いに対しては、公共交通機関や徒歩、自転車の割合が増加しており、街なか移転の効果があらわれております。来館者アンケートの回答の年齢構成を見ますと、10代から20代の伸びが男女とも大きいことから、青年、子育て世代、10代の若者から指示を受けていることがわかります。中学、高校生の方々は学習室の利用も多いことから、臨時的にロビーにテーブルを置くなどの対応も行っているところです。次に、サービス面での評価についてですが、新刊図書、新刊雑誌や資料の充実が最も多く、次いで開館時間が長い、本が探しやすい、館内の読書環境がよいとの順になっています。特に子育て世代の女性からは、子育て情報の充実が評価されているところです。要望としては、さらに新刊図書、新刊雑誌を充実してほしい、もっと暮らしや仕事に役立つ情報が欲しいという意見が多く寄せられていることから、ニーズに合った選書やポイントを絞ったコーナー展示などを行うなど、今後もさらに魅力ある図書館づくりに取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次に移りますが、蔵書のデータベース化で本を探すことが瞬時にできるようになっています。雑誌もふえました。しかし、新聞の活用という大きな分野が残されているのではないでし

ようか。そこで、まず庁舎で購入している新聞、雑誌は何種類あるのか。

2点目として、図書館で閲覧できるようにできないか。

3点目として、一般紙は保管しているが、検索ができないために利用も限られます。各新聞のデータベースは図書館価格が安価であり、導入で新聞検索と活用の飛躍的向上を目指すべきと考えますが、お考えを伺います。

○議 長 河野教育部参事。

○河野教育部参事 本年5月に定期刊行物に関する調査を行いました。庁舎で購入している新聞、雑誌は、図書館で購入している新聞9紙を除くと68紙、このうち新聞は17紙ありました。新聞、雑誌は、業務上必要なものを各所管で購入し、活用していることから、所管に常備しておく必要があります。しかし、所管での必要性を勘案しながら、例えば日本教育新聞などの専門紙の閲覧については検討していきたいと考えております。

次に、滝川市立図書館は北海道新聞のみ原紙を保存しております。ただし、平成6年までの郷土関連記事スクラップがマイクロフィルム化されているものの、それ以降は新聞原紙が保存されているのみで、データとしては未整備となっています。歴史資料のデータを蓄積するアーカイブとしての貴重な新聞を市民の皆さんに有効に利用していただくツールとして、道具として北海道新聞のデータベースの利用を検討してきた経緯があります。しかし、今現在は導入には至っておりません。これは、利用状況と経費とのバランスがどうあるかという課題について検討しているということなのですが、ただ新図書館の特色の一つである情報図書館として利用者の問い合わせに迅速に対応することが可能となるとともに、新たな利用者の発掘につながることも期待されることから、他の図書館の導入状況等を踏まえながら検討していきたいと考えております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、ある図書館で新聞のデータベースの威力を、本当にすごいと感じました。明治時代の新聞とか、あるいは1945年8月14日の新聞と15日の新聞をほとんど二、三分で出せるのです。滝川にも在住されている著述業の方がかなりいらっしゃると思うのですが、そういう方たちはこれまで書籍、重要な歴史資料を活用してきた。これがGサーチなんか使うと全ての雑誌、新聞を見れますから、本当に飛躍的な滝川初の著述業のプロを輩出すると、こういうことにもつながると思いますので、検討を深められ、ぜひ予算化されることを希望いたしまして一般質問を終わります。

○議 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

12時を回りましたので、この辺で休憩いたします。再開は13時10分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時10分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第3 議案第16号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第3号）

議案第17号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第18号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）

議案第19号 平成25年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第20号 平成25年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第21号 平成25年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第22号 職員の給与の臨時特例に関する条例

○議長 長 日程第3、議案第16号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第3号）、議案第17号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第18号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）、議案第19号 平成25年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第20号 平成25年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）、議案第21号 平成25年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）、議案第22号 職員の給与の臨時特例に関する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉井副市長。

○吉井副市長 ただいま上程されました議案第16号 平成25年度滝川市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、後ほど説明申し上げます議案第22号 職員の給与の臨時特例に関する条例により、特別職及び一般職の職員の給与等についての減額の補正となっております。東日本大震災を契機として防災減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっていることから、本年1月24日に公務員の給与改定に関する取り扱いについてが閣議決定され、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったところでございます。また、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が4月より施行となっておりますが、地方公務員給与費の臨時特例として7月から国家公務員と同様の給与減額支給措置を実施することを前提に単位費用の額が改正されているものでございます。市職員労働組合と給与減額支給措置について協議を重ねてまいりましたが、このたび期末、勤勉手当の取り扱いを除き、市職員労働組合と合意に至りましたので、給料等の減額補正を提案したいとするものでございます。なお、期末、勤勉手当の取り扱いにつきましては、手当の基準日となります12月1日の施行に間に合うよう継続協議してまいります。

1ページをごらんください。第1項で、歳入歳出の総額からそれぞれを1億1,682万9,000円を減額し、予算の総額を207億4,718万4,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款6項1目監査委員費、補正額17万9,000円の減額につきましては、監査の執行に要する経費の補正でございます。特別職及び一般職の職員の給料等の減額に伴い、本年7月からの監査委員報酬の減額を行いたいとするものでございます。

4款1項6目他会計繰出金、補正額706万円の減額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。同様に、本年7月からの給与等の減額に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金並びに病院事業会計繰出金の減額を行いたいとするものでございます。

8款4項4目公園緑地造成費、補正額29万2,000円の減額につきましては、公園緑地造成事業費の補正でございます。建設事業に関連する人件費を公園緑地造成費で予算措置しているところであり、同様に本年7月からの給与等の減額を行いたいとするものでございます。

9款1項1目消防費、補正額1,718万円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。同様に、本年7月からの給与等の減額に伴う滝川地区広域消防事務組合負担金の減額を行いたいとするものでございます。

13款1項1目職員費、補正額9,211万8,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。同様に、本年7月からの給与等の減額を行いたいとするものでございます。

以上、歳出合計で1億1,682万9,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。19款2項1目基金繰入金1億1,682万9,000円の減額でございますが、当初予算にて財政調整基金より3億円の繰入金を見込んでおりましたが、職員の給与等の減額に伴い、減額補正したいとするものでございます。

以上、歳入合計で1億1,682万9,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第16号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 伊藤市民生活部参事。

○伊藤市民生活部参事 議案第17号 平成25年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、さきの議案第16号、一般会計補正予算（第3号）と同様に、本年7月からの国民健康保険特別会計に属する職員の給与等についての減額補正でございます。

1ページをお開きください。第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億7,227万9,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書でございますので、お目通しのほどをよろしくお願いをいたします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額146万3,000円の減額につきましては、本年7月から給与等を減額することによるものでございます。

歳出合計で146万3,000円の減額となったところでございます。

なお、10ページの給与費明細書につきましては、お目通しのほどよろしくお願いをいたします。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。8款1項1目一般会計繰入金、補正額146万3,000円の減額でございます。職員給与費等につきましては一般会計からの繰入金を財源としておりますことから、給与等の減額分を職員給与費等繰入金で減額するものでございます。

歳入合計で146万3,000円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 建設部技監。

○建設部技監 議案第18号 平成25年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正につきましては、先ほど説明のありました議案第16号、一般会計補正予算（第3号）と同様に、公営住宅事業特別会計に属する職員の平成25年7月からの給与等の減額を行うための補正であります。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,985万8,000円とするものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところとしております。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しいただきたいと思います。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。1款1項1目市営住宅管理費、補正額140万9,000円の減額につきましては、給与等に要する経費の補正でございます。一般職の職員の給与等の減額に伴い、本年7月からの給与等の減額を行いたいとするものでございます。

以上で歳出合計で140万9,000円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。1款1項1目住宅使用料140万9,000円の減額でございますが、一般職の職員の給与等の改定に基づいた給与減額分の財源措置を住宅使用料で行いたいとするものでございます。

以上、歳入合計で１４０万９，０００円の減額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第１８号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議案第１９号 平成２５年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

今回の補正は、先ほど説明のありました議案第１６号 平成２５年度滝川市一般会計補正予算と同様に、本年７月からの給与等の減額を行うことに伴う給与等の減額補正でございます。

１ページをごらんください。第１項で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４３０万８，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億４，２３０万９，０００円とするものでございます。

第２項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

２ページ、３ページは第１表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、８ページ、９ページをお開き願います。１款１項１目一般管理費、補正額２２８万４，０００円の減、２項１目賦課徴収費、補正額４８万円の減、３款１項１目介護予防事業費、補正額７０万２，０００円の減、２項１目包括的支援事業費・任意事業費、補正額８４万２，０００円の減額につきましては、いずれも本年７月からの給与等を減額補正したいとするものでございます。

以上で歳出合計で４３０万８，０００円の減額となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしましてので、６ページ、７ページをお開き願います。１款１項１目第１号被保険者介護保険料３２万４，０００円の減、２款２項２目地域支援事業交付金１７万５，０００円の減、３目地域支援事業交付金３３万３，０００円の減、３款２項１目地域支援事業交付金８万８，０００円の減、２目地域支援事業交付金１６万６，０００円の減、４款１項２目地域支援事業交付金２０万４，０００円の減、６款１項１目一般会計繰入金３０１万８，０００円の減額につきましては、それぞれ歳出の減額に伴う負担割合等に応じた減額によるものでございます。

以上、歳入合計で４３０万８，０００円の減額となり、歳入歳出それぞれ４３０万８，０００円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ３３億４，２３０万８，０００円としたいとするものでございます。

以上を申し上げまして議案第１９号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（何事か言う声あり）

○保健福祉部長 大変申しわけありません。補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ３３億４，２３０万９，０００円としたいとするものです。

以上でございます。

○議長 建設部長。

○建設部長 議案第20号 平成25年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第16号、平成25年度一般会計補正予算（第3号）で説明がありました提案理由と同様で、下水道事業会計に属する職員の平成25年7月からの給与等の減額を行うための補正であります。

1ページ目をお開きください。第1条は総則でございます。

第2条は、平成25年度滝川市下水道事業会計予算第3条の表に定めた収益的支出の予定額のうち、第1款公共下水道事業費、第1項営業費用に計上しています給料、職員手当及び法定福利費を合わせて81万6,000円を減額したいとするものであります。

第3条は、当初予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費2,871万円を2,789万4,000円に改めたいとするものであります。

2ページから7ページにつきましては、補正予算実施計画書、資金計画書、給与費明細書、予定貸借対照表でございますので、お目通しをお願いいたします。

8ページをお開きください。収益的支出明細書についてご説明申し上げます。款及び項につきましては先ほど説明いたしましたので、目以下について説明させていただきます。1款1項1目管渠費で81万6,000円を減額し、補正後の税込み額を3,614万3,000円とするものです。内訳といたしまして、税込みで給料で55万9,000円、手当で13万7,000円、法定福利費で12万円をそれぞれ減額補正したいとするものです。

以上、議案第20号 平成25年度滝川市下水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 病院事務部長。

○市立病院事務部長 議案第21号 平成25年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議案第16号、一般会計補正予算（第3号）と同様で、病院事業会計に属する職員の平成25年7月からの給与等の減額を行うための補正でございます。

1ページをお開き願います。第1条は総則です。

第2条では、平成25年度滝川市病院事業会計予算第3条の表に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したいとするものです。

最初に、収入ですが、第1款病院事業収益を257万9,000円減額し、補正後64億3,149万5,000円に、第3項高等看護学院収益を257万9,000円減額し、補正後9,356万1,000円とするものです。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用を7,556万3,000円減額し、補正後68億6,086万8,000円に、第1項医業費用を7,298万4,000円減額し、補正後65億6,528万8,000円に、第3項高等看護学院費用を257万9,000円減額し、補正後9,356万1,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正したいとするものです。（１）、職員給与費を7, 556万3, 000円減額し、補正後37億3, 194万4, 000円とするものです。

2ページから7ページまでは、補正予算実施計画書、資金計画書、給与費明細書、予定貸借対照表ですので、お目通しをお願いします。

8ページをお開きください。収益的収入及び支出明細書についてご説明申し上げますが、款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。支出から説明させていただきます。第1款第1項1目給与費では7, 298万4, 000円の減額で、補正後36億5, 339万5, 000円とするものです。内訳といたしましては、給料で5, 599万3, 000円を、手当で485万6, 000円を、法定福利費で1, 213万5, 000円をそれぞれ減額補正したいとするものです。

第1款第3項高等看護学院費用、1目給与費では257万9, 000円の減額で、補正後7, 854万9, 000円とするものです。内訳といたしましては、給料で199万9, 000円、手当で14万6, 000円、法定福利費で43万4, 000円をそれぞれ減額補正したいとするものです。

次に、収入ですが、第1款第3項1目学院収益で補正額257万9, 000円の減額で、補正後9, 356万1, 000円とするものです。支出で申しあげました学院給与費の減額に伴い、一般会計負担金を257万9, 000円減額補正したいとするものです。

以上、議案第21号 平成25年度滝川市病院事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 総務部長。

○総務部長 議案第22号 職員の給与の臨時特例に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度における地方公務員の給与については、東日本大震災等を契機とした国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がなされたところであり、あわせて本年4月1日には地方交付税の減額に向けた改正地方交付税法が施行されたところであります。本条例は、こうした国の要請等を踏まえて、さきの市職員労働組合との合意に基づき、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における滝川市職員の給与を減額するため制定したいとするものであります。

それでは、議案第22号、1ページをお開きください。第1条であります。平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における一般職の職員の給与に関する条例等の特例に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条であります。第1項は給料の減額支給に関する規定であります。医療職給料表（1）の適用を受ける医師を除き、給料月額におおのの職員に適用される以下の表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる規定となっております。

第2項第1号は、管理職手当の減額支給に関する規定であります。医療職給料表（1）の適用

を受ける医師を除き、管理職手当の月額に100分の10に乗じて得た額に相当する額を減ずる規定となっております。

第2号につきましては、休職者の給与に関する規定でございますので、お目通しください。

2ページをお開きください。第3項は、勤務1時間当たりの給与額の減額に関する規定であります。第1号は給与の減額、第2号は超過勤務手当に係る勤務1時間当たりの給与額について第1号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる規定となっております。

第4項につきましては、給与条例附則第8項の規定の適用を受ける職員であります職務の級が6級以上で55歳に達した日後の職員に係る給料等の読みかえ規定でございますので、お目通しください。

第3条であります。平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員の給料月額から減ずる割合を100分の16.3から100分の23.3に引き上げたいとするものであります。

第4条及び第5条につきましても、同様に教育委員会教育長及び監査委員の給料月額等について特別職の職員と同様な規定をしたいとするものであります。

第6条及び3ページをごらんいただきまして第7条であります。介護休暇及び部分休業に係る勤務1時間当たりの給与額について第2条第3項への読みかえをする規定でございますので、お目通しください。

第8条につきましては端数計算、第9条につきましては規則への委任の規定でございますので、それぞれお目通しください。

附則であります。この条例は、平成25年7月1日から施行したいとするものであります。

議案参考資料につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第22号の説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。荒木議員。

○荒木議員 このたびの国の措置に対する見解を求めるものですが、2点ございます。

1点目は、先日の渡邊龍之議員の一般質問の答弁で総務部長から、地方交付税を手段とした今回の措置はあつてはならないこととしながらも、一方で国の要請に基づく東日本大震災を受けた例外的、時限的な措置である等々の一定の見解が述べられております。これは滝川市の統一の見解というふうには認識をいたしますが、私は本当に例外的な措置に終わるのだろうかという懸念がございます。地方交付税総体を減額をしていこうという、そういう大きな流れの一環ではないかという疑念があります。そこで、お伺いをするのですが、そもそも地方交付税というのは国が地方公共団体にかわり便宜的に一括に徴収しているもので、地方税であり、地方の固有の財源だというふうに思っています。また、国庫支出金とは異なり、本来使途が限定されない一般財源を今回国が不当な法改正で搾取していると、今回の国の行為は地方分権に逆行し、従わなければペナルティー、さらなる交付税減額を暗に示唆し、意図的にリークする、ある意味強迫的で強権的な中央集権的手法であることを十分勘案した上で、自治体財政を預かる首長としての前田市長の見解を伺います。

もう一つは、これはことしの3月14日に行われました第2予算審査特別委員会でのやりとりの要旨を申し上げます。第2予算審査特別委員会の病院事業会計の質疑の中で水口委員から、要するに今回の給与改定、一般会計の中で地方交付税が削減されて交付されるという見通しの中で看護師の待遇について懸念はないのかという質問に対して、堤病院長はこういうふうにお答えをされています。要旨ですが、非常に苦渋を持って考えているところでありまして、いろいろ申し上げられているのですが、特に看護師の場合は極端に人材が不足しておりまして、看護師さんがいろいろな病院の待遇面を見るときに札幌の民間病院の待遇と当然比較していて、明らかに不利な条件をつくっていけば看護師さんが減っていくのは当然だと思うというふうにお答えをされております。看護師確保が特に市立病院に与えられている命題だというふうに認識をしますので、看護師に影響があるのではないかということの見解を市立病院事務部長に伺います。

○議 長 答弁を求めます。病院事務部長。

○市立病院事務部長 今回の給与の減額についての病院の影響ということに関してのご質疑ですが、院長先生がお話ししたように、給料というのはやはり勤務する職員にとって病院を選ぶための重要な条件の一つであるというふうに思います。また、給料で職場を渡り歩くといえますか、かわっていく人たちもいないというふうには言えないかと思えます。今回の給与の減額により、当院に勤務している看護師が他の病院に移動するというようなことが絶対にないとは言えないというふうに思いますが、仮に今回の給与の削減で転職をしたいという職員が出た場合につきましては、給与面だけではなく、当院の勤務環境、また教育制度の問題、また共済制度、福利厚生面、トータル面での当院のよさを説明するなどし、引き続き当院に勤務していただけるような対応をしていきたいというふうに考えているところです。

○議 長 市長。

○市 長 本来地方が自主的に決定すべき給与につきまして、長年にわたり実施してきました総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレス指数の単年度比較のみで引き下げを要請したことはまことに遺憾でございます。その上、国が地方固有の財源であります地方交付税を給与削減のための政策誘導手段として用いたことは、財政自主権をないがしろにするものであり、到底容認できるものではないわけでありまして。しかも、わずか1回の国と地方の協議の場に提示されただけで、議論もなされず実行されたことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうものであり、荒木議員の質疑にあるとおり、地方分権に逆行する行為であるという思いは全く同じであります。しかしながら、先般の一般質問で総務部長のほうからご答弁させていただきましたとおり、東日本大震災を受けた例外的、時限的な措置であること、将来的な財政に及ぼす影響や住民サービスへの影響を勘案する中で大変重く、そして苦しい決断ではございますけれども、市長として今回の要請に取り組むべきと判断したところでありまして。今回の国のやり方はあってはならないことでありまして、今後二度と同様なことが行われることがないよう、市長会等を通じて引き続き声を上げていくつもりでございます。ご理解をいただきたいと思います。

○議 長 渡辺精郎議員。

○渡辺議員 それでは、議案第22号の職員の給与の臨時特例関係につきましてまず質疑をしたい

と思います。

3点ほどあるのですが、まず1点目ですが、レスパイレース指数につきまして、今回の削減も数えまして、さきの生活保護詐欺事件の返還金で穴埋めをしましたから、その部分を除外してのレスパイレース指数のほうはどれぐらいになるのか、これをちょっと参考までにお問い合わせをしたいと思います。もう一度申し上げます。今回の削減を数えて、さきの生活保護事件で返還金のほうを出しましたから、それを除外して、それを出していないとして、そのときのレスパイレース指数をお願いします。これが1点目でございます。

2点目ですが、ただいまの荒木議員と似ているわけでありましたが、まず医療職給料表の（２）、（３）、多数の看護師さんたちがいらっしゃいますこの給料表、さきの生活保護詐欺事件の返還金についてもただいま市長もこれはざんきにたえないと、こういうようなことでございまして、今回はこれはやっぱり除外をすべきではないかなと、こういうふうに思うわけですが、これは係のほうとしての答弁で、しかも刷新市長としてそのときの拠出金について悔恨の言葉、これを述べていただいて、ぜひ今回は除外すべきではないかということで、関連してここを答弁願いたいと思っております。私の質疑としては、今回は除外すべきではないかということでもって、それでもなかなかできないということであれば、その返還金のときの埋め合わせ、これについては極めて遺憾だとかどうのこうのという市長の現在の市長としての悔恨の言葉をお願いします。刷新市長でございますから、ぜひお願いします。

3点目でございますが、4月1日付の改正地方交付税法、この中で地方公共団体の給与削減を説いて、交付税との関係を定めた部分があるそうでございますが、その部分をそっくりそのまま読み上げて紹介をしていただければと思っています。

以上、大きく3点、よろしくお願いします。

○議長 長 まず、渡辺精郎議員、ちょっと確認をさせていただきます。

まず、1点目、ラスパイレース指数をちょっと違う言い方をしておりますので、まず訂正の発言をいただきたいということと、3点目の質疑は改正された法律の条文を読み上げてほしいという質疑でよろしいのですか。

○渡辺議員 ほんのその部分だけ。

○議長 長 そうしたら、まず1点目の質疑のラスパイレースをレスパイレースというふうに言うので、訂正をお願いします。

○渡辺議員 ラスパイレース指数について、それで先ほどの内容で、即刻できなければ仕方ないかもしれませんが、概算でも結構ですから、お願いします。

○議長 長 それでは、以上3点の質疑でございますが、答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 医療職の（２）、（３）の部分を除外すべきだと考えるがという部分を私のほうから答弁させていただきたいと思います。

今回の削減要請、国からの要請につきましては、そういった職員も含めての要請であったということがまず、そういう要請に対して市として苦渋の決断であっても取り組まざるを得ないと判断したと。それと、そういった医療職の方であっても我々としては職員全体、一定の職種を除くとかで

はなくて全体としてどうするかという考えの中で判断させていただいたということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 条文そのものということでお話しいただいたのですが、今すぐ用意できるものがなくて、概要という部分では今書類が見つかりましたので、紹介させていただきたいと思います。地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の概要。平成25年度当初予算関連法案。1、一般財源総額の確保と地方交付税の算定内容の改正等（通常収支分）として、（1）として地方交付税等の一般財源総額について平成24年度と同水準を確保すると、（2）として地方公務員給与費の臨時特例として平成25年7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に単位費用の額を改正というふうになっています。以下（3）以降あるのですが、関連する部分はその部分となっております。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 総務部長から今回の措置について職員全体ということの説明がございましたけれども、給与というのは職員にとって生活の根幹をなす非常に重要なものであります。職種に応じまして給料表というものが決まって、職務に見合った金額が定められて、みんなそれぞれ真面目に仕事をしているというふうに思っています。したがって、先ほどの看護師さんの問題につきましては、看護師さんの確保については今7対1看護体制の維持の面からも非常に重要な課題でありますし、大変重要な職種だということは認識をしておりますけれども、市全体にとりましては全職種の皆さんが貴重な職員、戦力であるということの中で職員全体で今回対応することとしたという中身でございます。ただ、看護師さんの関係につきましては、昨年院内保育所等も開設をいたしました。そういう給与以外の面でのフォローアップということにつきましても、今後とも全力で取り組んでいきたいなというふうに思っております。ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 長 市長。

○市長 前回の生活保護不正のときの医療職が返還に入ったということに対しての私の考え方ということでございますけれども、そのときにはそれなりの判断をされて議会に提案をされ、それが議決され、実行されたものというふうに思っております。その中において、残念な事件ではございました。ただ、そのときの判断でそのようにされたということでございますので、私としてはそのように、残念というしかございません。

以上です。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 生保分関係なく、仮の積算上ですけれども、101.2となっております。

○議長 長 答弁が終わりました。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 山崎部長の101.2ということであれば、これは生活保護事件の返還金を出していないというときに、今回の削減を含めてそのラスパイレス指数は幾らになるのかということで、それが私の聞きたいところ。これは今の試算値とほとんど同じでございますので、さきに削減をしていなかったときに、そして今回削減したならばラスパイレス指数はお幾らになるのかと単純に聞い

ているところなのです。１０１．２というのは、当然生活保護で拠出金も受け入れて、そして計算した。そして、今回も削減した。そのラスパイレス指数ですから、だからさきの拠出金をもし出さなかったときの計算は一体お幾らになるのかと単純に聞いているのです。余り難しく聞いておりません。

○議 長 渡辺精郎議員は単純な質疑ですというお話を発言されておりますが、答弁する側が理解をしておりません。それで、ちょっとこちらから聞き直しますが、ラスパイレス指数を比較をされたいということだというふうに思うのですが、今の１０１．２は今回提案している段階のラスパイレス指数です。何年何月の断面のラスパイレス指数がお知りになりたいのか、何年何月という形で言っていただけますか。

○渡辺議員 それは、平成２２年、２１年というところだと思いますが、そのときに職員分、そして当然看護師分もみんな削減したわけですから、それを削減しなかったとき、削減しないで、そして今回の削減を入れて……

○議 長 わかりました。その当時の数字を持っているかどうか、わかりますか。

(何事か言う声あり)

○議 長 総務部長。

○総務部長 ２４年４月１日から生保のほうの拠出はもうしておりませんので、その時点で１０５．９だったのが国が削減をしたので、それに準じてうちが下げて１０１．２になるということです。既に生保のほうは、先ほど入っていない、関係ないと言ったのはそういう意味で、既に除かれている数字だということなのです。

○議 長 柴田議員。

○柴田議員 同じく議案第２２号なのですが、先ほど同僚の荒木議員が私の腹に据えかねる部分については全て披瀝していただきましたので、そのことについては質疑しません。

ただ、ちょっと重複するかもしれませんが、先ほど来医療職の給与の問題が出ていると、苦渋の決断だというお話なのですが、先ほどの事務部長のご説明を聞くと、本当に病院経営の根幹にかかわる部分に触れた問題であると私は認識しております。滝川市としての判断は今回そのことについては理解はできるのですが、ただ他の自治体病院においては医療職の２表にかかわる部分についての配慮がなされている自治体も実際あるわけです。滝川市がそれはできなかったという理由については今この場では語られておりませんので、はっきりとなぜ第２表の部分の配慮がなされなかったのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 今回の組合交渉で団交に私も２回出席をいたしました。副市長が２回団交に出たというのはここ四、五年なかったというふうにも聞いておりますけれども、それぐらい重たい交渉をしてきたというふうに思っております。先ほどの渡辺議員への答弁と重なりますけれども、給料というのは職員にとっての生活の根幹である。それから、看護師の確保の重要性はわかりつつも、職員、全職種のみみんなが貴重な戦力である。それゆえ職員全体で対応することとした。そして、一部の職種だけの取り扱いを異とすること、異なることについては、これは病院の中、そしてまた市職

員全体の中の一体感というもの、こういったものを保つ中では余りよくないのではないかなという判断もございました。看護師の確保については、先ほども申し上げましたけれども、重要なことだと思っております。全力で取り組みたいと思っております。給与以外の先ほど申し上げました院内保育所の開設、もろもろの看護師さんたちのご意見等も踏まえながら、病院と連携しながら市としてもこれから対応していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長 長 柴田議員。

○柴田議員 私は、別に渡辺議員と同じ質疑をしているわけではないのです。実際自治体病院で全体的に皆さんで負担するのだ、それは当たり前のことで、先ほど来総務部長からも副市長からも答弁いただきました。ただ、他の自治体病院を抱えている自治体では滝川市と異なる取り扱いを行って、相当な覚悟で医療職の確保に努めている自治体もあるということをどうご認識なのかということをお尋ねしているのです。そのことについてははっきりとご答弁をいただきたいと思います。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 今回の交渉の中では、ほかの自治体病院の関係についても情報収集もいたしました。その中で交渉させていただきましたけれども、幾つかの自治体病院では柴田議員おっしゃられているような措置をとられたところもありますが、それだからといって滝川市がこの病院の現在、それから将来について軽んじているだとか、そんなことは毛頭思っておりませんし、今回の措置につきましては総合的に判断をさせていただいて、組合と交渉させていただいたということでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 大きく6点お伺いをしたいと思います。

まず、第22号で、国家公務員給与臨時特例法は2012、2013年度の時限立法ですが、自民党の総選挙公約は公務員の総人件費を国、地方合わせて2兆円削減することであったことを考えると、7月からの8,504億円の減額は公約実行の形にほかなりません。そこで、国家公務員と地方公務員の給与削減総額は2012年度、2013年度でそれぞれ幾らになるのか伺います。

同じく、2点目として、地方交付税の減額分とほぼ一致するという答弁が昨日の一般質問の渡邊龍之議員へのご答弁でございましたが、この試算額について基準財政需要額、同じく収入額、地方交付税額の3点でお伺いします。

議案第21号で、市立病院の交付税削減については、まだ判明をしていないというふうに聞いております。7月に判明するとのことですが、現時点で、つまり今回妥結し、議案化されるまでの時点でこれが削減されるという情報はどのようなものがあり、またその根拠は何だったのか伺います。

自治体病院については3人の方から質疑がございましたが、具体的に近隣の自治体病院の医療職給与で一般行政職と違う扱いとした病院の事例についてお伺いいたします。

5点目として、今回この給与削減が、これまでも人勧による給与削減がそのままほぼ連動するということが例えば社会福祉事業団ではあったのかなと、そういったことが今回絶対にあってはならないということで、そういった法人には今回は特別違う事情なのだとすることをきちっとお伝えをするお考えについて伺います。

最後は、押しつけ、また圧力と受けとめられた政府あるいは与党等の文書や発言を幾つか挙げて  
いただきたいと思います。

以上です。

○議 長 答弁に時間を要するのであれば休憩を入れますが。

(何事か言う声あり)

○議 長 総務部長。

○総務部長 2兆円の部分ですけれども、2兆円の積み上げ部分の根拠については定かではございませんが、国家公務員は既に2012、2013で1年間当たり2,900億円程度の削減、そして地方公務員については国と同様にカットした場合1年間当たり1兆2,000億円程度の削減になると試算されております。ただし、2013年度は、7月実施という地財計画のもとで8,504億円の削減になったというふうに理解しております。ちなみに、地方公務員の給与の独自削減の状況ですが、直近の公表で2012年度、全団体1,789のうち54パーセントの966団体が年間総額で約1,500億円を削減しているという程度ということで理解をしております。

そして、基準財政需要額等の部分でございますが、交付税算定の中で給与費については単位費用の中に積算されておまして、給与費の減額は結果的には基準財政需要額の減額として算定されます。基準財政収入額には影響がありませんことから、交付税の影響額1億1,300万円がそのまま基準財政需要額の減額分ということになります。これは、単位費用の中で積算されている給与費を基準に滝川市の人口規模等によって補正して、7月以降の9カ月について7.8パーセント減額としての算出ということでございます。

それから、市立病院の交付税の関係なのですけれども、私のほうから情報提供させていただきますと、病院は給与費が単位費用として積算されておらず、現時点ではその影響が出るかどうかも含めて明確にはなっておりません。今後もし、どのようにという部分については、今の段階では申し上げることは難しいと思っております。

もう一点については、少々お待ちください。

○議 長 吉井副市長。

○吉井副市長 清水議員の最後の国の押しつけとか圧力とかという形の中での文書、発言どうのこうのということの具体的なことは別にしまして、全国市長会で今月かなり強い決議が採択されております。今までにない形ですけれども、ちょっと紹介しますが、国は都市自治体がこれまで国に先駆けて行ってきた総人件費の削減等の行革努力を一顧だにせず、ラスパイレース指数の単年比較のみでその引き下げを要請したことは自治の本旨にもとるものであり、まことに遺憾であると、こういうことから始まりまして、今後国は、国、地方を通じる中長期の公務員の給与、定数のあり方、地方行財政のあり方等、地方にかかわる重要な課題については国と地方の協議の場における十分な議論を経て決定すべきことを強く求めるものであるということが今月の5日に全国市長会の決議でされております。こういったことから、全国の市長さんたち、首長さんたちの中では今回の判断については苦渋の決断であったと、今後については今申し上げました決議の中で取り組まれていくものというふうに認識をしておりますので、そういった観点からご理解いただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 関連団体等さまざま、市の給与等を参考に行っている団体等についての部分でございますけれども、それぞれの中で決めているということでございますが、議員さんおっしゃるような必要な情報提供についてはそれは可能だと思っておりますので、参考にしやすいように配慮できる部分はしたいと考えております。

○議 長 近隣市町村の状況という質疑が1点残っていますが。総務部長。

○総務部長 失礼いたしました。近隣の公立病院の医療職給与ということでございますが、結果としてはもともと本則の初任給と比較しますと滝川市がトップで20万9,800円、最も多いのが国と同じ18万8,900円としているところが6市、2万円以上の差がございます。そして、今回の国の要請に応じて、既にラスパイレスが100以下のため改めて削減をしない市、7月から削減をする市などがありますけれども、近隣ではそれでも結果としては滝川市が一番高い20万842円ということの状況でございます。

○議 長 清水議員。

○清水議員 2点目ですが、きのうのご答弁はほぼ一致するという、その一致というのは病院事業会計を除く会計の基準財政需要額の7.8パーセント分、本来の需要額、これが1億1,300万円だったと、これが何か近いなということで一致するのではないかというようなご答弁だったというふうに思うのですが、市立病院については明確でないと、明確でないということであれば、国も求めているということですよ。国は、どのように自治体病院の医療職については自治体に求めたのでしょうか。

それと、近隣の比較については、今滝川が20万9,800円と、これは削減額ということでなくて初任給が滝川は高いという比較ですね、わかりました。ただ、近隣の自治体病院の中でどことどことどこが下げなかった、あるいは下げた。100以下というところは除いてもいいのですが、100以上のことについてどこが下げてどこが下げていないかということをお聞きします。

それと、押しつけ、圧力については、明確な言葉が出ないというのは、これは押しつけとか圧力って実はこちらがみずから感じているだけでないですか。具体的には東京に陳情に行っただとか、あるいは与党の国会議員と話す機会があったとか、そういうところで実際の圧力を受けたということなのではないですか。今のご答弁では圧力なかったというふうに受け取らざるを得ないので、お伺いしたいと思います。

○議 長 以上4点の再質疑でよろしいですね。吉井副市長。

○吉井副市長 先ほど押しつけ、圧力の関係については決議文の紹介で終わらせましたけれども、国としては法律を改正をして地方交付税を削減するという事の中での表現がございましたので、それについてはかなり自治体にとっては大きなことだなという受けとめは全ての自治体はしているかと思えます。あとは、決議の中の文言、表現において、それは清水議員にしんしゃくいただきたいと思えます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 先ほどの給与比較なのですが、一応事務的な資料は持ち合わせているのですが、

議決に及んでいるかどうかという部分がちょっとわからない部分がありますので、個別の病院名についてはご容赦いただければと思います。あと、病院については交付税部分については不明確ということでお話ししたのですけれども、国のほうは当然国の病院のほうは対象にしていまして、そして国の削減、地方もやりなさいと言っている内容については、交付税がどうだからではなくて、課長相当職以上については例えば9.77パーセント落としなさいよとか、一般職員であれば30歳以下の職員については4.77パーセント落としなさいとか、そういう国の要請があったということで、それをうちのほうは職員ともども計算して組み立てての削減内容となったということでございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 医療職については、砂川市立病院が医師を除き、一般行政職の2分の1と、総額7,500万円がその2分の1に相当するということです。それで、私はもう少し近隣とのタッグというか、共闘があるのかなというふうに思っていましたので、少し予想外ではありました。近隣の状況も押さえないで、よくも医療職を削減できたかと、ちょっと驚きですが、今の地方交付税の削減についても、たしか地方交付税法の中に地方公営企業体職員という一文が入っているだけですよ。しかし、地方財政計画の中ではそこは恐らく反映されていないという、先ほどの一般行政職が一致するということは、逆に言うと地方公営企業体のほうは地財計画の中では反映していないということの証明ですよ。そういうことからいうと、何か呪縛したという感じは大変失礼な言い方かもしれませんが、そういうふうに考えざるを得ないかと。これについての反論はございますか。

○議長 長 吉井副市長。

○吉井副市長 近隣との共闘まではいきませんが、同じ担当レベルでの情報交換等はする中でこのような形に持っていきました。また、病院側との話し合いも何度もさせていただきました。その中でこういう結論、今回の提案をさせていただいたということをご理解いただきたいと思いますし、決して呪縛した云々というような感想は持っておりません。よろしくお願いします。

○議長 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。渡辺精郎議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。私は、ただいま上程されました職員の給与の臨時特例に関する条例案を否とする立場で討論いたします。関連がありますので、給与削減を財源とする補正予算もすべて反対いたします。

この条例案のものは、国会において一般給与改正が行われ、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえて、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、地方公務員に国家公務員並みの賃下げを押しつける通知があり、これに絡めて地方交付税の減額を示唆した改正地方交付税法が施行されました。反対の理由を申し上げます。第1に、公務員の給与は人事院勧告に基づき検討され、決定していくというルールを無視して政府が一方的に決め、次に地方公共団体もこれに右倣えをせよ、従わなければ地方交付税を減額するぞとのいささか脅迫めいた施策は地方交付税法や地方公務

員法に反するもので、納得がいきません。第2に、安倍総理は成長戦略を口にし、一部大企業に賃上げを要請いたしました。総理大臣が口先だけでも賃上げの必要性を説いて、64万人の国家公務員の7.8パーセントの賃下げ、343万人の地方公務員に国並みの賃下げを押しつける通知は、地方自治の原則から逸脱したものと言わざるを得ません。滝川市としては、地方交付税の呪縛を超越すべく、意見書で政府にその不当性を訴えなければなりません。第3に、滝川市の自治体事情についてであります。ご承知のとおり、生活保護不正事件の後始末として、会計検査院や厚生労働省が不正支出に当たるので、生活保護費の補助金分を全額国に返還せよとの命令に何の抵抗も示さずに返還し、その穴埋めに職員に多額の金額を負担させて、今やっとその返済金も終わったと職員はせいせいしたばかりであります。その中でも病院医療職(2)、(3)の職員は、特に事件とは全く無縁の職場なのに一律市職員の一員とばかりにこの穴埋め拠出金を徴収したのであります。そうした事情を考慮するならば、特に看護職のご協力してくださった方々に感謝して、このような不条理な賃下げは免除すべきであります。私の意見は、看護職の方々の賛同を得られるものと確信しております。何となれば、医療職給料表(1)のお医者さんも除外扱いでございますから、看護職の方々の減額を猶予されることを申し上げたいのであります。

以上、市民の声連合の渡辺精郎の討論といたします。

○議長 荒木議員。

○荒木議員 私は、市民クラブを代表し、議案第16号から第22号までを可とする立場で討論いたします。

賛成の理由は、ただ1点のみであります。国の今回の措置における交付税削減分を放置すれば、最終的に市財政に大きな影響を与える。そして、市民サービスの低下を招くということにすることはできないという市の、市には理事者や、あるいは職員組合の判断というのにも含まれるわけですが、その判断を尊重するというのみであります。このたびの国の措置に異論を数点唱え、討論といたしますが、まず第1点目に地方の固有財源を不当な法改正で減額したこと、2番目に全国知事会や全国市長会など地方団体の反対意見に真摯に対応せず、非民主的に進めたこと、3番目に今回の市職員の削減のみがクローズアップされますが、実は滝川市に居住をする道職員、教職員あるいは警察官等々の職員も含めて地域経済に大いなる影響を与えることが懸念されること、4番目に過疎あるいは人口減少に苦しむ地域医療を担っている実態としては自治体病院だけであつたり、あるいは大多数を占めるという実態がございますが、そういった地域事情を認識せずに医療職、特に看護師の都市部民間への偏在を助長させる可能性があること、数え上げれば切りがありませんが、以上のような理由から異論を唱えて、賛成討論といたします。今後国、特に政府には、例えば輸出関連の大企業や外国人投資家の利益だけでなく、地域の実情にあった配慮を強く求め、討論といたします。

○議長 清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。私は、議案第16号から第22号までを否とする立場で討論します。

まず、組合との妥結は尊重いたします。しかし、以下の点で賛成することはできません。問題点の第1は、国による押しつけに抗し切れなかった点です。今回の削減の大もとは民主、自民、公明

による国家公務員給与臨時特例法です。また、それを根拠に地方財政計画で地方交付税を削減し、削減に応じない自治体には個別にさらなる削減をちらつかせながら進めてきた自民公明政権の高圧的な進め方が最大の問題点であるという認識は、全ての地方自治体が共有していると考えます。しかし、その圧力を地方交付税の削減以外の具体事例として答弁できないことは予想外であり、国の言いなりとまでは言いませんが、半ば呪縛を受けた状態であると言わざるを得ず、結局圧力に抗し切れなかった市長の判断に同意はできません。問題点の第2は、市立病院の医師を除く医療職員まで同じ削減としたことです。金額は7,556万3,000円です。今回の地方交付税削減に自治体病院医療職の人件費相当が含まれるという根拠はありません。さらに、これをもとに政府が今後圧力をかけるという根拠もありません。公立病院の医師、看護師不足に追い打ちをかけるような政策を自民公明政権がとっているとすれば、ゆゆしき問題です。医療職の削減は、すべきではありませんでした。なお、砂川市は、医師を除く医療職の削減率を2分の1としました。その差額7,500万円は、病院事業会計で長期的に負担するということです。問題点の第3は、民間賃金への波及とそれによる地域経済への影響です。日本経済が長期不況から脱却できない要因が国内の需要不足であり、その6割を占める国民の消費をさらに冷え込ませる政策には同意できません。なお、基準財政需要額の削減額は1億1,300万円であり、市立病院の交付税が減額されるかどうかは不明のまま組合との交渉、そして議案提出が進められました。この削減を一般会計で支えることについて、市民の理解を得ることは十分可能だったのではないのでしょうか。次に、意見を述べます。病院医療職に係る地方交付税削減が今後なければ、その分が病院経営の利益として残るわけですから、当然のごとく医療職の給与の見直しを行うこと。最後に、時として政権は国民に対し、一部の集団を敵視させることで閉塞感や不信感から目をそらさせるバッシングを行います。その最たるものが公務員バッシングと生活保護バッシングです。民主主義を高めるためには、バッシングを受ける側も行う側も事実と向き合い、主張すべきは主張する強い姿勢が求められています。その点で、日本の低賃金は世界でも異質です。世界有数の経済大国でありながら、利益は260兆円の大企業の内部留保、そして一部富裕層の資産、歴代政府による無駄な大型公共事業や軍事費に費やされてきました。このような低賃金社会を解決しなければ、日本経済の復興はあり得ません。ここで私が強調したいこと、公務員バッシングを恐れてはならないということです。市職員の賃金を守ることは、市内全体の賃上げへの第一歩であることを市民に粘り強く説明し、理解していただく努力を市と市議会が先頭になって行っていくことが重要です。

以上、討論といたします。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第１６号は可決されました。  
次に、議案第１７号を起立により採決いたします。  
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。  
よって、議案第１７号は可決されました。  
次に、議案第１８号を起立により採決いたします。  
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。  
よって、議案第１８号は可決されました。  
次に、議案第１９号を起立により採決いたします。  
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。  
よって、議案第１９号は可決されました。  
次に、議案第２０号を起立により採決いたします。  
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。  
よって、議案第２１号は可決されました。  
次に、議案第２１号を起立により採決いたします。  
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。  
よって、議案第２１号は可決されました。  
次に、議案第２２号を起立により採決いたします。  
本案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。  
よって、議案第２２号は可決されました。

(何事か言う声あり)

○議長 長 先ほど私の発言で議案第２０号の起立採決で第２１号を可決したというふうに申し上げましたが、これは議案第２０号の可決ということで訂正をさせていただきます。

それでは、この辺で休憩をさせていただきます。再開は１５時といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時01分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

◎日程第4 報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について

○議 長 日程第4、報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。総務部次長。

○総務部次長 ただいま上程されました報告第1号 一般社団法人滝川国際交流協会の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項に基づき報告をいたします。

まず、平成24年度の事業報告でございますが、お手元の資料1ページをごらんください。1の国際交流事業ですが、1ページから4ページまで記載されていますが、③、国際交流員クリスタルと行く米国シアトルツアー、⑨、「姉妹都市提携20年記念滝川市・スプリングフィールド市姉妹都市交流促進宣言」調印式等支援事業、⑭、第11回たきかわ紙袋ランターンフェスティバル紙袋ランターンづくりワークショップの新規事業を含めまして15の事業を実施しております。特に⑪の第22回ジュニア大使訪問団派遣事業でございますが、例年実施しておりますが、24年度におきましても中高生6名を派遣し、スプリングフィールド市での学校訪問並びにロングメドー町でのホームステイなどが地域の将来を担う人材育成に大きく寄与いたしました。

次に、2の国際協力事業ですが、4ページから8ページまで、②のモンゴル国ウブスハンガイ県への農業技術専門家派遣事業、⑨のJICA集団研修「農民参加による農業農村開発（A）ベトナム」コース研修員受入事業の新規事業を含めまして15の事業を実施してございます。特に④、⑦、⑧は、それぞれJICA草の根技術協力事業（地域提案型）カンボジア王国シェムリアップ市対象、音楽教育を活用した教員の授業実践力向上プロジェクトの関連事業であります。滝川高校OGで元青年海外協力隊員の田中千草さんのご協力を得て、市内小学校教諭等をシェムリアップ市のワットボー小学校等に派遣し、現地の教育支援を行っていますが、あわせて滝川市内の全小学校等にご協力いただき、カンボジア教員の受け入れも行い、当市児童の国際性豊かな資質の育成などに大きく貢献しているところです。

続いて、3の国際理解事業ですが、8ページから13ページまでの14の事業を実施しています。特に①の國學院大學北海道短期大学部シンポジウムでは、ジュニア大使訪問団の交流先であるロングメドー高校卒業生で世界屈指の名門校でありますカリフォルニア大学バークレー校2年生のジェニファー・バートンさんにご講演いただきましたが、これは長年にわたるジュニア大使訪問団派遣事業の大きな成果であります。

4の調査研究資料提供事業でございますが、13ページから16ページまで、②の多文化共生推進事業の新規事業を含めまして9つの事業を実施しております。①の「実用英語技能検定」実施事業、いわゆる英検の実施では2次試験受験者が697名、前年度比約11.3パーセント増、平成

19年の受託当時との比較では、地域の児童生徒数が減少しているにもかかわらず55.9パーセントの増となっております。

17ページの6の会員でございますが、18ページに参考資料として会員状況をつけております。平成24年度につきましては、昨今の厳しい経済状況にもかかわらず、口数で前年度比約1.12パーセントの増となっております。今後もより一層市民ニーズを分析した上で、新たな事業を展開するなど協会の魅力増強を図り、経営安定化のために鋭意努力していくというふうに伺っております。

次に、平成24年度の決算でございますが、ことし4月1日から一般社団法人へ移行したために新様式になりましたが、事業ごとの内容がわかりにくいことから、説明につきましては30ページでございます旧様式の収支計算書でご説明をいたしますので、ごらんいただきたいと思います。19ページから29ページの新様式については、お目通しいただきたいと思います。初めに、収入でございますが、今期は30ページの事業活動収入計と31ページの投資活動収入計を合わせて収入合計が4,319万7,183円となっております。次に、支出でございますが、30ページの事業活動支出計、31ページの投資活動支出計を合わせまして支出合計が4,397万8,268円となっております。なお、本市から平成22年度に国際交流・国際協力推進基金造成補助金として支出をいたしました2,000万円につきましては、2年間で150万円を使用し、平成24年度におきましてもジュニア大使訪問団派遣事業に90万円、ベトナム・カンボジアスタディーツアーに10万円の計100万円が使用され、当期末残高として1,750万円が国際交流・国際協力推進基金として積み立てられております。以上、収入から支出を差し引きまして、当期収支差額がマイナス78万1,085円となり、前年度繰越金414万6,586円と差し引きをいたしまして、今年度は336万5,501円が次期繰越金となったところでございます。

次に、平成25年度の事業計画についてでございますが、33ページから39ページに記載の事業を実施する計画でございます。今年度は、33ページの1、国際交流事業の③、春の国際ショナルフェスティバル in Takikawa、37ページの3、国際理解事業の③、第1回『「国際田園都市」TAKIKAWAの20年後』プレゼンテーションコンテストなどの新規事業を行うなど、地域国際化を深め、広げることで地域活性化の一翼を担う予定でございます。

次に、平成25年度予算でございますが、こちらにも新様式となっておりますことから、41ページから44ページはお目通しいただきまして、旧様式で記載されております45ページの平成25年度収支予算書をごらんいただきたいと思います。収入は、45ページ上の事業活動収入計4,122万6,000円と46ページ上の投資活動収入計の200万円を合わせて4,322万6,000円であります。投資活動収入のうち、国際交流・国際協力推進基金取崩収入といたしまして100万円を計上していますが、24年度と同様にジュニア大使訪問団派遣事業とベトナム・カンボジアスタディーツアーに使用する予定でございます。支出は、45ページ下の事業活動支出計4,409万2,000円と46ページの予備費支出249万9,501円を合わせて4,659万1,501円の支出を予定しているところでございます。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について

○議長 長 日程第5、報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。  
説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第2号 滝川市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出するものであります。

その概要についてご説明申し上げます。なお、金額につきましては1,000円単位で読み上げさせていただきます。初めに、平成24年度事業報告書、決算報告書についてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。1、事業の状況でございますが、記載のとおり公有用地1件、3,958平方メートルのうち、持ち分100分の45と住宅用地、これはニュータウンせせらぎ分譲地でございますが、9件、2,500.41平方メートルを処分したところでございます。

2番目の経営の状況でございます。詳細については4ページの決算報告書で説明いたしますが、収益的収支で収入4,870万4,000円に対し、支出1億1,435万円となり、収支差し引きでは6,564万6,000円の純損失を生じました。このうち5,458万1,000円については、土地の時価評価に伴い発生した特別損失となります。資本的収支については、資本的支出19万9,000円で、全額当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。また、後ほど貸借対照表でご説明申し上げますが、24年度末、25年3月31日現在で資産合計4億8,645万円、負債合計10億1,000万円となり、前期繰越欠損金4億6,290万4,000円に当期純損失6,564万6,000円を含み、5億2,355万円の債務超過となったところでございます。

3番目の庶務事項については、理事会、監事会の開催の内容でございます。記載のとおりでございますので、お目通しいただき、説明を割愛させていただきます。

続いて、4ページをお開き願います。平成24年度決算報告書ですが、収益的収支につきましては、収益総額では予算額4,330万6,000円に対し、決算額4,870万4,000円となり、執行率112.5パーセントとなったところでございます。主な要因としては、ニュータウンせせらぎ分譲地について5区画を販売することを目標として予算を組み、取り組んだところですが、計画を上回る9区画の販売となったことによるものでございます。費用総額では、予算額1億493万1,000円に対し、決算額1億1,435万円となり、執行率109パーセントとなったところでございます。増減の主なものを申し上げます。まず、事業原価、これは処分した土地の原価を費用で計上するものですが、土地造成事業原価についてニュータウンせせらぎ5区画の販売を予定していたところですが、実績としてはニュータウンせせらぎ9区画の販売となり、予算を1,0

9 5 万 7, 0 0 0 円上回ったものであり、これについて現金支出を伴わない経費であることから、土地開発公社予算基準により支出となったところでございます。販売費及び一般管理費については、経費節減等により 1 0 6 万 2, 0 0 0 円の不用額となったところでございます。また、平成 2 4 年度の土地の時価評価に伴う特別損失については 5, 4 5 8 万 1, 0 0 0 円の計上となり、これを含めて当期純損失は 6, 5 6 4 万 6, 0 0 0 円となったところでございます。

続きまして、5 ページをごらんください。資本的支出であります、予算額 6 8 万 7, 0 0 0 円に対しまして決算額 1 9 万 9, 0 0 0 円となり、執行率 2 9 パーセントとなったところであります。なお、資本的支出額 1 9 万 9, 0 0 0 円については、当年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。貸借対照表でございます。下段に記載してございますが、時価評価により資産の部、1、流動資産の（5）、完成土地等の貸借対照表価格が 5, 4 5 2 万円の減、（6）の代替地が 6 万 1, 0 0 0 円の減となりました。これにより、平成 2 4 年度決算は、純資産の部、2、欠損金、（2）、当期純損失の欄に記載のとおり 6, 5 6 4 万 6, 0 0 0 円の当期純損失となり、前期から繰越欠損金 4 億 6, 2 9 0 万 4, 0 0 0 円がありますことから、5 億 2, 3 5 5 万円の債務超過となったところでございます。

7 ページ、損益計算書においても同様でございます、6 番の特別損失として土地評価損が 5, 4 5 8 万 1, 0 0 0 円、これによって当期純損失が 6, 5 6 4 万 6, 0 0 0 円となっております。

8 ページ、キャッシュ・フロー計算書、9 ページ、財産目録、その次のページから 1 0 ページにわたります決算附属明細書及び決算監査報告につきましては、お目通し願います。

続きまして、平成 2 5 年度の事業計画書、予算書について説明申し上げます。この場合、1 ページ、2 ページについてのみ説明させていただき、3 ページ以降につきましてはお目通しをお願いし、説明については割愛させていただきます。

1 ページの第 2 条、業務の予定量でございますが、平成 2 5 年度は解散を予定しておりますが、それまでの間に計画するものとして土地処分について公有地 4 件、土地造成地 5 件を予定いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額では、収入総額 1 億 2, 2 7 0 万 1, 0 0 0 円に対しまして支出総額 1 億 5, 0 2 9 万 4, 0 0 0 円で、差し引き 2, 7 5 9 万 3, 0 0 0 円の当期純損失を予定したところであり、うち 2, 2 0 4 万 7, 0 0 0 円について土地の評価損による特別損失を見込んでおります。

次に、2 ページ、第 4 条の借入金は、短期借入金の限度額を 1 0 億 1, 0 0 0 万円としたところでございます。

以上、報告第 2 号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第2号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況について

○議長 日程第6、報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。河野教育部参事。

○河野教育部参事 報告第3号 財団法人滝川市生涯学習振興会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりましてご説明申し上げます。

初めに、平成24年度の事業報告でございますが、2ページをお開きください。当振興会は、大きく分けて5つの事業を実施しておりますが、メインになるのはⅠ、学習機会の提供に関する事業です。記載のとおり、講演会を初めとして、講座は30種類34講座167回を開催いたしました。講座の内容につきましても教養講座から体験、趣味、実用、語学など幅広く、市民の皆様の多様なニーズに沿うよう多くの事業に取り組んでまいりました。2ページから10ページまで記載がありますので、ごらんください。

次に、10ページのⅡ、情報の提供に関する事業では4項目を記載しております。特に、1の情報紙リブラーン滝川を年5回、広報たきかわに折り込みとして市民に配布をし、生涯学習に対する普及に努めたところであります。

Ⅲ、指導者の登録に関する事業からⅤの連絡推進に関する事業までと11ページの第2、各種会議の報告につきましては、お目通し願いたいと思います。

次に、決算でございますが、13ページの収支計算書をごらんください。初めに、収支計算書一番上のⅠ、事業活動収支の部の1、事業活動収入として、収入計（A）欄では予算に対して43万6,000円ほど収入が減となっておりますが、会費収入が減少したことによるものです。次に、2、事業活動支出ですが、支出計（B）欄では予算に対して76万1,000円ほど決算額が減少しております。これは、事業費支出の①、学習機会提供事業の講師謝礼、教材費等の支出減少と管理費の節減等によるものです。

次に、Ⅱ、投資活動収支の部、1、投資活動収入の（1）、投資有価証券償還収入は、基本財産のうち3,480万円で、従前より購入しております有価証券、国債ですが、2年満期のため昨年更新しましたが、満期日と公債の発行日が異なることから、一旦普通預金に預け入れるため、収入として記載されたものです。（2）、特定資産取崩収入は、基本財産以外の定期預金として積み立てております。生涯学習推進事業積立金の67万円のうち23万円を取り崩すため、一度解約し、収入としたものです。次の2、投資活動支出ですが、ただいま収入の部で申し上げた有価証券、国債の購入に係った経費を（1）、投資有価証券購入支出に記載いたしました。（2）、特定資産取得支出は、生涯学習推進事業積立金の残金を再度定期預金として積み立てております。

Ⅲ、予備費支出につきましては、支出はございません。

以上、平成24年度第28期の収支差額（H）欄の決算額は16万3,344円の残額が出まし

た。これに（Ⅰ）欄の前期繰越収支差額５０万４，４５１円を加えた（Ⅱ）欄の次期繰越収支差額、表の一番下の欄ですが、６６万７，７９５円が平成２５年度第２９期への繰越額となったところです。

なお、１４ページから１６ページまではただいま説明いたしました収支計算書の詳細を記載した計算書であり、また１７ページから２０ページには貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録を添付しておりますので、まことに恐縮ですが、お目通しをいただきたいと思います。

２１ページは監査報告でございますが、お目通しのほどお願いします。

次に、２３ページから２６ページまでの平成２５年度事業計画書では、学習機会の提供に関する事業を中心に会員の方々の意向を反映させ、５講座を取りやめ、新たに５講座を開設し、教養及び健康、運動と趣味、実用講座を中心に３１種類３５講座を計画いたしました。市民の皆様が気軽に参加でき、楽しめる内容を盛り込んでおります。詳細につきましては、お目通しを願いたいと思います。

次に、２８ページ、収支予算書でございますが、Ⅰ、事業活動収支の部のうち２の事業活動支出の部とⅡの投資活動収支の部及びⅢの予備費の合計額は１，２７４万円で、前年度と比較して８万９，０００円の減となっております。これは、本年度の事業の一部見直しによる経費の減によるものであります。詳細につきましては２９ページ以降に記載してございますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で報告第３号とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第３号は、報告済みといたします。

#### ◎日程第７ 報告第７号 監査報告について

#### 報告第８号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第７、報告第７号 監査報告について、報告第８号 例月現金出納検査報告についての２件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第７号 監査報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、教育部、社会教育関係を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成２３年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法については、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、補助金関係では実績報告書の決算額と団体における決算額及び科目との相違、前渡資金関係では支払い内訳書の作成、精算書の受領月日と領収書の宛名の間違い、契約関係では施工決定書の根拠法令の記載、収入印紙の貼付など、関係規定に基づいた適切な処理方と行政財産の使用及び普通財産の貸付事務の適正化について、所属に対する講評において指導並びに要望いたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当者には是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

次に、財政援助団体等の監査ですが、地方自治法第199条第7項の規定に基づき株式会社滝川グリーンズを対象として監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の範囲は、平成21年度から平成23年度までの事業に係る出納その他事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の目的は、監査の範囲の事務を対象として、これらの事務が適正に執行または管理されているかを監査いたしました。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では根拠法令の記載、予定価格の作成について、請求、支払い関係では支払い遅延、請求月日、請求印、領収印及び印紙の貼付の漏れが散見されるなど、関係規定に基づき適切な処理方を講評において指導いたしました。また、契約及び会計などの事務処理については滝川市財務規則に準じているとのことですが、チェック機能の充実を図るため、独自の規則等の作成について要望をいたしました。

なお、監査意見といたしまして、会計全般的に見れば適正に処理されていると思われませんが、収益を上げるために相当の無理をしている実態がうかがわれております。第2次経営改善計画の見直しについてを拝見いたしました。内容については同意できますけれども、入浴客の3期分構成割合を見ますと回数券と利用証利用の入浴客合計が50パーセントを超え、発券機での一般の入浴は30パーセントとなっており、ここに経営的には若干問題があるのではないかと思います。経営状況から推察して、利用証、回数券等の割引により入浴者数の増を図っていますが、その割引分が管理代行施設全体の運営管理に影響を与えていないか、さらには人件費削減、経費削減で収支改善を行っていますが、利用者に対するサービスの低下につながり、それがスパイラルとなり悪循環を繰り返すことになってはいないだろうか。当社の役員、職員は既に気がついていることと思いますが、いかにリピーターをふやすことができるかが課題であり、それ以上の対策はないということ、農産物直売、焼き肉、物販を行うことにより集客につなげようとしている努力は認められますが、なかなか売り上げにはつながっていないと思われます。管内他公共温泉のいずれも収支改善が図られていないようであり、この辺で価格競争を行うのではなく、中空知全体のことを考えて受益者負担の原則により入浴回数が多い顧客からは相応の利用料をもらえるような仕組みをつくる検討が必要であると考えます。滝川ふれ愛の里を創設した当時のコンセプトである市民の食と健康に寄与し、

農業と都市との交流事業を通して農業後継者を育成するという目的に向かって立て直しを図っていただくことを望みます。

以上で報告第7号 監査報告を終わります。

続きまして、報告第8号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成25年1月から4月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金などの出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、計数上の誤りは認められませんでした。一部に改善、検討が必要と思われる事項につきましては、源泉徴収所得税、旅費の積算根拠の記載、支出命令書の決裁及び検収日についてなど、出納検査講評においてその処理方を指導したほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、予算の執行に当たっては、厳しい財政事情からも前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行等により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第8号 例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第7号及び第8号の2件は、いずれも報告済みといたします。

#### ◎日程第8 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第8、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第2回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

#### ◎市長挨拶

○議長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第2回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げる次第でございます。

6月12日に開会いたしました本定例会、本日までの10日間、精力的にご審議賜りました。ご提案をさせていただきました議案全て可と可決をいただきましたことに、改めてお礼申し上げる次第でございます。今定例会からインターネット中継が始まったわけでもございまして、これまでも開かれた市議会でもございましたけれども、さらに開かれた市議会として市民の皆さんにもごらんいただけたと思う次第でもございまして、私どもも今回いろいろご指摘いただいた部分も踏まえ、慎重に市政運営に当たり、開かれた市政を目指してまいりたいと思います。

今後とも議員各位のご指導、ご鞭撻をお願いして、お礼とさせていただきます。まことにありがとうございました。

#### ◎閉会宣告

○議長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成25年第2回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時35分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員